

平成28年第 1 回定例会会議録

平成28年 第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期24日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月23日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
2月24日	水	休 会	議案調査
2月25日	木	休 会	議案調査
2月26日	金	休 会	議案調査
2月27日	土	休 会	（市の休日）
2月28日	日	休 会	（市の休日）
2月29日	月	休 会	議案調査
3月 1日	火	休 会	議案調査
3月 2日	水	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
3月 3日	木	本 会 議	一般質問
3月 4日	金	本 会 議	一般質問
3月 5日	土	休 会	（市の休日）
3月 6日	日	休 会	（市の休日）
3月 7日	月	休 会	議案調査
3月 8日	火	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
3月 9日	水	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
3月10日	木	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
3月11日	金	休 会	議事整理
3月12日	土	休 会	（市の休日）

月 日	曜日	区 分	日 程
3月13日	日	休 会	(市の休日)
3月14日	月	休 会	議事整理
3月15日	火	休 会	議事整理
3月16日	水	休 会	議事整理
3月17日	木	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成28年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

2月23日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	39
2. 本日の会議に付した事件	41
3. 出席議員氏名	43
4. 欠席議員氏名	44
5. 説明のため出席した者の職氏名	44
6. 事務局職員出席者	45
7. 開 会	46
8. 開 議	46
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	46
10. 日程第2 会期の決定	46
11. 日程第3 議案第2号及び議案第3号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決	47
12. 日程第4 議案第4号から議案第46号まで一括上程・説明	49
13. 日程第5 報告第1号から報告第3号まで一括上程・報告・質疑	72
14. 日程第6 請願第1号並びに陳情第1号から陳情第3号まで一括上程	74
15. 日程通告 散会	74
2月24日（水曜日） 休 会	
2月25日（木曜日） 休 会	
2月26日（金曜日） 休 会	
2月27日（土曜日） 休 会	
2月28日（日曜日） 休 会	
2月29日（月曜日） 休 会	
3月 1日（火曜日） 休 会	
3月2日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	77
2. 本日の会議に付した事件	77
3. 出席議員氏名	77
4. 欠席議員氏名	78
5. 説明のため出席した者の職氏名	78

6. 事務局職員出席者	78
7. 開 議	80
8. 日程第1 議事第33号説明・採決	80
9. 日程第2 質疑	82
10. 日程第3 委員会付託	87
11. 日程第4 一般質問	87
(1) 城 典臣君質問	88
「投票所について」	88
○選挙管理委員会委員長 中村道夫君答弁	90
城 典臣君質問	91
○選挙管理委員会委員長 中村道夫君答弁	92
(2) 城 典臣君質問	92
「施政方針について」	92
○市民環境部長 倉原良則君答弁	94
○経済部長 松野浩一君答弁	95
城 典臣君質問	96
○経済部長 松野浩一君答弁	97
○副市長 木村利昭君答弁	98
城 典臣君質問	99
○副市長 木村利昭君答弁	99
(3) 城 典臣君質問	100
「在宅医療充実について」	100
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	100
休 憩	102
開 議	102
(1) 水上隆光君質問	102
「鳥獣害問題について」	102
○経済部長 松野浩一君答弁	103
水上隆光君質問	104
○経済部長 松野浩一君答弁	105
水上隆光君質問	105
○経済部長 松野浩一君答弁	106
(2) 水上隆光君質問	107
「中小企業振興基本条例について」	107

○経済部長 松野浩一君答弁	108
○総務部長 馬場一也君答弁	108
水上隆光君質問	109
○総務部長 馬場一也君答弁	110
○建設部長 樋川博久君答弁	110
(3) 水上隆光君質問	111
「農業後継者の贈与税について」	111
○市民環境部長 倉原良則君答弁	112
○経済部長 松野浩一君答弁	113
(4) 水上隆光君質問	113
「施政方針について」	114
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	115
○教育部長 松岡千利君答弁	116
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	117
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	117
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	117
昼食休憩	118
開 議	118
教育部長 松岡千利君発言の申し出	118
(1) 出口一生君質問	118
「家庭からの不燃ごみ収集について」	118
○市民環境部長 倉原良則君答弁	119
出口一生君質問	119
○市民環境部長 倉原良則君答弁	119
(2) 出口一生君質問	120
「学校給食におけるアレルギーの取り組みについて」	121
○教育部長 松岡千利君答弁	122
出口一生君質問	122
○教育部長 松岡千利君答弁	122
(3) 出口一生君質問	123
「小中学生の交通安全・防犯対策について」	123
○総務部長 馬場一也君答弁	124
○教育部長 松岡千利君答弁	124
出口一生君質問	125

○総務部長 馬場一也君答弁	125
(4) 出口一生君質問	125
「道路沿いの民家から伸びた雑草・樹木等の通行者への影響について」	126
○建設部長 樋川博久君答弁	126
休憩	127
開議	127
(1) 荒木崇之君質問	127
「菊池市の総合（行政・福祉）システムについて」	128
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	128
荒木崇之君質問	129
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	131
荒木崇之君質問	132
○市民環境部長 倉原良則君答弁	133
荒木崇之君質問	133
○市民環境部長 倉原良則君答弁	133
荒木崇之君質問	133
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	134
(2) 荒木崇之君質問	134
「総合支所のあり方について」	135
○総務部長 馬場一也君答弁	135
荒木崇之君質問	136
○総務部長 馬場一也君答弁	137
荒木崇之君質問	138
○副市長 木村利昭君答弁	138
12. 日程通告 散会	141

3月3日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	145
2. 本日の会議に付した事件	145
3. 出席議員氏名	145
4. 欠席議員氏名	145
5. 説明のため出席した者の職氏名	146
6. 事務局職員出席者	146
7. 開議	147

8. 日程第1 一般質問	147
(1) 泉田栄一郎君質問	147
「買い物弱者対策支援について」	147
○経済部長 松野浩一君答弁	149
泉田栄一郎君質問	150
○経済部長 松野浩一君答弁	150
(2) 泉田栄一郎君質問	151
「認知症にやさしい菊池市づくり」	151
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	152
泉田栄一郎君質問	153
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	155
(3) 泉田栄一郎君質問	155
「本庁・支所方式のあり方について」	156
○総務部長 馬場一也君答弁	156
泉田栄一郎君質問	157
○総務部長 馬場一也君答弁	159
休憩	160
開議	160
(1) 坂本道博君質問	160
「施政方針について」	160
○経済部長 松野浩一君答弁	161
坂本道博君質問	162
○経済部長 松野浩一君答弁	162
坂本道博君質問	163
○副市長 木村利昭君答弁	163
(2) 坂本道博君質問	164
「迫田川の洪水対策について」	164
○副市長 木村利昭君答弁	165
休憩	166
開議	166
(1) 猿渡美智子さん質問	166
「教職員の勤務実態について」	166
○教育長 原田和幸君答弁	167
猿渡美智子さん質問	168

○教育長 原田和幸君答弁	169
猿渡美智子さん質問	170
○教育長 原田和幸君答弁	171
猿渡美智子さん質問	171
○教育長 原田和幸君答弁	172
(2) 猿渡美智子さん質問	173
「施政方針について」	173
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	174
猿渡美智子さん質問	175
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	175
猿渡美智子さん質問	176
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	176
猿渡美智子さん質問	176
○副市長 木村利昭君答弁	177
(3) 猿渡美智子さん質問	177
「マイナンバーについて」	177
○総務部長 馬場一也君答弁	178
猿渡美智子さん質問	178
○総務部長 馬場一也君答弁	179
休憩	180
開議	180
(1) 樋口正博君質問	180
「本庁舎整備と総合支所の取り扱いについて」	180
○総務部長 馬場一也君答弁	181
(2) 樋口正博君質問	182
「観光振興について」	184
○経済部長 松野浩一君答弁	186
9. 日程通告 散会	187
3月4日(金曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	191
2. 本日の会議に付した事件	191
3. 出席議員氏名	191
4. 欠席議員氏名	191

5. 説明のため出席した者の職氏名	192
6. 事務局職員出席者	192
7. 開 議	193
8. 日程第1 一般質問	193
(1) 東 奈津子さん質問	193
「公契約条例について」	193
○総務部長 馬場一也君答弁	194
東 奈津子さん質問	195
○総務部長 馬場一也君答弁	196
東 奈津子さん質問	196
○総務部長 馬場一也君答弁	197
東 奈津子さん質問	197
○副市長 木村利昭君答弁	198
(2) 東 奈津子さん質問	198
「病児・病後児保育について」	199
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	200
東 奈津子さん質問	201
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	202
東 奈津子さん質問	203
○副市長 木村利昭君答弁	203
(3) 東 奈津子さん質問	203
「後期高齢者医療制度における人間ドック健診補助について」	204
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	204
休 憩	205
開 議	205
(1) 大賀慶一君質問	205
「郷土愛について」	206
○教育部長 松岡千利君答弁	207
大賀慶一君質問	208
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	208
○教育部長 松岡千利君答弁	209
大賀慶一君質問	209
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	210
○教育部長 松岡千利君答弁	210

大賀慶一君質問	211
○教育長 原田和幸君答弁	212
(2) 大賀慶一君質問	213
「薬物等の乱用防止対策について」	213
○健康福祉部長 木原雄二答弁	214
○教育部長 松岡千利君答弁	214
大賀慶一君質問	214
○健康福祉部長 木原雄二答弁	215
○教育部長 松岡千利君答弁	215
大賀慶一君質問	216
○教育部長 松岡千利君答弁	216
大賀慶一君質問	216
○教育長 原田和幸君答弁	217
(3) 大賀慶一君質問	217
「施政方針について」	217
○経済部長 松野浩一君答弁	218
大賀慶一君質問	220
○副市長 木村利昭君答弁	221
昼食休憩	221
開 議	222
(1) 木下雄二君質問	222
「公園整備の現状について」	222
○建設部長 樋川博久君答弁	223
木下雄二君質問	223
○副市長 木村利昭君答弁	224
(2) 木下雄二君質問	224
「菊池市老人福祉センター跡地の対応について」	225
○建設部長 樋川博久君答弁	226
(3) 木下雄二君質問	227
「学校跡地の現状について」	227
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	227
(4) 木下雄二君質問	228
「べんりカー、あいのりタクシーについて」	229
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	229

木下雄二君質問	230
○副市長 木村利昭君答弁	230
(5) 木下雄二君質問	231
「竜門ダム市町村交付金について」	231
○市民環境部長 倉原良則君答弁	231
木下雄二君質問	232
○副市長 木村利昭君答弁	233
(6) 木下雄二君質問	233
「水迫地区の活性化について」	233
○経済部長 松野浩一君答弁	234
○市民環境部長 倉原良則君答弁	234
休憩	236
開議	236
(1) 平 直樹君質問	236
「保育園について」	237
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	237
平 直樹君質問	238
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	241
(2) 平 直樹君質問	242
「ふるさと納税とまるごと市場について」	242
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	242
平 直樹君質問	243
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	245
(3) 平 直樹君質問	246
「投票率と若い人の政治参加について」	246
○選挙管理委員会委員長 中村道夫君答弁	246
平 直樹君質問	247
○教育長 原田和幸君答弁	248
平 直樹君質問	249
休憩	250
開議	250
○	250
9. 日程通告 散会	250

3月 5日(土曜日) 休 会
 3月 6日(日曜日) 休 会
 3月 7日(月曜日) 休 会

3月 8日(火曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	253
2. 本日の会議に付した事件	253
3. 出席議員氏名	253
4. 欠席議員氏名	254
5. 説明のため出席した者の職氏名	254
6. 事務局職員出席者	255
7. 開 議	256
8. 日程第1 議案第22号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、 議案第29号訂正説明・採決	256
9. 日程通告 散会	260

常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)

3月 9日(水曜日) 常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
 3月10日(木曜日) 常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
 3月11日(金曜日) 休 会
 3月12日(土曜日) 休 会
 3月13日(日曜日) 休 会
 3月14日(月曜日) 常任委員会(総務文教)
 3月15日(火曜日) 休 会
 3月16日(水曜日) 休 会

3月17日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	263
2. 本日の会議に付した事件	263
3. 出席議員氏名	263
4. 欠席議員氏名	264
5. 説明のため出席した者の職氏名	264
6. 事務局職員出席者	264
7. 開 議	266
8. 日程第1 各常任委員長報告	266

・総務文教常任委員長報告	266
・福祉厚生常任委員長報告	271
・経済建設常任委員長報告	274
委員長報告に対する質疑	278
討 論	279
(1) 東 奈津子さん討論	279
(2) 猿渡美智子さん討論	281
(3) 荒木崇之君討論	282
(4) 平 直樹君討論	283
(5) 東 奈津子さん討論	284
採 決	284
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	286
休 憩	287
開 議	287
10. 追加議事日程（第6号の追加1）	287
追加日程第1 議事第1号 議会改革検討特別委員会の設置について	287
休 憩	288
開 議	288
追加日程第2 議案第47号上程・説明・質疑・討論・採決	288
休 憩	290
開 議	290
11. 閉 会	291

第 1 号

2 月 2 3 日

平成28年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成28年2月23日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第 2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
議案第 3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成27年度菊池市一般会計補正予算第9号）
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第 4号 菊池市行政不服審査会条例の制定について
議案第 5号 菊池市いじめ調査委員会条例の制定について
議案第 6号 菊池市職員の退職管理に関する条例の制定について
議案第 7号 菊池市消費生活センター条例の制定について
議案第 8号 菊池市老人福祉センター施設整備基金条例の制定について
議案第 9号 菊池市地下水対策協議会条例の制定について
議案第10号 菊池市空家等の適切な管理に関する条例の制定について
議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第13号 菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について

- 議案第 19 号 菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度菊池市一般会計補正予算 (第 10 号)
- 議案第 23 号 平成 27 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 24 号 平成 27 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 25 号 平成 27 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 26 号 平成 27 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 27 号 平成 27 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 27 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 29 号 平成 27 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 30 号 平成 27 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 31 号 平成 27 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 32 号 平成 27 年度菊池市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 33 号 平成 28 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 28 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 28 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 28 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 28 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 28 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 28 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 28 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 28 年度菊池市水道事業会計予算

- 議案第43号 財産の無償譲渡について
- 議案第44号 辺地総合整備計画の変更について
- 議案第45号 市道路線の廃止について
- 議案第46号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

- 第5 報告第1号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
- 報告第2号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
- 報告第3号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

- 第6 請願第1号 七城地区の地下水汚染に係る早急な対策に関する請願書
- 陳情第1号 陳情書
- 陳情第2号 「旧旭志幼稚園跡地利活用」に関する陳情
- 陳情第3号 泗水小学校北側畑地の購入に関する陳情

まで一括上程



本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 議案第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成27年度菊池市一般会計補正予算第9号）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第4 議案第4号 菊池市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第5号 菊池市いじめ調査委員会条例の制定について
- 議案第6号 菊池市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第7号 菊池市消費生活センター条例の制定について
- 議案第8号 菊池市老人福祉センター施設整備基金条例の制定について
- 議案第9号 菊池市地下水対策協議会条例の制定について
- 議案第10号 菊池市空家等の適切な管理に関する条例の制定について
- 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議案第 13 号 菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度菊池市一般会計補正予算（第 10 号）
- 議案第 23 号 平成 27 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 平成 27 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 25 号 平成 27 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 26 号 平成 27 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 27 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 28 号 平成 27 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 29 号 平成 27 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 30 号 平成 27 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第

4号)

議案第31号 平成27年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
(第3号)

議案第32号 平成27年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第33号 平成28年度菊池市一般会計予算

議案第34号 平成28年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算

議案第35号 平成28年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第36号 平成28年度菊池市介護保険事業特別会計予算

議案第37号 平成28年度菊池市公共下水道事業特別会計予算

議案第38号 平成28年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予
算

議案第39号 平成28年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算

議案第40号 平成28年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算

議案第41号 平成28年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算

議案第42号 平成28年度菊池市水道事業会計予算

議案第43号 財産の無償譲渡について

議案第44号 辺地総合整備計画の変更について

議案第45号 市道路線の廃止について

議案第46号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(道路管理瑕疵)

報告第2号 専決処分の報告について(道路管理瑕疵)

報告第3号 専決処分の報告について(道路管理瑕疵)

まで一括上程・報告・質疑

日程第6 請願第1号 七城地区の地下水汚染に係る早急な対策に関する請願書

陳情第1号 陳情書

陳情第2号 「旧旭志幼稚園跡地利活用」に関する陳情

陳情第3号 泗水小学校北側畑地の購入に関する陳情

まで一括上程



出席議員(19名)

1番 平 直 樹 君

2番 東 奈津子 さん

3番 坂 本 道 博 君

4番 水 上 隆 光 君
 5番 出 口 一 生 君
 6番 猿 渡 美智子 さん
 7番 松 岡 讓 君
 8番 荒 木 崇 之 君
 9番 柁 原 賢 一 君
 10番 工 藤 圭一郎 君
 11番 城 典 臣 君
 12番 大 賀 慶 一 君
 14番 水 上 彰 澄 君
 15番 泉 田 栄一朗 君
 16番 森 清 孝 君
 17番 樋 口 正 博 君
 18番 木 下 雄 二 君
 19番 山 瀬 義 也 君
 20番 境 和 則 君

○

欠席議員（1名）

13番 岡 崎 俊 裕 君

○

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	樫 川 博 久 君
七城総合支所長	榎 田 邦 昭 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 讓 二 君
財 政 課 長 長	中 村 喜 範 君

総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永 孝 博 君
市長公室長	上 田 俊 介 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監査事務局長	松 永 隆 則 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

午前10時00分 開会

○

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第1回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（森 清孝君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

1月28日に九州市議会議長会理事会が玉名市で開催されました。全国市議会議長会総会への提出議案等について協議をいたしました。

次に、2月3日には、全国広域連携市議会協議会総会が東京都で開催され、28年度の活動方針などを協議し、人口減少時代の地域づくりについて講演を受けました。

次に、監査委員から、平成28年1月分までの一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告をいたします。なお、詳細については、それぞれ事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、坂本道博君及び水上隆光君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から3月17日までの24日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの24日間と決定しました。

○

日程第3 議案第2号及び議案第3号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、議案第2号及び議案第3号を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） あらためまして、皆さまおはようございます。本日、平成28年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から3月17日までの24日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第2号及び議案第3号について、ご説明申し上げます。

菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び平成27年度菊池市一般会計補正予算（第9号）につきまして、地方自治法の規定により、専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。それでは、議案第2号及び議案第3号につきましてご説明いたします。

議案書その1、1ページをお願いいたします。議案第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法の規定によりまして、専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めます。

2ページが、専決第24号専決処分書で、菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。専決日は、平成27年12月28日でございます。地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の施行に伴う一部改正条例についての改正で、3ページが改正した条例の内容でございます。

減免申請提出期限及び番号法の施行に伴い改正を行ったものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。議案第3号、同じく地方自治法の規定によりまして専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

6ページが専決処分書で、平成27年度菊池市一般会計補正予算第9号でございます。平成28年1月8日に専決をいたしております。

8ページをお願いいたします。今回の補正は、予算の総額に2,054万7,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ304億8,471万9,000円とするものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金、節1一般寄附金の増につきましては、がんばるふるさと菊池応援寄附金の件数増に伴い増額したものでございます。

次に、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目9地域振興費、節8報償費及び節13委託料の増額は、寄附金の増に伴いまして、返礼に要する費用及びクレジットカードによる寄附の際のクレジット決済代行者への委託料を増額したものでございます。

なお、今回の寄附金の増に伴い、財政調整基金繰入金の縮減を図っております。

以上、議案第2号及び議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第2号及び議案第3号の2議案については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第2号及び議案第3号の2議案については、原案のとおり承

認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号の2議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第4号から議案第46号まで一括上程・説明

○議長（森 清孝君） 次に、日程第4、議案第4号から議案第46号までの43案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案第4号から議案第46号の提案理由の説明に先立ちまして、まず、平成28年度における、私の市政運営に関する基本的な考え方と予算の概要についてご説明申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様にご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

昨年国際的には、I Sにかかわる欧州での難民問題やテロリズム、また中国経済の減速など、世界的規模での不安要因が増大する中、我が国もT P Pを初め安全保障問題、人口減少・高齢化社会への対応など、多くの課題が山積し、待ったなしの状況になっています。

とりわけ、地方にある本市にあつては、人口減少、高齢化への対応や地域の活性化は喫緊の課題であり、市民と協働して取り組まなければなりません。

平成28年度は、市政への負託に応える集大成の年であります。これまで、本市のにぎわいと活力を取り戻すために、「安心・安全の『癒しの里』きくち」を目指し、経済の活性化や子育て環境の充実など、住み続けたいと思えるような魅力あるまちづくりに取り組んでまいりました。

具体的には、経済の活性化の面では、米のブランド力向上に取り組み、昨年の「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」で、菊池米が2部門で最高賞の金賞を受賞しました。九州では初の栄誉であり、本年秋にはこの国際大会が菊池で開催されますが、農家の方も引き続きの受賞を目指して、生産技術の向上に力が入っており、ブランド化に向け期待をいたしているところでございます。

また、雇用の面では企業誘致を積極的に進め、合併後最も多くの誘致を実現することができました。さらに、ふるさと納税では、返礼品に菊池の特産品を選択できる仕組み等を導入することにより、大幅な納税額となるなど、着実な成果を上げています。

子育て環境の充実の面では、病児・病後児保育の導入、子ども医療費の現物給付、すくすく子宝祝金の拡充等に取り組みました。また、子供たちの学力向上を図るため、ICT教育環境づくりに取り組み、小・中学校への電子黒板や実物投影機、タブレット端末等の整備を実施しました。

平成28年度は、「安心・安全の『癒しの里』きくち」を目指したさらなる事業推進を図り、成果をより確実なものにしたいと考えています。

予算の選択と集中とともに、国の地方創生の支援を受けて、平成27年度実施した緊急経済対策に引き続き、地方創生加速化交付金や新たな新型交付金を活用した事業に取り組み、着実な進展を図りたいと考えています。

菊池の未来は私たち全員の知恵と行動で決まります。「市民力」を結集し、自信と誇りを持てる「安心・安全の『癒しの里』きくち」を築いていきたいと思えます。

それでは、平成28年度の予算編成方針について述べさせていただきます。

本市の歳入の状況を見ますと、景気の回復等により個人市民税や固定資産税は穏やかな増加は見せているものの、平成26年度税制改正による法人市民税率の引き下げ等の影響による減少などがあり、市税全体での伸びは不透明な状況にあります。

また、国の地方財政対策では、地方の一般財源総額は平成27年度を0.1兆円上回る額を確保するとなっているものの、地方交付税の総額は、平成27年度とほぼ同程度となっています。

こうしたことから、本市の普通交付税については増加が期待できず、平成27年度から合併に伴う特例措置の段階的な縮小が始まっている影響から、平成28年度は、平成27年度の約1億4,200万円の2倍、3億円程度の減額が見込まれ、大幅な減少の見通しでございます。

歳出につきましては、新庁舎や生涯学習センター建設など大規模事業が継続中であるとともに、社会保障と税の一体改革に基づく社会保障経費の充実などに伴う、扶助費や繰出金など経常経費の増加を初め、地方交付税から臨時財政対策債へ多額の振りかえが行われていることから、公債費の増等を見込んでいます。

なお、各種施設やインフラの更新、改修など、多額の財政出動を伴う老朽化対策については、施設の廃止・整理・統合を含めた計画的、効果的な運用を図っていくための公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでいるところです。

このように厳しい財政状況が続くことから、事業の外部評価等に基づき無駄の徹底的な排除や事務事業の見直しを図るとともに、第三次行政改革大綱に基づき、職員の適正配置や事務事業の効率化などに引き続き取り組むこととし、本市の目指す「安心・安全の『癒しの里』きくち」の実現に向け、平成28年度一般会計予算を編成したところです。

平成28年度は、昨年度に続き大規模建設事業の実施、地域振興基金の積み立て、さらに扶助費の増により、前年比5.6%増の、305億800万円を計上しております。

次に、平成28年度は、私の1期目の任期を締めくくる年であり、以下の施政運営に関する4つの視点から、市民の皆様と力を合わせ、重点プロジェクト等の実施に向けて邁進していきたいと考えています。

1つ目は、地方創生総合戦略の具現化です。

地方創生総合戦略については、平成27年度の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する今後5年間の基本的方向性と具体的な施策をまとめた「癒しの里きくち創生総合戦略」の策定を行いました。

戦略の基本的な考え方は、私の市長就任当初からしっかりと取り組んできたもので、本市の地域資源や歴史・文化を掘り起こし、農業と観光振興を柱として地域活性化を図るとともに、人を引きつける魅力のあるまちをゴールとする「安心・安全の『癒しの里』きくち」の実現としています。

戦略の実施に当たっては、国の地方創生に向けた支援を最大限に活用し、総合戦略で掲げた施策の具現化を図ってまいります。

2つ目は、暮らしの満足度を高めることです。

暮らしの満足度において、住む、費やす、働く、育てる、癒やす、遊ぶ、学ぶ、交わるの視点により、健康・子育て・教育・福祉・交通体系・支所機能など、市民の皆様と直結する部分を見つめ直し、よりよい環境を提供していきます。

3つ目は、中山間地対策です。

本市の中山間地域は、全国に誇れるすばらしい自然や景観を有するとともに、観光振興につながる高いポテンシャルを内在し、その農地や山林等は国土保全、水源涵養、洪水調整など、さまざまに有益な多面的機能を有しています。

一方で、過疎化・高齢化の進行による集落機能の低下や担い手不足による耕作放棄地の増加など、困難な課題にも直面しています。

こうしたことから、地域の特性を生かし、固有の資源を掘り起こす「儲かる農業」プロジェクトの推進や共同活動組織への支援等を行い、地域の維持・活性化に取り組んでまいります。

4つ目は、行財政改革です。

自治体みずからの責任と権限において、地域を経営していくことが求められる中、従来の行政サービスを提供していくためには、行政サービスのあり方自体を、市民と行政の協働によるまちづくりという新しい視点から見直すことが求められています。

そこで、第三次菊池市行政改革大綱で掲げた6つの基本方針に基づき、時代に即応した連携と協働のまちづくりと持続可能な財政基盤の確立を重要ポイントとした市政運営に取り組んでまいります。

次に、重点プロジェクトについて述べさせていただきます。

重点プロジェクトは、「安心・安全の『癒しの里』きくち」の実現に向け、「経済の活性化の仕組みづくり」「住みやすさ日本一の菊池づくり」の2つを大きな柱とし、それぞれのプロジェクトを進めてまいります。

まず、1つ目の経済の活性化の仕組みづくりとして、1点目は、「儲かる農業」プロジェクトです。

平成27年11月のTPP大筋合意に基づく国際化の進展は、本市の基幹産業である農業に多大な影響をもたらす事が懸念されます。このような中、国においては、TPP関連政策大綱に基づき各種施策が講じられることになりました。今後は、さらに情報収集に努めるとともに、県等の関係機関や団体等との連携を強めながら、農家へのさまざまな支援策を講じてまいります。

また、本市独自の認証制度である農産物の安全・安心な栽培基準「菊池基準」の取り組みの拡大により「環境王国菊池市」としての確立を図ります。

また、菊池米をブランド米として確立するため、平成28年度も関係機関と連携して市内農家の生産技術の向上を図りながら、「菊池米食味コンクール」を開催するとともに、12月に本市で開催される「第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」を通して、「米どころ菊池」を全国に発信します。

インターネットショップ「菊池まるごと市場」については、さらなる売り上げを伸ばすために、ウェブでの露出機会の増加や商品開発、ターゲットとなる首都圏消費者へ情報発信を行い、効果的なチャネル確保に努めてまいります。

さらに、就農希望者等への支援の推進、営農指導の充実、6次産業化の推進、並びに農地の集積等に取り組むことにより、「儲かる農業」を進めてまいります。

2点目は、観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトです。

観光戦略では、観光振興事業を担う観光協会を初め、商工会や旅館組合、民間組織及び行政が、今後より一層連携を強化して、観光情報の提供、観光資源の開発・活用、サービスの向上や地域イベントの実施等を効率的・効果的に進めていく必要があります。そのため、本市の実情に応じた組織づくり、菊池版DMOに向けた取り組みを行ってまいります。

また、菊池一族にかかわる歴史・文化のコンテンツ等を活用し、全国に30万人とも言われている「きくち姓」のネットワークづくりを図り、潜在的な固定客、いわゆるきくちファンの獲得や交流人口の増を目指します。

さらに、国内旅行者向けの誘致策として、宿泊や滞在時間の延長を促すため、本市の有する自然をフルに活用した農業体験を初め、フットパス・サイクリングを含めたグリーンツーリズム、また、昨年試行的に実施をした温泉や自然、食を組み合わせた健康サービス事業「スマート・ライフ・ステイ」の本格始動に向けた取り組みを行います。

特に、都市部からのお客様に対しては、農村ならではの魅力を味わっていただくため、農家民泊を推進し、中山間地の新たな観光関連収益源を創出するとともに、都市部との交流を通じた定住化や高齢者の元気づくりにも役立てたいと考えております。

また、竜門ダム一帯については、都市部住民の週末レジャー基地としての整備を図るとともに、おもてなしの充実を図り、5月に開催される全日本マスターズレガッタ大会において、本市の魅力を存分にPRできるよう努めてまいります。

その他、全国的に急激に増加している外国人観光客を誘致するため、菊池川流域の3市1町、玉名・和水・山鹿・菊池の広域連携事業の体制づくりを行うとともに、台湾などへのプロモーション活動を行います。

また、滞在型の観光地基盤づくりの一環でもある、日本一の桜の里づくり、森の中のまちづくり、ホテル王国の3つの長期プロジェクトについても引き続き推進します。

さらに、自然環境や歴史、文化景観、街並み景観を本市の財産として生かすため、景観まちづくりの指針となる「菊池市景観計画」を策定し、地域イメージの向上、地域ブランド化へとつなげるとともに、温泉街の景観整備、菊池公園や市民広場の整備など、市民の皆様の協力を得ながら進めてまいります。

3点目は、きくち情報発信プロジェクトです。

多様化・高度化する社会の中、スピード感や魅力のある情報発信が必要なことから、広報紙やホームページの充実はもちろん、デジタル放送を利用したデータポンやフェイスブック、動画を活用したARなどを活用し、情報発信に取り組んでまいりました。

その成果の一つとして、「広報きくち」が熊本県広報コンクールにおいて、4年連続グランプリを受賞しました。今後もニーズに沿った情報発信の充実を図るため、観光サイトの多言語化など、外国人へ向けた情報も発信してまいります。

次に、2つ目の住みやすさ日本一の菊池づくりとして、1点目は、定住促進化プロジェクトです。

定住促進については、空き家・空き地情報活用制度による登録物件を充実させるとともに、移住フェアやお試し体験ツアーの開催、独身者への交流機会の提供を通

して、本市の魅力をもっと一層PRし、地域の活性化につながる移住施策を推進します。

子育て支援については、保育施設の整備、待機児童ゼロ施策の堅持、病児・病後児保育事業の実施、つどいの広場事業の周知、放課後児童育成クラブ施設の拡充、子育て支援ガイドブックの発刊などにより、出産・子育て世帯を積極的に支援してまいります。

ひとり親家庭に対しては、高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施により、自立につながるよう支援します。

また、ひとり親家庭の医療費助成については、病院窓口での支払いを一部負担のみとすることで、受診しやすさなど利便性の向上を図ります。

また、妊娠・出産から乳幼児の健やかな成長を支援する場として、仮称ですが、「母子保健センター」の整備に向けた検討を進めます。

2点目は、地域おこし・地域づくり（一体感醸成）プロジェクトです。

市民の皆様とともにまちづくりを進めるために、平成27年度の「市長と語る会」では、高校生や進出企業といった異なるグループ単位で開催するとともに、希望される行政区単位等においても実施してまいりました。平成28年度も、より丁寧に対話を進めてまいります。

平成26年12月に中心市宣言を行った定住自立圏構想については、地域に定住するための諸機能を確保し、自立するための生活基盤を培い、新たな成長戦略の展開や農林畜産業の振興、地域文化を生かした観光産業の振興を図り、圏域全体の均衡ある発展を目指します。

また、地域おこし協力隊については、よそ者・若者の斬新な発想で、移住・定住、文化、健康、観光・にぎわい、ブランド、癒し、魅力発信の各分野で活動を深め、市や住民と協働して地域の魅力を引き出し、活性化につなげます。

菊池市民体育大会については、ニュースポーツの中から新たな種目を追加し、内容の充実を図ります。また、スポーツイベントの支援体制の充実を図るため、「菊池市スポーツボランティア制度」を生かして、市民参加型のイベントとなるよう取り組んでまいります。

市民広場再整備については、景観や空間を生かした市の魅力発信、中心部回遊の拠点として、市民広場再整備の設計業務に着手し、老朽化した体育センター及び青少年ホームの解体を実施していきます。

3点目は、文教菊池再興プロジェクトです。

本市の教育理念である「文武両道・廉恥礼節」を基本として、児童・生徒の着実な基礎学力の修得・向上のための取り組みを推進します。特に、ICT教育につい

では、一応の環境整備が整ったことから、今後はそれらの活用を促すため、ICT支援員を配置し、教職員に対する支援・研修等を行い、ICTを効果的に活用したわかりやすい授業の実践に努め、児童・生徒の学力の向上を図ります。

また、障がいの有無に関係なく、誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育の充実に努めてまいります。

その他、引き続き市内3高校の連携をより深めるため、教育支援ネットワーク事業や、新たに子供たちの生きる力と国際感覚を持ったリーダー育成を目的とした「森の学校・きくち」やプラチナ未来人材育成塾派遣事業などに取り組みます。

生涯学習では、引き続きその拠点となる生涯学習センターの建設と開館に向けた諸準備を進めてまいります。

伝統・文化面では、中世菊池一族関連史跡群の現地調査や文献資料調査等を実施し、史跡の状況を把握するとともに、基本構想を作成し、国指定の史跡化に向けた取り組みを進めます。

そのほかに、菊池川流域市町村と連携し、日本遺産保存活用推進事業として、日本遺産の認定を目指します。認定後は、地域活性化計画に沿って文化財の情報発信・観光ガイド育成事業、普及啓発事業、調査研究事業等の推進を図ってまいります。

4点目は、支え合い安心・安全プロジェクトです。

地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織の組織率の向上と地域防災のリーダーとしての防災士の育成を目指してまいります。

コミュニティ交通対策については、「きくちあいのりタクシー」を公共交通空白地域であった七城地域へ新たに導入するなど、各地域の交通エリアを拡大します。また、運行日や運行時間を一部変更することで、中山間地域と市街地を結ぶ市民の利便性をより向上させ、地域に密着した交通体系づくりに取り組みます。

要支援者等の生活支援については、平成28年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、暮らしのサポーターによる支援、シルバーヘルパーによる安否確認などサービスを充実させるとともに、介護予防に関する普及・啓発を強化していきます。

健康づくりについては、地域での健康推進サポーターを養成し、市民みずからが健康づくりに取り組めるシステムを構築することで、健康寿命の延伸や医療費の抑制を図ります。

地下水保全対策としては、平成28年度は、七城地区において、熊本大学の協力を得ながら地下水質のモニタリングや分析を行い、今後の硝酸性窒素濃度推移のシミュレーションモデルづくりや汚染原因の推定等に向けて継続的に取り組みます。

また、学識経験者や農業関係機関、住民代表等による菊池市地下水対策協議会を立ち上げ、地下水保全のための取り組みや地下水涵養の意識啓発等を図ってまいります。

5点目は、循環型社会モデル都市プロジェクトです。

平成28年度の再生可能エネルギー利活用事業は、家畜排せつ物のエネルギー利活用について、関係農家や関係機関への意向、原料の供給体制及び事業運営方法等の調査をさらに進め、市の方針を決定します。

また、小水力等他の再生可能エネルギーについても、土地改良区等の関係機関や関係者との協議をさらに進め、エネルギーの地産地消の可能性を探ります。

6点目は、人財育成プロジェクトです。

現在まで実施してきた職員研修の効果を検証しながら、引き続き外部研修、職場内研修等を組み合わせ、実効性のある職員研修を実施してまいります。また、職員の派遣研修についても継続して実施することとし、新たに一般財団法人地域活性化センターへの職員派遣を予定しております。

合わせて、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、平成28年度から職員の人事評価制度を導入することで、人材育成を図ってまいります。

次に、重点プロジェクト以外に、継続的に取り組む施策について、申し上げます。

同和問題を初めとするあらゆる人権問題を解決するために、市民一人一人がお互いの人権を尊重し合える差別のない明るいまちづくりを目指します。また、男女共同参画社会の実現のため、各種団体や市民の皆様と連携を図りながら、さらに推進してまいります。

マイナンバー制度では、平成28年1月から社会保障分野や税分野での運用が開始され、平成29年度には情報提供ネットワークシステム、いわゆるマイナポータルの運用が予定されていることから、セキュリティ対策については、今まで以上に国・県と連携しながら体制を強化してまいります。また、市独自での活用についても検討を進めてまいります。

次に、ふるさと納税については、さらなる制度のPRとともに、本市の返礼品として特産品を味わっていただくことにより、全国の人と本市をつなぐきっかけとし、さらなる拡充に努めてまいります。また、企業版ふるさと納税について、その動向を注視し積極的に取り組んでまいります。

それから、鞠智城跡の国営公園化に向けては、引き続き認知度向上、地元機運の醸成を図るため、熊本県、山鹿市と共同で「鞠智城の日」の開催などに取り組んでまいります。

次に、地域福祉の推進については、第2期地域福祉計画に基づき、市民の地域福

祉活動に対する意識啓発や、サロン活動等の活性化を図り、市民・行政・福祉事業者等が連携しながら地域における支え合いの仕組みづくりを構築していきます。

障がい福祉については、平成28年度に障がい者のニーズ把握等のためアンケート調査を実施するとともに、本市における第2期障害者計画、平成29年度～平成35年度までの7年間の計画期間でございますが、これを策定し、障がい者の自立支援、社会参加に向けたサービスの充実を図ります。

生活困窮者の支援については、生活困窮者の早期把握と自立支援のため、「くらしサポートセンター」と「消費生活センター」との連携を強化するとともに、庁内及び庁外関係機関とのネットワークの構築を図り、相談者の支援及び課題解決に当たります。

生活習慣病やその重症化の予防として、平成28年度は健診受診率の向上に努め、健診結果に基づく保健師や管理栄養士による指導や訪問による個別支援を強化していきます。また、がん検診の必要性を再認識してもらうために、「がん検診啓発セミナー」を開催するとともに、受診体制の充実や各種団体への啓発を行い受診率の向上に努めます。

つまごめ荘においては、引き続き入所者・利用者の身体状況にあったサービスに努めるとともに、安定的・永続的な運営のための民営化の検討については、平成28年度において、外部検討委員会を設置し、審議を行ってまいります。

商工業振興事業については、商工業者や小規模事業者の安定した経営の持続化を支援し、地域経済浮揚のための各種事業や助成制度を推進します。また、中心市街地の活性化、集客力の向上を図るため、関係団体と連携して、商店街の景観整備に取り組みます。

農業振興については、地域ぐるみでの共同活動組織を支援する多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払制度事業の着実な取り組みを図り、農業生産の基盤となる農用地や農道・水路等農業用施設の維持・保全につなげてまいります。また、引き続き認定農業者を初め、農業の担い手への支援策と合わせ、農地中間管理事業等を活用し、農地集積・集約化の推進を図ってまいります。合わせて、JAやアグリフューチャージャパンとの連携による担い手育成や農業者の経営力の向上を図るため、セミナー等を企画してまいります。

次に畜産振興対策については、肉用繁殖素牛や乳用牛の優良雌牛の導入のため、家畜導入事業に取り組み、畜産経営基盤の強化を図ります。また、地域の畜産関係者等が連携して作成する畜産クラスター計画に基づき、家畜飼養管理施設を初め、バンカーサイロ等の整備を支援し、地域全体の畜産収益力の向上を図ってまいります。

林業振興については、平成28年度も引き続き作業道延長・作業路の開設に対する補助事業を推進します。また、木材の安定供給を図りながら林業経営者の間伐意欲を喚起し、森林の適正な管理を後押しします。

農業生産基盤の強化については、継続事業地区である県営花房中部2期地区、菊池東部2期地区及び菊池3地区、A地区の事業を実施するとともに、今後採択予定地区6地区の推進を図ります。また合わせて、用排水路、農道等の整備を行ってまいります。

道路整備については、今後の菊池市の道路整備の指針となる菊池市道路マスタープランの策定を行ってまいります。

危険な空き家等については、勧告や代執行等の法的措置を効率的に実施できるよう空き家対策協議会を設置し、空き家の解体等の対策を検討してまいります。

水道事業については、簡易水道事業等の統合による事業経費の増、今後の料金収入見込みや維持経費への影響など、適切に分析し、経営基盤の強化を図ってまいります。

下水道事業につきましては、老朽化対策として、改築更新に取り組んでまいります。また、平成32年度までに公営企業会計への移行を求められているため、平成28年度より3カ年計画で企業会計へ向けた準備に取り組んでまいります。

庁舎整備につきましては、現在、本庁舎の増改築工事が進められており、平成29年1月には増築棟が完成予定です。その後、完成した増築棟への事務所移転作業を行い、3月末から業務を開始する計画としています。移転作業後引き続き、既存庁舎の改築工事に着手します。

また、支所機能のあり方については、現在、鋭意検討を進めているところであり、できるだけ早い段階で説明ができるよう努めてまいります。

最後に第2次総合計画前期基本計画の最終年度が平成29年度のため、市民アンケート調査の実施と分析を行い、将来像である「安心・安全の『癒しの里』きくち」の実現に向けた後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

以上、平成28年度の主要施策を申し述べましたが、この施策を推進していくには、市民力が重要な鍵となってきます。「安心・安全の『癒しの里』きくち」実現を目指し、さらに加速させるため、市議会の皆様を初め、市民の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上、私の平成28年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案書その1、議案第4号から議案第10号につきましては、菊池市行政不服審査会を初め、いじめ調査委員会、地下水対策協議会など執行機関の附属機関の設置

条例。新たに基金を設けることに伴う老人福祉センター施設整備基金条例。関係法律の改正及び制定に伴う職員の退職管理に関する条例、消費生活センター条例、空家等の適切な管理に関する条例など、新たに制定する条例7議案でございます。

次に、議案第11号から議案第21号につきましては、附属機関の設置、行政委員会委員及びその他委員の報酬改定に伴う特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正、関係法律の改正に伴う行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の改正、市税条例の改正のほか、省令の改正に伴う関係条例の所要の改正。人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき実施された公務員の給与改定に準じて行う、一般職の職員の給与に関する条例等の改正、市長等の給与及び旅費に関する条例等の改正、その他手数料条例、市営住宅条例、水道事業の設置等に関する条例などの条例改正11議案でございます。

次に、議案書その2、議案第22号から議案第32号につきましては、「平成27年度各会計補正予算」11議案、いずれも事業費の最終見込み額の確定に伴う補正が主なものでございます。

また、別冊となっております、議案第33号から議案第42号につきましては、先ほどの施政方針で内容の一部をご説明申し上げました、「平成28年度各会計当初予算」10議案でございます。

議案書その1に戻りまして、議案第43号から議案第46号につきましては、財産の無償譲渡、辺地総合整備計画の変更、市道路線の廃止及び認定につきまして、各関係法律の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、上程されました議案の概要を申し上げます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時44分

開議 午前10時53分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、議案第4号から議案第46号までを一括してご

説明申し上げます。まず議案書その1、17ページをお願いいたします。

議案第4号、菊池市行政不服審査会条例の制定についてでございます。

地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置を条例で定めるもので、18、19ページが制定する条例案でございます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の規定により設置する菊池市行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。この条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第5号、菊池市いじめ調査委員会条例の制定についてでございます。

地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置を条例で定めるもので、22、23ページが制定する条例案でございます。

いじめ防止対策推進法の規定により設置する、菊池市いじめ調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、25ページをお願いいたします。

議案第6号、菊池市職員の退職管理に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を条例で定めるもので、26ページが制定する条例案でございます。

離職後に営利企業等に再就職した元職員について、契約等事務についての働きかけを禁止するとともに、任命権者へ再就職情報の届け出を義務づけるものでございます。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとし、そのほか必要な適用範囲を定めることとしております。

次に、27ページでございます。

議案第7号、菊池市消費生活センター条例の制定についてでございます。

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターに関し必要な事項を条例で定めるもので、28、29ページが制定する条例案でございます。

センターの組織及び運営並びに安全管理に関し必要な事項を定めるものでございます。平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、31ページをお願いいたします。

議案第8号、菊池市老人福祉センター施設整備基金条例の制定についてでございます。

地方自治法の規定により、基金を設けるに当たり、条例を定めるもので、32ページが制定する条例案でございます。

同センターの施設整備の財源に充てるため、基金を設け、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものでございます。指定管理者の収益から納付金として積み立てることとしております。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、33ページでございます。

議案第9号、菊池市地下水対策協議会条例の制定についてでございます。

地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置を条例で定めるもので、34ページ、35ページが制定する条例案でございます。

硝酸性窒素の削減等を初め、地下水の水質保全の総合的かつ計画的な対策を講ずるため設置します、菊池市地下水対策協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、37ページでございます。

議案第10号、菊池市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてでございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の制定に伴い、空き家等の適切な管理に関し必要な事項を条例で定めるもので、38ページから43ページが制定する条例案でございます。

空き家等の所有者、管理者及び市の責務並びに保安上の危険、衛生上の有害、景観上に疎外を及ぼしている特定空き家等の認定等を行うための「菊池市空家等対策協議会」の設置のほか、市の空き家等に対する措置について必要な事項を定めるものでございます。平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、45ページをお願いいたします。

議案第11号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

ただいま説明しました行政不服審査会、いじめ調査委員会、地下水対策協議会、空家等対策協議会の設置並びに監査委員及び地域密着型サービス運営委員会委員の報酬改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。46、47ページが改正する条例案でございます。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。ただし、一部改正規定は、公布の日からの施行するとしております。

次に、49ページをお願いいたします。

議案第12号、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

法律改正に伴いまして、菊池市情報公開条例を初め、関係条例について必要な改

正を行うもので、50ページから54ページが改正する条例案でございます。

不服申し立てを審査請求に、不服申し立てに対する決定を裁決に文言修正を行うなど、菊池市情報公開条例、菊池市個人情報保護条例、菊池市固定資産評価審査委員会条例、菊池市一般職の職員の給与に関する条例、菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例において、必要な改正を行うものでございます。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとし、その他必要な経過措置を定めることとしております。

次に、55ページをお願いいたします。

議案第13号、菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、関係条例について必要な改正を行うもので、56ページが改正する条例案でございます。

法律改正に係る菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、菊池市一般職の職員の給与に関する条例、菊池市職員等の旅費に関する条例で、事項の追加、引用する法律条項の修正等を行うものでございます。平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第14号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方公務員法の規定により、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づき実施されました公務員の給与改定に準じ、本市一般職の職員の給与を改定するため、関係条例において必要な改正を行うものでございます。58ページから68ページまでが改正する条例案でございます。公布の日から施行することとし、その他必要な経過措置等を定めております。

次に、69ページをお願いいたします。

議案第15号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本市一般職の職員の給与改定に伴いまして、特別職の職員の給与を改定するため、関係条例において必要な改正を行うもので、70ページ、71ページが条例案でございます。

1条、2条が菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の改正、第3条、4条が菊池市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正、第5条及び6条が菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正でございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとし、その他必要な経過措置等を定

めることとしております。

次に、73ページをお願いいたします。

議案第16号、菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

市が保有します航空写真の交付に当たり、条例の一部を改正するもので、74ページが改正する条例案でございます。平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、75ページをお願いいたします。

議案第17号、菊池市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正します。76ページから79ページが改正する条例案でございます。

徴収及び換価の猶予制度に関し、その手続等について必要な改正を行うものでございます。この条例は、平成28年4月1日から施行することとし、その他必要な経過措置を定めることとしております。

次に、81ページをお願いいたします。

議案第18号、菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定についてでございます。

関係省令の一部改正に伴い、条例の全部を改正するもので、82ページから180ページが改正する条例案でございます。

82ページをお開きください。目次中段の第3章の2、地域密着型通所介護の条文が省令の改正により新設されたため、追加するものでございます。また、この追加によりまして、これ以降の条番号及び各条文内に引用しております条番号に条ずれが生じるため、その修正を行うものでございます。

その他、事業者における運営推進会議の設置義務の追加が主な内容であり、改正箇所が全体にわたりますために、今回全部改正を行うものでございます。この条例は、平成28年4月1日から施行することとし、その他必要な経過措置を設けることとしております。

181ページをお願いいたします。

議案第19号、菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

関係省令の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。182、183ページが改正する条例案でございます。

事業者における運営推進会議の設置義務が追加されたものが改正の主な内容でございます。平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、185ページをお願いいたします。

議案第20号、菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

市営住宅の債権管理の適正化を図るため、関係条例において必要な改正を行うもので、186ページから188ページが改正する条例案でございます。

督促手数料及び延滞金についての必要な規定整備を行うものでございます。

菊池市営住宅条例、菊池市単独住宅管理条例、菊池市特定公共賃貸住宅条例、菊池市小集落改良住宅条例の改正でございます。この条例は、公布の日から施行することとし、その他必要な経過措置等を定めることとしております。

次に、189ページをお願いいたします。

議案第21号、菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本市の専用水道を水道事業へ統合することに伴い、条例の一部を改正するもので、190ページが改正する条例案でございます。平成28年4月1日から施行することとしております。

それではここで、議案書その2をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

議案第22号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第10号）でございます。

今回の補正は、予算の総額から8億6,584万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、296億1,887万7,000円とするものでございます。事業費の最終見込み額の確定に伴います減額補正が主なものでございます。

事項別明細書で内容をご説明いたします。12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入の増額の主なものといたしまして、1枠目の款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税の4億6,946万7,000円の増額は、普通交付税交付額の確定による増額でございます。

次に、歳出につきましては、増額の主なもののみをご説明いたします。32、33ページをお願いします。

最下段の枠、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の補正のうち、開けて34、35ページ1枠目の節でございますけれども、19負担金補助及び交付金849万5,000円の増額は、通知カード・個人番号カード関連事務に係る交付金でございます。

国庫支出金として100%交付されることになっております。

36ページ、37ページをお願いいたします。

2枠目の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金でございます。国保保険基盤安定繰出金1,993万8,000円の増額は、保険者への支援額確定に伴う繰出金でございます。

国庫支出金として交付され、国保会計へ繰り出すものでございます。

最下段の目3障がい者福祉費、節20扶助費の補正のうち、開けて38ページ、39ページの介護給付事業費600万5,000円の増額は、障がい児通所施設の利用者及び利用日数の増に伴います給付費の補正でございます。

同じく、節23償還金利子及び割引料2,458万1,000円の増額は、平成26年度の障がい者自立支援給付費に係る国・県支出金の精算にかかる返納金でございます。

最下段の款3民生費、項2高齢者福祉費、目1高齢者福祉費の補正のうち、開けて40、41ページの節28繰出金でございます。後期高齢者医療特別会計繰出金1,071万9,000円及び介護保険特別会計繰出金655万3,000円の増額は、保険料収入の減額に伴います繰り出し並びに介護給付費の増加に伴う繰出金でございます。

2枠目の、款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費の補正のうち、開けて42、43ページでございますけれども、節19負担金補助及び交付金、保育所運営費負担金3,360万7,000円の増額は、給付費に係る加算増と人事院勧告による単価改定によります負担金でございます。

2枠目の款3民生費、項4生活保護費、目2扶助費、節20扶助費2,810万円及び節23償還金利子及び割引料6,246万9,000円の増額は、決算見込み額に伴う給付費の増額並びに平成26年度の扶助費確定に伴います国庫支出金の精算による返納金でございます。

52、53ページをお願いいたします。

1枠目の款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節25積立金でございます。1億2,341万5,000円の増額は、平成26年度誘致企業分の基金への積立金でございます。

それでは、ここで6ページに戻っていただきたいと思っております。

第2表繰越明許費でございます。1行目の社会福祉施設整備補助金は、児童発達支援センターの建設に伴いまして、市内の社会福祉法人の工事発注がおくれたことにより、年度内の完成が困難となったため翌年度へ繰り越すものでございます。

2行目の畜産競争力強化対策緊急整備事業は、関係法令等によります事務手続等

によりまして、不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため翌年度に繰り越すものでございます。

3行目の林道整備事業は、寒波に伴います路面凍結等により工期に遅延が発生いたしまして、翌年度へ繰り越すものでございます。

4行目の自然保養ゾーン整備事業は、施工時におきまして劣化箇所損傷が当初見込みより著しく進行しているということが判明いたしましたことから、その原因解明と施工方法の検討に不測の日数を要し、年度内に完成が困難となり翌年度へ繰り越すものでございます。

5行目の道路改良事業は、警察との交差点協議、高圧電線移設等に不測の日数を要し、翌年度へ繰り越すものでございます。

6行目の生活、雨水排水路整備事業は、当初県のほうで平成28年度の工事予定でございましたけれども、前倒しにより今年度着工されたことによりまして、早急に関係地権者との協議を行っておりますが、不測の日数を要しており、翌年度へ繰り越す結果となったものでございます。

7行目の文化会館整備事業は、文化会館の行事等によりまして、年度内の完成が困難となったということから翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が繰越明許費でございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正でございます。

全国防災事業の追加は、限府小の多目的ホール、南中プール、泗水中武道場の吊り天井改修整備について、当初、義務教育施設整備事業で計画しておりましたが、その後、起債の充当率、交付税措置ともに有利な全国防災事業に該当するということから、追加で補正をお願いするものでございます。

変更につきましては、ただいまご説明いたしました義務教育施設整備事業の起債事業振りかえによる減額以外は、事業費確定による補正でございます。

次に、75ページをお願いいたします。

75ページ以降は、特別会計に係る補正予算でございます。

補正内容のほとんどが事業費の最終見込み額の確定に伴います補正でございますので、歳入歳出予算の事項別明細書による説明は省略させていただきます。

76ページをお願いいたします。

議案第23号、平成27年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正は、1億2,538万8,000円を減額し、予算の総額を81億9,029万円とするものでございます。

介護保険の長期療養型への移行、高額療養費及び退職医療費の減などによりまして、補正をするものでございます。

次に、92ページをお願いいたします。

議案第24号、平成27年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正は、83万1,000円を減額し、予算の総額を5億2,861万4,000円とするものでございます。

事務事業費の最終見込み額によります減額補正でございます。

次に、100ページをお願いいたします。

議案第25号、平成27年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

今回の補正は、1億2,849万2,000円を追加し、予算の総額を54億8,895万3,000円とするものでございます。

施設介護サービス等の利用者増に伴う介護サービス費負担金の増など、事業費の最終見込み額の確定によります増額補正でございます。

116ページをお願いいたします。

議案第26号、平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正は、1,499万8,000円を減額し、2億3,102万7,000円とするものでございます。

一般管理費、事業費の最終見込み額の確定に伴います補正でございます。

119ページの地方債の補正につきましても、事業費の確定見込みによる補正でございます。

次に、128ページをお願いいたします。

議案第27号、平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正は、9,738万6,000円を減額し、予算の総額を7億6,289万5,000円とするものでございます。

事業費の最終見込み額の確定によります減額補正でございます。

131ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、菊池市浄水センター改築更新事業につきまして、長寿命化計画等の変更により時間を要したことにより、翌年度へ繰り越すものでございます。

地方債補正につきましては、対象事業の確定見込みによる補正でございます。

142ページをお願いいたします。

議案第28号、平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正は、1億2,110万5,000円を減額し、予算の総額を5億3,440万8,000円とするものでございます。

維持管理費の最終見込み額の確定による減額補正でございます。

145ページの地方債補正につきましては、対象事業費の確定見込みによるものでございます。

次に、156ページをお願いいたします。

議案第29号、平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正は、855万7,000円を減額いたしまして、予算の総額を1億3,465万7,000円とするものでございます。

浄化槽設置見込み数の減に伴います減額補正でございます。

159ページの地方債補正につきましては、対象事業費の見込みに伴います補正でございます。

170ページお願いいたします。

議案第30号、平成27年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

今回の補正は、予算の総額から1,016万3,000円を減額し、総額を3億5,923万円とするものでございます。

事業費等の確定見込みによる減額補正でございます。

次に、180ページをお願いいたします。

議案第31号、平成27年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正は、3,026万2,000円を減額し、予算の総額を7億512万3,000円とするものでございます。

内容は、事業費確定見込みによる減額補正でございます。

次に、192ページをお願いいたします。

議案第32号、平成27年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回の主な補正は、まず第2条の水道設備費の955万6,000円の減額。水道整備費を2,337万6,000円減額するものでございます。

次に、第4条の資本的支出において、3,293万2,000円を減額し、総額

を3億8,288万1,000円とするものでございます。

内容としましては、事業費の最終見込み額の確定に伴います減額補正となっております。

次に、別冊となっております議案第33号から議案第42号までの一般会計・各特別会計・水道事業会計の平成28年度当初予算につきましては、さらに別紙になっております、予算に関する説明資料で概要をご説明いたします。

それでは、お手元の予算に関する説明資料の1ページをお願いいたします。円グラフが下のほうに載ってる分でございます。

平成28年度菊池市の財政規模でございます。

一般会計、特別会計、水道事業会計の合計で483億5,384万5,000円となっております。平成27年度と比較しますと、16億5,174万6,000円、3.5%の増加でございます。

表中、最上段の一般会計でございます。予算総額305億800万円で、平成27年度の当初予算と比較しますと、16億3,100万円、5.6%の増となっております。

増額の主な要因は、生涯学習センター整備、約13億4,000万円、臨時福祉給付金、約2億8,600万円、基幹業務システム更新経費、約2億3,200万円、道路新設改良、菰入橋かけかえや橋りょう修繕及び舗装補修、約4億7,500万円などが主な要因でございます。

続いて、平成27年度と比較しまして増減の大きい、特別会計についてご説明させていただきます。

まず国民健康保険事業会計でございますが、予算総額80億5,803万3,000円、平成27年度比1億5,275万3,000円、1.9%の減でございます。主に退職者の医療対象者数の減少に伴います療養給付費の減によるものでございます。

次に、介護保険事業会計でございますけれども、予算総額54億9,660万1,000円、平成27年度比2億1,736万4,000円、4.1%の増でございます。主に制度改正に伴います通所介護サービスに地域密着型が創設されることによる増額でございます。

次に、簡易水道事業等会計につきましては、平成28年度から水道事業会計に統合しますことから、皆減ということでございます。

次に、公共下水道事業会計につきましては、予算総額10億3,098万4,000円、対前年度比1億7,579万8,000円、20.6%の増でございます。主に浄水センター改築更新事業実施に伴います増加でございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業会計につきましては、予算総額5億5,650万2,000円、平成27年度比1億524万2,000円、15.9%の減で、主に泗水町桜山地区污水管渠築造工事などの完了に伴います減でございます。

次に、地域生活排水処理事業会計につきましては、9.9%の増でございますけれども、主に維持管理費の増によるものでございます。

以上、特別会計全体では169億2,946万5,000円で、平成27年度比6,350万5,000円、0.4%の減ということでございます。

次に、水道事業会計につきましては、予算総額9億1,638万円で、平成27年度比8,425万1,000円、10.1%の増でございます。主に簡易水道事業の統合による増でございます。

2ページをお願いいたします。

平成28年度一般会計に係ります目的別歳入予算の状況でございます。増加、減少が見込まれる表中の主なものを説明させていただきます。

最上段の市税でございますけれども、51億6,327万7,000円で、平成27年度比1億6,001万8,000円、3.2%の増を見込んでおります。法人市民税と固定資産税の増によるものでございます。

地方消費税交付金の10億3,500万円につきましては、消費税率引き上げに伴い増加が見込まれております平成27年度実績見込み額と同額程度を見込んだことによりまして、平成27年度比4億5,400万円、78.1%の増を見込んでおるところでございます。

地方交付税のうち普通交付税につきましては、合併に伴います特例措置の段階的な縮小の2年目となることから、その影響額を勘案して3億円の減額を見込んでおるところでございます。

次に、国庫支出金でございますけれども、44億1,340万8,000円で、平成27年度比9億1,048万9,000円、26%の増を見込んでおるところでございます。

主な要因は、社会資本整備総合交付金及び臨時福祉給付金の増によるものでございます。

次に、県支出金24億2,410万3,000円でございますけれども、平成27年度比1億977万9,000円、4.3%の減を見込んでおります。

主な減額の要因は、産業廃棄物施設補助金の減によるものでございます。

最後に、市債でございますけれども、51億8,360万円でございます。平成27年度比4億270万円、8.4%の増を見込んでおります。

主な要因は、生涯学習センターの整備及び七城老人福祉センター等整備事業に係

る合併特例債借入による増でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

平成28年度一般会計に係ります目的別歳出予算の状況でございます。表中の主なものをご説明させていただきます。

議会費については、9.6%の減でございますが、主に議員共済負担金の減によるものでございます。

次に、総務費は、平成27年度比4億3,238万1,000円、8.6%の増を見込んでおります。主に臨時福祉給付金及び基幹業務システム更新経費の増によるものでございます。

次に、民生費は、2億3,426万6,000円、2.5%の増を見込んでおりまして、主に子ども・子育て支援施設整備事業、七城老人福祉センター及びふれあいプラザ整備事業の増によるものでございます。

次に、衛生費でございますけれども、6億5,059万2,000円、23.6%の減を見込んでおり、主に環境対策推進事業の減によるものでございます。

次に、農林水産業費でございますけれども、3億931万1,000円、15.8%の増を見込んでおりまして、主に生産総合対策事業及び団体営基盤整備促進事業（西迫間地区）の増によるものでございます。

次に、商工費は、4,358万1,000円、9.9%の増を見込んでおりまして、企業誘致促進基金積立事業の増によるものでございます。

次に、土木費でございますけれども、5億6,418万6,000円、22.6%の増を見込んでおりまして、鴨川公園板井線道路改良事業及び橋りょう修繕整備事業等の増によるものでございます。

次に、消防費でございますけれども、4,159万7,000円、5.8%の増額を見込んでおります。消防施設整備事業等の増によるものでございます。

次に、教育費でございますけれども、3億6,921万6,000円、11.8%の増を見込んでおりまして、主に生涯学習センター整備事業の増によるものでございます。

最後に公債費は、31億5,117万6,000円、平成27年度比2億9,878万2,000円、10.5%の増を見込んでおりまして、主に平成26年度繰越事業分と平成27年度に地域振興基金積立金のために借り入れました合併特例債の償還が始まったことによるものでございます。

なお、4ページから10ページにかけましては、性質別歳入予算分析表、目的別性質別歳出予算分析表、性質別歳出予算分析グラフ、主な普通建設事業の状況を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、最後に議案第43号をご説明いたします。

議案書その1の191ページをお願いいたします。

財産の無償譲渡についてでございます。地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、記載のとおり土地2筆でございます。譲渡の相手方は、東原区。譲渡の時期は、平成28年4月1日でございます。

当財産につきましては、昭和50年に日本勤労者住宅協会より本市へ寄附され、以来東原区に貸し付け、当該区の公民館等の用地として利用されておりました。

今回、地元区からの要望を受けまして、これまでの経緯を踏まえ、財産を無償譲渡するものでございます。

次に、193ページをお願いいたします。

議案第44号、辺地総合整備計画の変更についてでございます。

関係法令の規定によりまして、龍門、杉生及び桜ヶ水の各辺地総合整備計画の変更について議会の議決をお願いするものでございます。

194ページ以降が計画並びに変更理由書等でございます。

次に、205ページをお願いいたします。205ページの議案第45号と209ページの議案第46号でございますけれども、市道路線の廃止について及び認定についてでございます。

道路法の規定によりまして、市道高島加恵線の終点変更に伴います路線の廃止及び認定についてでございます。このことについて、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第4号から議案第46号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第5 報告第1号から報告第3号まで一括上程・報告・質疑

○議長（森 清孝君） 次に、日程第5、報告第1号から報告第3号までの3案件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、報告第1号から3号までにつきましてご説明いたします。

議案書その1の213ページをお願いいたします。

213ページから218ページまでの報告第1号から第3号までは、地方自治法

の規定により、議会において指定されている事項につきまして専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

214ページをお開きください。報告第1号、専決第1号の専決処分書でございます。

市道の管理瑕疵によります損害賠償に係る額の決定について専決処分したものでございます。

事故発生日は、平成27年9月14日で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道菊戸線を相手方が通行した際に、市道の路肩に舗装が欠けているところに車両の左前輪が脱落し、タイヤが破損し損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、5,130円で、その他決定事項は記載のとおりでございます。次に、215ページでございます。報告第2号でございます。

216ページが専決処分書でございます。

事故発生日は、平成27年9月21日で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道重味大平線を相手方が通行した際に、市道の陥没穴に左前輪から脱落した。その際、車両左前方のバンパーを破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、6万3,701円で、その他決定事項は記載のとおりでございます。

次に、217ページが報告第3号でございます。

218ページが専決処分書でございます。同じく市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について専決処分したものでございます。

事故発生日は、平成27年12月31日で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道森北1号線を相手方が通行した際に、市道路肩の舗装が欠けているところに車両の左前輪が脱落し、タイヤを損傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、1万4,400円で、その他決定事項は記載のとおりでございます。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第6 請願第1号並びに陳情第1号から陳情第3号まで一括上程

○議長（森 清孝君） 次に、日程第6、請願第1号並びに陳情第1号から陳情第3号までの4案件を一括議題とします。

請願第1号並びに陳情第1号から陳情第3号までが、今定例会までに提出されました請願、陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を3月2日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日2月24日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。



散会 午前11時44分

第 2 号

3 月 2 日

平成28年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成28年3月2日（水曜日）午前10時開議

第1 議案第33号 平成28年度菊池市一般会計予算の訂正について

説明・採決

第2 質疑

第3 委員会付託

第4 一般質問



本日の会議に付した事件

日程第1 議案第33号 平成28年度菊池市一般会計予算の訂正について

説明・採決

日程第2 質疑

日程第3 委員会付託

日程第4 一般質問



出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君

15番	泉田栄一郎君
16番	森清孝君
17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

副市長	木村利昭君
政策企画部長	小川秀臣君
総務部長	馬場一也君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	樫川博久君
七城総合支所長	榎田邦昭君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田譲二君
財政課長	中村喜範君
選挙管理委員会委員長	中村道夫君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永孝博君
市長公室長	上田俊介君
教育長	原田和幸君
教育部長	松岡千利君
農業委員会事務局長	原和徳君
水道局長	藤本辰広君
監査事務局長	松永隆則君

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議会課長	徳永裕治君

議 会 係 長
議 会 係

松 原 憲 一 君
安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員、ご起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 議案第33号 平成28年度菊池市一般会計予算の訂正について

○議長（森 清孝君） 日程第1、議案第33号、平成28年度菊池市一般会計予算の訂正の件を議題とします。この件について会議規則第157条の規定に基づき、資料の配付を許可しております。
執行部の説明を求めます。
副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） 改めまして、おはようございます。

議案の訂正に先立ちまして、一言おわびを申し上げます。

議員各位におかれましては、既にご案内のとおりでございますけれども、江頭市長はインフルエンザによりまして、本会議に出席することができなくなりました。皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第33号、平成28年度菊池市一般会計予算の訂正についてご説明申し上げます。別冊の平成28年度当初予算書の185ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の記載に誤りがありましたので、その訂正をお願いするものでございます。

今回の件につきましては、事務処理上の確認不足によるものであり、深くおわびを申し上げます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、訂正につきましては、よろしくお取り計らいをいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。

それでは、議案の訂正につきまして、ご説明をいたします。別冊になっておりま

す平成28年度菊池市一般会計予算書の185ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の記載に誤りがありましたので、その訂正をお願いするものでございます。

訂正の内容につきましては、議長の許可を得て、お手元に資料を配付させていただいております。別紙A4の用紙をごらんください。訂正をお願いします箇所は左から3列目の前年度末現在高見込額、4列目の当該年度中起債見込額、6列目の当該年度末現在高見込額のアンダーラインを引いております箇所でございます。

平成27年度新規発行起債の未計上及び起債区分計上額の集計ミスにより、起債の額に訂正をお願いするものでございます。

まず、1行目の1普通債、左から3列目の161億8,204万2,000円を207億3,274万2,000円に。同じく6列目、183億9,556万9,000円を229億4,626万9,000円に。2行目の(1)総務の左から3列目、6億4,377万3,000円を30億3,827万3,000円に。同じく4列目の12億6,550万円を22億9,760万円に。同じく6列目の16億7,414万9,000円を51億74万9,000円に。3行目の(2)民生の左から4列目、11億7,830万円を1億4,620万円に。同じく6列目の15億3,477万9,000円を5億267万9,000円に。5行目の(4)農林水産の左から3列目、6億8,981万8,000円を7億9,201万8,000円に。同じく6列目の5億9,747万円を6億9,967万円に。7行目の(6)土木の左から3列目、86億149万5,000円を96億1,089万5,000円に。同じく6列目の87億5,674万7,000円を97億6,614万7,000円に。8行目の(7)消防の左から3列目、7億3,620万3,000円を9億2,830万3,000円に。同じく6列目の6億7,632万2,000円を8億6,842万2,000円に。9行目の(8)教育の左から3列目、44億74万9,000円を52億5,324万9,000円に。同じく6列目の46億6,701万8,000円を55億1,951万8,000円に。10行目の2災害復旧債の左から3列目、1億1,643万9,000円を1億1,923万9,000円に。同じく6列目の9,123万1,000円を9,403万1,000円に。11行目の(1)農林水産の左から3列目、5万2,000円を65万2,000円に。同じく6列目の2万6,000円を62万6,000円に。12行目の(2)土木、左から3列目、1億1,638万7,000円を1億1,858万7,000円に。同じく6列目の9,120万5,000円を9,340万5,000円に。14行目の3その他の左から3列目、93億3,859万9,0

00円を104億2,159万9,000円に。同じく6列目の94億4,835万4,000円を105億3,135万4,000円に。17行目の(3)臨時財政対策債の左から3列目、88億2,749万6,000円を97億669万6,000円に。同じく6列目の89億3,818万8,000円を98億1,738万8,000円に。19行目の(5)辺地債の左から3列目1,707万7,000円を2億2,087万7,000円に。同じく6列目の2億1,230万円を4億1,610万円に。22行目の合計の左から3列目、256億4,134万4,000円を312億7,784万4,000円に。同じく6列目、279億3,848万8,000円を335億7,498万8,000円に訂正をお願いするものでございます。

今回の訂正につきましては、事務処理上の確認不足によるものでございます。深くおわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

今後、このようなことが発生しないように十分に気をつけてまいりたいと考えております。訂正につきましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(森 清孝君) 説明が終わりました。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号、平成28年度菊池市一般会計予算の訂正について、承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 清孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号の訂正については承認することに決定しました。

ここで発言が申し出がっておりますので、発言を許します。

○議長(森 清孝君) 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長(馬場一也君) 議案第33号の訂正につきまして、ご承認をいただきましてありがとうございます。

なお、議案の訂正につきましては、後ほどこの場において訂正をさせていただきたいと思っております。自席の上に議案書を置いていただきまして、休憩の時間に職員により訂正をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○

日程第2 質疑

○議長(森 清孝君) 次に、日程第2、質疑を行います。

ここで申し合わせ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として3回までとなっています。質疑は提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） おはようございます。

議長の許可をいただいて、質疑をさせていただきます。

議案その1、37ページから始まります議案第10号、菊池市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてお伺いをいたします。

この条例中の41ページ第18条、市は、空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとするがあります。この税制上の措置というものが、一般的には建屋が建っている、それを取り壊すと大体、固定資産税が6倍になると言われてますが、その税率をもって適用するという事なのか、もしくは菊池市独自の税率を用いて対処するものなのか、またはその他の措置、この条例中には第11条と14条に行政代執行及び市長の必要最小限度の措置を講ずることができるという別の項目もあります。そうであれば、このその他の措置とは何を表すものか、お伺いをいたします。

以上、1回目の質疑とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） それでは、今の樋口議員の質疑について、お答えさせていただきます。

必要な税制上の措置にかかわる規定は、上位法であります空家等対策の推進に関する特別措置法において定めがございまして、それに基づき菊池市空家等の適切な管理に関する条例においても定めるものでございます。

具体的な税制上の措置としては、先ほどおっしゃいましたように、地方税法の第349条の3の2に空家対策の勧告に伴う固定資産税の課税標準の特例の適用除外の規定が盛り込まれることとなっております。これは、土地に対する固定資産税が家屋の敷地に供される土地の政令で定めるものにつきましては、最大で6分の1となる特例措置が適用されておるわけでございます。管理状況が悪く、人が住んでいない家屋であっても、この特例措置が適用されたままになると地権者にとって税制上有利であるとの理由から危険な家屋が残ってしまい、空家の除却や適正管理が進まない要因となっているところが現状でございます。これらを解決するために、市が特定空家、危険な空家として認定し、勧告を行った場合については、地方税法上

の特例措置の適用除外とすることが可能になったものでございます。

なお、もう一つご質問の税制上の措置を講ずる場合は、条例に定めております空家等対策協議会を設置し、その協議会において審議の上、適用してまいりたいと考えております。

その他の措置につきましては、まだ国の措置も明確に示されておりませんで、その動向を見ながら市でも空家対策が適切に進捗するよう対応していきたいと考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 税制上の措置についてはわかりました。

また、その他の措置については、これから国の動向、よその地方自治体の状況を見て判断するというところで理解してよろしいでしょうか。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） 今、議員さん、ご指摘のとおりでございます。

今後、進捗を見ながらきちんと慎重に行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 次に、東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東奈津子さん） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

次の3点について質問いたします。

まず、1点目は、議案第14号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。議案書その1の58ページと62ページをお開きください。第1条と第2条のそれぞれの別表では、給与体系が違っていますが、本条例の施行によって、結果として給与体系はどのようになるのでしょうか。お聞きします。

2点目は、議案第20号、菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてです。議案その1の185ページをお開きください。今まで市営住宅の延滞金を徴収する条例が定められていなかったのはなぜですか。お聞きします。

3点目には、議案第33号、平成28年度菊池市一般会計予算についてです。予算書の48ページから51ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目2人事管理費に、職員研修費関連費用が計上されていますが、来年度の研修の主な内容は何でしょうか。

以上3点、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） ただいま質疑がありました1点目と3点目につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、1点目の議案第14号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例に関する答弁でございます。

今回の給与条例の改正につきましては、第1条は平成27年度分の改定となりますが、給料につきまして、民間給与との格差を埋めるため給料表の水準を引き上げるものでございます。また、職員の特別給、いわゆるボーナスでございますけれども、支給月数を民間に見合うように12月期の支給率を0.1月分引き上げるものでございます。勤勉手当に配分するというところでございます。

第2条は、平成28年4月からの改定となりますが、50歳代後半層の給与が民間よりも高い傾向にあるということや地域における官民給与の実情をより適切に反映するため、給料表の水準を引き下げると。一方で、地域手当の支給率を引き上げるといったものでございます。

なお、職員のボーナスにつきましては、平成28年度以降は、勤勉手当の6月期と12月期に0.05月分配分するといった内容でございます。

ただし、給料表の水準の引き下げ、いわゆる減額改定につきましては、平成29年度末までの2年間は、現在の給料額が保障される緩和措置を定めているというところでございます。

次に3点目の議案第33号、平成28年菊池市一般会計予算の中の人事管理費についてのご質疑がございました。前年度から比較した場合に、新たに予定している研修の内容をご説明したいと思います。

まず、一つに、平成28年度から導入を予定しております人事評価実施に関しまして、評価者及び被評価者の研修を予定しております。2点目に、先進的な取り組みを続けております地方自治体を事例として、各地方自治体で人材マネジメントの中心となる指導者を養成します早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント研修。3点目としまして、先進国ならではの解決すべきエネルギー、環境問題、少子高齢化問題などの課題に対する認識力、解決力やリーダーシップ、マネジメント力など、実践的な知識の習得を目指すプラチナ構想スクール研修。4点目としまして、職員の政策立案能力の向上を図るため、熊本大学政策立案能力形成研修の先進地研修等を予定していることから、予算の増を予定しているところでございます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） 二つ目の議案第20号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてということで、今まで市営住宅の延滞金を徴収する条例が定められていなかったのはなぜかというご質問でございます。

理由につきまして、慎重に調べましたけれども、条例に記載がされてない明確な理由を確認することができませんでした。今回、債権管理の適正化を図るために条例の改正を行うものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東奈津子さん） 議案第14号について、2回目の質問をさせていただきます。給与体系としては、結果として、引き下がるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 先ほど説明しました1条では引き上げ、2条では引き下げという説明をしましたが、1条の引き上げの平均の引き上げ率といいますと0.34%というのが県の人事院勧告で示されております。

2点目の総合的な見直しということで、引き下げの分は平均で2%ということで、緩和措置も設けていることから、2年間の分でいいますと引き下がっていくと、給与体系としましては引き下がっていくという状況でございます。

○議長（森 清孝君） 次に、平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） おはようございます。

議席番号1番の平直樹です。

私は、一般会計予算書の155ページに載っております款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費について質疑いたします。

この工事請負費3,666万7,000円とありますが、この内訳は何でしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。

ただいまの工事請負費の内訳につきましてご説明いたします。

学校、工事名、金額の順に申し上げます。

菊池南中学校、屋内プール内部暖房整備工事、1,023万5,000円。同じく図書室フロア改修工事、32万7,000円。七城中学校給水管改修工事、770万6,000円。旭志中学校体育館屋根改修工事、356万4,000円。泗水中学校工作物移転工事、354万3,000円。防球ネット改修工事、723万6,000円。体育館暗幕改修工事、148万3,000円。校舎周辺側溝改修工事、7万3,000円。それと全体的なものとして、学校は限定してありませんが突発的な営繕工事としまして250万円、以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 南中のそのプールの暖房費ですか。が1,023万5,000円。この南中のそのプールは、私は新しいなというふうに思っていますが、その建てた年度とその暖房を入れるというその根拠。この2点をお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 建てた年度につきましては、ちょっとここでつかんでおりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、今回の暖房工事の中身につきましては、プールの中に泳がれた方の温度を保つといいますか、室内の温度を保つためのパネルヒーターというものをですね、これつけております。そのヒーターがサビによって脱落の危険性があったということから、安全性を重視しまして、撤去をしとったわけですが、これを全面的に耐震化工事も含めましてですね、改修をするということでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） これで質疑を終わります。

○

日程第3 委員会付託

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、委員会付託を行います。

議案第4号から議案第46号まで及び請願第1号並びに陳情第1号から陳情第3号までについては、お手元に配付しております議案、請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

○

日程第4 一般質問

○議長（森 清孝君） 次に、日程第4、一般質問を行います。

ここで申し合わせについて申し上げます。

質問の順序は通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式となっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 皆さん、おはようございます。

季節が少しずつ春めいてまいりました。ちょっと喉の調子が悪くてですね、聞き苦しくて済みません。

春は出会いと別れの季節です。本日は卒業を間近に控えられた南中学校の3年の生徒さんが傍聴に来られております。別れと出会いを経験されますが、皆様の未来が明るいものでありますようご祈念申し上げます。

私にとっても、ことしは特別な春でございます。思い出がある第1回定例会がとうとう来てしまい、迎えることとなりました。同級生の職員が退職していきます。また、県から出向の職員も県に戻られます。一人残されたような寂しさがこみ上げてまいります。今後、退職される皆様、さらなるご活躍をご期待申し上げるところでございます。

それから、本日は市長が病気で出席がかなっておりませんので、南中の皆さんが傍聴に来られておりますが、少しがっかりされたかもしれません。私も少しがっかりしました。しかし、こういう事態も起きると前向きに捉え、質問させていただきたいと思います。

まず、初めに投票所について通告しております。今回、参議院選挙から18歳選挙権が引き下げられました。本日、傍聴に来られている南中の皆様もあと3年たてば選挙権が認められます。日本国民の義務として投票に行ってもらいたい、行ってもらい自分の意志を示していただきたいと思います。

そうは言っても、近年、若者を初めとする有権者の投票率の低下傾向は先進国共通の課題であります。日本の場合は、20歳代の投票率は前回衆議院選挙が38%、参議院選挙が33%でした。60歳代の投票率を見ますと、衆議院選挙が75%、参議院選挙が68%、両方とも20歳代の約2倍になっております。このような状況の中で、有権者、特に若い人たちが投票しやすい環境を一層整備することが求められると思います。

市町村の選挙管理委員会が地域の実情を踏まえ、投票所の設置や時間帯の設置について、自由度が高くて、有権者の利便性向上に最も効果が上がる形での運用がしやすい要素があると考えます。有権者の中には、政治や選挙に関心があっても、便

利な場所に投票所が設置されていないために、結果的に投票に行かなかったという人も存在するのではないのでしょうか。そこで、柔軟性や機動性のある期日前投票をさらに効果的に活用することができれば、そのような有権者に有効な投票機会を提供できる可能性があると思います。

したがって、投票環境の向上を図る有効な選択として、期日前投票を最大限活用することが求められており、具体的な方策としては、市内2校の県立高校や商業施設、また中山間地において高齢者の方に配慮して、一時的な投票所を旧校区ごとに設置して、投票の公平さの確保に十分に配慮し、設置場所を考える必要があると考えます。

さらに言えば、投票時間が柔軟に設定できるようにすることも大切なことと考えます。国政選挙は衆議院が11日間、参議院が16日間、県知事選挙は16日間、県議会が8日間、市長、市議が6日間、長い期間期日前投票や不在者投票が実施されます。この間の投票時間は弾力的な運用を考えて、開始の時間、終了の時間、期間中全て同じ時間にしなくてもよいのではないかと考えます。

次に考えなければならないことは、不正防止の徹底であります。この期日前投票の設置について、名簿対象二重投票の防止方法などの問題から、役所との専用のネットワーク回線が必要と言われておりますが、セキュリティの確保を維持しつつ、専用回線や回線コストが低く抑えられているBBN回線を利用している例があるなど、通信事業が提供する安全かつ比較的安価なネットワークサービスの利用の可能性を踏まえ、より効果的なサービスを探っていく必要があると思います。

また、投票所のスペースの安定的な確保については、各選挙において、安定的に設置場所を確保できるんですが、市は市が保有管理するスペースであれば積極的に活用すべきであると考えます。設置側のメリット、デメリットを考慮しつつ、設置側の了承が得られやすい場所を模索するなどの取り組みが考えられると思います。一つの例として紹介しますと、松山大学内の期日前投票では、専用のネットワーク回線がないため、選挙権の判定と二重投票の確認、投票用紙の交付指示を大学の投票所と市の選管とで、携帯電話による音声通話で対応されているようです。これは大学がした方法で対応すれば、費用をかけて専用のネットワークを引かなくても、期日前投票所を設置することができます。本市としてもこのような点を踏まえた上で、一昨年12月の衆議院選挙の投票率が51.14%、三年前に行われました3月の参議院選挙の投票率が52.88%と、国政選挙になるとどうしても投票率が下がってまいります。なかなか上がらない投票率を上げるため、また、18歳に引き下げられた選挙権を与えられた今こそ積極的な対策として、期日前投票所を設置する環境を整えていかなければならないと思います。投票に行きましょうと叫ぶの

も大事ですが、行かないならこちらから出向き、期日前投票所の設置を考える必要があると思います。

利便性の向上と住民の関心や期待感を高めるとともにPR効果も投票率を上げるために必要ではないでしょうか。

長々述べましたが、選挙管理委員長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 選挙管理委員会委員長、中村道夫君。

[登壇]

○選挙管理委員会委員長（中村道夫君） 選挙管理委員会委員長の中村でございます。

選挙管理委員会の所管事項でお尋ねでございますので、私のほうからお答えを申し上げます。

現在、市役所の本庁舎と各総合支所の4カ所で期日前投票を実施しております。これは合併協議会の調整の中で、旧市町村にあった期日前投票を新市に引き継いでいるためでございます。期日前投票は投票日に何らかの理由で投票ができない人が事前に投票できる制度でございますが、この場合、宣誓書に必要な事項を記入いただき、名前、住所、生年月日などを確認できたら誰でも投票できる制度でございます。また、決まった投票は期日前投票ではありませんので、菊池市内でしたら今申し上げました4カ所の投票所、期日前投票が可能です。この4カ所の期日前投票を市独自のネット回線につなげて、選挙システムを利用して、本人確認や二重登録を防止しているところでございます。一般のネットの利用では、安全面が安全とは考えられませんが、携帯電話利用では多くの時間を要するわけでございます。ご質問のありました、例えば中に出ました商業施設内の期日前投票所ですが、県内では荒尾市だけが商業施設である荒尾シティモール内で設置をしているところでございますが、この要因として荒尾シティモールのある市街が、唯一期日前投票を行っておりまして、そこに荒尾市役所から遠かったということで設置したと伺っておるところでございますが、また、以前からこのシティモール施設内に市の出張所があり、市独自のネット回線が完備されておりました。投票所の設置が容易であったことが考えられます。

新たに投票所を設置するとなりますと、商業施設内での投票所の確保についても検討しなければなりません。また、本庁とつながる独自ネット回線などインフラ整備や事務従事者の立会人の人的確保も必要となります。この点を踏まえますと、今のところ商業施設内等での設置は難しいものだと考えておるところでございます。

次に、選挙権18歳に引き下げに伴う高校内での期日前投票の設置につきましてでございますが、夏の参議院選挙で話を聞きますと、大津町あるいは大津の高校ですか、それと翔陽高校に投票所を設置するという新聞記事が今年1月に掲載された

のを覚えております。生徒が選挙に関心を持つという面では効果があると考えますが、投票は個人の意志で行うものでございます。期日前投票及び投票当日という長い期間の投票機会がありますので、その中で自由に投票すべきものと考えております。

また、選挙は選挙当日に決まった投票所ですべきであるという考えの人もいますし、このように高校での期日前投票所につきましても、いろいろな考え方がありようでございます。

今後、これらの点を整理するとともに、学校の意向もお聞きしながら論議を重ねていきたいと考えているところでございます。

また、委員会では、菊池市内の各高校で、選挙の出前授業を実は行っております。基本的な選挙のお話として説明を申し上げながら、実際に、選挙で使用する機材を使った模擬投票も行っているところでございます。学校や先生からも、選挙を身近なものとして感じる事ができましたと高い評価を得ているようでございます。

本委員会としては、今後も出前授業を中心に高校への啓発を行っていきたくて考えているところでございます。

山間部のこともありますが、最後に山間部の投票所の設置のご意見もございましたが、先ほど商業施設のところで申しました部分と重なります。選挙の公正な確保やインフラ整備、そして人員の確保などクリアすべき課題が多くありますので、新たな投票所の増設は考えておりません。有権者の皆さんは、今までどおり投票当日の投票と期日前投票をご利用いただき、皆さんが持っている意志を政治に反映させていただきたいと選管としては考えているところでございます。

以上、お答えにならなかった部分もあるかもしれませんが、お答えとします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） ありがとうございます。お忙しいのにありがとうございます。出席いただきまして。

考えていないということでありましたけども、隣の大津町では7月からの参議院選挙から、町内の県立高校2校が日本で初めての試みとしてそこで設置されまして、期日前投票ができるようになっております。

それで、県の選管の話としまして、参議院選挙では18歳に達していない生徒も同級生が投票する姿を見て、投票を身近に感じるはず、主権者教育の一環として引き続き他の高校への設置を呼びかけたいとコメントされております。

これを踏まえて、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 選挙管理委員会委員長、中村道夫君。

[登壇]

○選挙管理委員会委員長（中村道夫君） 城議員の再質問にお答えを申し上げますが、選挙管理委員会、ただいま前の質問でも申し上げましたように、答弁しましたように、学校、高校というような部分では今後の検討課題ではございますが、今申し上げました出前授業等を実施してまいりました。菊池市にあります菊池高校、それから農校、それから女子校、現在まで出前授業等を行いまして、先ほども説明を申し上げましたように、ぜひ、ある学校ではやっぱり政治に関心を子どもたちが持つことが一番大切ですので、今後も選管としてこういう出前授業等をやってほしいというような意見も出ております。選管としましても、すぐ高校、選挙権がある方だけでなく、高校の生徒さん方が授業等の時間等も潰されるわけですけども、そういう部分では、ぜひ、全体が選挙に意識を持たれるような出前授業等を行うことが子どもたちの政治意識、あるいはそういう選挙に関心を持つ機会になろうということ、今のところそういう形の推進といたしますか、啓発をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） ありがとうございます。出前授業を中心にとということありますので、これで投票率が上がりますようご祈念申し上げまして、次にいきたいと思います。

施政方針について3点お聞きしたいと思います。

合併して11年目になります。平成27年度より平成32年まで普通交付税が0.9%、0.7%、0.5%、0.3%、0.1%段階的に減らされて、平成33年以降は約13億ほどの交付税が減ってまいります。さまざまな交付税がありますので、一概に今の申した金額になるかは定かではございませんが、単純に考えて交付税が減ってくるのは間違いありません。サービスは後退させず、安心安全な市民の暮らしを守るためにも、これから先のかじ取りは大変難しいものになると考えます。

そこでさまざまな税金がありますが、稼げる市でなければと考えます。市民の皆さんの所得が上がり、会社の売上が上がり、さまざまな税金が市に入り潤う社会を目指さなければと考えます。

先日、ある会社の社長とお話しする機会がございましたが、そこで社長より市は目先のことでお金を出し渋らず、市の事業はいろいろ出して、企業が潤い、商店街が潤い、また税金としてお金が市に戻るような還元する社会を目指すように話しておいてくれと言われましたので、ここで話しましたが、市長おみえでございませ

ので、伝わりませんけども、こういう話を伝えてくれということでございました。市民の皆さんの声でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのお金の循環こそが稼げる市であると考えます。そこで、合併して10年間さまざまな税金がありますが、市民税と法人市民税に絞って、この10年間の推移をお示しいただきたいと思ひます。

そして、次に観光振興についていきます。近年、外国からの観光客が日本各地に大勢詰めかけ、大変なにぎわいを見せております。恩恵を受けている大都市と恩恵を受けない小都市と二極化しています。団体で来る観光客は爆買いで、どうしても大都市のショッピングセンターを目指し、ついでに観光ではないかと思ひます。

菊池市に団体を呼べるとしたら、菊池溪谷が頭に浮かぶところであります。それはそれでいいんですが、菊池市は工夫さえすれば観光で見るところはたくさんあると思ひます。歴史的にも価値があるところもありますし、温泉や体験学習、自然等々を生かしていけば捨てたもんじゃないと思ひます。

そこで、菊池市は、観光客のターゲットを家族旅行か小体の観光客に絞り、誘致に力を入れたらどうかと考えます。そこで、2点についてお聞きします。

ここ数年の菊池市へ来られた観光客の推移と宿泊客の推移、あわせて宿泊客の国別の内訳をお示しいただきたいと思ひます。

それと、過去にW i - F i の整備を一般質問で聞いております。整備していくとお答えられましたが、進捗状況をお聞きしたいと思ひます。

以上、2点、お願ひします。

次に林業振興についてお伺ひします。

その他の主要施策の中で、市長の施政方針の中ですけど、その他の主要施策の中で林業振興について述べられております。平成28年度も引き続き作業道延長、作業路の開設に対する補助事業を推進します、また木材の安定供給を図りながら林業経営者の間伐意欲を喚起し、森林の適正な管理を後押ししますと、たった2行半の文章で林業振興を語っておられます。もうちょっと具体的に語ってほしかったと思うのは私だけでしょうか。

市長は、農業に対しては儲かる農業をプロジェクトとして具体的に語っておられます。林業に対しては、具体的な考えは示しておられません。林業の安定供給を図りながら、林業経営の間伐意欲を喚起し、林業の適正な管理を後押ししますと言われていますが、このことだけではわかりません。

そこで、林業経営者の間伐意欲を喚起する一つの例として話させていただきます。山林は、全伐でも間伐でも切り倒して製品を取れば、枝や例えば曲がりとか要らないところをはねます。そうすると短材が出ます。根腐れ等も一緒ですけど、短い木

が出てまいります。これが厄介な代物ですね、植林するとき邪魔になりますし、昔はこれは燃やしておりました。それが今はできません。それから放置すれば災害にもつながると考えられます。ところがですね、最近その枝や短い木がお金になる事業が出てまいりました。これは林業家にとって画期的なことです。その枝や短材をチップにして、バイオマス発電の燃料として使えるようになりました。熊本県にはそのような施設がありません。そこで、大分県杵築市の工業団地内で経営されている施設がありました。そこを見に行ってみました。そこでは木材、枝を粉碎しチップとして混ぜ合わせて発電の燃料とされる製品をつくっておられました。この施設には、杵築市が全面的に協力されております。

また、熊本県で言えばですね、津奈木町で木材と枝の集積場ですね、寄せる場所ですね、がその市町のバックアップによってその集積場ができております。そこに一遍集めまして、そこでチップにして製品として出すということであります。この事業はですね、森林組合の方も業者から相談されております。

そこで、市も森林組合と連携して、この事業を後押しする考えがないか、以上3点をお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） おはようございます。

それでは、私のほうから1点目の、合併後の市民税の推移ということでお答えさせていただきます。

合併後からの市民税、これは個人と法人がございすけども、収入済額の推移を1,000円以下を切り捨てて、万円単位でお答えさせていただきます。

平成17年度の個人市民税は11億8,516万円。法人市民税は5億3,315万円。合計の17億1,831万円でございます。

この以降は市民税という呼び名をちょっと省略して説明しますのでご了承ください。平成18年度の個人は12億9,481万円。法人は6億4,790万円。合計19億4,271万円。平成19年度の個人は、16億1,262万円。法人は、8億1,249万円。合計24億2,511万円です。平成20年度の個人は、16億7,177万円。法人は、6億6,526万円。合計の23億3,703万円。平成21年度の個人は16億2,362万円。法人は3億8,184万円。合計の20億5,466万円。平成22年度の個人は14億6,744万円。法人は5億6,216万円。合計の20億2,960万円。平成23年度の個人は14億9,122万円。法人は、5億4,872万円。合計の20億3,994万円です。平成24年度の個人は15億2,706万円。法人は5億1,860万円。合計の20億

4, 566万円でございます。平成25年度の個人は、15億3,640万円。法人は5億1,434万円。合計の20億5,074万円です。平成26年度の個人は、15億9,841万円、法人は、5億4,504万円。合計の21億4,345万円となっております。全体として、合併後右肩上がり伸びてまいりました収入合計も、平成20年度におきましたリーマンショックの影響で、平成21年度に落ち込みを見ておりますが、その後は徐々にではありますが、右肩上がりの傾向が見えているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） おはようございます。

私のほうからは、施政方針の観光戦略についてと林業振興についてという二つにつきまして、お答えいたしたいと思っております。

まず、外国人観光客の現状とWi-Fiの設置状況でございますが、本年の1月19日の政府観光局報道発表の資料によりますと、平成27年の訪日外国人客数は、前年比の47.1%増の1,973万7,000人で、最大の伸び率となり、昭和45年以来45年ぶりの出国日本人数を上回っているところでございます。

県におきます平成27年の外国人宿泊者数でございますが、2月29日の観光庁速報によりますと74万人で、前年比の55.5%増となっているところでございます。

本市におきます外国人宿泊者数も平成24年8,826人、平成25年1万107人、平成26年1万8,725人と推移をしているところでございます。

平成27年は、まだ確定はしておりませんが、2万人を超えるものと予測をしているところでございます。国別に見ますと、韓国が最も多く全体の約85%、次いで中国、台湾で、12.2%となっているところでございます。この他、昨年は八代港に寄港いたしました台湾からの大型クルーズ船のお客様が、県内の日帰りツアーコースで約300名が菊池溪谷に来られて散策を楽しみ、昼食をとられて大変好評を得たところでございます。

また、Wi-Fiの設置についてでございますが、各物産館や菊池溪谷の観光情報発信施設に3月末までに完了をするところでございます。

次に、林業のバイオマスの状況でございますが、近年、再生エネルギーといたしまして、太陽光発電、風力発電、水力発電等が見直され、企業による木質バイオマス利用による発電事業の取り組みも行われているところでございます。

木質バイオマスには、樹木の伐採や加工のときに発生した枝や葉などの林地残材、

製材所などから発生する木の皮や鋸屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定の枝などの種類がありますが、主な燃料といたしましては、林地残材などの樹木伐採後に発生いたします枝葉を除く幹等が特に利用されているとお聞きしているところでございます。

本市におきます木質バイオマスへの取り組みといたしましては、本年度、再生可能エネルギー利活用計画策定業務を実施しており、その中で木質バイオマス利用可能性について森林組合へのヒアリング等調査を行っているところでございます。調査が終了いたしましたら、木質バイオマス利活用の方向性につきまして協議を行っていくところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 一番に税金のことですけど、市民税の税収は横ばいのように、法人市民税が少しは伸びているということで、安心はしましたけど、これから先市民税を含め、ただ税金の伸びは不透明ですし、交付税も減ってまいります。また、平成22年の国勢調査、平成27年、昨年为国勢調査の5年間で市の人口が約2,000人減っております。熊本市や近郊の合志、大津、菊陽、空港周辺や菊陽町や空港周辺の西原村、嘉島町、益城町だけが人口がふえております。市民税が今は横ばいでも、税収が減ってくるはずですよ。人口増に対しても市長が考えておられるとは思いますが、対策を打たなければならないと思います。このことから、今のうちに税収アップに手を打つことを考えた方がいいと思います。

例えば、今銀行に預けていても金利は微々たるものです。そこで、基金や市税を金利が比較的高い長期債権で運用してふやすとか、安全でリスクがない国債などへの運用は考えられないかと思えます。市の健全な財政を思い、私の思いを述べさせていただきました。本来、市長より答弁を求めるところではございますが、市長ご不在でございますから、私の意見として述べさせていただきます。答弁は結構でございます。必要なときは、また6月でもお聞きしたいと思えます。

観光について再質問します。2015年、日本を訪れた海外からの観光客はさっき部長が言われましたけども、1,970万人が訪れております。大型の旅客船などで団体が訪れます。団体の観光客を呼ぶためにも、呼びたいのでございますが、菊池市の地の利が悪く、余り効果がないようであります。そこで考えますに、さっきも申しましたけども、ターゲットを家族連れや小体の観光客に絞ってはどうかということをお話しましたけども、例えば菊池市に観光で来られる人は、空港とか豊肥線大津駅は近いので、無料の送迎をしてはどうかと考えます。そして、その方々

がリピーターとなりまして、また来られるように最大限のおもてなしを観光協会や旅館組合と協議してはどうでしょうか。

送迎は、地元タクシー会社にお申し、運賃は市が全額補助して、身を切らせて骨を切る政策はどうでしょうか。

市が町を潤して、市民税、法人税がふえて、税収が増加し、市民が潤う循環を目指すべきと考えます。

市長から何か聞いておられればお答え願いたいと思います。

それと林業振興についてお聞きします。この事業は、菊池市で展開されれば林業の活性化にもつながると考えます。熊本県も注目しはじめています。その証拠に、業者の方に見積の依頼があっているようです。市のほうにどのような内容の見積もりであったのか、熊本県に尋ねてもらおうようお願いしておりましたが尋ねてもらえたのか、お聞きしたいと思います。

以上、3点をお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたしたいと思えます。

現在のところ、本市の外国人観光客の形態といたしましては、宿泊、日帰りともに団体ツアーがほとんどのようでございますが、今後は、それぞれご自身の好みで行く先を選び、宿泊先を決めて来日されるリピーターのお客様に対しまして、観光地として選ばれる菊池となるようなおもてなしが必要であり、課題でもありと考えております。

昨年11月に山鹿市と合同で台湾高雄の旅行会社に対しまして、観光プロモーション活動を行ってまいりました。特に台湾人の旅行者の方々は、自然景観と温泉に関心をお持ちのようであり、菊池溪谷に代表される大自然と良質の温泉を持つ本市にとりまして絶好のターゲットでございます。

このような状況を踏まえまして、平成28年度におきましては、玉名市、和水町、山鹿市との広域連携による外国人観光客増加に向けた事業展開を計画しているところでございます。

台湾旅行業者等への合同プロモーションやツアーへの招請を初め、多言語観光パンフレットの作成、おもてなしの向上セミナーの開催などを盛り込んだ内容となっているところでございます。

それと議員がご提案がございました空港からのアクセス、JR各駅からのアクセスにつきましても、広域連携の自治体で関係団体、機関とも協議をしながら総合的

に検討をしてみたいというふうに思います。

本市の観光レンタカープランも利用促進もあわせて、個人やグループの誘客に努めてまいりたいと考えております。

それと見積もりでございますけども、見積もりに対してはまだ来ておりませんので、伺っておりません。

以上です。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） それでは、外国人観光客呼び込みの施策というようなことについて私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

本市に宿泊の外国人観光客のほとんどは、団体ツアーの形態が主流でありますことから、その多くはまだ本市の一部について見られているだけで、十分に菊池全体の魅力を知っていただいている、あるいは感じていただいているとは言いがたいのかなと受けとめています。そのような点から、今やらなければならないことは、いかに菊池を知っていただくか、考え取り組むこと、また、外国の方に気に入っていただくためにその思いや行動を知り、どのような情報の発信やおもてなしが大切かを考えていくといった、基本的な部分を深めていくことがまずは大切ではないかと思うところでございます。

平成28年度に計画をしております広域連携による外国人観光客誘客活動での観光プロモーションも行うことで、さらに本市の魅力をPRする一方、その中でさまざまな知見を得る中で、次の旅行先は菊池をと選んでいただけるような研究を深め、しっかりと実現に向け取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それからもう一点、林業振興関係でございます。未利用材の枝等についてバイオマス発電の資源となるがということで、市の後押しについてはいかがかというご質問でよかったですでしょうか。

先ほど津奈木の例でしたか、バイオマス発電の材料となるような枝木などを集積する場所の確保というのがございましたけれども、そのことにつきましてはですね、いろいろ今回の質問をいただきまして調べております中で、事業化の可能性を実際に探る上では、まだまださまざまな課題があるように思います。そういう意味で精査が必要ではないかというようなことを受けとめているところでございますけれども、林業者の皆様の総意に基づき、本市の林業振興につながるものであれば市内林業グループ、森林組合等関係機関と協議、検討してみたいというふうに考えております。

ただ、個別の企業からの要請については、市としては厳しいものではないかというふうに考えてございます。いずれにいたしましても、水源涵養、温暖化防止、飲料水等々、さまざまな面で森林がもたらしている効果、恩恵については認識をしているところでございますので、今後も各種の事業を行いながら林業振興に努めてまいりたいと考えております。

以上、答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 林業振興についてだけ、再度3回目質問したいと思います。

前にですね、バイオマス発電の燃料の供給基地にしませんかということ質問したことがございます。まさにこの事業はそれができると私は思って質問したところでございます。農業は稼げるよう市はしっかりと手を打たれますが、林業も稼げて、雇用が生まれ、市が活性化し税収アップにつながるよう、林業振興に対しても市の後押しをお願いしたいという思いで言ったところでございます。

私が、会社の経営をやり出して22年になりますけども、会社経営には営業力、人材の確保、育成、風を読む、情報収集などさまざまな知恵が必要と考えます。中でも私が一番大切だと思うのは、判断力と決断力ではないかと考えます。熊本弁でいいますとですね、はまりではないかと思えます。どういうことかと言えば、時は来たと感じてもですよ、そのとき打って出るのか出ないのか、どう動くのか判断しなければならぬと。そこではまりが必要ではないかと思えます。先が見えない中での判断は大変難しいことですが、振り返って、あのときはまっとうよかったということもありますし、何であのときはまっとうらんじゃっただろうかという後悔もあります。行政のかじ取りも似たようなところがあると思えます。

私のいさめの言葉としまして、いいかげんだと愚痴が出る。中途半端だといいわげが出る。一生懸命だと知恵が出る、以上3点をいさめながら今やっているとあります。そこで、市長はお見えでございませぬが、市長にお互い知恵を絞りながらですね、市民のためにはまりを見せていただきたいと、リーダーシップを発揮していただきたいと思っておりました。

ですが、きょうは市長はお見えでありませんので、副市長に私が言ったことをちよっとどう思われるか、お聞きしておきます。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） 城議員の再質問について、またお答えをいたします。林業振興ということに関しましてはですね、多分、思いは同じだというふうに思います。

先ほど、私が答弁で述べさせていただきましたことにつきましてはですね、実際にさまざまな今、森林組合等含めまして、調査をいたしておる中で、どれぐらいの材料が手に入るのかとか、賦存量と言いますか、そういうものを調査をいたしております。それが今後、首記に出てまいるというふうに思いますけども、そういうことを踏まえて、どういう対応が一番望ましいのかなということをやはり考えていくべきだろうなど、そのように思いをいたしたところでございます。

何度も申し上げますけども、さまざまな観点で、林業振興というのは大変大事だというふうに思っておりますので、引き続き努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） では、林業振興に市長の決断をいろいろお願いしながら、次にいきたいと思っております。

在宅医療充実について質問したいと思います。

先月31日、菊池市、合志市、大津、菊陽の菊池郡市2市2町の在宅医療の充実を図る協定の締結式が、郡市医師会と首長などが参加して調印が行われたようです。医師会は14年に独自の在宅医療ネットワークを構築していたが、実際の連携は県内初の試みだと新聞紙上で紹介されておりました。具体的にどのような内容なのかをお聞きします。

まず初めに、在宅患者はどのような症状の方が対象なのか。診療を医師がされると思うが、随時訪問して診療をされるのか。費用はどれぐらいかかるのか。在宅医療を推進することで医療費を年間どれぐらい抑えられるのか。

以上4点についてお答え願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。

まず、今回締結した協定につきまして説明をさせていただきます。

今回の協定につきましては、菊池郡市医師会の主催によります在宅医療と地域包括ケアシステム推進に関する協定でございまして、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション連絡協議会、介護支援専門員協会及び2市2町の9機関で取り交わしておりまして、立会人は県北広域本部でございまして。

1点目の協定の対象につきましては、これは地域の全ての皆様が含まれておりません。

2点目の内容につきましては、菊池圏域の皆様が住みなれた地域で自分らしい暮

らしを人生の最後まで続けることができますよう、医療、介護関係者の連携と協働によりまして、地域包括ケアシステムを確立することを目指しております。今後は、市町が地域支援事業の中で主体的に取り組むこととなりますので、医療や介護の関係機関、関係団体と協働しながら、会議あるいは研修会を開催したり、相談の受付等の取り組みを実施してまいります。

本市においては、平成28年度以降に取り組みを開始できますよう菊池郡市の2市2町で連携しながら医師会等の協議を進めてまいります。

相談窓口の運営につきましては、医療に関する専門的知識と地域の在宅医療関係者との関係を有します医師会に委託いたしまして、連携コーディネーターを一人配置する予定としております。このコーディネーターが地域の医療、介護関係者や地域包括支援センターからの相談などを受けまして、連絡調整、情報提供、緊密な連携を図れるようにしてまいりたいと考えております。

3点目の予算についてですが、この医療・介護連携事業にかかわる費用につきましては、介護保険特別会計の地域支援事業費の範囲内で2市2町が負担することとしておりまして、本市において、平成28年度の予算は210万円を予定しております。その主なものは、コーディネーター配置にかかわる人件費、会議研修費等が含まれております。

4点目の在宅医療を推進することによりまして、どれぐらいの医療費が軽減できるかということですが、現時点ではちょっと算定することができませんが、医療から介護、入院から在宅へという流れが円滑になり、在宅での療養者の生活の質の向上につながるだけでなく、将来的に医療費の抑制が図られるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 今のお答えではまだまだ今後、さまざまなことを模索し検討していくような話でございます。私は、何もかもでき上がってやってこられたものと思っておりました。

在宅医療の充実を図ることは大事なことですが、在宅ネットワークは充実してもそれを受ける側の問題もあると考えます。果たしてどれだけの家庭が在宅で介護できるかと考えます。

そこで、2市2町がどのような態勢でかかわっていくか。今、示されましたので、大体のことはわかりますけども、在宅で診ていけばですね、家庭で亡くなるということが多くなる可能性もあると思います。そうなれば、少しややこしいことになっ

たりもします。うちの場合もそういうことがありましたのでですね、これがどうい
うふうに反映されていくのかなということをちょっと私も疑問に思いますけども、
これが受け手側と行政側とが連携してですね、うまくやっていければなという思い
はします。

これはお答えいりません。これからも医療の充実、皆さんの安全な暮らしのため
にも、さまざまな政策をしていただきますようお願い申し上げまして私の質問は終
わりますけども。きょうは、中学生の皆さんが傍聴に来られまして、私も少し緊張
いたしました。皆さんもいい経験になったのではないかと思います。家に帰られ
ましたら、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんにくれぐれもよろし
くお伝えをいただけますようお願い申し上げます、私の一般質問とします。

以上です。

○議長（森 清孝君） ここで、5分間休憩します。

○
休憩 午前11時28分

開議 午前11時34分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） おはようございます。

議席番号4番、水上隆光です。

我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよ
う、いろんな質問をしていきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして、鳥獣害問題について、2番目に中小企業振興基本
条例について、3番目に農業後継者の贈与税について、4番目に施政方針について
質問をしていきます。

まず、鳥獣害問題について質問します。近年、菊池市においても鳥獣による被害
が相当見られるところがございますが、今回は、イノシシの被害ということで質問
をしていきたいと思えます。

2月3日の農業共済新聞によると、野生鳥獣による全国の農作物被害という記事
が出ております。被害額が200億円ほどになるということでありまして。まず、被
害量としましては54万トン、被害面積としては8万1,000ヘクタール、主な
獣種別の被害は、シカが65億2,500万円、イノシシが54億7,800万円、
サルが13億600万円というような被害が出ております。鳥獣被害防止に向け、

政府は平成15年度補正予算と平成16年度政府予算で鳥獣被害防止対策の関連に合計107億円を確保。侵入防止柵などの施設や鳥獣被害対策実施隊などによる被害防止活動、ジビエ、野生鳥獣肉ですね、ジビエの活用推進などの対策を強化するという新聞記事が出ております。

今申し上げました面積でございますけれども、現在は農家の皆さんが田畑に電柵を設置しておられますから、今申し上げたほどの面積の被害と思われましても、その電柵設置しないならば、もう2倍、3倍の被害の面積になると思われまします。

私が被害に遭った稲、トウモロコシの被害の状況を少しお話をさせていただきます。稲は9月20日ごろ前後に籾が固くならない入熟期あたりに田んぼに入ってきて、稲をがばっと食ってむしゃむしゃかんで、籾でございますので、むしゃむしゃかんでペッと吐き出して、また次の稲を倒しながら食べるということをイノシシはします。トウモロコシは、周りの5列ぐらいいは倒さないで、中のほうをずっと倒しますから、遠くで見るとそんなに被害はないなと思って畑の近くに行くと、もう中のほうはもう全滅だということになります。また、山あいの畑は、電柵というものはイノシシが夜行性でございますので、夜だけ電流を流すわけでございますけれども、山つきの畑は昼でも被害に遭いますから、24時間電流を流すという状況であります。稲のほうは倒れれば、皆さんご存じのとおり、コンバインは使えません。トウモロコシも自走式のハーベスターは倒れたら下の泥をですね、食ってしまいますから、餌にはならなくて、もうそういうところは刈らないということに農家はなっています。

そこで、本市のイノシシの捕獲数と有害鳥獣捕獲隊の会員数、またこの会員数の激減というものを本市としてどう考えているのかと、有害鳥獣捕獲の報奨金が猟の期間ですね、11月1日から3月15日まで、この猟の期間は報奨金が出ないということになっておりますけれども、なぜ出ないのかをまず質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

平成26年度における本市の有害鳥獣捕獲によるイノシシの捕獲数につきましては、169頭となっております、前年度より61頭増加しております。有害鳥獣捕獲隊員数につきましては、平成27年4月現在で57名でございます。5年前の平成22年度は71名でございましたので、5年間で14名の減となっているところでございます。

要因といたしましては、高齢者の方が引退されまして、若い方で狩猟免許を取得

する方が減少しており、捕獲隊への新規入隊が少ないのが現状でございます。そのため、平成26年度から市外の狩猟免許取得者にも呼びかけをいたしまして、菊池市の有害鳥獣捕獲隊への入隊を推進しているところでございます。農林作物被害防止のためには、これまで行っております侵入防止柵設置に対します補助とあわせまして、狩猟の担い手の確保のための方策が必要になってくると考えているところでございます。

次に、有害鳥獣捕獲報奨金につきましては、県、市からの要請により、有害鳥獣捕獲許可を受け、捕獲されたもののみ報奨金の対象となっているところでございます。イノシシの捕獲時の報奨金は市より1頭当たり5,000円、国より1頭当たり8,000円支出しており、合計いたしますと1頭当たり1万3,000円の報奨金を支出しているところでございます。

本県の狩猟期間につきましては、イノシシ、シカは11月1日から3月15日まででございますが、本市におきましては、これまで原則的に狩猟期間内のイノシシ、シカの捕獲許可は出しておりませんでした。ちなみに、県内の狩猟期間内における有害鳥獣捕獲の許可の状況につきましては、近隣数市を調査いたしましたところ、ほとんどの市が狩猟期間内でも捕獲許可を出されている状況でございました。本市といたしましては、県有害鳥獣捕獲実施要領に基づき、農作物被害防止の重要性を踏まえ、十分審査を行いまして、猟期におきましても適切な時期で許可を出してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 会員数の、わかればですね、旧市町村別の会員数の人員、わかれば教えていただきたいと思います。

捕獲隊員の皆さんには、大変いつもお世話になっているところでございますけれども、私たちも農作物がやられると捕獲隊の皆さんに、あの畑にイノシシがいますよとか、何とかしてくださいと懇願しているところです。そういう捕獲隊の報奨金の周りの市町村あたりの実情をもう一回どういうものなのかお尋ねし、猟期に報奨金が出ている市町村はないのか、その辺をもう少し深くお調べいただいて質問したいと思います。

それから、旭志の猟友会のメンバーと話をする機会がありました。先日、120キロの雄のイノシシを駆除したと言っておられました。そのイノシシを解体して知り合いや親戚に配ったと言っておられました。いわゆるジビエ肉でございますけれども、現在は、猟友会のメンバーさんの自宅で解体しておられます。そこで、猟友

会も私も同じ認識なんですけども、イノシシをとるのはとったけれど、解体加工場が全くないと。民間の納屋に頼っている状態でございます。何とか加工場をつくってほしいと思いますけれども、どうお考えでしょうか。また、県内の加工場の状況というものは、どうなっているのかをお尋ねします。まさにこの加工場というのは、市長、施政方針でも述べておられます、まさに6次産業化の推進と私は思うわけでございます。まず、その辺をお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） まず、先ほどお尋ねがございました各地区別の捕獲隊員の数字、会員数でございますが、今ちょっとここに持ち合わせておりませんので、後ほどまたお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、県内のジビエの加工施設についてでございますが、現在14カ所ございます。内訳といたしまして、八代市に6カ所、天草市に3カ所、球磨郡に3カ所、宇城市に1カ所、山鹿市に1カ所でございます。イノシシ、シカの生息数が多い県南に集中しており、県北では山鹿市に1カ所あるのみとなっているところでございます。

本市でのジビエ加工施設の建設につきましては、事業主体となる加工施設の建設は考えて今のところはありませんが、しかしながら、狩猟者の団体の皆さんや民間団体等が事業主体となって建設を計画されてる場合におきましては、国、県の補助事業等の情報を提供いたしまして協力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、近隣のイノシシの捕獲に対する報奨金の比較でございますが、まず、山鹿市が7,000円でございます。玉名市が4,000円、荒尾市が5,000円となっております。山鹿市が少々高額にはなっておりますが、1頭当たりの報奨金額の単価の多少のばらつきはございますけども、本市の1頭当たり5,000円と比較いたしましても、大差はない状況と思われれます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

ジビエでございますけども、2月14日の農業新聞で石破地方創生担当大臣がジビエで地方創生をという講演を福岡でやっておられます。自民党の鳥獣肉食利活用推進議員連盟、ジビエ議連ですね、会長を務める石破地方創生担当大臣が福岡で基調講演を行ったと。地域の創意工夫によるジビエの活用は地方創生の一つの鍵を握

っていると言われ、政府としてもジビエ振興を後押しするんだと言っておられます。大臣は、地方創生とジビエの可能性というものを講演し、ジビエ振興に伴い、加工処理施設は全国で146カ所、7年間で3倍にふえたと言っておられました。その上で個体差があるジビエの安定供給と安定消費に結びつけるためには、処理、加工、販売等連携して、国内で回せるシステムの構築が不可欠であると。知恵は現場にあり、その知恵を生かすことがまさに地方創生だと、石破大臣は言っておられます。

そこで、ジビエはヨーロッパでは結構食されていると聞きます。ヨーロッパでの生活経験がある江頭市長、市長はきょうちょっと欠席でございますけれども、ジビエをどのようにとられておられるのか、どのようにジビエ自体を認識されているのかをお尋ねし、また捕獲隊の重要性というものをどういうふうに認識されているのか、これもお尋ねしたいと思います。

また、販路は加工した場合ですね、販路は物産館、旅館組合、まるごと市場などと提携できるんじゃないかと思っています。特に、まるごと市場はジビエを扱って初めてまさにまるごとという言葉が生きてくると思いますので、その辺のお考えもお聞かせ願いたいと思いますけれども、ヨーロッパ生活の多かった市長の生活経験というところのお答えはですね、きょう、市長来ておられませんので、これは6月ぐらいにまたちょっと再度調整したいと思いますので。ほかの部分のお答えをよろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） ヨーロッパは、私おりませんでしたので、それ以外のところでお答えさせていただきたいと思います。

まず、ジビエと申しますとフランス語で、狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉ということでございます。ヨーロッパにおきましては、貴族の伝統料理といたしまして、古くから発展してきました食文化でございます。その食材は貴族の口にしか入らないほど貴重なものだったということでございます。

ジビエに余りなじみのない日本におきまして、先ほど申されましたとおり、福岡県で全国ジビエ祭りが開催されるなど、年々注目をされてきているところでございます。ジビエの中でも、特にイノシシの肉とシカ肉は重宝されておまして、本市でも多く捕獲されていることから、今後、狩猟者団体、民間団体等がジビエ加工施設を整備されまして、食肉として販売できる状態となった場合におきましては、市内の観光物産館や近隣の販売施設、菊池まるごと市場等での取り扱いなどを協議してまいりたいと考えているところでございます。

また、本市の有害鳥獣捕獲隊員の皆様方には、日ごろより農林業生産者や市の要

請により捕獲の業務に携わっていただいております、心より感謝をいたしているところでございます。

有害の鳥獣捕獲隊員となる皆様は、さまざまな条件をクリアされ、銃器やわなの免許を取得されまして、数年間の狩猟経験のある方のみで有害鳥獣捕獲隊への入隊が可能であり、熟練し、選ばれた方のみで組織をされていることと認識しているところでございます。引き続き、皆様がたにはご協力をよろしくお願いしたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

同僚議員の坂本議員の地元の七城南部でも、イノシシが2頭駆除されたと言っておられました。いまや平野部でも出る時代になりつつあります。農作物の甚大な被害はもとより、子どもの登下校に影響が出る時代とならぬようにしなければなりません。猟友会のメンバーは、猟犬ですね、犬、猟犬の飼育管理にも大変ですと言っておられます。イノシシの牙で猟犬がやられたら、獣医師に治療費を二、三万払うこともあるんですよと言っておられました。猟友会のメンバーが激減する中、加工場をつくって、猟友会のメンバーが猟のしやすい環境をつくってやる、そういう時期にもう来てると思います。イノシシをとってくださいと、何とかしてくださいという市民の声、切実でございます。入り口のところでは何とかしてくれと。出口の解体加工のところは知らんぷりですよと言うんじゃ、捕獲隊の将来のメンバーも不足がちになる、重要な問題ですので、ぜひともよろしくお願ひし、次の質問に移ります。

中小企業振興基本条例について質問します。先般、1月25日から1月27日まで、政務活動費を活用させていただき、岩手県遠野市研修、東京では各省庁での研修を、菊池の農業を考える議員の会のメンバー8名で行ってきました。大変有意義な研修となりました。その1月27日の午後の研修は、中小企業庁との勉強会で行っていただきました。農業で生きてきた私には、この中小企業庁との話は、何か新鮮な事柄が多いなという印象でした。その中で、中小企業庁との話ですから、中小企業の話になるわけでございますけれども、平成20年4月1日施行の、議員提出の、菊池市中小企業振興基本条例についていろいろ質問したいと思っておりますけれども、この基本条例は、平成19年の当時の市議会議員の皆さんがご苦勞され、県の条例を参考につくられてきた菊池市中小企業振興基本条例と聞いております。

そこで、少し、菊池市中小企業振興基本条例を紹介させていただきますと、目的、この条例は菊池市の発展を支えてきた中小企業の役割の重要性にかんがみ、地域の

中小企業の実態調査を行い、その振興について基本となる事項を定め、中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展を促進することにより、中小企業の振興を図り、もって活力ある地域社会の実現を図ることを目的とするとあります。基本的な施策として、市の発注する工事、委託業務、物品の購入等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業の受注機会の増大に努めること、基本的施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるように求めることとあります。この中小企業振興基本条例は、合志にもあるのかなと思います、この間、議員の勉強会が合志市でありましたので、合志市の土木部長さんにお話をすることがありました。その中で、合志の部長さんは、地元産品の地元消費及び活用は、地域経済活性化のために必要なものであることにかんがみ、中小企業等がこれらの経済活動を進めるための中核として役割を担うということに重点を置いてるんですよというお話を聞かせていただきました。

この菊池市中小企業振興基本条例、本市としては、どのような認識で捉えられておりますかをまずお尋ねし、下請率の推移はどうなっているのかをまず質問したいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、どのように認識しているかということでお答えいたしたいと思います。

本条例は、目的、基本方針や施策、その他市の責務につきまして、具体的に述べられております。本市におきます中小企業の健全な発展及び地域経済の活性化といった目的を達成するため、大変重要な条例であると認識をいたしているところでございます。

条例制定以降、公共工事や委託業務の発注、物品や役務の調達等におきまして、全庁的に市内の中小企業者への受注機会の拡大に努めており、その成果も十分にあらわれていると思っているところでございます。

また、条文には、中小企業者の努力、市民の理解と協力も明確に記述しており、市民、中小企業者、行政が相互理解と連帯のもと、市民生活の向上と地域社会の活性化におきましては、最も基本となる条例であると認識をいたしているところでございます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、私のほうから下請率の推移についてお答えをさせていただきます。

市内業者への下請率につきましては、下請報告書、これは建築一式工事は工事一件当たりの下請契約金額100万円以上、今申し上げました工事以外の工事につきましては、1件の下請契約金額30万円以上が対象でございますけれども、下請報告書をもとに、現在把握しています平成21年度から平成26年度までの元請業者から市内業者へ下請発注されました件数の割合と金額の割合を申し上げます。

まず件数の割合でございますけれども、平成21年度は36.14%。平成22年度が33.33%。平成23年度が32.32%。平成24年度が30.53%。平成25年度が33.64%。平成26年度が52.08%となっております。

次に金額の割合で申し上げますと、平成21年度が36.42%。平成22年度が32.25%。平成23年度が39.56%。平成24年度が37.23%。平成25年度が29.68%。平成26年度が25.62%となっております。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

次にですね、平成27年度当初計画の中での業種別の計画という数字がここにありますので、少し紹介させていただきます。

平成27年度当初計画、業種土木、Aランク件数14件、6億6,723万2,000円。Bランク件数2件、2,900万円。Cランク48件、1億8,606万9,000円。合計の64件、8億8,230万1,000円。紹介しましたけれども、Bランクの仕事がちょっと少な過ぎではないかと、何か思われるわけでございます。現在の発注状況はどうなっているのかをまずお尋ねします。

また、平成27年6月議会で、平議員の質問で、下請率34%と今部長がおっしゃられたような数字が出てきたわけでございますけれども、私としては多少衝撃を受けた数字でございました。本市として、この下請問題、どうにかせねばならないと思っらっしゃるのか、これはもうこれでしょうがないと思っらっしゃるのか、お尋ねいたします。

また、周りの自治体では、工区分割を実施しているところもあると聞きますが、この工区分割の状況、現況などを教えていただきたいと思います。

それと、中小企業庁との話の中で、元請さんが地元を下請けさせたら、元請さんに点数、ポイントを与えると。地元下請を使うと、点数、ポイントが上がるという仕組みもあるんですよという中小企業庁の人のお話でした。そのポイントを次年度公表すると。このポイント制について、本市のお考えもお尋ねします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、私のほうから現在の発注状況と下請に関する考え方がいいますか、取り組み状況も含めまして、それと3点目の地元業者に下請を出したときのポイント制といえますか、その3点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、現在までの発注状況でございますけれども、予定価格ベースで申し上げますと、Aランクが10件の約4億2,200万円。Bランクが8件の約1億3,000万円。Cランクが29件の約9,900万円でございます。当初計画、先ほど議員がおっしゃいました当初計画と発注状況に大分乖離がありますけれども、年度途中の災害への対応でございますとか、設計額の確定、あるいは補正予算等に伴います等々の理由で、増減が生じておるといふふうに考えております。

2点目の下請改善につきましては、冒頭、経済部長が申し上げましたとおり、非常に重要な条例のもとに我々は認識をしております、下請改善に取り組んでいるところでございます。市内業者への受注機会の拡大の取り組みとしまして、元請業者の皆様に対しまして、毎年実施しております指名業者の説明会時におきまして、市内業者への下請発注をお願いをしております。さらに、請負契約時に文書でもお願いをしておりますし、建設業協会等の総会時におきます挨拶の中でも機会あるごとに下請を市内業者へ発注していただきますようお願いをしているところでございます。1回目の割合でご説明しましたとおり、件数ベースではございますけれども、過去5年間の平均が33%程度で推移しているのに対しまして、平成26年度は52%と少しではございますけれども、改善をしてきているというふうに考えております。

それと3点目のポイント制の話でございますけれども、元請業者の地域貢献度を入札業者の格付に反映させる取り組みについてのお尋ねというところでございますけれども、本市の入札業者のランクづけにつきましては、熊本県が毎年行っております格付結果を参考に、菊池市工事入札参加者資格審査格付要綱に基づきまして、毎年格付を実施しているところでございます。

議員おっしゃいましたように、現在のところ、市内業者への下請発注を市独自のですね、ポイントとしまして加味してはおりませんが、地元業者に下請を出すことを格付に反映させることにつきましては、今後、先進市も含めましてですね、検討してまいりたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） 先ほど申しとられました、工事の分割発注についての可能

性でございます。複数業者で並行して施工させた方が工期の短縮が図れる場合など、特殊な条件で行う工事につきましては行っておるところでございますけども、一般的には工事の分割を行いますと、事務量や経費の増加など不利益な面が生じたりしますので、一業者で十分施工できると判断される工事につきましては、コスト面からの工区の分割は適当ではないとうちでは判断しているところでございます。

なお、橋梁工事におけます上部工と下部工、あるいは道路改良工事におけます特殊な法面工事等につきましては、元請としての責任の明確化、工事の品質の確保及び専門工事業者の保護育成の観点から、工種ごとの分離発注を行うことは可能であると考えているところでございます。できる範囲での工夫は続けてやっていきたいと考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

何とか中小企業振興基本条例というものを頭に置きつつ、執行部としてもそういう方向でやっていただきたいと思います。

今回の基本条例の質問といたしまして、これは地方創生の根幹の部分のような気がいたします。私はそう受け取っております。熊本県でも熊本市周辺に住宅が建ち並び、若い人たちもそちらに流出すると。熊本市以外の高校の倍率は、ごらんのとおりという状況の中で、地方創生の時代ですから、何とか踏ん張らなきゃならないと。悲しい情報でございますけれども、菊池市の人口が2月末で4万9,969人といよいよ5万人を切ったわけでございますけれども、そういう荒波の中で、この中小企業振興基本条例などが、こういうものが人の流れ、流出する流れをせきとめる役目をしてほしいという思いがあります。雇用がふえ、材料の流通も活発になる、そういうことで少しでも若い世代が将来の菊池市に夢を持つと、明るいものになってほしいという、そういう思いからこの質問をさせていただきました。

次の質問に移ります。

次に、農業後継者の贈与税について質問していきます。棚卸資産を抱えている肥育農家、肉牛農家ですね、肥育農家の生前経営継承が困難な状態にあるが、現状はどうなっているのか。棚卸資産を1億円所有している肥育農家の経営継承について、暦年課税を選択する場合の贈与税をまず説明していただきたいと思います。

肥育農家が抱えている棚卸資産とはどういうものなのかということも教えていただきたいと思います。この棚卸資産にかかる贈与税は、畜産後継者の意欲の低下につながっていると思われま。そういうふうな現状、肥育農家の現状はどうなってい

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 私のほうからは、あらゆる機会を通じて働きかけを行う必要があるのではないかというところのお答えをいたしたいと思います。

畜産経営におきまして、親子間での経営の継承にした場合、先ほど市民環境部長の答弁にありましたように棚卸資産となる肥育牛に対しては、多額の贈与税がかかりますので、子どもが継承する場合、大きな負担となり、生前経営継承を断念し、幾分か負担軽減となる相続により継承しているケースもあるというふうに聞いております。現在、管内の農家等におきましては、円滑な経営継承に向け、税理士への相談など、さまざまな模索、検討がなされているところでございます。税法上の取り扱いといたしましては、厳しいところと認識をしているところでございます。

なお、今回の贈与税につきましては、全国的な課題ではないかと考えられますので、本市といたしましてもさらに情報収集に努めまして、必要に応じまして機会を捉え、発信をしまいたいというふうに考えているところでございます。

それと、先ほど狩猟のところでも各地区別の狩猟捕獲隊員の数字をお答えしておりませんでしたので、ここで答えさせていただきたいと思います。

まず、菊池地区が39名、七城地区が6名、旭志地区が7名、泗水地区が5名の計57名でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

部長のほうからは1頭50万円というふうな例で言われましたけども、今はご存じのとおり牛が相当上がっておりますので、100万円という現状もそんな大げさじゃないという状況でございます。1頭100万円とする現在、100頭規模を飼えば1億円となるわけでございますけれども、和牛が平均で約200頭肥育農家飼っておられます。F1が280頭ぐらい平均で飼っておられますので、この贈与税問題は、あらゆる肥育農家に関係してくるというふうに思います。

部長、暦年課税のところを説明されて、4、700万円ほどですね、納付税額が。じゃあ、相続税、相続にした場合はどうかというと、1億円から特別控除の2、500万円引いて、7、500万円、7、500万円に特例税率が20%かかりますので、1、500万円。相続税でも1、500万円。じゃあ、親子間の売買というやり方もありますけれども、これはこれでまた子どもさんが1億円、2億円用意しなければならないと。その辺の後々の支払いは、非常に厳しく税務署が調べるとい

うふうになってますので、この売買のほうもなかなか現実的には難しいという状況でございます。

それで、棚卸資産については、留保措置がなく、贈与税が問題となり、肉牛経営の場合、肥育牛頭の棚卸資産が多額になるために、生前における経営継承を断念するということが起きています。熊本市内のほうでは、90歳の祖父が60歳の子どもさん、30歳のお孫さんにですね、とうとう継承できないという、そのままにしてあるという農家も実際あると聞いています。また、私の知り合いの肥育農家は、親御さんが病気で入退院を繰り返されておりますので、その親からすれば、早く継承させて、一家の大黒柱として責任を持って、また意欲を持って、自分の牛としてやってほしいんだと切望されております。後継者の、今のところ旭志でも多い業種でございます、畜産というのは。そういう意味で、畜産の本市、畜産の盛んな市として全国的に有名でございますので、本市から強力に、その辺の非常に難しい問題でございますけれども、情報発信のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、最後に施政方針について質問します。

施政方針について、まず1ページの地方創生加速化交付金、新型交付金、1ページにありますように、予算の選択と集中とともに、国の地方創生の支援を受けて、平成27年度実施した緊急経済対策に引き続き、地方創生加速化交付金や新たな新型交付金を活用した事業に取り組み、着実な進展を図りたいと考えていますと出てます。

地方創生加速化交付金と新型交付金の違いは何なのか。交付金を活用する事業の具体的な内容を教えてください。

次に、全日本マスターズレガッタ時の農家民泊はできますか。かなりのお客さん、参加者が来られますので、農家民泊を利用するんだったらチャンスな時期じゃないかなと思ってますけれども、まず、全日本マスターズレガッタ大会の概要をお尋ねし、マスターズレガッタ時の、施政方針にも出ております農家民泊とマッチングできるのかもお尋ねしたいと思います。旅館組合の方とお話をする機会がありまして、その時期、5月ですね、マスターズレガッタの時期はもう予約でもうかなり満杯になりつつあるというふうなお話も聞いております。

それから、3番目に、母子保健センターについて質問します。

現在、どういう不都合でそういうふうな、どういう不都合があるのかなど、母子保健センターをつくらなければならないという目的とか現状を教えてくださいと思います。

それから4番目に週末レジャー基地という、竜門ダム一帯を週末レジャー基地にするんだと、5ページですかね、施政方針の5ページに書いてありますけれども、

市民はこの週末レジャー基地というものをどんなふうを受け取ったらいいのか、考えたらいいのかをお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） 皆様、おはようございます。

それでは、まず1点目の地方創生の加速化交付金及び新型交付金について答弁させていただきます。

まず、地方創生加速化交付金と新型交付金の違いについてでございますけれども、新型交付金の名称のほうが、地方創生推進交付金という名称となっております。地方創生加速化交付金は、1億総活躍社会の実現と新3本の矢の取り組みに貢献し、各自治体が策定した地方版総合戦略に基づく取り組みについて、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図ることを目的として創設されたもので、国の平成27年度補正予算として1,000億円計上されております。

一方、地方創生推進交付金につきましては、地方創生の深化に向けた各自治体の自主的、主体的な取り組みや、従来の縦割り事業を超えた取り組みを支援することを目的として創設されたもので、国の平成28年度当初予算としまして、1,080億円計上されております。どちらも地方創生に向けた自治体の総合戦略に位置づけられた取り組みを支援することとされ、自主性、それから官民協働、地域連携という連携して、広域的なメリットを発揮する事業、それから政策間連携として複数の政策を相互に関連づけて効果を発揮する事業などの様相を持った先駆的な事業を対象としているものでございます。

大きな違いとしましては、補助率が地方創生加速化交付金が10分の10となっているのに対し、地方創生推進交付金は2分の1となっているところでございます。また、詳細は不明でございますけれども、地方創生推進交付金は、地方再生法に基づく交付金の位置づけになり、申請に当たっては、地方再生計画の策定とその認定が必要となることも大きな違いの一つとなります。

次に、2点目の交付金を活用する事業の具体的な内容についてお答えさせていただきます。

去る2月15日に地方創生加速化交付金にかかる実施計画書を国に提出したところでございます。今後内閣府の審査を経て、3月中旬には採択または不採択の決定が行われる予定であり、その後、採択分につきましては、平成27年度補正予算として計上し、審議していただくことになると考えております。

なお、内容につきましては、単独事業分として、一つ目に菊池基準の推進や米食味コンクール等の実施によるブランド力の強化及びアンテナショップまるごとにつ

ぼんでのPRなど、販売力の強化を目的とした官民協働による菊池ブランド力加速化推進事業、二つ目に観光資源と健康をキーワードに平成27年度に試行しました宿泊型新保健プログラム等の新事業の創出を目指す健康・医療関係産業と観光・農業等の連携による地域の新事業創出の二つの事業の計画書を提出しております。

また、広域連携分としましては、一つ目に合志市、高森町と連携しました女性活躍地域創造事業、二つ目に山鹿市、玉名市、和水町と連携し、外国人観光客の受け入れ態勢や情報発信力の強化を目的とします事業、三つ目に、合志市、菊陽町と連携し、地元企業への就職促進を目指し、企業とのタイアップによる若者定住プロジェクトの三つの事業の実施計画書を提出しているところでございます。

また、地方創生推進交付金については、今後の情報収集に努め、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） それでは、2点目のマスターズレガッタの概要についてご説明申し上げます。

ことしの5月に本市で開催されます第9回全日本マスターズレガッタは、男女27歳以上を対象とした、国内では最大級のボート競技と言われております。大会参加の人数ですけれども、例年、昨年とかの例を見てみますと、選手が約1,000名、それから、審判等の関係者を含みますと約1,200人以上ということになっております。

大会の詳細としましては、年齢によるカテゴリーとし、Aを27歳から35歳、Bを36歳から42歳という分け方を行いまして、一番上はLの90歳以上までの前12カテゴリーでの区分となっております。

ボート競技の種目としましては、シングルスカル、ダブルスカル、クォドルプル、エイトなど、男子6種目、女子5種目、男女混成4種目の全15種目で行われます。中でも市民レガッタでおなじみのナックルフォアにおきましては、男子、女子、男女混成の3部門で距離が500メートルの競技ということになっております。この大会は二日間にわたり行いますが、1日目の夜には、総合体育館メインアリーナを使いまして、参加者選手全員が一堂に会した歓迎交流会を開催することといたしております。これには、菊池の食材を使った食のおもてなしということで予定をいたしております。大会への参加申し込みですが、3月下旬までは期限となっておりますので、現在、日本ボート協会を受付を行っているところでございます。

また、先ほどご紹介もございましたが、宿泊の件でございますが、大会イベント

や宿泊等の専門業者に委託をいたしまして、菊池市を初めとした宿泊施設の調査を行いまして、現在申し込みを受けている状況でございます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、民泊の実行できるかというところでございますけれども、議員お尋ねの本年5月に開催されます全国マスターズレガッタ開催時の農家民泊については、現在、龍門地域、鳳来、穴川地区において、モデル的に民泊の受け入れの可能性について進めておるところでございますけれども、安全面や衛生面などに不安を持たれる方なども多く、農家民泊等に向けた具体的な取り組みがようやく始まりつつある状態でございますために、難しいものと考えております。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 仮称でございますが、母子保健センターについて説明させていただきます。

現在、本市には保健事業の拠点となる施設がございません。成人の保健事業の健診等は養生園を中心といたしまして、各医療機関で実施しておりますが、母子保健事業につきましては、乳幼児の健診は文化会館や総合支所等のほかの施設を借りて実施しており、健診ごとに会場が変わるとともに、健診実施のための施設環境の整備されておられませんので、場所的にも時間的にも支障を来しております、市民の皆様にご迷惑をかけているような現状でございます。

そこで、妊娠、出産から乳幼児の健やかな成長を支援する場として、母子、歯科の健診や教室、健康づくり、食育等の事業を行う拠点となる、仮称でございますが母子保健センターの整備を行いたいと考えております。

なお、整備につきましては、既存の空き施設の有効活用の方で進めていく計画でございます、平成28年度に基本構想、基本計画を作成する予定でございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、週末レジャー基地ということで答弁させていただきます。

週末レジャー基地としてのイメージとしましては、都市部の住民が求めている、自然の中で体験できる癒やしのアウトドアをイメージしております。庁内におきまして、プロジェクトチーム等を立ち上げ、今、いろいろなアイデアがございますので、そのアイデアをもとに龍龍館や地域の方々と連携しながら進めてまいりたいと

いうふうを考えております。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 終わります。

○議長（森 清孝君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時40分から開きます。

○

休憩 午後零時34分

開議 午後1時36分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで発言の申し出がっておりますので、発言を許可します。

教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 先ほど平議員の質疑の中で、南中プールの建築年度のお尋ねがございました。平成12年3月でございます。

○議長（森 清孝君） 一般質問を続けます。

次に、出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） 皆さん、こんにちは。創成会の出口一生でございます。

2月27日の熊日新聞に県統計調査課が、2015年10月の国勢調査に基づく県人口の速報値を発表しております。総人口は178万6,969人で、前回2010年の調査に比べ、3万457人の減。熊本市と近郊の市町村で人口がふえる一方、県境など周辺部の市町村では減少が加速したと報道されておりました。

菊池市は4万8,209人、マイナス3.95%の減少でございました。増加率トップは菊陽町で、大津町、合志市と続いております。私は、菊池市に住みたい、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちにみんなで作っていききたいと、そんな思いで活動しております。議会の一員として不安を安心に、不満を満足に、不信を信頼にと、不を取り除くといった政治行政の役割を十分に認識して取り組んでまいりたいと思います。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目、家庭からの不燃ごみ収集についてでございます。私は、昨年年第3回定例会で、家庭からの可燃ごみ収集についても質問をいたしました。今回は、不燃ごみ収集についてお尋ねいたします。

①菊池、泗水、七城、旭志地区の不燃ごみ収集の現状についてお尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、出口議員の不燃ごみの状況についてお答えいたします。

まず、不燃ごみの回収でございますけれども、回数が菊池地区が月2回、七城、旭志地区が月1回、泗水地区は不燃ごみではなく、埋め立てごみというような表現をしております。埋め立てごみとしまして月1回となっております。

また、収集につきましては、名前の記載をしている地域と、していない、お願いをしている地域とお願いしていない地域がございます。名前の記載につきましては、旭志地区と泗水地区の埋め立てごみについて、名前の記入をお願いしているところでございます。

また、菊池、七城地区につきましても、名前の記載についての協議を行ってまいりましたが、個人情報の保護の観点などから反対意見も多く、名前の記載までは至っていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

昨年の一般質問で、可燃ごみ収集、可燃ごみ分別については、合併前の市町村の状況をそのまま引き継いで行っている状況であると答弁をいただきました。不燃ごみ収集は、菊池地区だけが月2回行われていますが、なぜ菊池地区だけが2回行われるのか。泗水地区、七城地区、旭志地区、月2回不燃ごみ収集はできないのか。また、通告にはございませんが、わかればお願いしたいと思います。高齢でひとり暮らしの方への対応はどうなっているのか、3点お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） 再質問にお答えいたします。

1点目の菊池地区は2回回収しているのはなぜかということでございますけれども、今、出口議員からおっしゃられましたように、合併時に旧の収集回数をそのまま引き継ぐということで現在の2回ということになっております。今後の考えといたしましては、菊池環境保全組合が建設します新環境工場が平成33年から稼働する予定になっておりますので、菊池全域をごみ処理を行う菊池環境保全組合の稼働

時期に合わせて、その見直しを行いたいというふうに考えております。そのため、泗水地区の収集方法が基本となるというふうに考えてますが、新環境工場稼働前に試行期間という意味で移行期間を設けますので、その移行期間を含め、収集方法や収集回数ともあわせて変更してまいりたいというふうに考えております。

また、高齢者のごみ問題につきましては、現在、特別に収集の方法を考えているものではございません。現在は、地域の皆様で協力していただいたり、社会福祉協議会等で協力しながら高齢者の支援をやっているというのが現状でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

菊池市の財政状況に関して、市民の皆様、かなり関心を寄せられております。昨年の答弁いただいた後で、菊池市のごみステーションの設置数は、菊池地区については路上収集を除く地域として384カ所、七城地区64カ所、旭志地区81カ所、泗水地区346カ所、合計875カ所と答弁いただきました。不燃ごみ収集も合併前のままだと答弁いただきました。可燃ごみ、不燃ごみをいかに減らしていくか、市民の皆さんのご協力でごみを減らしていく、ごみ収集に幾ら税金がかかっているのか、市民の皆さん一人当たり幾らになっているのかということもきちんと示していただいて、このごみを各家庭が、例えば1割減らしていただくことによって、それだけ財政的にも負担軽減ができます。収集回数を1回から2回にふやせば、収集費用が高くなると思いますが、菊池地区だけが不燃ごみ収集2回でございます。合併当初から他の地区に合わせる必要があったのではないのでしょうか。

旭志地区にあさひが丘団地がございます。団地の中に環境美化委員さんが書かれた貼り紙がございます。環境美化運動、住宅のみんなで生活環境のマナーを守りましょう。皆さんに迷惑です、みんなでマナーを守りましょう。団地のごみステーションは、いつ行ってもちりとりとほうきが備えてあり、とにかくきれいです。

可燃ごみは平成33年4月から菊池市全域加入で、菊池環境保全組合にお世話になります。新しい新環境工場の処理方式が確定し、その後、ごみの分別方法については、環境保全組合の関係市町で協議し、分別方法を市民の皆様にも周知をして、ごみステーションの設置も力を添えていくと答弁いただきました。平成28年度の施政方針の中で、これまで本市のにぎわいと活力を取り戻すために安心安全の癒しの里菊池を目指し、経済の活性化や子育ての環境の充実など、住み続けたいと思えるような魅力あるまちづくりに取り組んでまいりますと述べられております。環境

保全組合の関係市町、合志市、菊陽町、大津町は、人口がふえております。菊池市は人口が減少しております。ごみ収集一つにしても、これまでの方法を見直し、ごみ処理費用の削減に向けて経費の徹底的な見直し、分別の徹底によるごみの資源化、減量化が必須でございます。そのためには、ぜひ市民の皆様のさらなるご理解とご協力なくしてはできません。

何とぞ合併をして11年目ですけれども、平成33年から4市町村で統一ということになりますけれども、10年間をもっても、菊池市内の統一ができておりませんから、その後今から5年間で統一するのは大変難しいと思います。菊池市の税金、本当に合併当初からそんなにふえておりません。こういうことも考えて、施政方針の中にありますように、菊池の将来のことを一生懸命考えて、この先かじ取りをしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2番、学校給食におけるアレルギーの取り組みについて。

①学校給食におけるアレルギー対策の現状についてどのようにされているか、質問をいたします。これまで学校給食や地産地消の給食、食育について多くの一般質問があつております。私は、学校に行くのは余り好きではありませんでしたが、月曜日から金曜日まで給食がありましたので、それだけが楽しみで毎日学校に通つておりました。昨年、私は体調が悪く、入院をいたしました。そのとき病院で子どもさんが一人だけ、特別メニューの食事を食べていました。食物アレルギーの子どもさんでした。お母さんから食物アレルギーのことを教えていただきました。食物アレルギーを持つ子どもたちは意外と多く、特に就学前年齢以下に多いということです。同じアレルギーでも喘息やアトピー性皮膚炎は、治療薬や予防方法があり、事前に手を打つことが可能ですが、食物アレルギーの場合には、食べ物が原因だけに、突然起きることがあるそうです。食物アレルギーとは、特定の食べ物を食べた後にアレルギー反応を起こし、皮膚がかゆくなったり、息苦しくなったり、吐いたりする症状で、食物に含まれるたんぱく質が原因であると教わりました。また、アナフィラキシーショック、アドレナリンの自己注射薬についても教えていただきました。本当に食物アレルギーは命にかかわることでございます。

学校給食は必要な栄養をとる手段であるばかりでなく、児童・生徒が食の大切さ、食事の楽しさを理解するための役割も担っております。このことは、食物アレルギーのある児童・生徒にとっても変わりはありません。食物アレルギーの児童・生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめることが大切なことでございます。

そこでお尋ねをいたします。本市において、①食物アレルギーのある児童・生徒の把握について、どのように行っているのか。②食物アレルギーのある児童・生徒

への対応について、除去食や代替食など、どのような対応をとっているのか。③学校給食アレルギー対応マニュアル等は作成されているのか。④万が一、アナフィラキシーの症状が発生した際の対処方法など、教職員の研修について十分に行われているのか。⑤一般の児童・生徒に対しても食育の一環としてどのように指導対応されているのかお尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 食物アレルギー、学校給食におけるアレルギー対策について申し上げたいと思います。

まず1点目の把握でございますけれども、これは学校が始まるときの就学時健診とか入学説明会のときに説明会を行いまして、それに該当する保護者が学校への申請をするということから把握をいたしております。現状では、平成28年の2月現在で71名の方がこれに該当するということでございます。

2点目の対応でございますけれども、まずは児童・生徒への通常の献立表とは別にですね、アレルギー対応用の献立を栄養士が作成をしまして、各学校、それから養護教諭や担任のほうに配付をいたしております。あわせまして、保護者との情報共有も必要でございますので、その献立表を確認いただきまして、学校それから給食の調理場、保護者と献立について共有を図っております。

マニュアルにつきましては各学校とその献立に基づいてですね、確認の作業を徹底的にやるということで対応をいたしております。それから、ほかの生徒との情報の共有もですね、保健の養護教諭、それから担任の先生、もちろん校長先生ともそうでございますけれども、学校全体で対応するように努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） 再質問いたします。

今までに本市において、食物アレルギーの事故が起きているのか。また、児童・生徒の修学旅行やキャンプ時についての対応についてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） これまで本市におきましては、アレルギーに関する事故は発生をいたしておりません。

それから、2点目の修学旅行等、いわゆる学校外での給食と申しますか、食事をとる場合の対応でございますけれども、これにつきましては、その修学旅行の例を申し上げますと、学校側から旅行代理店等を通しましてですね、滞在をする、宿泊をするホテル等に情報を流して、万全の準備をするということになっております。

あわせて、実際、食事をとる前には、担任、本人、確認の上、食事をしておりますので、この他の学校外での行事の際も万全の態勢で行っているということでございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

一般の児童・生徒への指導、対応については、いじめにつながったり、ちょっとしたいたずらが思わぬ事故につながる危険性もございます。食育の一環として食物アレルギーの知識と理解を十分に指導していただきたいと思っております。

食物アレルギーは小さいころから少しずつ形成され、児童・生徒に突然の発症を来すことがございます。未然防止を図るため、学校においては、危機意識を持って食物アレルギーの事故を想定した、不測の事態に備えておくことが必要でございます。

教職員等の研修を一層充実していただき、子どもたちに安全で安心な学校給食を提供していただきたいと思っております。

学校給食については、これまでの地産地消の推進も含め、アレルギー対策に至るまで、子育て世代の若者の定住を促進する上でも、とても大切な要因の一つであると思っております。アレルギー対策の現状についてもPTAなどの関係者のみならず、入園、入学を控えている保護者や市民の皆様へ伝えることによって、より一層の安心感や若者定住促進にもいい影響をもたらすものと思っておりますので、広く周知していただきますようお願いいたしまして、学校給食におけるアレルギー等の取り組みについて終わります。

次の質問に移ります。

3番目の小・中学校の交通安全防犯対策について。

①小・中学生の登下校時の交通安全防犯対策の取り組みと現状について、どのようにされているかお尋ねをいたします。

一昨年、平議員が子どもの登下校について一般質問をされております。また、幾度となく過去にも交通安全、防犯について一般質問が行われております。私が住んでいる旭志で、数年前、タクシートの運転手さんが野菜集荷場で殺害され、合志市で遺体が発見される事件が起きております。また、ことしの2月には、合志市の中学

校の教諭など2人が、知り合いの男性の頭を石で殴るなどして殺害しようとした、殺人未遂事件が起きております。安心安全の癒しの里菊池ですが、大変恐ろしい事件が起きております。ニュースで、最近の傾向として、放課後の昼間、しかも住宅街で人目につく場所でも多くの不審者情報、また事件などの発生があると言っております。このような状況から、子どもの安全についてさらに認識を改めて施策を打っていく必要があるのではないかと考えております。

安心できる安全なまちは、市民生活を送るにはとても重要な点でございます。誰もが望んでいることでございます。犯罪のないまち、犯罪を起こしにくいまち、こんなまちづくりを推進していく必要があると考えます。

ここでお聞きいたします。登下校時の交通安全、防犯対策の取り組みと現状について、また、具体的な効果についてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それではまず、現在実施しております交通安全の取り組みについてご説明を申し上げます。

通学時間帯の毎月1日、10日、20日に信号機のない交差点などで、菊池市交通指導員、交通安全協会員、市職員、これは1日でございますけれども、早朝街頭指導を実施しているほか、下校時間帯に少年補導員、PTA、市職員などで更正している菊池安全安心パトロール隊が赤色防犯パトロールカーに乗車し、毎月四、五回巡回パトロールを実施している状況でございます。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 教育委員会のほうでは、平成20年に全国で登下校中の児童・生徒が死傷するという事故が相次いで発生しましたことを受けまして、警察、それから道路管理者、そして教育委員会の関係機関の連携体制を構築しまして、平成26年11月に菊池市通学路防犯交通安全プログラムというものを策定いたしております。現在は、このプログラムに基づきまして、継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検の実施、あるいは実施効果の把握と対策の改善、充実を図っておるところでございます。

また、先ほどありましたけれども、小学生の下校時刻にはですね、防災行政無線を利用しました放送をもちまして、地域の皆様に対して下校する子どもたちの見守りと声かけをお願いすることで、交通事故やまた不審者遭遇の未然防止を図っているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

防犯の抑止力として一番効果があるのは、ボランティア活動、防犯パトロールだと思います。でも、24時間、365日、防犯パトロール隊の方々が活動するのは大変難しくて、行政が補完作業をする必要性があると思います。

そこで、防犯パトロール隊の活動を補完する役目として、防犯カメラを設置して、抑止効果を上げていくという考えがあるのか。また、夜間の安全確保を目的に、防犯灯の設置や再整備を行えば、犯罪発生抑止と歩行者等への安心感を高めることができるのではないのでしょうか。この2点をお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） まず、先ほど赤色防犯パトロールカーと申し上げましたけれども、青色の間違いでございました。申しわけございません。

まず、1点目の防犯カメラにつきましては、現在のところ設置の予定はないところでございます。先ほどから説明しております街角の登下校の巡回でありますとか、立って指導していきたいというところでございます。

それと防犯灯につきましては、これまで新しく設置する際には、市のほうが区から等の申請に基づきまして設置をしております、その維持管理費を区に求められるところでございます。

12月議会で木下議員の質問に答えておりますけれども、早い時期に全体の防犯灯の設置の状況を調査したいと思っておりますので、その後、さらに必要な場所がありますとか、今現在、あるけども不要な場所とか、そういったところの維持管理についても今後進めてまいりたいと思います。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

現在多くの地域で行われている防犯パトロールや交通指導が事故や犯罪を減らしている大きな要因だと思っております。地域における防犯力アップのために、自主防災、自主防犯パトロール隊活動に対して、もっともっと防犯用品の貸与や活動補助金の支給を行っていただきたいと思っております。

ぜひ、いろいろと検討していただき、市として全力で安心安全癒しの里菊池を目指し、取り組んでいただきたいと思っております。

最後に次の質問に移ります。

4番、道路沿いの民家から伸びた雑草、樹木等の通行者への影響について。

①道路沿いの民家の雑草、樹木による苦情の現状と対策についてお聞きします。道路は、私たちの日常生活のためだけではなく、消防、救急活動などの重要な役割も果たしております。しかし、市内には、道幅4メートル未満の狭い道路が存在し、緊急車両の妨げになりかねない箇所もございます。道路は、側溝や擁壁、ブロック塀などの構造物や、単に土を切り盛りしてできた法面などで構成されております。行政も狭い道路、市道を広げる努力をされていると思いますが、なかなかできておりません。私のところに市民の方から、側溝の上まで個人の土地から民家の壁の樹木が覆いかかって、歩行者の安全を確保できない。道路に面している草がどんどん道をふさぎ、道路が狭くなっている。樹木の枝がカーブミラー等に被って見えづらく、車の見晴らしが悪いので危険である等の苦情がありました。一つは菊池女子校近くに保育園があります。菊池市片角の市道に道路標識、規制標識と補助標識がついた道路標識がございます。標識の内容は保育園がありますから、朝の時間帯と夕方時間帯に道路を左折しないでくださいとの規制の標識でございます。その標識は、民家からの樹木で半分覆い被さり、大変見えづらく、わかりづらくなっております。ドライバーの方が交通違反、交通事故につながると大変怒っておられました。もう一つは、旭志のJA旭志中央支所近くの県道でございます。県道は市の管轄外ですが、民家からの樹木の枝が県道の側溝を覆っていて、またそこは道幅も狭く、歩行者も車両も通りづらく、大変危険な箇所となっております。

そこで、お尋ねをいたします。道路沿いの民家の雑草、樹木による苦情の現状と対策はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） それでは、今のお尋ねにお答えしたいと思います。

まず、現状はどうかということでございますけれども、毎回、この問題は来ておるようでございますけれども、非常に道路の延長が長うございまして、なかなか十分市内の状況を100%把握することは非常に難しい状況にあります。この樹木とあるいは草の除草等に関しましても、地元の方々からの情報提供に頼らざるを得ない状況でございます。

今回ご指摘の私有地からの樹木等がはみ出た場合の対応についてのお話について答えさせていただきたいと思っております。市道にはみ出しております私有地からの樹木等につきましては、個人の所有物であるため、現状としては所有者の方への連絡、通知を行い、伐採等の適正な管理をお願いしているところでございます。また、市の広報やホームページ、回覧等におきましても、支障木等の適正な管理については

お願いをしてくれているところでもあります。今年度、その支障木が一因と考えられる車両事故も実は発生しております。このような場合は、どうしても所有者の責任、管理責任を問われることとなっておりまして、そういう事例を踏まえ、積極的なお願いと啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

まずは情報を収集することが先でございますので、担当としては、それをまず進めているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

歩道が狭くて非常に歩きづらいため、歩行者の安全確保のために、安全面を考慮して、道路の拡幅要望もありますが、財政が厳しく予算がないため大変無理であるとは思っております。民家の木の枝が道路まで伸びて、交通の妨げになったり、近所迷惑な場合は、勝手に伐採することはできないものの、所有者に妨害排除として伐採請求も可能だとお聞きしました。ですが、それよりも知り合いの弁護士さんにお尋ねしたところ、道路管理の問題でもあるので、役所に対応させるべきであるとのことでした。道路管理を担当する役所に申し出れば、放置して事故につながった場合には、道路管理者が損害賠償責任を負うことになるということを聞いております。厳しい財政状況の中、市内の道路が良好な状態であるよう維持管理に努めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後2時16分

開議 午後2時23分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 議席番号8番、創成会の荒木崇之です。

連日、テレビでは、アメリカの大統領選挙の報道がされていますが、当初、泡沫候補と言われていたドナルド・トランプ氏が破竹の勢いで共和党の代表になりつつあります。私は、トランプ氏が支持される理由として、きれい事を言って、薬にも毒にもならない政治家よりも、多少毒があっても言うべきことはきちんとと言う政治

家の出現をアメリカ人も待っていたのではないかと分析します。タブーな部分に切り込んでいく姿は前大阪市長の橋下氏と共通するものがあると思います。私も執行部に嫌われても、市民のために、言うべきところは言うという姿勢で一般質問を行います。

市長は、施政方針において、市政運営に関する四つの重要な視点を掲げられました。その一つに、行財政改革を挙げられ、持続可能な財政基盤の確立を重要ポイントとした市政運営に取り組むと表明されましたが、行税制改革が本当にできるのか、いささか不安になります。その詳しい理由は、後段で述べますが、私は、今の菊池市がすべきは、テレビや雑誌で市のPRをすることではなく、補助金の精査や費用対効果を考えての事業の見直しなど、とにかく支出を最小限に抑える行財政改革が急務だと考えます。それを踏まえまして、市の総合行政システムについて質問いたします。

総合行政システム、詳しく言いますと、住民記録、税務、職員給与、福祉、財務会計など、市の業務全て電算、いわゆるパソコンで全63業務の情報を管理しており、それらを総称して、総合行政システムと呼んでいます。市が行政サービスを行う上で最も重要なシステムのことであります。

では、何が問題かと言いますと、菊池市には、RKKコンピュータサービスに委託されている総合行政システムと、もう一つ熊本計算センターに委託をされている総合福祉システムと二つのシステムがあります。お隣の合志市では、RKKコンピュータサービスの1社にこの行政システムと福祉システムを委託されています。

そこでお尋ねしますが、2社に委託されている理由をお聞かせください。また、2社に委託しているメリット、デメリットもあわせてお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、荒木議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の菊池市の総合行政システムの委託の経緯につきましては、菊池市の市町村合併時における合併協議会の各作業部会で、システムの機能、コスト並びにセキュリティ等の検討や実際のデモによる採点を行うなど、プロポーザル方式の選定を経て業者選定委員会により、先ほどおっしゃいましたとおり富士通株式会社、それからRKKコンピュータサービス、熊本計算センターの3社を選定した上で、合併時に旧4市町村の総合行政システムを2社において業務ごとの分担により統合されております。

その後、現在まで住民記録や税関係業務等をRKKコンピュータサービスに、福祉業務や健康管理関連業務等を熊本計算センターに業務委託を行っているところで

す。

その他、ネットワーク管理やセキュリティ管理業務につきましては、富士通株式会社、分社化により現在富士通九州システムサービスとなっておりますが、そこそ契約を行っているところでございます。

2点目のメリット、デメリットについてですが、まずメリットとしては、各業務システムの運営業者には、それぞれ得意不得意の分野があります。それから、それを分割することでそれぞれの得意分野の業務を受け持つことにより、業務システムとしても、職員に使い勝手がよく、あわせて、セキュリティ上もリスクが軽減できるというメリットがございます。しかしその反面、デメリットとして、一体的な業務体制が取れないことから、業務ごとに情報管理、連携する費用が発生するとともに、極めてレアなケースでございますが、運用上の不具合の原因となったことがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 答弁では、業者によってそれぞれ得手、不得手、得意分野があり、2社に得意分野を委託していることがメリットとのことでありますが、近隣、菊池郡市の自治体を調べました。合志市、大津町、菊陽町を調べましたら、全て1社です。行政の業務は大体同じことをしているはずなので、1社でもできないはずはないと考えます。

私は、先ほどの作業部会の話ありましたが、合併直前の泗水町役場時代は、農業委員会事務局におりました。合併後の農家台帳システムをRKKコンピュータサービスもしくは熊本計算センターのどちらがよいかという職員の専門部会において、旧4市町村の担当職員は、全員RKKコンピュータサービスのシステムがよいと提案したのを覚えています。しかし、新菊池市において採用されたのは、熊本計算センターのシステムでした。なぜ事務レベルで決めたことが反映されていなかったのか不思議に思ったことを記憶しています。

1社委託がよいか、2社委託がよいかという最大の判断材料は、やはり費用面であると思いますので、お隣合志市との比較をしてみました。パネルを示します。

菊池市は、総合行政システムを2社へ委託していて、合志市は1社へ委託しています。委託している業務数は、菊池市が63業務、合志市が75業務と差があります。ただこれは、ほぼ同じ業務をしていると考えてよいかと思います。では、1年間のシステム使用料ですが、菊池市が3,153万円です。合志市が5,040万円。一見、合志市のほうが高額に見えますが、初期投資費用を考えてみますと、菊

池市は、これまで合併して、8億4,600万円を初期費用として投じております。合志市は、ASP使用料という契約をしています。どういう契約かと申しますと、ソフトウェアそれと作動させるサーバー機材をあわせてレンタルしていて、初期投資が発生しない契約であります。ですから、初期投資額はゼロ円です。合計経費は、菊池市は、当初投資額8億4,600万円を10年で割りますと、8,460万円となります、1年当たり。これに年間の使用料、システム使用料3,153万円を足すと、1億1,600万円となります、約ですね。一方、合志市は初期投資がゼロ円で、使用料が5,040万円なので、合計経費は5,040万円のそのままです。合志市との差額が約6,500万円となっています。議員の皆さん、今回の予算、平成28年度予算上がっておりますが、そこでもですね、ソフトウェアの更新使用料として3億5,000万円上がってるんですね。ということは、それがまた11年で割ると、まだこの差は開くと思っています。同じ業務を行っている合志市よりも余計な経費をこれだけ払っていることとなります。この数が、詳細には精査をしていませんので、これが全て正しい数字とは言いませんが、私は、業者を一本化した場合のシミュレーションをすべきと思います。

冒頭で、私は、江頭市長が本当に行財政改革ができるか不安であると言いました。その理由を申します。その理由は、菊池市の平成28年度予算が今議会で提案されていますが、一般会計で何と305億円と、当初予算では初の300億円超えであります。広報きくちで公表されている当初予算を平成22年度から見ますと、一般会計の歳出、平成22年度は220億円、平成24年度が238億円、平成27年度が288億円、平成28年度が305億円と増加していて、平成22年度から比較すると1.38倍。38%も支出がふえています。それに見合う歳入が入って来ているか調べてみますと、平成22年度の市税の歳入が45億7,000万円。平成24年度が47億7,000万円。平成27年度が50億300万円。平成28年度が51億3,000万円と、市税収入は増加はしていますが、伸び率は1.10倍の微増であります。菊池市の財政状況は、交付金や市債にどっぷり依存しており、依存率は70%にもものぼります。

あわせて、私が一番恐ろしく思っているのは、市債、市の借入金のことです。借入金のことですが、平成24年度は、これ1年間ですね、1年間の借り入れが29億円だったのに対して、平成28年度は、1年間平成28年度だけで今回借りますよと予定している借入金は51億円にもなっていて、わずか4年で1.8倍もふえています。これは累積ではないから、その年、その年で50億円を借りているということになるんですね。平成27年と平成28年度の2カ年で合計101億円も借り入れてる状況には危機感を感じざるを得ません。億単位の話からすれば、行政シ

システム一本化の提案は、小さい金額と思われるかもしれませんが、小さいお金でも支出を抑えられるところは抑えないと捻出できない状況に、菊池市はもうあると思います。

そこでお尋ねしますが、私は、行財政改革の一つとして、業者を一本化して契約形態を見直す必要があると考えますが、執行部の見解をお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、荒木議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほどお示しされました市の委託料、その中身につきましてご説明させていただきます。

菊池市の初期投資が先ほど8億4,600万円というようにお話でございましたが、これにつきましては、合併した当初、5億5,000万円が市町村の合併時にお互いのシステムが違ったというところで統一するような経費も含みまして、データの統合費用となっております。残り2億9,600万円が平成22年度に、これ老朽化しましたサーバーの機器と業務用プリンタ100台などを更新した費用として計上しており、8億4,600万円となっているところでございます。

一応、合志市のほうにも同じような形でお尋ねしましたけれども、年間で5,040万円ということで現在されておりますけれども、合志市におきましても、合併されました初期投資としては2町村合併と、二つでございましてけれども、5億円程度かかっているということでございます。

それと平成23年度、これにつきましては、先ほど言われますサーバーとパソコンを1億8,000万円のリースでされておりますので、総額6億8,000万円程度の初期費用はかかっているということでございます。総合行政システムに限った費用におきましても、先ほどありましたように5,040万円ということでございますけれども、これ以外にもシステムの保守料ということで2,500万円程度の費用を要しているというふうにお聞きしているところでございます。内容としましては、議員の言われましたように、システムの本化というよりもクラウド化ということで機器導入の初期費用の削減と維持管理費用の標準化を図っているというところでございます。本市におきましても、そういった実情も踏まえまして、平成28年度当初予算におきましては、クラウド化に向けた予算を計上しているところでございます。

近隣の市町村のほうは、状況は先ほど議員おっしゃいましたように、ほぼ一本化というところでございますけれども、県内の各14市の中では7市が一本化、その他はもう複数化というところでございます。今後、総合システムのあり方につきまし

ては、業務の効率化や中長期的なコスト、先ほどおっしゃいましたコスト面、メリットや機能面、アフターフォローやセキュリティ管理等と、将来の管理運用形態を含めて、総合的に比較検討が必要でありますことから、今後継続しまして県などの第三者の意見を取り入れながら、ソフト面における担当部署の意見徴取や他市町村の形態を参考に、住民サービスの向上を目的として、全庁的な総合システムの最適化を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 答弁では、合志市、あんまり経費が変わらないということありますけど、よく調べられた理由は、私、この表をフェイスブックにアップして、これだけ違うよというのを先に予告してたんですね。恐らく見られて研究されたんだと思いますが、私は、費用面もあるんですけど、最大は、その会社が違う同士の不具合が一番問題だと私は思ってるんですね。今後、クラウド化をする考えがあるということではありますが、クラウド化を二つした場合は、2社とも同じようにやらないといけないので、またそこで連携あたりが問題になってくるかと思えます。本年度中には、その検討結果が出るのではないかと期待をしております。

さて、先ほど言いました、今回の総合行政システムを質問するに当たって調査していたところ、菊池市のシステムを早急に改善する必要があることがわかりました。それは、合志市と菊陽町のシステムにはDV支援システムというのがあります。説明しますと、DV（ドメスティックバイオレンス）、日本語で言いますと家庭内暴力です。先月初めに、札幌市でDVが原因で離婚した夫が義母を殺害し、元妻を刺して重傷を負わせ、子どもを連れて逃げ、車内に立てこもり逮捕されるという事件が起きたことは記憶に新しいかと思えます。

このように、世の中には、女性に暴力を振るう、今の言葉で言いますと、ゲスな男がいるわけですし、行政はこういうことからDV被害者を守るために、DVと認定された場合は、夫や交際相手に住所を教えないように、住民基本台帳に登録するシステムになっています。そして、それがDV支援システムというのを經由してですね、各課に知らせが行くわけです。

パネルを示します。例えば、Aさんという人物がDV被害者だとします。AさんはDV被害者だよということを入力しますと、自然にですね、DV支援システムが作動して、本人以外は住所を教えるなという情報が各課のシステムに自動で送られます。税務課、学校教育課、住宅係、水道局、子育て支援課、高齢支援課、福祉課、健康推進課。Aさんが行政サービスを受けるところに全て自動で連絡が行くように

なっています。ところが、菊池市には、このDV支援システムが入っていないために、住民基本台帳に登録した職員が、先ほど言いました課や係に電話で連絡して入力をしているわけなんです。住民基本台帳に登録するのは、本庁の市民課の職員だけではありません。支所の総務民生課でも登録しますので、仮に連絡忘れや受けた職員の漏れが、入力漏れがあれば、そこからDV被害者の住所がDV加害者へ知られてしまう可能性があります。実際にDV夫が、妻が税金の納付書を紛失したと、うその交付を、再交付を願って、住所を取得するケースが全国では発生しています。

そこでお尋ねしますが、菊池市にこのDV支援システム、これが導入されていないのは本当でしょうか、お尋ねします。これは市民環境部長の担当になると思いますが、市民課に聞けばすぐわかることであり、人の命にかかわることなので、今、お答えください。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、お答えいたします。市民課で確認しましたところ、現在は導入していないという状況でございました。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 答弁で、このDV支援システム、これは入っていないとのことでもあります。それでいいのでしょうか。何か起きてからでは遅い。まずは早急に合併後10年間、これまでDV支援システムというか、住基にDVだと登録された人の情報の確認作業を早急に行うべきと思います。もし仮に、住民基本台帳に100名がDV被害者として登録されていれば、この関係するシステムに全て反映してないといけないと思います。それをすぐ調査しなければならないと思います。

そこでお尋ねします。札幌市で起こったような事件が起きないためにも、今議会中に調査確認作業を行いますか。はいかイエスでお答えください。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） ただいまの質問で、はいかイエスかですので、当然、担当課としてはやるということで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 先ほどお尋ねしたとおり、安心安全のまちづくりを掲げているなら、答えは、はいかイエスしかありません。すぐに調べて、結果を所管である福祉厚生常任委員会に知らせてください。

では、今後についてお尋ねをいたします。

パネルを示します。住民登録、住民基本台帳のシステムは、RKKコンピュータサービスなので、すぐにDV支援システムを導入することは可能です。実際、これはですね、もうパックの中には入っているんですよ。RKKのコンピュータの中の。ただ、菊池市が今現在作動させていないんです。ですから、ここはすぐ連携が可能だと。要は、子育て支援課、高齢支援課、福祉課、健康推進課のシステム、こちら私、バツとしているシステムは、熊本計算センターのシステムなので、そのままでは導入ができません。信号を送ってもここには入らないようになってるわけですね。連携システムを入力しないと、入れなければ作動しないという状況です。

皆さん、携帯電話、機種変更されたときに、うまくふりがなが移らないとか、番号が移らないといった不具合があると、経験があると思います。携帯電話でさえそういう不都合が起こるんですから、ここで起こるのは、この大きなシステムで起こるのは当然です。これが、私が最初に苦言を呈してました、2社へ委託することの大きな弊害が出て来たわけです。

では、お尋ねしますが、早急にDV支援システム及び熊本計算センターとの連携システムを導入する考えがあるか、これをお尋ねします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） 荒木議員のご質問にお答えいたします。

先ほど言われましたように、二つあることによる業務ごとの情報連携に対する費用が発生することは間違いないところでございます。先ほどの案件につきましては、まだシステムを導入しておりませんので、中身を検討してまいりたいと思います。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） もし市の不手際で情報がDV加害者に渡り、事件が起こってしまったら、その責任を負うのは市であり、職員であります。合志市や菊陽町、さらには山鹿市も導入しているので、早期に導入されると思いますが、もう一つ、これは導入に際してお願いであります、DV支援システムによる情報の管理は1年間となっています。1年後にDV被害者ですね、その女性が、本人が住所非公開の延長手続をしない場合は、そのまま切れてしまいます、1年間で。自治体によっては、本人に延長の有無を尋ねているところもあります。菊池市も葉書や電話で意思確認をすべきと考えますので、DV支援システムの早期の導入とあわせて要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

では、次に、総合支所のあり方について質問いたします。

現在、本庁舎の改築工事が行われています。平成29年12月の完成予定であり、それに合わせて、新庁舎完成後は、本庁方式とし、総合支所を支所へ移行する計画があり、昨年11月に中間報告がされました。中間報告の大まかな内容は、企画、環境、経済、建設部を本庁へ集約し、支所の職員を削減するものであります。執行部は、新庁舎建設後は本庁方式とし、総合支所を縮小するのは合併協議会で決定していたことと説明されていますが、そもそも論から言いますと、合併協議会での決定は、本庁舎が花房地区に建設された場合であって、現在の場所に建設された場合は、また別の話であります。

また、現在の総合支所は、合併当時に想定されていた総合支所機能はもう有しておらず、実質上は、支所になっていると考えます。執行部が現在示している中間報告は、支所どころか、派出所くらいまで機能を低下させるような計画であります。現在、慌てたように、職員以下を中心に支所の職員から意見聴取をされていますが、支所の職員からは、支所の縮小という結果ありきでの会議ではないか。支所の職員に意見を聞きますと、議会へ報告するための帳面消しではないかなど、冷めた意見を耳にします。確かに、本庁舎を花房から現在地へ変更する決定は、平成24年には決定していたわけですから、その間、今まで何をしていたのか、何をいまさらと思うのは、私だけではないと思います。

実際、中間報告に対する不満の声は、七城、泗水の両区長会からも要望書が上がっており、市は要望書への回答もいまだされていないのが現状であります。そこでお尋ねしますが、平成24年に、本庁舎の位置の変更は決定していたのに、約3年間、何をしていたのか。また、ややもすれば地域間対立を再度招きかねない、今後の市の運営に重大な影響を及ぼす総合支所のあり方について、たった一度中間報告をしてわずか4カ月、ことしの3月で決定するという計画はお粗末でござんだと思いがいかでしょうか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） ただいまの荒木議員からのご質問でございますけれども、いわゆる庁舎の位置が花房台から現庁舎に可決された後の対応ということでございますけれども、荒木議員がおっしゃったように、その間は、組織についてはやってないと。これまでの経緯につきましては、本庁舎の整備方針、あるいは具体的な整備内容が決定したという後に、組織の具体的な機能等について、副市長及び各部局長、総合支所長で構成します庁舎等整備検討委員会を7回、関係課長等で構成します庁舎等整備専門部会を6回、担当者等で構成します支所検討作業部会を12回開

催いたしましたして協議を重ねた結果、あわせて各総合所における相談業務の対応状況等も実施しながら、今おっしゃいました中間報告書を取りまとめたという状況でございます。

この間、中間報告につきましては、議会へ説明の後、菊池市の未来を考える懇談会あるいは各地区の区長会にも説明を行い、ご意見を伺ってきたというところでございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 私は、今、市が行うことは拙速に総合支所の縮小を図ることでなく、支所で行っている業務を職員同士で把握し、その上で事務改善を行い、本庁と同じ情報機能を持たせることだと思います。例えば、建設部は、建設部の業務は、合併当初の申し合わせでは、補助事業や新規事業の工事は本庁の建設部が担当するとなっていました。が、実際は、旧町村での工事は、各総合支所が行い、会計検査まで総合支所が受けていて、本庁の建設部は旧菊池市の事業しかしていないのが現状であります。ひどい事業になると、橋をつくる計画は本庁の企画課がして、予算は本庁の土木課で組み、工事担当は総合支所が行うなど、責任の所在が曖昧な事業もあります。会計検査で責任の所在を問われたときにどうなるのでしょうか。このようなことを市長、副市長は把握されているのでしょうか。

また、本庁と支所の職員間で摩擦と言いますか、思いの違いがあることも確認しています。聞こえて来るのは、本庁はいつまでに資料を提出しろとか、上から目線で言うてくる。自分たちをただの出張所と思ったりやせんかというような声や、一方で本庁の職員からは、総合支所は暇でよかろうなどの声であります。実際、俺は本庁にずっといるからエリートだなんてふざけたことを抜かしている職員の存在を私は聞いたことがあります。このような話が出るのは、やはり合併して10年が経過しましたが、一度も支所へ異動になったことがない本庁の職員が多くいることだと思います。本庁と支所、お互いのしている仕事が変わらず不満を言い合っているように感じます。

私が議会事務局に勤務していたとき、栃木県的那須塩原市で研修しまして、そのときに、旧3市町で合併されていますが、本庁と支所はうまくいってますかと尋ねたところ、市長の方針で、合併後は必ず一度は支所に移動する人事を行ったので、両方の業務を理解している職員が多く、本庁と支所の関係は非常に良好です。また、新人職員は、まず住民と接することからと考えますので、窓口に積極的に配置していますとの話を聞きました。私もこの考えには非常に感銘を受けたのを覚えています。

ちょっと冒頭に話を戻しますが、総合支所に本庁と同じ情報機能を持たせることの意味ですが、現在、総合支所で水道管の敷設状況、どこまで水道管が来てるかということを探しても、それは水道局しかその情報を有しておらず、わざわざ市民は水道局まで行かないとそれはわかりません。例えば、GISのように市が保有している地図情報に水道管の敷設状況を入力し、支所でも閲覧できるようにすれば、住民サービスを低下させることはありません。このように、本庁と支所の情報共有と業務改善をしてから支所を縮小するのが正しいやり方だと私は思います。

では、お尋ねしますが、総合支所の職員と意見交換会をしたと聞いていますが、どのような意見がありましたか。また、総合支所の機能縮小について、肯定的な意見が多かったのか、否定的な意見が多かったのかお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、各総合支所の職員と実施いたしました座談会での意見等のお尋ねでございますけれども、職員から出された意見につきましては、本庁・支所方式に移行することに対する肯定であるとか否定であるという意見ではなかったものと考えております。職員から出されました意見は、中間報告におきまして、本庁に集約するとした場合、その組織の個々の業務に対する今後の課題、あるいは意見、現在の業務実態等につきましての意見で、さまざまなものがございました。多岐にわたっております。これ全部を網羅するということはちょっと無理かもしれませんけれども、重複して多くの職員から出されました項目、意見としてご説明いたします。

まず1点目としましては、業務によっては本庁につなぐなど、処理時間、業務の処理時間がかかることとなり、住民サービスの低下につながるのではないかと。2点目としまして、高齢者、いわゆる交通弱者と言われる方々への配慮が必要ではないか。3点目としまして、集約するとしています業務の機能面、個別の業務からの再構築が必要ではないか。新たに配置するといたしてます4点目としまして、総合相談員の役割等が重要なポイントとなるのではないかと。5点目としまして、災害でありますとか、火災等の対応は大丈夫かという点。6点目としまして、地元住民の皆様から見たときに、地元出身の職員が配置されていることによる安心感、それと顔が見える関係が重要ではないか。7点目としまして、丁寧な住民説明会が必要ではないかなどの意見が出されたところでございます。

現場で業務に携わります総合支所職員との座談会には、もうほとんどの職員に参加いただきました。行政全般から各地域を考えた意見が出されて、非常に有意義なものとなったところでございます。さまざまな意見等が出たことで、今後、それら

の課題を解決、解消するには、どのような方法があるのか、あくまでも市民目線でのサービス提供を念頭に知恵を絞ってまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 先ほど言いましたように、総合支所を支所へと移行することに対しては、各区長会からも異論が出ていますし、市長が設置してます菊池の未来を考える懇談会でも総合支所のあり方の住民説明会を丁寧にすべきとの意見が出ています。ましてや、職員間で業務に対する不安が噴出している中で、支所へと移行して果たしてうまくいくのでしょうか。

私は、新庁舎は平成29年12月の完成予定ですので、ことしの6月までに事務の把握及び総合支所の職員から意見聴取を行い、十分協議した上で、9月に方針を決定し、それから平成29年3月までに各地区で住民説明会を開き、住民が納得した上で4月に機構改革を行うという計画で十分間に合うと思います。

そこで副市長にお尋ねします。本当は市長に聞かなきゃいけないんですけども、市長いらっしゃらないのでお聞きします。ただ、副市長は女房役です。うちは奥さんが言うことは絶対なので、副市長が言われることは恐らく市長も聞かれると思います。ことし3月に決定する方針を後にずらす、変更する考えはありますか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） 荒木議員の質問にお答えをいたします。

質問の中でですね、これまで中間報告というものを出してきたわけですが、けれども、それについての条件がいろいろ変わってるんじゃないかというようなご指摘もあったかと思います。一番最初に申し上げたいのは、これまで本庁方式、本庁と支所という形をとりますということについてはですね、先ほど話が出ておりました、合併のとき以来書いてあるわけですが、その後も庁舎建設に向けてさまざま、あるいは総合計画とかそういう中で、この方式で進みたいということについてはですね、これまでも議会の中でも主張して表明をさせていただいているところでございます。

一番確かにおっしゃるように、場所が、本庁舎の場所が変わったという事実がございます。ただ、当時ですね、思いますに、やはり合併ということを選択をされたというのは、あの当時、非常に少子高齢化が進む一方で、また、地方交付税も削減される、税収の伸びもそれほど期待できないというようなさまざまな状況の中で、今後ともその住民サービスの水準を維持していこうと。そのためには、どういう方

法があるかというのをですね、本当にそれぞれの地域の皆さんが真摯に考えられて、その結果として合併というものを選択されたのではないかなというふうに受けとめております。合併をして、本庁方式になるという意味はどういうことかと言いますと、やはり、一つにまとめることによって、行財政の効率化、あるいは事務組織のスリム化、そういうものが可能となります。そういう中から出て来ますいろんなリソースをこれから伸びるだろう社会保障、そういう方面に充当することによって住民サービスを維持する、そういうことをいろいろ考えた中で、ある意味厳しい決断をなさったのではないかなと、そういう思いもいたしているところでございます。

しかしですね、これは市長も同じ考えだと思いますけれども、やはり支所がなくなるという寂しさと言いますか、そういうものは私自身もよくわかりますし、地域の皆さん方の思いを大切にしていきたい、寄り添っていきたい。また、地域振興ということについてはですね、やはりこれからもしっかりと取り組んでまいりたいと、そのように思うものであります。

質問の内容は、今後の総合支所の方針を決定ということについてのお尋ねでございますけれども、これまで議会を初め、菊池市の未来を考える懇談会や各地区の区長会等に説明を行って、さまざまなご意見を伺ってまいりました。また、今、荒木議員のほうからですね、非常に貴重なご意見もいただいたというふうに受けとめているところでございます。

これらを踏まえて、今後も引き続き、市民の皆様へ、より丁寧な説明を行っていく必要があるというふうに私は認識をいたしております。これまで今年度末に方針を決定したいとの目標で取り組んでまいりましたが、より丁寧に進めたいという考えでありますので、市民の皆様への説明等を実施し、最終的な方針を決定していきたいと考えております。

したがって、現状では3月末までに方針を決定することは難しいものと考えておまして、決して事を急ぐことなく、プロセスを大切にしながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 副市長、さすが女房役であります。市長と全く同じ考えなんですね。

昨年の12月議会で工藤圭一郎議員が本庁業務を見直して、総合支所に業務の移管ができることをふやし、旧町村地域が衰退しないように総合支所のあり方を考えるべきと質問されています。昨年の12月議会です。市長はそのとき、本庁と総

合支所を家族に例えて、端的に申しますと、4人家族がいたとして、まだ誰も結婚していないと。4人が別々の家に暮らすと一体的に暮らすのと、それぞれ独立しているにしても、どちらがお金がかかるということは基本的な問いですね。その中で、どうしても一つ一つに財布を持つようなやり方は、これはどうしても無駄が起きてしまいます。だからこそ、私どもが合併したそもそものゆえんというのがそこにあるわけですと、コスト論を答弁されていますが、私は、四つの市町村が合併に目指した新市は、均衡ある地域の発展だったと考えます。コスト論をおっしゃるのわかりますが、しかし、私は、行政サービスはコスト論を優先すべきところとそうでないところがあると考えます。先ほど質問しました行政システムのようなものはコスト論を優先すべきですが、総合支所のあり方については、決してコスト論を優先させてはいけないと思います。

事実、平成25年に総務省は合併市町村に対して、特例措置として支所数に応じて交付税を加算する、さらに、実際の支所の設置状況にかかわらず、旧市町村ごとに置いているとみなし必要な交付税を算定すると、国も合併して支所の廃止等により地域が疲弊しないようにと、支所経費を交付すると示しています。実際、この加算金は財政で確かめましたが、菊池市も入ってきています。ですので、支所にかかる経費は十分これで賄えています。

さらに工藤議員の質問に市長はインフラの一体化でコンピュータをつなぐことで、これはどこでやろうが同じ業務ができるようになりますと答弁されていますが、現在、先ほど言いましたように、総合支所では水道管の敷設状況のひとつ把握できません。さらに、市の道路整備台帳や私が一般質問してようやく作成中である公共施設管理台帳、どこからでも体育施設を予約できるシステムなど、これらはまだ整備されていません。これで、市長が答弁されたどこからでも同じ業務ができるというのは、果たして本当でしょうか。だから、情報共有と総合支所の事務の見直しをまず急ぐべきと言っているわけです。

私は、泗水町に生まれ、泗水町で育ち、地元の役場に勤め、ずっとここで生活しています。これからもずっとここで暮らしていくと思います。42年間ですが、自分が生まれ育った町が変わっていく姿を見てきました。合併により、町で中心的な役割を果たしていたところが、人数が減って寂しくなり、今後どうなるのだろうと不安や寂しさを感じているのは私だけではないでしょう。私より年配の方なら、ふるさとに対する思いはより強いものがあると思います。

しかし、合併という選択をした以上、過去を振り返ってばかりでは前へは進めません。これからのふるさとをどうつくるか、大きな責任が私たちには今、課せられています。だからこそ、職員間で真剣に議論を重ねた上で執行部案を示して、その

案を今度は議会と十分議論して、市民に納得いただける、市民が主役の総合支所案をつくることが一番大切かと思います。決して、私は全てに反対と言っているわけではありません。相談すべきところは議会にどんどん相談してください。そして、菊池市のためになる、市民のためになる菊池市を一緒につくり上げましょう。

最後になりますが、今月いっぱい城議会事務局長が定年退職されます。私は、議会事務局職員時代、4年間、城局長の下で部下でした。そのとき、厳しく教えていただいたことが、今の私の糧になっています。あなたの部下で本当によかった。

これで私の一般質問を終わります。ご清聴をありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 以上で本日の一般質問は終わりたいと思います。

明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後3時11分

第 3 号

3 月 3 日

平成28年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成28年3月3日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	平	直樹	君
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

欠席議員（1名）

2番 東 奈津子 さん

説明のため出席した者

副市長	木村利昭君
政策企画部長	小川秀臣君
総務部長	馬場一也君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	樋川博久君
七城総合支所長	榎田邦昭君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田譲二君
財政課長	中村喜範君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永孝博君
市長公室長	上田俊介君
教育長	原田和幸君
教育部長	松岡千利君
農業委員会事務局長	原和徳君
水道局長	藤本辰広君
監査事務局長	松永隆則君

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
事務局課長	徳永裕治君
議会係長	松原憲一君
議会係	新永晶子さん

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時02分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一郎でございます。昨日から引き続き南中の皆様、傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。ほかの皆様もようこそ来ていただきました。

ことしの夏の参議院選から選挙権が18歳以上に引き下げられます。また、ことし新たに有権者となられる18歳から19歳の若い人は全国で240万人と推定されます。日本の政治課題は若者の未来と直結しています。若い世代が投票の機会を得ることで政党の意味や意義を若者の声をより政策に反映させられると思っております。きょう来られた中学生の皆様も数年後には有権者となります。若者に政治をしっかりと監視してもらいたいと思っております。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

きょうは、まず最初に買い物弱者への支援でございます。平成26年に買い物弱者への支援ということで質問をさせていただきました。そのとき、執行部の答弁では、商工会の職員や商工観光課が社会福祉協議会のふれあいサロン等で聞き取り調査をした結果、移動販売車が巡回しているから、また子どもや孫が仕事帰りに買い物してきたり送迎してくれるから、またあいのりタクシーで行けるから、不便は感じるものの大きく困ってはいないというような調査でしたという答えでありました。

しかし、あれから2年がたち、高齢化はさらに進み、家庭環境も変化しております。ここで、再度聞き取り調査を実施してはいかがかと思っております。調査もやはり一部の、例えばふれあいサロン等とするのではなく、まず中山間地いろんなどころに、現場に出ていき、その現場の声を聞くと、これが一番大事ではないかと思っております。

この問題は全国的に大きな問題になっているように思っております。そこで、その買い物弱者の人たちの支援の例を挙げさせていただきたいと思っております。

まず、宇城市の山合いで、地元の第三セクターが軽トラックで移動販売をし、近くに店がなくなり、買い物に困っている高齢者に食料品や雑貨を届けているということが一つであります。また、天草市新和町中田地区の住民でつくる振興会は、高齢者の買い物を代行するご用聞きをしているということでございます。高齢世帯の見守りに不安を感じる住民がふえたこともあり、地元店の利用を促進し、店の存続を図る狙いもあるということでございます。70歳以上の世帯が対象で、役員4人がご用聞きになり、希望に応じて、週1回から2回の買い物を代行しています。利用者には1回100円負担してもらい、ご用聞き役に委託店から商品券で報酬を渡すということです。この振興会会長は、お年寄りのためではなく、あすの自分たちのために始めたと、地域ぐるみで老人を見守る道筋を今からつくっておきたいと言われております。この考えはとても大事だと思っております。地域ぐるみで老人を見守る道筋をつくるというのは、必ず自分のためになります。働ける人が動ける人が、動けない人のために動く、そんな優しさが当たり前の地域づくりが大切だと思っております。また、和泉町のスーパーでは、ワゴン車で買い物客の無料送迎サービスを行っているということです。自分で見て買い物をしたいと、マイカーなどの交通手段を持たない人に配慮したことと、店の売り上げ向上にもつながっているということです。

兵庫県明石市では、行政と福祉団体が協力して移動販売を試行し、その結果を検証し、来年度以降本格導入に向け持続可能な仕組みづくりを探っているということでもあります。市は公金を使わずに買い物弱者支援の仕組みをつくるため、福祉団体や卸売市場、学術機関と協議しながら、地域住民からニーズを聞き取ったということでもあります。

各地のさまざまな取り組みの中で目を引いたものが一つあります。

愛知県豊根村であります。ここでは毎日地域を回る郵便局と地元商店を結びつけ、買い物弱者を支援するとともに、地元商店の維持活性化を狙っているということです。地域ぐるみで日本郵政と連携したものは、全国初めての取り組みです。また、全国にたくさんあるコンビニは、全国で今5万2,000軒あります。店舗、郵便局が約2万4,000、ガソリンスタンドが約3万5,000と比べると、いかに多いかがわかります。そのコンビニも最近の傾向として、高齢者を対象として介護関連商品の充実や食事配達サービス、また支援専門委員が店内で介護相談に対応するなど、そういう取り組みを始めました。

本市においては、過疎化、超少子高齢化社会に向けて第3セクターを活用し、買

い物弱者への支援をしたらどうかと、私は考えております。本市においての現在の支援、また今後どのような支援を考えているのか質問をします。

また、泗水の富の原は人口がふえています、かつてあったスーパーもなくなり、住民から店が欲しいという声をよく聞きます。近くにコンビニもありますが、どうしてもコンビニは割高で生鮮食品が少ないということです。そこで富の原の憩いの森公園が今ありますけれども、第3セクターの移動販売や月1回の軽トラ市等をやったらどうかと希望しますけれども、実現可能かこれも質問をさせていただきます。

まず、この質問、これで1回目をお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

高齢者世帯の増加によりまして、買い物弱者は全国的に見ましても、年々ふえてきており、国もこれを重く受けとめ、さまざまな対策を講じているようでございます。平成26年にご質問いただきました状況から買い物弱者の数は増加していることが想定されます。今後、どれぐらいのニーズがあるのか幅広く検証を行う必要があると考えているところでございます。

本市におきましては、中山間地と市街地を結ぶあいのりタクシーの運行による交通体系は整備をされておりますが、運行路線以外にお住まいで利用困難な買い物弱者の皆さんは、まだまだ潜在的に多くいらっしゃると思っております。また、先ほど議員がおっしゃいました泗水地区を含みます中山間部以外の地区におきましても、地元のスーパーマーケットや日用品店の廃業等によりまして、日常の買い物に不便を感じられている方々が多くいらっしゃるというふうに思っているところでございます。

富の原地区にございます憩いの森では、どういうことができるかとのことでございますが、朝市等を開催することは可能でございます。公園利用者の方々に支障を及ぼさない場合であれば、許可をとることで出店も可能でございます。また、物産館など、第3セクターを活用いたしました買い物弱者の支援ができないかということでございますが、これにつきましては、販売員の配置や運搬車両の確保、また生産者のご理解など、クリアすべき課題がさまざまございます。

今後も官民等のさまざまな取り組みによる買い物弱者対策を、関係団体と関係部署と検討、協議し、支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） 今の答弁で、まずはやはり2年たちましたので、調査をしっかりやっていただいて、本当に困っている方の、どういうところが困っておられるのか調査をしていただきたいと思います。そして、また第3セクターと物産館等で、公園で朝、トラック朝市とか、またそういう移動販売ができないかということで、やはり中山間地だけじゃなくて、今は本当にそういう住宅地の中にもお店が必要という時代になっております。そういうことで、あの公園はそういう朝市ができるような公園の設計につくられているということも存じております。そういうことで、試行的にもぜひやっていただければ、それが定着していけば、地域の発展につながると思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

再質問をさせていただきます。JA本渡の五和では、ことし1月から一部地域で地元産の生鮮食品や生活必需品などの移動販売と見守り活動を始めました。買い物弱者の支援はもちろんのこと、地産地消の拡大とあわせて行政と協定を結んだ一環として、住民の安否確認や異変を察知したときの通報連絡などが狙いだということでもあります。JA菊池も、ことし近いうちに移動販売事業を始めるということを知りました。本市として、市民のニーズが何かを察知して、JA農協と連携しながら買い物弱者支援をしていくか、そういう考えがあるか、質問させていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

JA菊池の新たな取り組みにつきましては、市も先般ご報告をいただいたところでございます。これにつきましては、軽トラックを改造した移動購買車で、肉や魚、生鮮野菜等を搭載して巡回するというものでございます。通常の移動販売とは異なりまして、組合員を中心に注文を受けた1軒1軒に配送するといったきめ細やかなサービスを展開したいということでございました。まだ、JA内部でも検討段階でございまして、今後、採算性や組合員の協力負担等が試験稼働により実証できますならば、これを拡大していきたいということでございました。

また、このシステムが実現いたしますと、買い物弱者対策に大きく貢献できるものと思っております。また、事業者であるJAでは、車両購入等に当たりまして、多額の経費を要することから、市といたしましては、補助制度の紹介を行うなど活用できる情報収集とともに、どのような支援ができるか等、検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 今、JAのほうともしっかりと打ち合わせをしているというところでございます。やはり各種団体と知恵を絞って、やはりJA等は利益を追求するというよりも、地域に根を張ってJAが貢献をしたいという考えでおられるようでございます。ぜひ、こういう各種団体と連携を取っていただければ、本当にきめ細かな買い物弱者の人たちの手助けができるのではないかと考えております。ぜひ、菊池モデルをつくっていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次は、認知症患者への取り組みについて質問します。つい先日でございますけれども、認知症の男性が徘徊中に列車にはねられ死亡した事故をめぐり裁判が行われたことは、皆さんもご存じだと思っております。現在、日本では300万人以上の認知症の患者がいると言われております。認知症の定義は、一度成熟した知能が何らかの脳の障害のために持続的に低下し、仕事や生活に支障を来す状態とされております。

また、認知症は病気の総称であって、幾つかの種類があります。過半数を占めるのが、アルツハイマー病であります。その他、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、ピック病や前頭側頭型認知症、他にも早期に診断されればほとんど完治することが可能な正常圧水頭症や慢性硬膜下血腫、甲状腺機能低下症も認知症のような症状が出る場合があります。認知症と言われても、これだけ種類があり、治療や対処の仕方が違うということを今回学ばせていただきました。

そこで、菊池市では地域包括支援センターが以前より認知症サポーター講座を積極的に行い、サポーターが数多く誕生しておられます。各種団体や小中学校の児童・生徒にまで幅広く講座を受けるということは、それだけ認知症患者だけでなく妊産婦や体の不自由な方など弱者に対して優しい市が根底からできるということと確信しております。

私も8年前に、議員有志でサポーター講座を受けました。それを受けて、私も認知症に対して理解が変わりました。対応が変わりました。そのときに、このオレンジリングをいただくわけですが、きょうはそのオレンジリングを持ってまいりましたけれども、皆さんも受けた方は、このオレンジリングを持っておられると思います。ぜひ、8年前と大分変わらして、議員も顔ぶれが変わりましたので、ぜひ、よければ有志を募って、議員もこのサポーター講座を受けていただければと思っております。

本市における認知症事業の取り組みとして、啓発活動「認知サポーター・オレンジリング見守り支援」等について、その内容と、現在、認知症と診断された人の人数を質問します。

次に、若年性認知症についてでございます。先月2月14日に、荒尾市で全国若年認知症フォーラムに参加して勉強してまいりました。少し紹介させていただきます。

働き盛りの65歳未満で発症する、いわゆる若年性認知症にかかわる問題が社会的に注目されております。診断・治療・処遇・就労・家庭への支援などに関して、若年認知症の方々においては、いわゆる老年性認知症とは異なる課題があります。それは現役世代が発症するわけですから、家族にとって経済的にも心理的にも影響が大きいようです。家計を担う男性が発症した場合、生活費はもとより教育費や住宅ローンの残債などで経済的苦境に立たされることが多いわけでありまして。また、若いのになぜと、家族がなかなか現実を受けとめられないということでもあります。

次に、若年性認知症のピック病について紹介します。性格の変化や理解不能な行動を特徴とする病気です。働き盛りの40代から60歳に多く、人格や性格が極端に変わってしまったといった症状が見られ、車の逆走や追突事故等が起りやすいということでもあります。

若年性認知症は、高齢者に比べて数は少ないのですが、家族が抱える問題はより深刻になるのが問題です。政治や行政の積極的な支援が必要になってきます。今後、若年性認知症の早期発見や相談窓口、また家族会をつくるなど行政の支援が必要です。このことについて、現在の市の取り組み、患者数など、市の状況がわかれば、これも質問させていただきます。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。

まず、1点目の本市の認知症事業への取り組みについてでございますが、認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を温かく見守ることができる応援隊であります認知症サポーターの養成講座を、一般市民・関係事業所を初め、先ほど言われましたように全国的にも先駆的な取り組みといたしまして、小・中学校でも実施しているところでございます。

本年2月現在での登録者の総数は、1万3,296名となっております。また、「大きなオレンジリングまちいっぱい運動」と称しまして、認知症サポーター養成講座を受けた方で、認知症地域見守り協力者として届け出があった地域の人や店舗及び事業所に、大きなオレンジリングを道路から見えるところにかけてもらい、意識的に認知症の方に優しい気持ちで地域での見守りや声かけなどができるよう普及啓発をしているところでございます。

本年2月現在の協力者数が609名、協力店・事業所が175件、合計784件

の登録があつているところがございます。その他にも、市民や関係団体150団体の登録によります高齢者の見守りネットワーク、ほっとネット菊池を設置いたしまして、見守り協力をお願いしているところがございます。

2点目の若年性認知症への理解と課題でございますが、若くして認知症になられますと、ご本人だけではなく、ご家族の方の不安、負担は大きく、現役世代に発症するために、経済的あるいは心理面を含めて、本人とその家族の生活が困難な状況に陥りやすく、早期の対応が求められます。しかしながら、若年性認知症の数というのは、認知症高齢者に比べて少なく、また認識も十分でないことから、早期受診につながりにくい状況でございます。

県では、平成26年度より認知症コールセンターに若年性認知症支援コーディネーター1名を配置し、若年性認知症の相談対応、初期の支援、必要なサービスの調整等を行っております。また、本市では、認知症地域支援推進員、保健師、社会福祉士などがご本人及び家族の相談、支援を行っているところがございます。

なお、本市における若年性認知症の患者数の正確な数字は把握できておりませんが、45歳から65歳未満の介護保険認定者の中で、初老期における認知症に該当している方というのは、本年2月現在で17名おられます。今後も、医療機関、認知症コールセンター等と連携を図りながら支援を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 今のお答えの中で、このサポーター講座を受けられた方が1万3,200人近くおられるということをお聞きしました。最初、私が以前聞いたときには、5,000人を目標にするということで、人口の1割の方をすることで、非常に菊池市では頑張っておられるというふうに認識しております。やはり、いかにこのサポーターを受けられた方が多くいて、そしてまた見守りの方が784件あるということで、もっとこれをふやしていければと思っております。

若年性の方も、予備軍というか、そういう方も17名おられるということで、しっかりと見守っていく必要があると思っております。

次に、今後の啓発活動と認知症にならないための予防と対策について、国は認知症のメカニズムの解明や予防法の確立を目指す研究を委託し、九州大学を中心に全国8大学が協力し、2016年度から10年間、長期追跡調査等を実施します。荒尾市は熊本大学と連携し、協力することを発表しました。認知症になりやすい人の健康状態を調べ、生活習慣病との因果関係などを明らかにするために、荒尾市は市内の医療福祉機関と、認知症の初期集中支援に取り組むなど対策に積極的でありま

す。荒尾市は市内の認知症の人は2,500人ほどで、研究への協力により、独自の認知症対策や医療費、介護給付費の削減につながることを期待しています。

認知症は治らない病気と言われていましたが、早期に発見し、軽度であれば改善することがわかりました。フィンランドは認知症の研究がとても進んでいる国ですが、フィンランドの研究チームが、認知機能の向上を確認したとして、世界中から注目を集めている事例があります。

その方法は運動と食事の改善です。まず、運動は早歩きなどの有酸素運動と筋肉トレーニングであります。お勧めは「ちょい足しウォーキング」。歩幅を5センチ広げると、体にかかる負担がふえます。息が上がる程度の心拍数で一日30分以上歩くということであります。

二つ目に、食事は塩分を控えめに、野菜や果物・魚、こういうものをふやすと。そして三つ目に頭のトレーニングで、神経衰弱のようなゲームや囲碁や将棋、こういったものをやると。そのポイントは、これを組み合わせて一緒にやって長続きをしていくことが秘訣だということであります。

ここで、長谷川式という認知症テストの紹介をしたいと思いますけども、この長谷川式というのは、自分の家で、誰でも自分の認知症がわかるテストがあるということで、1から9までの質問がありますけども、きょうはその少しか皆様を紹介をしたいと思います。黙って聞いていてください。

今、私たちがここにいるところは、どこですかと、それはわかるですね。それから、次に、これから言う三つの言葉を言ってみてください、後でまた聞きますので、よく覚えていてくださいと。桜・猫・電車ということです。後で聞きます。次に、私がこれから言う数字を逆さから言ってください。8・6・2、3・5・2・9、言えましたでしょうか。ほかに、こういうものが九つありまして、いろいろな問題があります。認知症じゃなくてもできない問題のようでございますけども、ちょっと心配な方もおられると思いますけども。

また、フランスとインドでは、認知症の人が非常に少ないというデータもあります。これは調査の段階ですけども、フランス人がワインを飲むことから、ブドウのポリフェノールがいいのではないかとということ、インドでは、香辛料のカプサイシンがいいのではないかとされておりまして。

いずれにしましても、寿命が短かったときには、認知症になる前に亡くなっていたわけですけども、超高齢社会においては、高齢になれば、誰でもなり得る病気だと位置づけ、他人事ではなく自分のこととして考え、予防していくことが大事だと思います。

そこで三つの質問をします。これまでの啓発活動で効果があったこと、今後認知

症に優しい菊池市として、一歩先を行く取り組みがあるのか、認知症にならないための予防と対策について、市内の一般高齢者の人たちを対象とした認知症予防事業を行っているのか、質問をします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 再質問にお答えいたします。

先ほど述べましたように、高齢者見守りネットワークや「大きなオレンジリング まちいっぱい運動」の活動を通しまして、市民の皆様を初め、各店舗、事業所、団体等から、認知症の疑いのある方の情報提供をいただいております。相談件数も増加している状況でございます。

今後も、若年性認知症を含めた普及、啓発活動を展開していきたいと考えております。また、医療と福祉の専門職が認知症やその家族の方に早期にかかわり、早期診断、早期対応に向けた支援を行うことができますように、認知症初期集中支援チームを設置し対応しているところでございます。今後は、認知症の人の支援の流れをフローチャートした認知症ケアパスの作成を予定しております。認知症になっても安心して暮らすことができるよう広く一般市民及び医療機関、関係事業所に周知していくところでございます。

次に、認知症にならないための予防と対策でございますが、一般高齢者を対象といたしました体すっきり教室や、要介護状態になる恐れのある方を対象といたしました足腰げんき教室、出前講座などにおいて、認知症にならないための生活習慣や運動、脳のトレーニングなどについての講話を実施しているところでございます。

また、脳血管性の認知症を予防するためには、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療が大事ですので、65歳から75歳未満の方を対象といたしました特定健診、75歳以上の方を対象といたしました後期高齢者健診を受けていただくことが、大変重要だと考えております。

以上お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） 予防についても、これからしっかりとやっていただくということで、やはり菊池モデルというものをつくっていただければ、特に菊池は先進的にやっていただいて、他市から視察に来られるほどの内容であるということも伺っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、先ほど三つ覚えていてくださいということものですが、皆さん、三つさっき私が言いましたけども、覚えておられますでしょうか。三つの言葉を言

いましたけども、それを覚えておられない方は、ちょっと言いますけど、一応、桜・猫・電車と言いました。

次に行きたいと思います。昨日は荒木議員の質問と重複するところがありますけれども、本庁と支所方式のあり方についてということで質問をさせていただきます。重複するところがあるかと思えますけれども、角度を変えて少し質問をさせていただきたいと思います。合併協議の本庁・支所の位置づけとして、新庁舎が機能するまでの間は、総合支所方式として、新庁舎建設後は本庁方式で、総合支所は支所とすとなっています。その際、支所方式の基本方針として、職員の配置及び職員数の適正化など、全体をスリム化する。二つ目に、窓口サービスは支所に置き、ほかの業務は原則として本庁に集約する、ただし地域特性等を踏まえながら、市民サービスの低下を招かないように考慮するとあります。

いよいよ新庁舎建設が始まりました。昨年11月27日議会全員協議会において、本庁・支所方式についての中間報告も受けました。それを踏まえ、私たち議員も総合支所を訪問したり、また聞き取り調査をそれぞれがまた行っております。菊池市の未来を考える会や区長会での意見聴取では、その相談内容を見てもみますと、産業建設課への相談が非常に件数が多いということがわかり、それを残してもらいたいという意見も多数ありました。災害時の対応などについての意見も多くありました。

まず、一つ目の質問であります、このような状況を踏まえ、産業建設課を残すのか、また残さないならば、どのような対応を行うのか質問をします。

二つ目の質問ですけれども、各総合支所、建物の利活用についてであります。これも視察したところ、泗水・七城は築36年と、また旭志は築43年ということであります。そして七城は、一部中小企業を興す基地として、インキュベーションというそういうような内容で、その部屋をお貸ししていると、そのほかは空き室がとて多くありました。そしてまた、泗水は2階・3階を広域連合で使っているということで、今後、支所方式になると、さらに空きスペースが発生します。住民サービスをつなげるための空きスペースを、活用をどのように考えているのか、質問をします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。

本庁・支所方式のご質問でございます。

まず、1点目のご質問でございますけれども、産業建設課の件でございます。泗水・七城・旭志の地域性を考えた支所のあり方につきましては、今回取りまとめました本庁・支所方式の中間報告において、荒木議員の質問でもお答えいたしました。

が、内部組織である庁舎等整備検討委員会におきまして協議を重ね、各総合支所における相談業務の対応状況も調査しながら取りまとめを行ったところでございます。この中間報告では、地理的条件や本庁・支所で行っている事務の効率性、迅速性等を考慮し、事務の拠点を集約しても、各地域の住民サービスの低下を招かないと考えられる企画部門、建設部門、環境部門、経済部門及び教育部門につきまして、本庁への統合を検討するとしておりまして、基本的に産業建設課の所管業務につきましては、本庁へ集約するというところで検討を進めているところでございます。

集約した場合の基本的な対応としましては、支所に総合相談員、これは地域に精通した管理監督職員等というのを想定しておりますけれども、配置しまして、支所に相談があった場合は、さまざまな相談に対応し、内容によりましては、現地で立ち会いしたり、確認をしたり、緊急性・必要性等の判断をいたしまして、本庁との連絡調整を確実にを行うような体制づくりを検討してまいっております。また、部署によりましては、地域担当性を設けることや相談日を設けまして、巡回相談あるいはテレビ電話等のICT機器の活用も検討してまいりたいと考えております。

さらに、その他、受付や取り次ぎ等の対応や証明書の交付、あるいは納付書の再発行等につきましては、従来どおり支所で対応していくことで考えております。

あわせて、災害への対応につきましては、本庁の地元出身者や総合支所に勤務経験があります職員等を中心に、班編成等を行いながら、従来どおりの体制を確保していきたいというふうに考えております。

2点目の、現在の建物の活用についてというお尋ねでございますけれども、現在、市では公共施設等総合管理計画を、策定に向けて準備を進めております。その中で、総合支所につきましては、先ほど議員からもありましたとおり、建物の構造でありますとか、築年度、広さ、延べ床面積ですね、それと耐震化の状況であるとか、バリアフリーの状況、維持管理費の状況、駐車台数とか、付属施設の状況などデータ等、そういったデータの収集と整理を今行っております。来年度からそういった収集したデータも踏まえながら、住民サービスの向上となるような利活用について検討を深めてまいりたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 相談員をそこに置きながら対応していくと、この産業建設課は基本的には集約していくというようなことを言われております。

私も先日、新しい庁舎が山鹿に2年前にできましたので、山鹿が支所を4カ所つくっておられるということで、視察に行つてまいりました。菊池は現在、総合支所が三つありますけど、山鹿は四つということで、名前が支所という言葉ではなくて、

何々市民センターということで、つけてありました。そして、人数的には、少ないところは13人、そして多いところは15人ということで、13・14・15というような人数の配分でございました。そして、係が地域係と市民係という二つの係を設けておられました。

その中で、この地域係はどういうことをやっておられるかということ、ちょっと主なものだけを紹介しますと、市民相談に関することとか、消防団に関すること、防災とかまた災害等に関すること、防犯・交通安全、そういうことですね。それと先ほど言いましたところのうちの、産業建設の内容がこの地域係になっているということで、経済建設・水道・農業関係がそこに含まれるということで、地域係。そして二つ目の市民係というのが、いろんな市民に対しての書類を出したりする今までの市民課の内容がそこにあったということで、これを見まして、その担当の方に聞いて、今のところ2年間で大きなトラブルはありましたかという質問をさせていただきましたが、今のところ起きていないというようなことでございます。

そして、またこの建物についてでございますけども、旧役場を改修し、空きスペースはどういうところに使ったかということ、図書室ですね、本を読むところとか、会議室、子育て支援センター等々、さまざまな内容を市民から聞いて、そういうものをつくったということでございます。

ただ一つ、鹿本市民センターというところがありますけれども、そこは旧役場が老朽化していたために取り壊しをして、隣の幾分新しい公民館を活用して、そこを改装して、そこに一括で入っておられるということでもあります。そういうことで、職員の方は13人から15人、ワンフロアで一人が何役もしながら、ワンストップで住民サービスを行っているということを聞いております。

本市の場合を考えてみますと、旧市町村ごとに特徴があるようです。ざっと言ってみますと、泗水は有朋の里、孔子公園があり、養生市場があり、酪農と農業、そういうのを中心にして、熊本市内に近いということで人口がふえていて、企業誘致もしてあるということ。また、七城では、七つの城、七城があり、西郷隆盛先祖の地であり、また米どころであり、メロンも有名であり、メロンドームがそこにあると。そしてさらに、鴨川公園という大きな公園があって、その周りに体育施設があり、とてもそれが充実している。そしてコスモス祭り等もあっていると。旭志は、四季の里、道の駅、ホテルの里、そしてその中で、畜産が盛んで、えこめ牛やシイタケ等たくさんの農産物があると、そういうような地域性があります。そういうことを考え、職員の方も、この地域にはこういう部署が必要だというようなのがたくさんの意見で聞かれました。そういうようなことで、建物の利用も考えながら、やはり地域職員の人たちの地域性を考えて活用をやっていただきたいということで

あります。

そういうことで、支所と本庁につなぐ総合相談員が窓口になるということ为先ほど言われましたけれども、その役割を果たす人がやはり一体何人ぐらいで、先ほど説明を受けましたけど、もう一回相談員の役割というものを、もう一度聞かせていただいて、地域性を考慮した支所のあり方と空きスペースの活用、こういうものについて再度質問をさせていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、総合相談員の内容といたしますか、それにつきまして述べてさせていただきたいと思います。

総合相談員の役割についてですが、中間報告どおりに産業建設課を本庁に集約した場合の対応については、先ほども述べていただきましたけれども、その中でも、いろいろ述べましたけども、総合相談員の役割が大変重要なものになると考えております。今回、菊池市の未来を考える懇談会や、各地区の区長会の皆さんからご意見を伺う中で、やはり地元出身の職員がいれば、何か安心感があると、顔が見えるという意見が多く寄せられております。

そのようなご意見等も踏まえまして、人数的に今、何人ぐらいかというお話もありましたけども、そこは、まだこれからということでございますけれども、総合相談員につきましては、基本的に地元出身で、地域に精通し、なおかつさまざまな業務経験の豊富な管理監督職員等の配置を考えているところでございます。地元出身者を配置することによりまして、先ほども申し上げましたとおり、市民の皆様が顔が見える安心感を与えますとともに、さまざまな相談に臨機応変に対応し、業務を最後まで確実に処理できると、本庁につなぐことができると、そういった体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

あと2点目の、空きスペースの活用等を含めた地域の特性ということでございますけども、地域住民の皆様のご意向でありますとか、地域性に十分考慮しますとともに、民間活用も含め、先進事例を参考に幅広く施設の有効活用について検討していきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） ぜひ、地域性を考慮しながら、まだ支所とは決まっておられませんけれども、しっかりと考えてすばらしい支所になりますように考えていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時52分

開議 午前11時01分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、坂本道博です。

私は菊池市市議会議員として、菊池市の皆様が公平に安心して生活できる環境づくりが大事であると、日ごろより感じております。議員活動の中で、地域からの相談や要望などさまざまな意見をいただいておりますので、それを踏まえて今回の定例会での質問とさせていただきます。

それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに施政方針について、儲かる農業プロジェクトの具体的な取り組みは何かということで、初めにTPP合意に基づく支援策について質問します。

次に、第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会に向けた取り組みについて、質問していきたいと思っております。

ことし、1月25日から27日までの3日間、菊池市の農業を考える議員の会8名で、政務活動費を使い、岩手県の遠野市研修と熊本県選出の国会議員の方々に、各関係団体から取りまとめをした要望書の提出を行いました。衆参議員会館での各研修では、TPP関係、軽減税率、畜産環境問題、平成28年度の農業予算、中小企業の予算など、幅広い視点から各省庁の担当官との意見交換会を行いました。その中で、平成28年度の農業予算の概要の中に、多くのTPP対策予算が盛り込まれ、それについての詳しい説明も受けました。

昨年11月、TPPの大筋合意がなされました。発表された合意内容について、国の試算では、国内対策で生産量は維持されるとの前提でしたが、先日、TPPによって県内農林水産物の生産額が81億7,000万円から132億円減少するとした、県独自の試算が発表されました。国の算出方法を用いた場合の34億1,000万円から61億1,000万円減少に比べ、影響額は2倍以上に及ぶとするものでした。関税率が低いといった理由で、対象から外されていた菊池市でも栽培されているメロン・イチゴなどの野菜、柿・栗・ブドウといった果樹類も低関税といえども全く影響がないわけではないとして、マイナスの影響額を算出したと書いてありました。

さらに国が影響がないとする米についても、安価な輸入米の増加で県産米の3割を占める業務用米の価格が下がるとのことです。農業については、米・畜産・畑作・施設園芸・果樹など多様な農業が相互に関係しながら共存していることから、こうした関税削減等による影響は関連産業への波及も含め、地域の経済に対して、大きな影響を及ぼすとの不安を持つ市民も多いと思われます。

そこで、施政方針の儲かる農業プロジェクトの中のTPP合意に基づいた支援策についてお聞きします。また、米にも影響が出るのではという県独自の試算の発表を踏まえ、菊池米のブランド化に向けた、本年菊池市で開催される第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会に向けた取り組みについても、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまの二つのご質問のほうにお答えいたしたいと思います。

TPPへの対応といたしましては、今後、国におきまして、関連政策大綱に基づくさまざまな施策が講じられてまいりますので、本市におきましては、まず、補助事業等の情報収集に努めますとともに、県や各農業団体との連携を密にしながら、農家の皆様への支援等につつまして講じてまいりたいと考えているところでございます。既に農業者の皆様が融資を活用して、農業機械や施設等を導入する際の助成でございまして担い手確保・経営強化支援事業や、畜産経営者の皆様が施設設備を行う取り組みを支援いたします畜産競争力強化対策整備事業、畜産クラスター事業でございまして、要望に対する集約を行っているところでございます。

次に、本市でことし開催されます第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会に向けた取り組みにつつましては、昨年11月には石川県小松市で開催された第17回国際大会へ市長を初めJA菊池組合長など、関係者による視察を行い、運営方法や必要経費などの調査を行ってきたところでございます。本年1月には、地元米生産者の皆様を対象にいたしました良質米の技術講習会等を行い、大会成功に向けまして取り組み強化を行っているところでございます。

また、先月には、九州の大規模米生産農家の皆さんが集まった大手農機具メーカーのアグリジャパンフェスタにおきまして、本市の農業への取り組みや国際大会への参加募集を含めPRを行ってきたところでございます。28年度は国際大会の運営費を含め、菊池米の良質米づくりに向けた技術講習会等の予算につつましても、今回議会等をお願いをしているところでございます。さらに、共同主催者でございます米・食味鑑定士協会との連絡調整も緊密に行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

今、TPP対策として、担い手確保・経営強化支援事業や畜産競争力強化対策整備事業の要望調査が行われ、担い手確保・経営強化支援事業だけでも菊池管内で約100件、事業費12億円の申し込みがあっていると聞いております。一般の事業申し込みに比べ5倍ほどの申込件数だそうです。TPP大筋合意に基づく国際化が農業にもたらす影響に備え、支援事業を使い準備したいとの農家の思いからだと思えます。まだ、予算配分もわからないと思えますが、市としての今後の取り組みについて、どのようにお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

また、食味分析コンクール国際大会に向け、良食味を期待できるお米の品種「にこまる」は、国際大会での金賞を狙える品種だと思えます。28年産米として、ことしも多くの農家が「にこまる」の栽培を計画していると思えますが、市として販売戦略をどのように考えておられるか、お聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

担い手確保・経営強化支援事業につきましては、多くのご要望をいただいたところでございます。現在、県を通じて国のほうに提出をされているところでございます。近日中には要望に対する予算配分が予定されているところでございますので、本市への配分がございましたならば、予算化を進めてまいりたいと考えております。しかしながら、国の予算枠等からも大変厳しい配分結果になると予想がされますので、本市といたしましては、さまざまな機会を捉えまして、国や県に対し要望等行ってまいりたいと考えております。

次に、良食味値が期待できる品種「にこまる」の栽培については、本市の水稻技術指導員でございます山形県遠藤五一さんから良食味品種として推薦をされておられます。生産農家の皆様への栽培の関心も高まってきているところでございます。昨年、石川県小松市で開催されました第17回米・食味分析鑑定コンクール国際大会におきまして、本市から出展いたしました「にこまる」は最高評価でございます金賞を2点獲得をしているところでございます。また、本年1月には、国際大会最上位部門国際総合部門において金賞を獲得した菊池米が、精米器メーカーの東洋ライス株式会社が主催いたします世界最高米事業の原料米に認定され、税込みで

1俵当たり12万3,120円で買い取りが行われたところでございます。既に新聞紙上におきましては、原料米の熟成・加工・ブレンドされた金芽米熟成ブランドといたしまして、1キロ税込みで1万1,880円でことし5月中に発売されることが発表されているところでございます。

本年も菊池米の金賞獲得を目指しました取り組みを進めることで、米どころ菊池を全国にPRできるものと期待をしているところでございます。「にこまる」の販売先につきましては、出荷計画の提出がございましたらば、JAでの受け入れも可能であると確認をしております。また、関東圏への米問屋及び百貨店等へのバイヤーへの売り込みも計画をしているところであり、今後、農家の皆様へ説明会を通しまして、周知してまいりたいと考えているところでございます。

なお、昨年、菊池米食味コンクールに出展されました食味値85点以上の「にこまる」につきましては、1俵当たり2万8,000円の高値で取引がされております。農家の皆様の生産意欲を高めるために、本年も引き続き菊池米食味コンクールを開催いたしまして、菊池米の取引に関して、積極的に関東圏や関西圏のバイヤーへの売り込みや商談を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

今後とも、TPP対策に関連する事業は継続して支援していき、要望調査の結果を参考に事業支援をしていくと、農林水産省の担当官との意見交換の中で聞いているところです。最近、秋田県や福岡県など県独自でTPP対策を打ち出して、農家所得の向上に向けた取り組みも出てきています。市としても、今すぐではないにしても、十分検討していただき事業が継続される中で、菊池市として1割でも補助事業への上乗せはできないかお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） おはようございます。坂本議員のご質問にお答えをいたします。

TPP対策としましては、国におきましてさまざまな施策が講じられてまいりますので、本市としましては、迅速な対応に努めることはもちろん、農業所得の向上のため、引き続き農家の方々に対し周知徹底を図りますとともに、積極的な活用を図り働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

ところで、今ご質問がございました、農業者や団体等が機械や設備などを導入す

る際の、国や県の補助事業に対する本市単独の上乗せ補助につきましては、経済状況の急変や災害など特異な事態が起きた場合は別といたしまして、これまで市独自の上乗せについては行わないという取り扱いでまいっております。そうした経緯があるところでありまして、難しいものと考えております。

しかしながら、T P Pに関しましては、本市の基幹産業でありますことから農業への影響が大きいと危惧されるものであり、国の施策として十分な対策が講じられるようしっかりと要望してまいりたいと考えております。また、T P P対策として、今後打ち出される施策を総合的に検討し、市としての対応策もあわせて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

1割上乗せと言いましたが、菊池市の基幹産業の農業が、県の独自の試算のように生産額が減少するとしたら、地域の経済に対し大きな影響が出るのは明らかです。思い切った市独自の支援策を考えていただきたいと思います。先日、城議員も言われましたが、はまってほしいと思います。

T P P対策の補助事業につきましては、要望調査の段階で、本市への配分もはっきりしていませんので、また、6月議会で質問したいと思います。

金賞を狙える品種「にこまる」についても、金賞獲得に向け、栽培をしたいという農家の声も聞きますが、売り先について心配される方が多くおられると思います。入賞を狙う以上、販売先は自分で見つけるのが基本と思いますが、関係機関とも協議をしていただき、販路についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、準用河川迫田川の湛水防除対策について質問します。

七城町の南地区を流れる迫田川は、上流の菊池市花房台の一部と泗水町富の原東部地域の雨水排水から始まり、泗水町三万田地域、七城町亀尾地域を潤し、七城町林原で一級河川菊池川と合流する、菊池市管理の準用河川であります。昔から大雨による菊池川の増水で、亀尾地域一帯の農地が湛水する被害の多い地域ではありましたが、最近は、上流地帯の宅地化による排水流量の激増や、地球温暖化等による局地的な大雨により迫田川下流一帯が増水し、被害がなかった地域に位置する園芸施設や居住地域の住宅床下までも浸水するなどの、公共性が高い災害地域に変化しています。

全体流域面積550ヘクタールと広く、梅雨期の流量は特に多く、菊池川の水位の上昇により、これまでも平成元年から今まで十数回の湛水被害に遭っております。

て、農作物の作付け等にも大変苦慮しておられます。合併以前の七城町で、平成12年度に洪水被害防止対策調査などさまざまな対策並びに工法について検討されてきましたが、当時の調査結果としましては、排水機場を設置した場合、ポンプの処理能力が毎秒51.3トン必要であり、51億円の事業費が試算され、その他の工法についても検討が行われましたが、現状での湛水防除の事業化には補助事業の採択要件等を含め、事業を断念されていました。

このような状況から、一級河川菊池川の管理者である国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所のご理解によりまして、洪水時の湛水対策としての移動式のポンプの地域への貸し出しと、洪水時の迫田川の水量を菊池川へ吐出する管の埋設工事の計画が進められ、地域住民の長年の願いがかなったところであります。

しかし、洪水時のポンプの貸し出しに係る運搬経費や、運転に係る動力費については地域の対応とのことでありますので、菊池市におかれましても、厳しい財政状況とは思いますが、迫田川湛水被害区域が農業被害だけではなく、地域住民の居住地に対しても被害が及ぶ公共性の高い被害地域であるということを考慮していただき、さらに市管理河川である準用河川であるという観点から、迫田川湛水防除対策として、菊池川河川事務所からポンプを借用する際の運搬費、ポンプの電源確保のための工事費、電力費の基本料を市で対応していただきたいと思っております。電力の使用料並びに管理につきましては、亀尾4地区でつくる迫田川湛水防除対策協議会で行われるということでもありますので、対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

よろしくお願ひします。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） ただいまの質問にお答えをいたします。

近年、地球温暖化等の影響によりまして、国内でも時間雨量が100ミリを超える、想定できないようなゲリラ豪雨が多発し、各地で甚大な被害が発生をいたしております。そうした中、今回、国土交通省菊池川河川事務所におきまして、応急的な対策として排水用のポンプの貸し出しを行うことにつきましては、市のほうでも確認をいたしているところでございます。地元からも要望があるわけでございますが、湛水被害防止対策として、ポンプ等の機械設置・稼働に係る支援については、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

災害解決のため、前向きに考えるとのことでありましたので、大変ありがたいと思います。迫田川下流域にある梶迫地区は、毎年のように湛水被害に見舞われていましたが、移動式ポンプを増水になる初期から動かし、排水することにより、災害を未然に防げるだろうと思われます。長年の悲願でありました迫田川の湛水防除対策ができることになり、住民の災害時の安全・安心にもつながりますので、どうぞ、よろしくお願ひします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで、都合により暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時28分

開議 午後 零時56分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 皆様、こんにちは。猿渡美智子です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は教員として34年間仕事をしてまいりましたが、きょうは初めに、教職員の勤務実態について質問をいたします。昨年のことですが、議員のお一人から、「学校の先生たちって、結構ブラックですよ」と聞かれたことがあります。私は「そのとおりです」と、即答いたしました。きょうは、その内容について少しお話しします。

まず、昨年3月に定年退職された男性中学校教諭の例です。朝は勤務開始の1時間前には登校して、その日の授業の準備をする。課題を抱えた生徒たちもいたので、その後、生徒たちが下校する4時半ぐらいの時刻までには、なかなか休憩も取れない。4時半からは部活動、季節によって違いはあるけれども、6時か6時半ごろに部活動を終了。その後、職員室に戻って自分の仕事をする。学校を出るのは大体8時ごろ、周りの先生たちに、もう帰ろうと声をかけていたけれども、まだ残っている人たちが何人もいた。土曜・日曜は、基本的に部活、普通の練習なら半日で終わるけれど、練習試合や大会開催のときは、一日がかり。一月の超過勤務は80時間から100時間。家庭での家事もあるので、睡眠時間は5時間ぐらい。退職前の2年ぐらいは、本当にきつかったと話されました。

次に、40代小学校女性教諭、この方は今もお仕事中です。勤務開始の40分前に登校、低学年担任なので、児童の下校は3時半ごろと比較的に早い。7時には帰るようにしているけれども、8時ごろまで学校に残って仕事をするのは珍しいことではない。部活動の指導は、補助的な役割なので、土曜・日曜に出ることは少ないけれど、一月の超過勤務は60時間くらい。母親と同居していて、食事の準備をしてくれるので、とても助かっていると話されました。

このような例は、教職員にとって決して珍しいものではありません。私も学校に勤めていましたので、教職時代の知り合いに会うと、似たような話になるからです。

そこで、教育長に3点お尋ねします。1点目、菊池市における教職員の超過勤務の現状はどうなっていますか。2点目、休職されている方がおられれば、その人数をお示しください。3点目、超過勤務の長さが、教職員の健康や教育の質にどのような影響をもたらすと考えておられますか。

以上、3点お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 皆さん、こんにちは。猿渡議員のご質問にお答えをします。

まず、教職員の超過勤務の捉え方については、タイムカードによる在校時間の現状ということで答弁をいたしたいというふうに思います。

1点目の市内小・中学校に勤務する県費負担教職員の超過勤務の現状ということですが、昨年の9月に実施した調査結果でお答えをします。超過勤務月45時間以上の教職員は、小学校33.4%、中学校30.2%でした。これはあくまでも昨年の9月の状況でございます。超過勤務になる要因としまして、教材研究とか成績処理などの教科指導に関するもの、それから学校行事の準備、あるいは生活指導、生徒指導ですね。部活動の指導、地域との連携、保護者対応などがあるというふうに思われます。

2点目の休職者の人数ですが、今年度の休職者は6名でございました。今、1名の教職員は復職しましたので、現在は5名の方が休職しておられます。

3点目の超過勤務の長さがもたらす影響としまして、教職員本人の心身の疲労回復が阻害されること、あと、学校の組織としての組織力の低下も懸念されます。あと、それに伴って子どもたちへの影響がある。あと、さらには、家族や家庭生活にも影響を与えるというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 先生方がゆとりを持って元気な笑顔で子どもたちと向き合うということは、何よりも大切ではないかと思えます。先生方自身が、本を読み、時には芸術に触れ、地域参加して視野を広げていくことも大切ではないでしょうか。しかしながら、これから先は、主に健康面のことについて、お話を進めさせていただきたいと思えます。

今、教育長が45時間という区切りを持ってお話をされましたが、それには根拠がございます。厚生労働省が時間外や休日労働時間が45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まるとしているからです。今の教育長の答弁ですと、超過勤務が月45時間を超えるのは、およそ3割というお話でしたが、私はその数字に疑問を持たざるを得ません。昨年7月に文部科学省が公表した、教職員の在校時間の全国調査によりますと、在校時間の平均が小学校教諭で11時間35分、中学校教諭で12時間6分、これだけでも超過勤務は月45時間を軽く超えますが、これに持ち帰りの仕事時間を加えると、月80時間の過労死認定のラインを超えるという深刻な状況が報告されています。

また、2月21日の熊日新聞に、小・中教員の労働時間13時間という見出しで掲載されました、連合総合生活開発研究所の調査でも、文部省の調査とほぼ同じような値が出ています。さらに熊本県教職員組合が毎年実施しています職場アンケートによりますと、超過勤務の時間が月に45時間以下で済んでいる先生方の割合は、2013年に30.9%、2014年に28.1%、2015年は22%となっています。いずれの調査においても、超過勤務が45時間を超えるのは、教職員の3割だという教育長の答弁とはかなりの違いがあります。ちなみに、過労死認定のラインとなる80時間を超えたのは、熊本県教職員組合の職場アンケートによりますと、昨年は18%という数字が出ております。土・日の部活動や、出勤の折りに、ちゃんとタイムカードを押しておられるのか、自己規制して、早めにタイムカードを押しているような事態にはなっていないのか、疑問に思うところでありますが、その点については、きょうは置きます。

ともあれ、菊池市で、7割の先生方が超過勤務月45時間以下に本当に収まっておられるのであれば、それに越したことはございません。それでもなお3割の先生方が、脳・心臓疾患のリスクが高まるという45時間超えであるという問題は残ります。文部科学省の資料で見ますと、実際に2009年から2013年の5年間の間に、地方公務員で脳・心臓疾患にかかわって公務災害と認定された人を職種別に見ますと、教職員の割合が一番多く38.6%、次いで警察職員の24.3%となっています。精神疾患の割合も30.2%で、教職員が一番高いです。

休職されている先生が、今5人いらっしゃるというお話でしたが、一日も早い回

復を祈ります。その5人の先生方の背後には、休職するほどでなくても、通院したり、薬を服用したりしておられる先生方が何人もおられると思います。ことに心療内科などメンタル面での受診をされる方がふえているのは、教育長もご存じのことと思います。そしてまた、その背後には、受診するほどではなくても、体の不調を感じつつ頑張っておられる先生方がたくさん、たくさんおられると思います。

私は在職中に、3人の組合員の仲間を失いました。一人は突然の心停止でした。病院に駆けつけたときのことは、今も忘れられません。一人は脳出血でした。休職から復帰された後のことでした。もう一人は、体の異変を感じながらも、夏休みになったら病院へ行くと受診を先延ばしにしてしまった、がんでした。いずれも40代の働き盛りでありました。仕事熱心な人たちでした。彼や彼女の頑張り過ぎが命を縮めたのではないかと思えて、残念で仕方がありません。原因が働き過ぎにあったと単純に言えるものではないことはわかっていますが、関係がなかったとも言い切れません。ストレスの多い教職員の現状を改善していくためには、超過勤務を減らしていくことが大切だと思います。

公立小中学校の事業者は教育委員会です。事業者として教職員の超過勤務縮減に対してどのような対策を採っておられるのか、また、今後どのような対策を採ろうとしておられるのか、教育長にお尋ねします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） それでは対策について、ご説明いたします。

まず1点目は、学校改革プロジェクトです。花房小学校・泗水小学校がモデル校として、今取り組んでおります。具体的には、年間を通して職員会議や職員朝会を必要最低限まで削減し、校務の改善につなげること。あるいは部活動の指導を分担して、きょうはA先生、水曜日はB先生というような形で分担するような、そういういろんな試みをやっております。その結果として、児童・生徒と向き合う時間の確保等につながっております。

2点目は、月1回の定時退勤日を設けて、定時に退勤するように、これは強くお願いをしているところです。なかなかまだそれが完全実施に至っておりませんので、一人一人の教職員の意識を変えていくためにも、今後はさらに徹底して、その日だけは必ず定時には帰ろうということで、絵に描いたもちにならないように、これは事あるごとに校長会等でお願いをしていきたいというふうに思っております。

3点目は、本年度から校務支援システムを導入しました。教職員の服務管理や通知表、指導要録の作成などの負担軽減を図るようしております。手書きで書くよりもデータに打ち込んだほうが、うんと作業効率も高まりますし、これも改善につ

ながるのではないか、負担軽減につながるのではないかなというふうに思っております。

4点目は、解決に時間を要する難しい課題、生徒指導上の課題、保護者対応等については、その担当が一人で抱え込むようなことじゃなくて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家チームの協力を得て負担軽減を図ってまいりたいというふうに思っております。

5点目は、これは中学校は直接関係ありませんが、小学校に限って言えば、平成31年度から小学校運動部活動が社会体育に完全移行されます。先生方の教材研究を行う時間も確保され、負担軽減につながるのではないかなというふうに考えております。なお、これは31年には完全実施ですけども、もうできるところから順次進めていきたいというふうに思っております。

次に今後の対策としましては、公立学校共済組合の福祉事業として行っておりますメンタルヘルス対策事業を、市内の小・中学校の教職員に対しまして活用していく方向で準備を進めております。また、長時間の超過勤務を行った教職員に対する医師による面接指導も本人の申し出によることなんですけども、実施していきたいというふうに思います。さらに、各学校でメンタルヘルスの研修を実施するように指導していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） さまざまな取り組みをされている、またこれからもしていこうとされている姿勢はよくわかりました。しかし、お聞きになったように、定時退勤日は月に1回、それもなかなか実行ができない。去年でしたでしょうか、教職員の集まりに出ましたときに、定時退勤日に、ある学校の教頭先生がせめてきょうは8時には帰ろうと、そんなふうに声をかけるのだということを知りました。

確かに校務支援システムが取り入れられて、成績処理やら何やら全部パソコンになりました。しかし、パソコンになって家に持ち帰ることができないので、全部学校でしてしまわないと学校を出られない。私どものときは、通知表は家に持ち帰って、子どもを寝かせつけてから、夜起き出して書くというのが普通のことでありましたが、現在はデータの持ち帰りも禁止されていますから、全てを学校で処理していかなければならない。いろんな課題も新しいものが出てきているように思います。部活動の移行については、ぜひとも推進していただきたいこととありますし、中学校の場合は、まだ手つかずですので、そのところもしっかりと検討していただきたいと思っております。

今の学校の仕事内容は、ものをため込み過ぎて片づけができなくなった部屋と同じで、もっと断捨離が必要だと思います。考えてみてください。小学校の高学年や中学校では児童・生徒の下校はほぼ4時半です。勤務時間終了まで30分しかありません。先生方が担っているさまざまな仕事がとても30分で終わるようなものでないことは、教育長が一番よくご存じのことだと思います。初めから無理です。無理な仕事の量であっても、文句を言わずにきちんとやるのが当然だというのが、教員の世界です。

普通の教科の指導ばかりでなく、食育に、キャリア教育に、安全教育に、環境教育に、情報モラル教育に、ICT教育、挨拶運動、生活指導と、上げれば切りがありません。早寝早起き、朝ご飯まで学校の仕事になっているような現状がありません。新しい仕事が入ってきても、前の仕事を切っていけない、それが学校です。それぞれの取り組みに意味があるのはよくわかっております。しかし、教職員の暮らしと健康を守るためには、思い切った仕事改革が必要ではないでしょうか。現場と相談して、具体的に仕事を減らしていく取り組みを切望いたします。

仕事を減らすということに関して、教育長はどのようにお考えでしょうか、質問いたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 今、議員もおっしゃったように、本当に教職員の仕事というのは、多岐にわたって非常に多忙になってきているのが現状です。一昔前はしつけは家庭で、勉強は学校でと言われていた時代もあったんですけど、今はそのしつけの部分まで学校が担わないといけないというような状況も出てきております。

そういうところで、やっぱり家庭でお願いすべきこと、それから地域でお願いすべきこと、学校が担わないといけないことあたりをきちんとやっぱりお互いの役割を明確にして、そしてお互い連携をしながら、仕事を進めていくといいますか、教育を進めていくことがこれから大事になってくるんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味でも、コミュニティスクールあたりを導入して、そこで、学校の運営を地域・保護者も一緒に担っていただくというような形の制度導入によって、教職員の負担軽減につながる方策あたりも見出していけるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら付近もちょっと検討してみたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 何でもかんでも学校が請け負ってきたその姿勢を、やっぱ

りもうぎりぎりのところまで来ているわけですから、変えていくということをみんなですべてやっていかなければならないと私も思います。

最後に、労働安全衛生法について質問をいたします。文部科学省は、今の現状から、学校においても職員の安全と健康を守るためには、労働安全衛生法に基づいて労働安全衛生管理体制を整備することを呼びかけていますが、菊池市教育委員会では、どのように取り組んでおられるでしょうか。

また、昨年の労働安全衛生法の改定に伴い、職員が50人以上の事業所ではストレスチェックが義務づけられました。50人未満の事業所では努力義務になっています。予算書を見ますと、菊池市役所でもストレスチェックのための予算が計上されていましたが、菊池市教育委員会では、教職員のストレスチェックをする予定がありますか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） やっぱり先生方が病気で学校を休むようなことになると、直接的にその教える子どもたちにも大きな影響が出てきますので、病気になるように、やっぱり事前の、例えば超過勤務80時間を1カ月続けたり、あるいはひと月の超過勤務が100時間を超えたりするような教職員に対しましては、やっぱり本人の申し出が必要なことなんです、やっぱり管理職がしっかり見といて、一回病院に行ってみようとか、そういう働きかけを、本人が言うだけじゃなくして、管理職側もしっかり職員を見ながら、そういう働きかけをしていくことも必要じゃないかな、そして、うつ等の病気の未然防止を図っていくということは、とても大事なことだというふうに思います。

あともう一つ、心身が疲れるその原因としては、勤務時間の長さもあると思いますが、職場のやっぱり人間関係といいますか、お互いのつながり、そこで何でも相談し合える仲間とかがいれば、随分ストレスも軽減できるんじゃないかというように思いますので、校内におけるいろんな相談体制がしっかりできるように、そういう職場環境の改善等についても、学校に対して働きかけをしていきたいというふうに思っております。

あとストレスチェックにつきましては、50人以上の事業所は義務で、50人未満は努力義務ということでございましたけども、一応、菊池市教育委員会としましては、来年度、全職員に対してストレスチェックをやるというところで、前向きに今検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 職場の人間関係をよくしていくというのは、本当に大事な
ことだとは思いますが、そういった漠然とした取り組みだけではなくて、やっぱり
そのことをシステム化しなければ、実際にはなかなか機能はしないのではないかと
考えます。

菊池市の学校現場では、残念ながら労働安全衛生管理体制が機能しているとはち
よっと言いがたいような状況にあるのではないかと、今の答弁を聞いて考えました。
労働安全衛生法そのものが、50人以上の事業所と50人未満の事業所では求めて
いることに大きな違いがあるからです。菊池市内には、1校で県費職員が50人を
超える学校はありません。しかし、教育委員会という事業所は一つでございますか
ら、教育委員会を事業者として、市全体の小・中学校をまとめて一つの事業所と見
なすことで、労働安全衛生法に基づいて衛生管理者を選任し、教職員の健康管理を
行う産業医を置き、衛生委員会を開くという労安体制が整備されます。衛生委員会
の活動によって、職員の安全や健康、勤務時間等の問題の解決を図っていくことが
可能になります。ストレスチェックも前向きな検討とおっしゃいましたが、義務化
されるようになります。実際に、そのような仕組みをつくっている自治体がありま
すので、菊池市教育委員会でもしっかりと検討され、労働安全衛生管理体制の整備
をされることを強く要望して、教職員の勤務実態に関する質問を終わります。

次に、施政方針について質問いたします。私がお聞きしたいのは、施政方針の中
の、その他の主要施策のうち、つまごめ荘に関する部分です。

初めに少しつまごめ荘から離れますが、最近の介護をめぐる状況は厳しさを増し
ています。2月5日、新聞のテレビ欄、ニュース番組の案内は、介護疲れの末に各
地で相次ぐ介護殺人とありました。NHKの報道によると、未遂も含めて昨年44
件の事件が起きているそうです。そこまで追い詰められる前に、施設の利用はでき
なかったかと、つい考えますが、さまざまな事情がおありだったのでしょうか。とて
も切ないことです。また、施設に入ったら入ったで、川崎市の有料老人ホームでは
虐待のみならず、介護職員が入所者を転落死させるという事件が起きてしまいま
した。高齢者の命を守るべき施設で起きた事件は、衝撃的でした。

誰もが年をとります。これまで日本が経験したことのない長寿社会、高齢化社会
において、収入に応じた料金で本当に安心して利用できる介護施設があってほしい
というのは、国民的な願いではないでしょうか。

つまごめ荘に戻ります。施政方針には、つまごめ荘においては、引き続き入所者、
利用者の身体状況に合ったサービスに努めるとともに、安定的・永続的な運営のた
めの民営化の検討については、平成28年度において、外部検討委員会を設置し、

審議を行ってまいりますとあります。

まず、前半のサービスに努めるということについてお尋ねします。サービスの基本は人材の確保です。川崎の事件でも、その背景にあるのは、介護現場における深刻な職員不足であることが各方面から指摘されています。さらに、職員不足の解消のためには、処遇改善が不可欠であるとも言われ続けていながら、なかなか実現できていないことです。たまたまですが、きのう帰宅しまして、回覧板を見ましたら、つまごめ荘の職員募集のチラシがありました。見てみますと、あ、嘱託職員の給与が上がっている、夜勤手当もついている、喜ぶ半面、募集が出ているということは、また職員が足りなくなっているのかと不安になったりもしました。サービスを確保するためという観点から、3点質問します。

1点目、つまごめ荘の職員は、現在、足りていますか。2点目、処遇改善はどのように進んでいますか。3点目、待機の方が150人と聞きました。定員以上の方がきっと首を長くして待っておられるわけですが、入所の公平性はどう保たれていますか。

これらの質問は、昨年3月議会での水上彰澄議員の質問と重なりますけれども、1年を経て、現在の状況をお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） それでは、まず1点目のつまごめ荘の介護職員の充足度につきましては、本年2月1日現在、正規職員が32名、嘱託職員が37名、臨時職員が2名、合計71名となっております。入居者2.2人に対して介護職員1名の割合となっております。介護保険法では、入居者3名に対して職員1名の基準ということでございますので、その基準は現在満たしているところでございます。また平成27年度からは、入居者の居室区分を一部変更いたしまして、夜間勤務者を8名から7名体制にすることで、日勤者数の確保に取り組んでいるところでございます。しかし、職員の突発的な病気あるいは年度途中での嘱託職員の離職などによりまして、1年間を通して安定的な労働力を確保するというのは、現在厳しい状況でございます。

2点目の、介護職員の処遇改善につきましては、平成28年度から介護職員処遇改善加算を取得して、嘱託介護職員に対しまして、一人当たり月額2万円程度の報酬アップを図りたいと考えております。具体的には、基本報酬に1万円の加算を、また夜間勤務につきましては、1回当たり1,800円の支給を考えております。このことによりまして、嘱託介護職員の離職の抑制及び新規雇用の確保につなげ、入居者と利用者の安定した介護サービスの提供と介護職員の身体的負担の軽減を図

ってまいりたいと考えております。

3点目の入所案内についてでございますが、入所の必要性について、申込者本人の介護の必要な度合い、介護者の健康状態、生活状況を構成員7名によります施設入所判定委員会に諮りまして、判定結果に基づき、公平な入所案内を行っているところでございます。議員言われましたように、現在の待機者は約150名となっております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 今、職員については、基準を満たす日勤者が確保できているということで、ひとまず安心をしましたが、部長が言われるとおり、離職がつきものの現場でありますので、引き続き努力をしていただきたいと思いますし、今までと比べると、2万円ほど嘱託職員の報酬がアップするということは、本当によかったと思います。

入所の順番の公平性を守るということも、申し込み順どおりにはいかないというのは、今のお話からよくわかったことではありますが、その辺のところも丁寧に説明を申込者の方に対してしていただきたいなというふうに思います。

では、後半の民営化の検討について、4点質問いたします。

1点目、以前、第三次行政改革大綱について、つまごめ荘は民営化ありきですかと尋ねましたところ、そうではないと答えられました。同じことを聞きます。民営化ありきの検討ですか。2点目、第三次行政改革大綱には、内部検討・外部検討委員会での検討というふうに書かれていますが、内部検討はどのように行われましたか。3点目、外部検討委員は、誰がどのような基準で選びますか。4点目、外部検討委員会の会議内容は公表されますか。

以上、4点、再質問とします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず、1点目の民営化の検討につきましては、これまで特別養護老人ホームの運営形態の移行の可能性、民営化または直営を継続した場合のメリット・デメリット、有償で民間に譲渡した場合の国庫補助金の返還額の試算、考えられる介護収入増の方法、民営化に伴います職員数の管理及び人件費の推移、収益的・資本的収支の予測などを行いまして、総点検としてまとめております。第三次行政改革では、この結果に基づきまして、民営化ありきではなく、施設の入居者・家族会及び職員の意見を聞きながら、庁内での協議とともに、外部による検

討委員会の設置を検討してまいることといたしております。

2点目の内部検討につきましては、平成27年度は関係部署で構成する作業部会を4回開催し、総点検後のさらなる課題の洗い出し等、つまごめ荘の運営予測等を行い、市長を本部長といたします行政改革推進本部会議において、さらなる民営化の検討を確認したところでございます。

3点目の外部検討委員会の委員につきましては、これまで養護老人ホームや保育園・幼稚園を民営化する際の委員構成でございます家族代表、関係機関代表、地域代表、学識経験者など、参考に検討してまいりたいと考えております。

また、外部委員会の会議内容の検討につきましては、先ほど言いましたように、養護老人ホーム・保育園・幼稚園を民営化する際には、原則公開ということで進められましたので、つまごめ荘につきましても同様になるのではというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 今の部長のお答えの中に、利用者や利用者の家族、それから市民の方々、職員の意向とかも取り入れていることが大事だという意見がありまして、そこのところは大変安堵いたしました。そういった方々の意見は、どのような形で聞いていかれる予定でしょうか。外部検討委員会に職員が入ったりすることができるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 平成28年度につきまして、外部検討委員会を設置するという方向で準備を進めておりますので、その中の十分な検討のほうは行っておりませんので、当然のことながら、施設入所者、家族会及び職員の意見等はその中でこちらのほうから説明をしてまいりますが、まだ具体的なところは、そこまで判明しておりません。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。今後の経緯を見守らせていただきたいと思っております。

つまごめ荘の本年度予算を見ますと、1億3,835万5,000円という大きな額の繰入金があります。非常に重たい額だとは思っています。コスト削減、経営努力

は欠かせないと思います。しかしながら、特別養護老人ホームは、金のかかるお荷物なのでしょうか。市が公設の介護施設を持ち、サービス向上にみずから努めていることを誇りにはできないものでしょうか。初めに述べましたように、介護をめぐる状況は大変に厳しい、150人という待機者からもわかるように、特別養護老人ホームへのニーズは高いにもかかわらず、介護報酬は減らされ、常に職員不足の危機にさらされています。このような現状だからこそ、菊池市が安心・安全・癒しの里菊池の一環として、特別養護老人ホームのあるべき姿を示していくモデルケースとしてのつまごめ荘を運営していく、そのことには大きな意味もあるのではないのでしょうか。市長がおられませんので、副市長の見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） 猿渡議員のご質問にお答えをいたします。

つまごめ荘は、昭和50年より管内関係施設の先導的立場として、高齢者福祉を支えてきたというふうに考えますが、介護保険制度が平成12年にスタートし、現在は社会福祉法人など民間参入による介護サービスが提供されております。本市におきましても、民間による介護保険事業所が増加しており、特別養護老人ホームは市内では6施設ございますが、つまごめ荘以外、全て社会福祉法人が運営をいたしております。このような状況の中で、つまごめ荘におきましても、これまで検討してまいりました総点検結果等をもとに、先ほどから話が出ておりますように、外部検討委員会を設置し、委員の皆様さらに検討を深めていただくように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 私は民間の施設にありましたときに、大変状況の厳しい利用者さんとの出会いがございました。このまま在宅で過ごすことになれば、危険が伴うというような状況の中、思いもかけず素早い対応でつまごめ荘への入所が決まったという経験があります。恐らく高齢支援課とつまごめ荘との迅速な話し合いの下に、そういう措置ができたのではないかと、年金だけしか所得もない方でもございましたので、とてもありがたかったです。私はそのときに、公設の特別養護老人ホームというのは、市民にとっては、最後の最後のとりでになるものだと思っただけであります。

次の質問に移ります。マイナンバーについてお尋ねをいたします。

このことについては、12月議会でお尋ねしまして、その続きということになり

ます。12月議会で、私は「番号がなかと、なーんもできんとだろうか」という市民の方の声を上げて、「個人番号を書いていないことを理由に、これまで役所に出していた書類が受け取られなかったり、申請ができなくなったりすることがありますか」とお尋ねいたしました。それに対して、総務部長より、「申請行為にナンバーを求めます。ただ国の機関によりましては、申請手続の業務ごとに、例えば後期高齢者あたりは、カードを忘れて自分で申請できなくても、職権でできるようになるということも聞こえてきますので、これからそのあたりが整理されていくということでございます」という答弁をいただきました。

あれから3カ月近くが経過いたしましたので、自分でマイナンバーを使つての申請が困難な場合に職権でできる、つまり役所のほうで何とかしてもらえんということに関して、明らかになったことがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） お尋ねがありましたマイナンバーに関連しますお尋ねですが、個人番号を利用する事務の中におきまして、申請の対象者が高齢者であります後期高齢者医療及び介護保険分野に関する事務につきましては、国から届け出等の負担が過重なものとならないよう、負担軽減の配慮を内容とした通知が現在なされております。各種申請等については、原則として、個人番号の記載を求めることに、それは変わりはありませんが、その際、自身の個人番号に係る申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、住民基本台帳または住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索しまして、職員が記載しても差し支えないというような措置が通知されております。

このほか、今現在、国民健康保険に関する事務につきましても、同様の措置が取られることとなっております。そのほか、児童手当、児童扶養手当等に関する事務につきましては、個人番号カードや通知カードを所持していない場合等においては、個人番号がついた住民票の写し等の提示を求めることが必要とされておりますけれども、これらの提示を受けることが困難である場合には、番号の記載がなくとも申請を受理し、その後同様に職権で職員が記載等の対応を行っても差し支えないということとされております。

現時点では、以上の事務が国から示されております内容でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。今までわからないことがわかってよかったです。

大事だと思うものに限って、どこにしまったのか忘れてしまうようなことは、ありがちです。ことに認知症の初期段階などでは、通知カードのほかにも、困難さが伴うことは十分に予想されます。マイナンバー制度がスムーズな支援をおくらせることになってはいけませんので、言われましたように、後期高齢者の医療とか、介護保険とか、国民健康保険の分野で配慮がなされるという決定ができていているというのは、とても大事なことだと思います。

そこで再質問をします。今、言われたような幾つかの分野について、せっかくそのようにできるのであれば、マイナンバーがわからなくても、手続はできますよ、大丈夫ですよと、市民に知らせることはできませんか。高齢者やその家族が安心できるように、その内容を広報していただきたいとも思うのですが、どうでしょうか。

それからもう一点、今言われた後期高齢者や介護保険や国民健康保険以外にも、マイナンバーは災害対応にも使われるようになっていますが、災害は起きないでほしいと思うんですけれども、備えることは大切です。災害が起きて被災したような場合、さまざまな支援の手続に、マイナンバーを求められても、困難な場合が十分想定されます。災害時にも職権でできるようにするのが、当然だと思いますが、どうでしょうか。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 2点お尋ねがありました。1点目は先ほどお答えした内容についての広報についてというご理解をしておりますけれども、各種手続におきまして、番号の記載や番号カード等の提示による確認が、いわゆる制度の原則でございます。先ほどから申し上げたのは、特例の配慮ということになっておりますので、高齢者の皆様のご心配は十分理解できるところではございますが、特例として配慮すべき措置、内容のことを、このことを広報して一般に周知することは、あたかもそっちが原則論になって広まってしまうと、制度そのものの根幹にかかわってきますので、それは適当ではないというふうに考えているところでございます。

ただし、先ほど答弁いたしましたように、別途、申請者への負担軽減の配慮が示されておりますので、各申請等の窓口におきましては、必要に応じた丁寧かつスムーズな対応を取ってまいりたいと考えております。

2点目の災害時の対応につきましてですけれども、番号法の施行にあわせまして、平成27年第3回定例会、この市議会におきまして、番号の施行にあわせまして、個人情報保護条例の改正を既に行っております。人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合に限り、特定個人情報の利用の制限の例外を規定しており

ますので、必要に応じまして、その条例に沿った対応で、今後運営をしてみたいと思います。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 高齢者を含める利用者の皆様が不便を感じないように、困ったことにならないように配慮をお願いしたいと思います。今後、マイナンバー制度を運用していくうちには、きょう出た話のほかにも、市民にとってあるいは行政の窓口にとって、解決すべき問題や職権で対応せざるを得ない場合も出てくるのではないのでしょうか。今後、そのあたりのことを慎重に整理をしながら、菊池市でその際の留意すべき点や、ここまではできますよといったような、ガイドライン的なものをつくっていくことも必要なのではないかというふうに私は思います。市民に優しい行政でありますように願ひまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時54分

開議 午後2時02分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 議席番号17番、樋口正博です。発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

まず、最初に、今回の質問は市長の見解を問うものであり、市長が不在のため、執行部として答弁ができない部分もあるかとは思いますが、その部分は、6月議会に改めてお伺いをしたいと思いますので、お答えができる範囲をお答えをいただければというふうに思います。

まず、1点目、本庁舎整備と総合支所の取り扱いについてお伺いいたします。

まず、本庁舎建設の意義とは何か。市長は就任当初、議員の庁舎問題をどう考えるかという問いに対して、議会の議決を尊重したい、尊重し進めたいと。また市民の利便性に考慮してというふうな発言をしておられます。その発言の意味を、何を示すものかをお伺いをいたします。

2点目、本庁・支所方式について、中間報告書が11月に示されました。平成28年3月中に組織体制の方針が決定をされると。この件に関しましては、先の荒木

議員、泉田議員に対して、3月と決めつけるのではなく、市民とよく理解を得るためにお話をするということでしたので、そのことに対しては安堵しているところがあります。しかしながら同時に、平成28年度に利活用について、また検討し、結論を出すという話になっています。

しかし、私は、確かに組織形態の話は、いつまでも引っ張れるかと言えば、来年から新たな体制を組むわけですから、そういうわけにはいかないと思います。ある一定の期間に限られるとは思いますが、この利活用については、今後の支所のあり方について、大きく影響を見出すものであると。そうであれば、平成28年と限定をせずに、その先の平成29年等にまで延長することも考えるべきではないのかと。加えて方針が先送りをされましたが、私は各支所の人員をいきなり減員をすることに関しては、私は絶対にあってはならないことだと考えております。その部分で、執行部はどういうふうに思われているのか、さらには利活用には、私はある程度の予算が必要だと思っております。上限がないとは言わないが、例えば利活用に対して、各支所に対して、1億、2億または3億かかろうが、その経費は当然、合併特例債の最優先の使用として対処すべきである。また利活用の計画がなかなか決まらなく、その先、平成31年以後、取り組まなければならない事由があるとすれば、それは一般財源をもっても対応すべきである、そのように考えますが、執行部の見解をお伺いをいたします。

仮にできないということであれば、その理由も加えてご答弁をいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、樋口議員のご質問にお答えしたいと思います。

これまでで一番難しい答弁になります。

ただいまご質問がありました1点目の本庁舎建設の意義、それと総合支所の今後のあり方についての建設も含めまして、施設整備も含めました考え方ということになろうかと思っております。今、ご質問がありました2点につきましてですが、ともに、執行部の取り組む姿勢といいますか、考え方についてお答えさせていただきますので、ともに合併の意義ということが出発点になっていくんじゃないかなと思っておりますので、あわせてお答えをさせていただきます。

少子高齢化の進展や、地方交付税の削減が予想された中で、住民サービスを今後ともその水準を維持しなければならないと。それには行財政運営の効率化と事務組織のスリム化、これが重要なんだという思いから、さまざまな課題等について、協

議を重ねられました結果、市町村合併という選択をなされたというふうに考えております。住民サービスの維持と行財政運営の効率化、事務組織のスリム化という両面は、車で言えば両輪ということになります。どちらの視点が欠けても、それは前に進まないというふうに考えております。

したがって、行財政運営の効率化、事務組織のスリム化という側面を持ちます本庁舎の整備と、本庁・支所方式への移行に当たっても、個々のサービス提供の影響を可能な限り抑えながら、全体として住民サービスの維持、向上を図るという視点が漏れ落ちないように進めていかなければならないというふうに考えております。今後、支所のあり方を検討するに当たりましては、施設のその後の利活用を含めまして、地域振興の視点に重きを置きながら、地域住民の皆様の意向を踏まえ取り組んでまいりたいと考えております。

なお、これまで荒木議員の質問、泉田議員の質問にもお答えしておりますけれども、組織体制の面につきましても、住民の皆様への丁寧な説明を行うなど、プロセスを大切にしながら、進めてまいりたいと思います。

それと、施設整備につきましては、泉田議員の答弁でお答えしましたように、これまで公共施設等の総合管理計画策定の中で、いろんなデータの収集と整理を行っております。したがって、そういったデータも含めながら、その点におきましても、住民サービスの向上となるような利活用について検討を行っていくと、その中で必要な整備につきましては、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 馬場部長ご答弁いただきまして、行財政の改革とやらなければならないというお話をいただきました。

確かに、私は理屈はそうだと思うんですが、この件に関しては僕は当たらないと思っています。そもそも論から言えば、もともと花房台に庁舎を建てるという計画がありました。当時、予想された金額は最低で98億円、さらには、当時、合併特例債振り出し可能な額は、当初は280億程度だったと思うんですが、その3分の1を投じたいと。さらにはその98億円の内訳は、インフラ整備で約30億、庁舎等で30数億、あとは生涯学習センターという形で、この98億円のうちに、全て合併特例債を振り出せるかと言えば、庁舎部分は合併当時は、非常に特例債とは言え、一般の起債と変わらない職員数の面積を割り振った起債であり、極めて充当率が低い、そういう一般と変わらないような形であったと。

その中で、やはり住民生活、住民サービスを落とさないためには、再度一回立ち

どまって考えるべきではないかという形で一度立ちどまり、それ以降、平成24年だったと思いますが、それまで使えなかった普通の合併特例債を庁舎建設にも適用ができるようになりました。そして、今から5年前に震災が起き、東北地方の合併特例債が5年延長になった、その1年後に、合併した市町村に対して合併特例債の5年延長が認められた。その時点で、再度、花房台の話も上がりましたが、用地取得が無理だということで今日に至っている。

当初の98億円という計画、それから今やっている48億円、これに対しては100%当然金額も2分の1になっています。合併特例債も半分でいいわけですよ。金額自体が半分です。加えて、生涯学習センターは、職員の皆さんの頑張りのおかげで、イノベーション事業という名の下に、現金で補助金で入ってくる。じゃあ、当初と比べて幾ら財政出動を抑えることができたか。これはあくまでも紙の上だけの話なんです。確実に40億円以上は財政出動を現時点で抑えることができている。そうであれば、必ずしもこれまでの議決の中で、全会一致ではなかったそのさまざまな議決が、昨年3月、この新庁舎建設予算が全会一致で可決をされた。これまでの10年いろんなことがありました。思い出したくないこともあるかもしれないが、それはやっぱり合併して、産みの苦しみ、この10年間の苦労をやはり今度の支所の取り扱い、この一つに対して大きく私は変わってくると思っています。

庁舎整備で言えば、私は新庁舎を建てるのが本丸ではなく、これからいかに支所を利活用するかということこそ、本当の本丸じゃないかというふうに考えています。今まで述べたように、これだけの行財政の改革ができたのは、誰のおかげか、それは法的拘束力がないとはいえ、51の約束のうちの新庁舎建設、この財政負担に耐えられるかということで、さまざまな議論がある中で、ベストではない、もしかしたらベターではなかったかもしれないが、現有庁舎の横に増設をして財政出動を抑えると、そのことに対して七城・旭志・泗水の地区の皆さんが同意をいただいて初めてなし得た、私はそういうふう感じてます。

そうであれば、その市民の皆さん方から総合支所をどうにかしてくれと、総合支所を支所という名前だけじゃなくて機能は残してくれという願いがあるのであれば、そこはこれまでやった財政出動を抑えるその施策によって、まだ余裕はあるはずですから、段階的に市民の要望を聞きながら対応していく、私はそれが行政がやるべきことではないかというふうに感じます。

これから先は市長のどういう考えかということで、ご答弁はできないと思いますが、ぜひともそこら辺のことも考えていただいて、再度、6月この質問をさせていただきますので、市長にはご答弁はいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

観光振興について、菊池溪谷のあるべき姿とは、これも市長に見解を問うというところでもあります。この件については、12月議会で城議員からつり橋を架けてはどうだと、もっと菊池溪谷に観光客を呼んではどうかというお話がありました。また、それ以外にも、これまでトロッコ列車を走らせたかどうかと、私自身も、もうトロッコ列車もいろんなものも、モノレールもやりましたが、設備投資が多大でなかなかできないということであれば、まずは少子高齢化に合わせて、ゴルフ場の電気カート、排気ガスを出さないカートでまずは送り迎えだけでもやればいいじゃないかという話をしました。その当時の市長さんは、それに対して、情緒がないので、できれば馬車か何かでやりたいという話をされましたが、なかなかそこら辺は簡単に行く話ではないんです。

ただ、これまで議会から示してきたさまざまな案は、菊池溪谷により多くの観光客を送ろうという一つの方向を向いて、皆さん、ご提言をされました。しかしながら、先の12月の議会では、江頭市長は、実は一番の目的は、菊池溪谷に今、二、三十万来ておられるとして、これが40万、50万あるいは100万と仮になったところで、今と同じく30分、1時間いてお帰りいただくだけだったら、余り変わらないんですよ。むしろ道路が傷んで、菊池溪谷が傷むだけになりますねと。ですから、今30万の人を、どれだけ今言ったような形で長く滞在してもらって、自然の本当のよさを満喫してもらいながら、ファンになってもらって、また来てもらって、それから温泉街で少し時間を延ばして逗留していただくと、こうしたことが現実問題、非常により重要ではないかというふうに考えておりますというところで終わってます。

じゃあ、市長は一体、菊池溪谷をどうしたいのか。今まで各議員、とにかく観光客倍増、また観光振興という観点から観光客をふやそうと、みんな北を向いて一生懸命船をこぎ出し、それぞれのアイデアを出してきた。しかしながら、いや、そうじゃないですよ、実は南なんですよと言いながら、はっきりした道しるべを示さないことには、船を進めようにも羅針盤がなければ、うろうろするだけで、行き着く先とかやっぱりなくなるんですよ。そのことはよく考えてほしいと思います。

例えば、外国人観光客にも非常に興味があるというふうに言っておられます。しかしながら、実は去年2件、1件は私が市民広場でちょっといろいろと仕事をやっていたところ、シンガポールの女性の2人組と遭遇をしました。高校生が話しかけられて非常に困って、そこの中に入ったんですが、菊池溪谷に行きたいんだと。だけど、バスはないですよ。もうしょうがないですから、私が直接送って行きました。2時間待って、送り返しました。その後は、私の家に飛び込みで、香港からご

夫婦でお見えになりました。これも菊池溪谷に行きたい、でも車がないと。観光あいのりタクシーは、毎日出ているわけではない。またW i - F iにしても、今年の3月議会で予算が通りましたが、なかなか設置に至らない。今月にはつけるということですけど、一般的に考えれば、菊池溪谷まではインターネットの環境が今、整っているわけですから、ルーターをつければすぐやれる話ですよ。ただ、それから延長していくと、1,000万以上かかるということですから、大人数対応ということであれば、確かに光を引いて延長していかなくちゃいけないんですが、例えば無線ルーターで少人数であれば、ある程度対応できるし、いろんな方法はあると思うんです。

確かに、この先どうするかということを考えられて、今、今日までずれたとは思いますが、まずは最初やるのが大事じゃないかなというふうにも思います。外国人の観光客に関しては、実は、トリップアドバイザーという外国人向けの旅行サイトがあって、ここを調べると菊池で13件、いろんなものが紹介されています。そのトップがやっぱり菊池溪谷なんです。菊池溪谷のあり方がどうだということが決まらないで議論をしている中にも、外国から来たり、国内から来るお客様方は、確実にやっぱり菊池溪谷を目指して来られるわけですから、そうであれば、確かにバス会社をつくったりするのは非常に難しいと思うんですけど、10人乗りのワゴン車なんかを、観光協会なら観光協会に委託して、何かあったら、すぐ対応ができるとか、そういうものも一つやっていくべきじゃないかなと思います。

江頭市長がどの方向を向くのかというのは、6月しかわかんないんですが、私を感じ取ったところでは、要は自然を残して、そこにコアなユーザーを取りたいという話ですから、そうであれば、あそこは第一種特別保護地域ですかね、石すら持ち出せないところです。だったら、私は中途半端に、今提案しますが、今の駐車場を全部埋めて山に戻しましょう。車なんかあそこのロータリーだけにしましょう。途中の路上駐車は厳しく取り締まりましょう。そして、せっかく溪谷のために買った永山の貯木場に菊池の物産、いろんなものを全て集めて、団体だろうが何だろうが、永山貯木場経由で、電気バスでしか菊池溪谷に行けないようにすれば、数十万人の観光客は、必ずその拠点に寄る、そこでお金を落とすじゃないですか。環境省だって、駐車場をつくるのは反対しますが、山に埋め戻すんだったら、私は喜んで賛成すると思いますよ。ただ、その方向性が見えないことには、職員ですら議員ですら何を提言していいかもわからない。

前にも市長に申し上げましたが、感性の部分ですね、センシビリティのことをおっしゃるが、どういう道筋でどう実現しようかというのがなかなか見えてこない。それでは、じゃあ、一緒に新しい菊池をつくりましょうと言っても、我々もなかなか

か、いろんな施策提言を出すことは難しい。その部分をどうか、わかっていただきたい。今、参考までに申し上げたことも、6月までにじっくりとお考えになって、ご答弁をいただけたらと思いますが、これらのことについて、現在、でき得る範囲でご答弁いただければ、ありがたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これまで多くの議員の皆様から菊池溪谷への観光客、入谷者の増加や活性化のためのさまざまなご提案をいただけてまいりました。その年の気象条件などの影響もございませうけれども、確かに入谷者の数は減少傾向にあるところではございます。本市の最大の観光地でありますし、観光のシンボルであるということからして、危機感を持って、今後海外の誘客と国内の誘客の手段をさまざまに検討していかなければならないというふうに考えております。

まずは、環境整備という形で公衆トイレの改修を初め、平成28年度には、外国人の皆さん向けの多言語の看板の設置や、また同様にパンフレットの作成を行うということを考えているところでございます。特に、海外のお客様に関しましては、ことしも大型クルーズ船が昨年以上に八代港に寄港する予定でございませうので、関係団体などと協力をして、誘客に努めてまいりたいと思います。

さらに、県北、山鹿市、玉名市、和水、菊池と合同事業といたしまして、台湾の高雄を初め、外国人の観光客に対するおもてなし事業を展開しながら、県北地域の魅力の情報の発信を行ってまいりたいというふうに思います。

また、観光協会では、国内のお客様に対しまして、各種祭りや軽トラ朝市に合わせまして、有料での菊池溪谷のバスツアーも実施されていただいております。それと、本市の菊池映画祭のプロデューサーで映画監督の、行定勲さんによります熊本県の広報の短編映画で、「うつくしいひと」の中で、菊池溪谷が紹介されております。姜尚中さんや、橋本愛さんという有名な方々が出演されておられます。こういう出演された皆さんが、いろいろな場面で菊池溪谷を紹介いただければ、宣伝効果は大きいものと思いますので、期待をしているところでございます。

溪谷までの交通手段についてでございますが、大変ちょっと興味深い新聞記事がございましたので、少しご紹介をさせていただきたいと思います。山形県蔵王温泉では、昨年の12月から宿泊施設5カ所が連携をいたしまして、山形駅と蔵王温泉間で無料の送迎バスの運行を始めたとのことであります。本市におきましても、旅館組合が中心となりまして、数年前に宿泊施設所有のマイクロバスを活用して、緑ナンバーを取得し、空港や溪谷への送迎を行うといった計画がされたようござい

ますけれども、実現には至らなかったというふうに伺っているところでございます。

本市で現在行っております土曜・日曜及び祝日に、先ほど議員からご紹介がございました観光あいのりタクシーを運行しているところでございます。過去5年間の溪谷線の利用者の状況につきましては、平成22年には200人ほどでしたが、平成26年には180%増の361人となっているところでございます。平成27年度は2月末でございますが、390人で、400人を超えるのではないかと予想しているところでございます。

このようなことから、今後さらに利用しやすい仕組みにつきまして、関係課と及び事業者との検討、研究をしてみたいというふうに考えております。また、あわせて、大変お得な金額でレンタカーが利用できます、本市独自のレンタカー宿泊プランの利用促進のため、さまざまな場面で情報発信を行ってみたいというふうに考えております。

次に、先ほど議員からおっしゃっていただきました観光客対応でのWi-Fiの整備についてでございます。先ほどおっしゃいましたように、菊池溪谷館を初め、物産館へは3月末までに設置を行ってまいります。いずれにいたしましても、観光協会や旅館組合との協議検討、また市民の皆様、観光客の方々からもご意見等いただきながら、菊池溪谷に対します思いを込めて来ていただきますよう、これからも皆様に満足いただけるおもてなしをやってみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 以上で、本日の一般質問を終わりたいと思います。

あすも引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時30分

第 4 号

3 月 4 日

平成28年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成28年3月4日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

副市長	木村利昭君
政策企画部長	小川秀臣君
総務部長	馬場一也君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	櫛川博久君
七城総合支所長	榎田邦昭君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田譲二君
財政課長	中村喜範君
選挙管理委員会委員長	中村道夫君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永孝博君
市長公室長	上田俊介君
教育長	原田和幸君
教育部長	松岡千利君
農業委員会事務局長	原和徳君
水道局長	藤本辰広君
監査事務局長	松永隆則君

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
事務局課長	徳永裕治君
議会係長	松原憲一君
議会係	安武則貴君

○議長（森 清孝君） 全員、ご起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。
初めに、東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） おはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行っていきます。

まず、最初に、公契約条例についてです。

公契約とは、国や自治体が発注する公共事業や委託事業について、民間業者と結ぶ契約のことです。OECDによると、日本国内で公共事業や委託事業にかかわる労働者は1,000人を超え、その財政規模はGDPの15%、約65兆円から75兆円に達するとされ、地方ではその地域の最大の経済活動となるケースも数多く見られます。臨調行革や新自由主義路線の押しつけによって、賃金や労働条件などを無視した公務、公共サービスの民間開放が急速に進められてきました。自由競争と財政難を理由とした一般競争入札の拡大、低入札による価格のたたき合い、ダンピング業者の介入が広がり、コストカットによる労働者の労働条件や働くルールが著しく低下し、官製ワーキングプアの増大が著しくなってきました。

このことは、働く人の生活が困難になるだけでなく、利用する市民の利便性を損ない、さらには、住民の安全・安心も脅かし、生命も奪いかねない危険も持っています。

こういう状況の中で、今、公契約適正化の運動が広がり、そして、条例制定の動きも全国に広がっています。2016年、ことし1月7日現在で、賃金下限設定を持つ公契約条例が、全国で18自治体で制定されています。直近では、昨年2月、愛知県豊橋市で市議会に提案され、全会一致で可決されています。賃金下限設定のない理念条例、基本条例もさらに加えて11自治体で制定され、加えて10自治体が要綱に基づく指針で公契約の適正化を目指しています。ここ菊池市でも2年前の

2013年12月議会で公契約条例の制定を求める請願を採択しています。

そこで質問します。まず1点目に、議会での請願採択後の市としての検討状況をお聞かせください。2点目は、まともな労働条件、適性な公共サービスを確保するためにも、条例を菊池市としても速やかに制定すべきと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。それでは、公契約条例に関します検討状況と見解ということでございますので、2点につきましてご説明をいたします。

まず、公契約、これにつきましては、先ほど議員がご説明されたとおりでございます。公契約条例とは、公契約の条項に地方自治体が発注します公共工事等の請負業者に雇用されている労働者の賃金等について、最低基準等をですね、定める労働条項を盛り込み、適正な労働条件の確保と安定化を図ることを規定するといったものかと思っております。

公契約条例制定の目的は、低価格入札、いわゆるダンピング受注に問題があることから、工事等の質の低下だけでなく、公共工事等に従事するものの賃金、その他の労働条件の悪化や下請業者に対するしわ寄せなどの問題を解消させることを目的としていると認識しております。

そこで、公契約条例の制定についてでございますが、請願を採択された平成25年12月以降、入札制度等を所管しています財政課において、市の懸案事項と位置づけまして検討を重ねてまいりました。請願書の趣旨を初め、既に制定している自治体の事例、あるいは、労働基準法や最低賃金法、建設業法、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法などの関係法令と公契約条例制定との関連性についての問題点などを検討してきたところでございます。

さらに、他の自治体の事例を申し上げますと、先ほど件数等の説明がございましたけれども、全国で最初に制定されましたのが千葉県の野田市でございまして、そういう自治体もございまして、反対に兵庫県尼崎市のような、議員提出公契約条例に対しまして、条例制定は違法性が疑われるなどの理由から制定を見送るべきと反論文書を示している自治体もございまして、また、本市では、ダンピング受注防止のために、最低制限価格の設定については、国や県が推奨しています新中央公契連モデルを採用いたしまして、工事実施上、最低限度必要と考えられる価格を設定しているところでございます。

このことは、議員ご指摘のような工事の質の向上でありますとか、賃金、労働条件等の改善にも期待できると考えております。

このように、公契約条例の制定につきましては、さまざまな見解があることや、本市ではダンピング対策等を講じていることなどから、現在のところ、公契約条例制定の是非の整理までには至っておりませんが、今後も国や県、他自治体の動向等を注視しながら、検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） すいません、再質問の前に、1点訂正をさせてください。

私が冒頭ですね、日本国内で公共事業や委託事業にかかわる労働者の人数を1,000人と発言しましたけれども、1,000万人の間違いです。訂正をさせてください。

それでは、答弁に対して、また発言をしていきたいと思います。

議会が請願を採択した重みをですね、しっかりと認識していただきたいと私は改めて言いたいです。議会が採択した案件を検討するというのは、単なる検討とは違います。実現する方向での検討であるべきです。今、答弁をお聞きしましたが、率直に言って、その方向での検討にはなっていないと私は思います。答弁の中で、違法性という発言がありましたが、最低賃金法と矛盾するという点では、公務・公共サービスの品質を確保するために、適切な賃金を保証することと、最低生活を維持する賃金水準を保証する最低賃金法を同次元で議論することに無理があると私は思います。また、違法性というところでは、憲法27条に賃金、就業時間、休息、その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定めるとされていることから、よく言われるのが、事業者に対して最低賃金額を上回る賃金の支払い義務を条例に規定することができるかどうかという論点だと思いますけれども、これにつきましては、2009年の3月6日付ですね、民主党の尾立参議院議員から提出された質問趣意書に対する政府答弁書というのがあります。この中で、問題となるものではないとされ、解決されているものです。実際に冒頭に紹介した自治体で、今、公契約条例でも労働報酬の下限額を定めているという事例があること自体、そのことを示しているのではないのでしょうか。

また、品確法の改正というお話がありましたが、これらの改正には前向きな内容も多くありますが、現場の労働者の賃金を保証するという項目が全て外されているという点が特徴です。そして、これらの法改正や設計労務単価がこの間、大幅に引き上げられているにもかかわらず、現場の労働者の賃金は改善されていません。今、ここが問題だと思います。

それでは、再質問いたします。市として、下請業者の方の賃金状況、社会保障の加入の状況などの実態をつかんでいらっしゃるのでしょうか。お聞きします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 現在のところ、市独自による賃金の実態調査等は行っていないところでございます。

なお、ご承知のとおり、最低賃金法に基づきまして、国において、いわゆる厚生労働省におきまして実施されます、毎年地域別最低賃金を決定の上、公表されているというところでございます。

それと、先ほど、議員が説明されました参議院の話でございますけれども、同じ答弁書を見ますと、地域別最低賃金額を上回る独自の最低賃金額を規定した条例を制定することは可能かという問いに対しましては、ご指摘のような条例はこのような地域別最低賃金の趣旨、これは最低賃金法を指しておりますけれども、これを制定することは地方自治法の規定に違反するものであるというような答弁もなされております。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 調査を行っていないということでしたけれども、実際の現場の方の賃金は、先ほど述べましたように改善はされていません。熊本建築労働組合という職人さんを組織されている組合の、昨年度の賃金のデータがあります。これは菊池市だけのデータではなく、範囲としては菊池郡市、山鹿市の地域ですが、日当でいえば、大工さんが常用で1万4,061円、一人親方で1万4,474円、専門職で常用が1万1,738円、一人親方で1万5,320円です。これは熊本県の労務単価には及んでいません。この組合が行ったアンケートでは、具体的に次のような声も寄せられています。賃金は10年以上上がっていません。今の建設業の賃金では若い人が建設業に就かない。消費税が上がる中、賃金の増加はありません。常用で働く場合、ガソリン代も出ません。せめて10年前の賃金に戻してほしい。天候に左右される仕事だから余計につらいです。このような声が寄せられています。

また、今回、直接私も菊池市で一人親方の大工さんの方からお話を伺いました。賃金は日当で1万3,000円から1万5,000円程度。働く日数が減ると生活に影響が出る。正月には休みが重なり、そういうときは困る。この仕事はちょっとでも病気をしても保証がない。1日でも多く働いて稼がないといけないという状態。今は子どもが大きくなっているが、学校に通わせているときは本当に生活がきつかった。こうおっしゃられていました。

設計労務単価に対して、国土交通省は、この価格は積算に用いるもので、支払い

義務はないとしています。そのために現場では設計労務単価を大幅に下回る低賃金が横行しています。2013年度から引き上げられてきた労務単価ですが、先ほども述べましたように、現場の労働者の賃金には反映されていません。こうした問題を改善していく上で、設計労務単価に基づく賃金保証、重層下請の簡素化が欠かせません。また、法定最低賃金にとどまらず、職種に基づく職種別の賃金の下限設定を行うことを最大の特徴とする公契約条例の制定が必要です。実態をつかむのは難しいと思いますが、だからこそ、公契約条例を制定して、実態をつかむべきです。

それでは、再質問いたします。公契約条例の制定の意義を担当部局としてどう認識していращやるのでしょうか。この点を再度お聞きします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 改めて公契約条例の意義をとということでございます。

現在、熊本県では公契約のあり方検討チームを設置し、主な課題であります公契約に従事する労働者の賃金のあり方につきまして、先進自治体の状況調査や、県内関係団体への意見聴取等を実施するなど、検討が進められております。その中で、賃金など労働条件を条例に義務づけることは、労使双方の合意で決めることとされている労働関係法令との関係において、基本的な課題がある。さらに、条例を制定しました地方公共団体においては、条例の効果を把握するに至っていない。いわゆる、先ほど、冒頭、議員がおっしゃいました、理念的な条例にとどまることで何か効果が出たかと、そういったことかと思えます。

したがいまして、県では、現時点では公契約条例を制定する状況は整っていないという判断でございます。しかしながら、労働条件を改善することは重要な課題であると認識し、今後も国の動向等を注視して、継続してまいるといような方向性が出ております。こように、県も現在検討中であり、県内の他の市町村も含めまして、現段階では公契約条例の制定を行っている自治体はないと聞いております。

このような状況でありますので、先ほどの答弁と重複する部分がございますけれども、実態調査の必要性や公契約条例の意義の認識については、整理が現在のところついていない状況でございます。公契約条例を制定する段階になく、難しいと判断しているところではございますが、しかしながら、議員おっしゃいますとおり、労働条件の改善は重要な課題であると考えておりますので、今後も国・県等の動向を注視しながら検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 答弁の中で、効果を把握するには現段階では至っていない

という答弁でありましたけれど、私自身、全てではありませんが、実際に条例制定をしている自治体の状況を調べてみましたが、実施をしている自治体で、実際に見られる効果は次のようにまとめられると思います。一つは、現場労働者への周知と労働者保護の制度が必要であり、現場調査、通報制度の整備が有効である。2番目には、賃金に見合う腕のいい労働者が集まるため、工期も短縮でき、仕上がりもよい。三つ目には、賃金の下限が定められているため、交通費などの余分な支出を避ける傾向が生まれ、地元への発注が広がる。四番目には、元請業者の責任で末端の労働者の賃金まで確保するために、重層下請を避ける必要が生まれ、下請の簡素化が進む。5番目には、適正な賃金が支払われて、仕事への誇りが生まれ、やりがいを感じるようになり、労働者のモチベーションがアップする。6番目には、公務・公共サービスに対する労働者の意識が変化し、福利厚生の上昇に寄与する公的仕事への責任を自覚するようになる。最後には、ブローカー、ギャング業者などが入札や請負に参加できなくなり、悪質な業者を排除し、賃金が確保できるようになる。

こうして見てみますと、公契約条例は発注者である行政、受注業者、労働者の三者にとって誰も損をしない魅力的な制度だと私は思います。

最後に、副市長にお聞きします。公契約条例制定の意義を副市長としてどう認識していられるでしょうか。また、重なりますが、本市において、速やかに制定に向け具体化を図るべきと思いますが、どうでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） おはようございます。東議員のご質問にお答えをいたします。

公契約条例の制定についての総括した見解ということでございますけれども、先ほど、総務部長が述べたとおりでございます。したがって、独自で公契約条例を制定することについての是非の判断を現時点で行うことは難しく、今後とも国や県等の動向を把握しながら、慎重に検討をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 慎重に国などの動向を見ていきたいということでしたけれども、今ですね、現場は本当に逼迫していると思います。建設技能労働者は高齢化して、後継者がいないという危機的状態と言ってもよいと思います。構造改革路線のもとで、際限なく建設労働者の賃金が引き下げられ、入職者が減り、技能労働者の退出で産業自体が成り立たなくなってしまうと思います。こうした状況は全国的にも老朽化公共施設の改修や長寿命化など、インフラ維持に大きな障害になっていま

す。また、地域の現場で働く労働者が育っていないということは、いざ災害が起こったときの対応にも影響が出るのではないのでしょうか。後継者を育てるということは、具体的には労働条件を整えるということにほかなりません。厚生労働省の調査では、2008年ですけれども、建設労働者の4割が年収300万円以下となっています。しかも、若年層の入職が少なく、高齢化しています。建設産業専門団体連合会の建設技能労働力の確保に関する調査報告書、これは2007年3月に行われたものですが、ここでは、なぜ若い人が入職しないという理由として、収入の低さ、これは57.7%、仕事のきつさ、これが44.3%が上げられています。若い職人の中からは、結婚できない、子どもの教育費を稼げる職業につきたい、老後が心配との声が聞かれています。繰り返し申しますが、法改正や労務単価の引き上げなど、政策的な改善は図られていますが、肝心なことは、それらが実際の現場の労働者の賃金や福利厚生に反映されていないということです。今ほど適正な賃金などを社会的に保証する公契約条例などの取り組みが重要になっているときはありません。それは単に労働者の労働条件改善にとどまらず、提供されるサービスの質の確保や、社会的価値の向上、そして、安定した雇用、税収の増加、消費の拡大など、これは内需拡大による景気回復にも私はつながると思います。もちろん、本制度を国の制度としてつくり定めることは大事であります。現時点で国の制度としてないのであれば、地方自治体から条例制定の動きをつくり、国に制定を迫っていくことも必要なのではないのでしょうか。関係する労働者の賃金の引き上げや政策入札による落札率の上昇、非正規職員の賃金の改善などによって、費用が増大するとの懸念の声もあります。また、新たな制度をつくり、運用するに当たっては、役所の人員配置の変更が必要になり、人員不足が深刻になるとの意見もあります。しかし、今求められているのは、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割や、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとの地方自治法にも明記された自治体の役割を問い直すことではないのでしょうか。安心と安全にお金をかけることは否定されることではないと私は思います。公契約に関係する労働者の多くは地域の住民です。この条例の効果が波及して地域の賃金水準全体が上がれば、暮らしが安定し、税収もふえます。条例を制定している自治体の状況、内容をさらに研究していただき、実現するための検討をしていただきたい、このことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、病児・病後児保育について質問します。

2017年4月から、菊池みゆき保育園カンガルーのポケットで病後児保育が開始されました。その後、昨年からは病児保育も開始されています。開所当時は利用

者も少ない状態でしたが、保育園と行政による周知徹底の努力、また、病後児保育の開設により、昨年の利用者は大きく増加していると聞いています。私事ではありますが、小学2年生になる私の二男も昨年はおたふくかぜやかぜにかかり、カンガルーのポケットに大変お世話になりました。実際に親として子どもを預けての感想は、本当に安心して預けることのできる施設であるということ、そして、何よりも、この制度があることで、私自身も安心して働くことができるということです。小さい子どもを抱えている働く親にとって一番の心配は、子どもが病気をしたときのことです。この制度があることで、病気をしたときはもちろん、いざというときに、病児・病後児保育があるということは、日ごろから安心して働くことができる、心理的にも大きな支えであります。施政方針演説の中にもありましたように、この制度が定住促進化プロジェクトの大きな柱となっていることは間違いないと、私自身が実感しています。

そこでお聞きします。まず1点目に、病児・病後児保育の開設から現在までの利用状況をお聞きします。2点目については課題についてです。2014年の9月議会の私の一般質問でも取り上げましたが、利用料の問題です。保育園が行ったアンケートでも、利用料が高過ぎる、軽減してほしいという声がたくさんあります。カンガルーのポケットを運営していらっしゃる園長先生がまとめられた報告書の中では、利用料金の負担が利用に対する最大のハードルとなっている、こう述べられています。他市の状況も参考にしながら、利用料の軽減を市として検討すべきと思いますが、どうでしょうか。

課題の二つ目は、委託料以外の備品等の補助についてです。本施設は病気の子どもたちを預かる施設です。感染を拡大しないための専門的な加湿器など、医療面での備品の整備が欠かせません。スタッフの方からも、この点での要望が出ております。備品等を十分備えられるように委託費以外での補助の検討をすべきと思いますが、どうでしょうか。

課題の三つ目は施設の増設です。病児・病後児保育となり、利用者もふえています。今後、施設の増設も検討すべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。病児・病後児の利用状況でございますが、先ほど、東議員のほうからご案内がありましたように、菊池みゆき保育園カンガルーのポケットで、平成24年7月から病後児保育を開始し、平成27年度からは病児保育も開始しております。

平成24年度は、年度途中ということでありましたので、利用者は57名でしたが、平成25年度は180名に増加し、平成26年度は189名、そして、平成28年1月末現在では、344名と予想以上の利用となっております。これは4月より病児保育を開始したこと、また、ホームページでの情報提供や利用者の口コミによる認知度の高まり、そして、担当スタッフへの信頼とサービス内容の充実が増加につながったものと考えております。

次に、今後の課題についてでございますが、1点目の利用料につきましては、カンガルーのポケットの利用者アンケートの結果、また、園からの現状報告書等を参考に、今後検討していきたいと考えております。

2点目、委託料以外の備品等の補助についてでございますが、施設改修や備品購入に当たりましては、開設当初に子ども・子育て支援交付金で補助を受けることができます。しかし、今回、みゆき保育園の病児保育の開設に当たりましては、生命保険協会の助成を受け、救急セット、除菌付き加湿器、キッチンキャビネット等の備品が購入されたと聞いております。議員が言われます開設時以外の備品等の補助でございますが、市が支出いたします委託料に人件費、事務費として含まれていると考えておりますので、委託料以外の補助は考えておりません。

3点目の利用者増に伴う施設の増設でございますが、病児保育スタート1年目ということもあり、今後の利用者増については非常に注視をしておりますが、現在、みゆき保育園と今後の課題として問題共有をしております、利用定員増について協議をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 運営費についてですが、市が支出している委託料に人件費以外に事務費として含まれているということでしたが、実際にですね、カンガルーのポケットの園長先生にお話をお聞きしましたが、利用者がふえれば、もちろん、委託料もふえますけれども、スタッフの増員も必要となり、現在は委託料のほとんどが人件費となっているということでした。正直、余裕はないということでした。

また、朝8時からの預かり開始となっておりますが、実際には親御さんの仕事の関係で、7時半過ぎには預けに来られる方もいらっしゃるそうです。そういう方の対応の面でも、人件費は今余裕のある状態ではないということです。

病気の小さいお子さんをお預かりする施設です。よい保育をする上でも、職員の処遇も一定必要となってきます。備品が必要だからといって、人件費にしわ寄せがいけば、結果として、子どもたちの保育にも影響を及ぼします。施設のスタッフの

方からの要望等も今後調査していただき、必要に応じた予算措置を改めて要望しておきます。

また、施設の増設についてですが、今後の課題ということでしたが、今後の利用者の増加は十分見込まれると予想されます。1日3名の定員では間に合わないと私は思います。また、地域的にも旧菊池市に1カ所では、例えば、泗水などにお住まいの親御さんたちにとっては、通勤との関係でも不便なのではと思います。もちろん、新たな増設となれば財政上の問題、施設、スタッフの問題など、多くの課題もありますので、今すぐにとはいかないかもしれませんが、増設の検討はぜひともしていただきたいと思います。

次に、利用料金についてですが、今後検討していきたいとの答弁でしたが、私自身は前向きに検討するとの意味だと理解しておりますし、この点では早急な検討をしていただきたいと思います。実際にですね、このカンガルーのポケットを委託されている園の調査によると、病児保育の場合、1人の利用者の平均滞在数、利用日数ですね、2日から3日です。特にインフルエンザやおたふくかぜなど、感染症がふえる中で、継続利用者が大半を占めているということです。平成27年度、ことし2月12日現在までですが、3日以上連続利用者は369名中132名、全体の35.8%、また、きょうだいで同時利用も少なくない状態とのことでした。平成27年度ではきょうだいの同時利用は利用者の10.8%です。2人を1日預けると、給食費を含め4,500円かかります。3日連続できょうだいを預けると1万3,500円かかります。菊池市の平均時給730円から見ると、この料金負担は日給の約8割近くにもなります。この負担は本当に重いものです。利用者アンケートの改善項目のトップが利用料金負担となっています。園からの現状報告書でも、最大の検討課題、こう書かれてあります。

再度質問いたします。担当課として、この利用料金の負担がこの制度の最大の課題であるとの認識はありますか。お聞きします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 利用料につきましてですが、先ほど議員のほうからご案内がありました園からの現況報告というのは私のほうも受け取っております。内容も今把握をしているところでございます。言われたように、複数日利用したり、あるいは、きょうだいで利用しているという方の意見が数多くあり、負担が大きいということも認識しております。それですので、平成28年度の利用状況を把握しながら、今後、検討すべき課題であるということは認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 認識していらっしゃるということですが、園長先生やスタッフの方からお聞きしますと、前日までに利用を予約していても、当日の朝になって、利用のキャンセルをされる親御さんもかなりいらっしゃるということです。申し込みの26%が、当日の朝になってキャンセルになるという事例だそうです。やはり、その背景には利用料の問題があると思われます。本当ならちゃんと治るまで病後児保育で安静にすることが必要な子どもたちでも、料金の負担を考えると、朝から少しでも回復のきざしが見られたら、少々無理してでも登園・登校をさせるという実態がこのキャンセルの多さにはあると思います。このサービスの目的は、子どもの健康管理、増進と保護者の就労支援です。無理して利用を控えるというのでは、この目的に照らしても改善すべき点だと思います。料金の負担軽減という点では、自治体の状況を調べてみますと、大津町や菊陽町では、町内に在住の利用者の方で、保育園、幼稚園に在園している子どもさんの料金は半額となっています。また、八代市では2日目以降の利用は半額となっています。カンガルーのポケットを運営していらっしゃる園からも、きょうだいで利用の場合、2人目は半額にするなどの提案も実際にされています。ぜひほかの自治体や園からの提案も参考にいただき、担当課としても早急に検討していただきたいと思います。

最後に、副市長にお伺いします。このサービス、制度をよりよいものにするためにも、料金を含め改善を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） 質問のほうにお答えをいたします。

病児・病後児保育の課題について、どのように考えているかというご質問だと思いますけれども、子育て中の皆様のことを考えますときに、大変大きな課題であるというふうに受けとめております。そうしたことから、先ほど、健康福祉部長が答弁いたしましたけれども、利用の状況の把握に努めながら検討していきたいとそうように思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。とりわけ、子どもの貧困が大きな社会問題となっている今日、料金の問題を含め、さらなる改善は待ったなしと思

ます。

最後に、このカンガルーのポケットを利用されたお母さんの声を紹介させていただきます。

このお母さんは、カンガルーのポケットを利用され始めたとき、生活保護世帯でした。そのお母さんが、しばらくして施設を訪ねてこう言われたそうです。ここで預かってもらったので、安心してちゃんと働くことができ、正社員になれて、ちゃんと仕事ができるようになりました。このお母さんは、今は生活保護から抜け出せて自立していらっしゃるということです。繰り返しになりますが、子どもの健康にとっても、親御さんたちの就労支援にとっても、このサービスがスタートし、さらに広がったことは、子育て世代にとって何よりもの支援となっています。さらによりよい内容となって、菊池市の病児・病後児保育が県内のモデルケースとなる、その意気込みでぜひ取り組んでいただきたい、そのことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、後期高齢者医療保険事業の一つとして、県の広域連合の補助を受けて、県内の幾つかの自治体では人間ドック受診費用の補助を実施していますが、その実施状況をお聞かせください。また、菊池市ではまだ実施されておられません、実施すべきと思いますが、どうでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず1点目の後期高齢者の人間ドックの実施状況でございますが、現在、県内の45市町村のうち、2市9町2村合わせて13の自治体で実施されております。

2点目の菊池市での後期の人間ドックの補助の実施についてでございますが、75歳以上の方においては、いずれかの診療科において、かかりつけのお医者さんをお持ちの方が多い状況でございます。そのため、かかりつけ医を通して、詳細な検診においては専門の医療機関への紹介、あるいは検診等を行っていただいております。また、後期の方には補助をしたとしても、セット検診での個人の負担が大きいこと、また、かかりつけ医で定期的に行っている検診項目もございます。菊池市ではよりきめ細やかな受診しやすい体制をと考えておまして、毎年7月から9月まで集団で実施いたします一般検診とがん検診と同時に受診ができます複合検診、医療機関で直接受診することができます個別検診があります。また、平成28年度からは新たに後期高齢者の方には歯科検診が追加されておまして、歯や入れ歯の状況、口腔衛生状況、歯周疾患、嚥下機能の検査も加わり、より年齢に応じた効果的な検診ができるものと考え、人間ドックの検査と同様に網羅で

きるものと思っております。現在、受診率が13%と非常に低迷しているために、これらの検診の受診率の向上を目指し、推進していきたいと考えております。このようなことから、助成については考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 今、答弁があったように、近隣の合志市や大津町、菊陽町を初め、県内13の自治体では補助を実施しています。もちろん、一般検診などの検診率を上げることや、かかりつけ医を持ってもらい、その人への必要な検診を提供していくというやり方はとてもよいと思います。確かに、高齢となられた方には、そのような検診や予防医療を、面として提供していくというのもベースにしていくべきだと思います。しかし、この補助事業を実施したからといって、そのようなきめ細やかな提供ができなくなるという話ではありません。希望する人に上限を決めて、人間ドックの補助をする。しかも、市が制度をつくれば、県の広域連合で1人当たり1万5,000円の補助が出ます。せめてほかの自治体のように、それに1人当たり5,000円から1万円の補助を上乗せするだけでも、すぐに実施できることではないでしょうか。予算的にもわずかです。これまで苦労されて、この菊池市を支えてこられた高齢者の方で、希望する人に人間ドックの補助を、ほかの自治体並みに実施するというのは当たり前のことではないでしょうか。県の補助まで実際にあるのですから、やろうと思えばすぐにでも実施できます。検診の受診率を上げること、きめ細やかな医療体制を提供していくことと矛盾する事業ではありません。ぜひとも実施をしていただきたい。そのことを最後に重ねて要望しまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前10時41分

開議 午前10時50分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 皆さん、おはようございます。議席番号12番の大賀慶一でございます。ことしも早いものでございまして、3月に入りました。この年度末を

もって、予定では18名の方が退職される。また、3名の方が退任されると伺っております。これまでに本市のために大変ご尽力をいただきまして、まことにありがとうございました。それぞれの方が、また次の人生の中で、職場の中で健康で働かれますことを、また、幸多からんことを心よりお願い申し上げまして、お礼の言葉といたします。それでは、通告に従いまして質問をいたしたいと思っております。

まず初めに、郷土愛についてお伺いをしたいと思います。

郷土愛とは、住民がみずから育った地域に愛着を持ったり、忠誠を抱いたり、みずからが生まれた地域や育った地域に誇りと自信を持っていることだと、ある文献に書かれておりました。資料は若干古うございますけれども、5年ほど前に東京都内にある会社が、調査会社が郷土愛についての調査を発表しております。少し紹介をしたいと思います。各都道府県出身者に対しまして、ふるさとについて愛着度、自慢度、誇りに思う要素など25項目において、全国3万4,257人から回答を得た調査結果を発表しております。その結果としまして、ふるさとに対する愛着度の高さとしては、1位が沖縄県でございまして、2位北海道、3位が京都府、4位が福岡県、5位が高知県で、熊本県は13位でございました。

次に、郷土に対する自慢度としては、1位が同じく沖縄県、2位北海道、3位京都府、4位長野県などでした。熊本県は10位でございました。また、ふるさとを誇りに思う要素として、一つ目として、海、山、川、湖などの自然が豊かなこと、食事がおいしいこと、道路や交通の便がよいこと、お土産や地域の特産物があること、温泉やレジャー施設があること、伝統芸能や祭り、イベントがあること、そのほかに、もてなしの心や人情があることなどが要素として、申しあげました順番に調べられております。

これらの結果を見ますと、我が熊本県は自慢度、郷土愛についても上位でありまして、熊本県民の郷土に対する誇りが伺えるものだと思っております。これは県単位で調査をしたものでございますが、我が菊池市民としての意識はどうでしょうか。国は地方創生という大きな政治の流れに沿って、行政かじを切ってまいりました。今後は首長のリーダーシップで各自治体が知恵を出し、汗を出して、競って住民の負託に応じていかなければなりません。先日、2015年度の国勢調査の速報値が公表されました。本市は残念ながら5万人の大台を切り、4万8,000人台に突入いたしました。今後、人口減少をいかに小さくするかというのが本市の重点課題でもあると思っております。

そこで、1点目にお尋ねをしたいと思います。市長は常に市民力ということを言われております。私は郷土愛こそが市民力につながるものだと思っております。そこで、市長は郷土愛の認識として、合併して11年になります菊池市のリーダーと

して、素直にどのように感じられますかということをして市長の見解を求めるところでございましたが、今日は、市長不在でございますので、次の機会にでもお尋ねをしたいと思っております。

次、2点目に、学校での郷土愛教育についてお尋ねをいたします。

これからの菊池市を背負っていくのは、何と言いましても、今の子どもたちであり、これからの子どもたちでございます。生まれ育ったこの菊池市が、いつまでも自分にとっての愛する故郷だという思いを育てていくことは、これからの本市の発展にも大いに重要なことではないでしょうか。今の子どもたちは、我々の時代と比較しますと、地域の祭りや伝統行事も減少しておりますし、川で泳いだり、野山や自然の中で遊ぶこともほとんどなくなりました。親戚等が一堂に会する場面もなかなか減っているものと思っております。郷土愛を育む要素が非常に少なくなっているのが現状でございます。自然の中で日常生活から郷土愛について学べない状況になりつつあります。そのような状況下で、学校では、子どもたちの郷土を思う心や、郷土を愛する、ふるさとを愛する人格形成の教育はどのように取り組んでおられるのでしょうかをお聞きして、1回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。

教育委員会では、郷土に対する理解を深め、郷土を愛する心を育てるために、小学校3年生の社会科の副読本としまして「わたしたちの菊池市」を作成しております。また、平成24年度から市内の全ての小学校で活用をしているところでございます。

また、菊池市青少年育成市民会議では、小学生を対象に、菊池の宝である史跡や歴史を題材にした菊池ふるさとカルタ大会や菊池の自然に触れ、遊びや史跡をめぐるわんぱく広場事業を行っておるところでございます。一方、市内の中学校におきましては、立志式としまして、聖護寺においての座禅体験や鞍岳登山、勤労生産学習として総合的な学習の時間に米づくりやファームステイなどの職場体験というものを、今実施をいたしております。

さらに、地域の方々と連携した取り組みとしまして、現在、ホテル王国プロジェクトの一つとしまして、旭志、花房、戸崎小学校を環境教育推進校に指定をしまして、地域のホテルを育てる会の方々の指導のもと、ホテルの里づくりを行っておるところでございます。

そのほかにも、ふるさと遺産巡り、しめ縄づくり、郷土料理づくり、菊池の松囃子能や狂言の学習など、地域の歴史や伝統文化に触れ、郷土を理解し、郷土を愛する学習に取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） さまざまな取り組みが行われております。非常にこう安心しております。再質問をいたしたいと思えます。

郷土愛については、それぞれの個人の考え方によって、多少の違いがあることは、これは否認ませんが、合併して新菊池市になってもう10年も過ぎました。今日までの間に、学校では小学校4校の廃校や幼稚園の廃園が行われたり、行革による各種イベントや祭りの縮小、統廃合も本市では行われてきました。また、今回は総合支所への格下げということで、縮小するというような方向で進められております。このことは本市の中山間地や周辺部から徐々に徐々に進められております。私の地元でも合併していっちょんよかこたなかという話をよく聞きます。なかなか合併してよかったという言葉はなかなか聞こえてきません。住民の地域に対する誇りや自慢の種が、少しずつもぎ取られていっているような受けとめをされているようにしか思えません。そのことが郷土愛に対する住民意識の低下につながっているのではないかと思えてなりません。執行部はこのことについて、どのような認識を持っておられますでしょうか、お尋ねします。

次に、先ほども申しましたが、郷土愛の教育は、今後を背負う子どもたちにぜひ必要な教育の一環であることは間違いありません。そのような子どもたちへの郷土愛に対する教育の指標となるべく、ふるさと教育基本方針を本市で策定してはいかがかと私はご提案を申し上げたいと思えます。

富山県の氷見市、これは寒ブリとかホタルイカで非常に有名なところでございますが、ここは教育方針として、地域に教育基本方針として、地域に学び、地域が学び、地域が育てるという目標のもとに、一つ、地域資源をテーマとして小・中学校などの学習活動の推進、二つ目に、地域が主体となったふるさと学びの推進、三つ目に、子どもらへの積極的関与による地域の教育力の向上のふるさと教育の三つの視点を定めて、ふるさと教育基本方針を策定して、ふるさと教育の積極的な取り組みを実施されております。本市としましても、ふるさと教育基本方針の策定をぜひ私は図って、つくっていただきたいと思えますが、執行部はどのように考えられておりますか。

以上、再質問といたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、大賀議員のご質問にお答えします。

地域のほうからいろんな行革に伴う学校統合等に伴いまして、自慢できるようなものが田舎のほうからなくなっているのではないかということでございますけれども、今回のほうの施政方針の中でも、中山間地対策ということで、本市のほうも4つの重要な視点として考えており、その中で、いろんな施策のほうに中山間地対策、全体的な学校の活用とかそういったものを含めまして、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） それでは、私のほうからは、ふるさと教育の件につきまして答弁をさせていただきます。

全く思いは議員さんと私どもも一緒でございます、その認識に立ってですね、答弁をさせていただきたいと思っております。

教育委員会では、文教菊池の確立を目指して、教育施策の総合的な推進を図ることを目的に、平成27年3月に菊池市教育振興基本計画の第2期計画を策定をいたしております。この計画の教育理念の中で、目指す子ども像を定めておりますが、その一つが、菊池の伝統・文化に学ぶ子ども、これは郷土愛の歴史に学ぶ心を育てるということでございます。それから、菊池の山河、自然をめずる子ども、自然への畏敬、郷土愛、国を愛する心を育てるというふうなことを示しております。また、教育方針では、郷土を愛する心と日本人としての自覚及び国際意識の高揚というものを掲げておるところでございます。

さらに重点的に取り組む事項としまして、地域の伝統や文化等に関する学習のほか、熊本県教育委員会が作成しております道徳教育用郷土資料「くまもとの心」や、本市教育委員会の作成しました郷土資料、「わたしたちの菊池市」などの教材を活用しまして、我が国の、いや、郷土に対する理解や愛着を深めるということを行っております。

このように、現在でも菊池市教育振興基本計画に基づき、多くの事業に取り組んでいるところでございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ありがとうございます。それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今、本市ではなくなりつつあります郷土の遺産や行事などを掘り起こす目的で、菊池遺産の取り組みが行われております。地元の自慢でありますこの有形無形の菊池遺産の登録は、大変意義ある取り組みであると思っております。昔から守られ、

伝承されてきたものを改めて認識することは大変大切なことでもございます。郷土愛を見直すためにも、重要な取り組みだと思っております。

そこで、この菊池遺産を例えば映像化するなど、また、あるいは、その菊池遺産の取り組みに対して必要な経済的な支援も行うことも私は大事なことだと思っておりますが、ぜひ地元の人たちが守り伝えていくことが必要だと思っておりますので、執行部のご見解をお尋ねしたいと思います。

次に、郷土愛の教育については、学校と地域の連携が必要であると思っております。今も部長の答弁の中であったと思っておりますが、今では地域の人材を活用した学習など、子どもたちが地域のよさについて学ぶ学習も多くなされていると思っております。今後もより継続、持続するように、地域社会とより関係を深め、郷土愛の学習を進めていくことが大切であると思っておりますが、そこで教育委員会としては、今後、新たな事業としては考えられていることがありますでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、大賀議員のご質問にお答えいたします。

現在、菊池遺産ということで、数多くのところで地元の遺産について申請のほうがかまっております。これを継続して管理するに当たっての財政支援ということかと思っておりますけれども、現在、本市のほうでは、地域づくりの推進補助金として補助金の交付を行っており、それぞれの団体におきます菊池遺産におきましての、そういった面の管理あたりに対しまして、それを活用されているという実情にございます。

それと、先ほどありました、それぞれにビデオ化といいますか、そういったものがないかということでございますけれども、それにつきましても、本年、それで、今まで認定されております菊池遺産につきましても、それぞれの遺産につきましても、関連づけたビデオ的なものとして取り組んでいきたいということで、今現在進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 2点目の、学校と地域の連携ということについて答弁をさせていただきますが、これまでも各学校におきまして、学校と地域が一体となり、ゲストティーチャーによる郷土料理学習、あるいは、昔遊びや職場体験など、郷土の歴史、伝統文化の理解と継承等の事業に取り組んできましたことは先ほども申し

上げたとおりでございます。このことは、特に重要でございますので、今後ともまた力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

また、地域活動という面から考えますと、公民館活動などを通してですね、地域の子どもは地域で育てるといような観点から、子どもたちに対して、地元の伝統文化、それから、歴史や風習などの学習の提供や地域とのふれあいによりまして、郷土愛教育の推進に努めていかなければならないというふうに考えております。

しかしながら、議員ご指摘のように、今後はこれまで以上にさらに学校と地域の相互の連携が重要になってくるというふうに考えております。そこで重要になってきますのが、昨日の猿渡議員の質問にも教育長のほうからちょっと触れましたが、コミュニティ・スクール、これは学校運営協議会制度というものでございます。内容としましては、地域の方々が学習活動、あるいは体験活動、そして、学校運営など、さまざまな形で参画をしていただきながら、開かれた学校づくり、地域とともにある学校づくり、こういうものを実現して目指すものでございます。

現在のところ、本市では泗水小学校、泗水西小学校、そして泗水中学校が導入をして取り組んでおりますが、平成28年度には七城小学校も取り組む予定でございます。

さらに、県では、熊本版コミュニティ・スクールの導入推進を図られております。この熊本版コミュニティ・スクールは学校が主体的に協議会を設置するもので、全ての学校で開かれた学校づくりの仕組みが整えることができるということになっております。したがって、今後とも、先ほど申しましたコミュニティ・スクールや熊本版コミュニティ・スクール、さらには、学校評議員制度、このようなものを活用して、地域と学校、家庭が一体となって、さらなる郷土愛教育を充実させていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ぜひ地域との連携をした子どもの子育てをしていただきたいと思っております。また、続いて4回目の質問を行いたいと思っております。

今、郷土愛やその心を育てるのは、大きくは多感な幼少期に育まれたものではないかと私は思っております。自分たちが学んだ地元の小学校、このころの思い出は非常にこう強いものがございます。本市では先ほど申しましたように、4校の統廃合が行われてきました。地元から学校が消えるということは非常にこう寂しいものでございまして、地域の方にとりまして、こう残念な思いがあると思っております。し

かしながら、こういう郷土を思う心を育むためには、学校の存在というのが非常に私は重要なものだと思っております。地元にとりましても、地元子どもたちにとりましても、我々が学んだ学校が消えるということは非常に郷土愛の育成に携わることが、非常にこう懸念されるものではないかと思っております。お隣の山鹿市では、旧鹿央町から小学校がなくなってしまうということで、今、住民運動も起きております。法廷闘争も辞さないという構えでおられると聞いております。このまま人口減少が続けば、本市におきましてもですね、この大切な小学校、子どもたち、地元から消えるというのが、また今後も統廃合が予想をされると思っております。そこで、教育長にお尋ねをしたいと思えます。

長年、学校教育に携わられました教育長としては、この将来、本市の小学校がまた統廃合されるというようなことも懸念されますので、どのようにそれを防ぐためには、統廃合にならないためにはどのようなことをすればいいかという、教育長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） ただいまの大賀議員のご質問にお答えをします。

統廃合にならないためにはどのようにするがいいかということ、これはもう全市で考えていかななくてはいけないというふうに思います。まずは、冒頭、大賀議員がおっしゃったように、人口減をいかに歯どめをかけていくか、なるべく減っていくのを歯どめをかけていくかということが一番だというふうに思います。私の今の思いとしましては、文部科学省は平成27年の1月に、少子化に対応した活力のある学校づくりに向けた基準となる統廃合に関する手引というのを公表をしました。その中で小・中学校では一定の集団規模が確保されることが望ましいと考えられるとする一方、少子化がさらに進むことが予想される中、国が定める標準は、特別の事情がある場合はこの限りでないというふうにされ、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方、学校規模を主体に検討することが求められております。また、小・中学校は、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、さまざまな機能をあわせ持っています。このために、学校が持つ多様な機能にも留意をしまして、地域とともにある学校づくりを基本として、市町村の判断も尊重される必要があるというふうにされております。このように、文科省の判断をもとに、地域の実情に応じた学校づくりの推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

各学校に対しましては、やっぱりそれぞれの学校の持つ魅力や特色、これをしっかり出してもらって、そして、広くそれを周知し、子どもを通わせたい、あの学校

にやりたいと思うようなそういう学校をですね、ぜひつくっていただくように、学校長を中心として学校には働きかけをしていきたいというふうに思います。

あとは、もう、先ほど申しましたように、なるべく子どもたちが減らないようにするにはということで、これはもう教育委員会だけの問題じゃなくして、市民全体で考えていかななくてはいけない問題じゃないかなというふうに思っているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ありがとうございます。それでは、次の質問に移りたいと思います。

薬物乱用防止対策についてお伺いをいたします。

今、皆さんご承知のように、かつてのスーパースターであった清原和博元プロ野球選手の覚醒剤使用での逮捕の報道が、連日のように報道されております。かつての彼は子どもたちのあこがれの的であり、社会への影響も少なからんものがあると思っております。ここ数年では、他県では学校の校長先生、あるいは、公立病院の院長先生、弁護士会の副会長など、また、つい最近では神奈川県で町議が覚醒剤の使用で逮捕されたという、社会的地位のある人たちが覚醒剤使用にあつて逮捕されております。一般市民への薬物の使用の現状が深刻になりつつあるのではないかと私は思っております。

警察関係の資料によりますと、熊本県では平成23年の153人、平成24年に175人、平成25年に144人、平成26年に149人が、また、菊池署管内でも平成26年に1人、平成27年には既に4人が大麻や覚醒剤などの薬物の使用で検挙されております。年代別に見ますと、最近若手は若い人たちは減少傾向があると。40代、50代の成人の検挙が大きく増加しております。以前にも泉田議員が危険ドラッグについての質問をされました。私は今回あえて、市民への啓発の意味も含めまして、この質問をいたしたいと思っております。

まず1点目に、本市が今取り組んでおられます薬物乱用防止対策について、内容はどのように行われておりますか、お尋ねをいたしたいと思っております。

2点目に、一番心配されるのが、前途ある子どもたちへの影響でございます。社会に出れば、いろいろな誘惑の手が伸びてまいります。これらからきっぱりと自分を守るのは、本人の強い意志しかありません。そのことを小・中学校のころからしっかりと身につけさせる教育が非常に大切であることは申すまでもございません。そこで、学校では家庭との連携をした子どもたちへの薬物乱用防止教育をどのよう

に行われておりますか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず、1点目の本市での取り組み状況についてご説明いたします。

国で作成されましたチラシ、ポスターの掲示や、ホームページ、広報誌等で危険ドラッグを含めて啓発活動を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 家庭や学校での取り組みについてお答えいたします。

市内小・中学校では、毎年、学校保健計画に基づきまして、学校薬剤師による薬物乱用防止教室や喫煙防止教室などを実施しておりますところでございます。また、国や県からの児童・生徒や保護者に対する啓発用のパンフレットなどを小・中学校に配布をしまして、広報啓発を実施しておりますところでございます。ほかにも、菊池ライオンズクラブと菊池郡市薬剤師会によりまして、中学生の登校時に啓発用のチラシを配布するなど、薬物乱用防止キャンペーンなどの取り組みが行われているところでございます。

こうした取り組みは、毎月、各学校が保護者へ配布しております学校だよりの中にも掲載をすることで、全ての保護者にも周知を行っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 再質問をいたします。

先ほども述べましたが、薬物の使用は40代、50代の人たちが最近急に増加しているとの警察の調査にもございましたので、若者に対してはもちろんでございますが、分別ある中高年への新たな薬物乱用防止の啓発活動や、青少年健全育成などでの講演会での継続した教育が必要であると思っております。今後、執行部として、新たな取り組みや啓発活動は考えていないのかお尋ねいたします。

次に、学校での子どもたちに対する喫煙や飲酒、薬物使用等に対する調査等は行われたことがありますか。お尋ねをいたしたいと思います。

薬物に走る前段としまして、喫煙や飲酒をきっかけになることも十分予想されると思っております。神奈川県調査が、小・中学校から高校生を対象とした喫煙や飲酒についての調査が行われておりますので、ちょっとご紹介をいたしたいと思います。

ます。その内容を見ますと、たばこを吸った経験があると答えた者は、平成13年の調査では、小学校で15%、小学校5年生です、これは。中学校2年生では25.5%、また、飲酒をしたことがあると答えた者は、小学校5年生で54%、中学校2年生で48.5%ございました。しかし、平成21年の調査では、たばこを吸ったことがあると答えた者は小学校5年生で4%、中学校2年生で11.7%と減少いたしております。この調査結果において、喫煙や飲酒の経験が減少したということは、学校や地域においての、たばこや酒の体に及ぼす影響についての教育が功を奏したものであると私は思っております。しかし、喫煙、飲酒の経験者のうちに、小学校から開始している生徒が3割程度いるということが調査でわかっております。そういうことを考えますと、早い段階からの防止教育が必要であると思っております。今回は、飲酒と喫煙についての調査でございましたけれども、この資料によりますと、覚醒剤とかそういう調査も行われておりまして、びっくりするような数字もございます。

そこで、本市においても、飲酒、喫煙や薬物等に関する調査をすることも、今後の薬物乱用防止教育にヒントを見出すのではないかと考えておりますが、教育委員会としては調査をすることをどのように考えておられますでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 再質問にお答えいたします。

今後の取り組みといたしましては、先ほども申しましたように、これまでと同様に、国・県等の対策に応じて関係部署と連携し、広報誌やホームページ等により薬物乱用防止について広く啓発を行ってまいりたいと考えております。また、講演会の計画につきましては、現在のところございません。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 子どもたちへの喫煙、飲酒に関する調査の件でございますけれども、現在のところ、本市教育委員会ではその調査は行っておりません。しかしながら、学校生活の中でさまざまな問題とか事故も含めまして、その都度、委員会のほうには報告が上がってきます。その中には、現在のところ、こういう関係の事案は含まれておりませんので、そのこともあわせて報告させていただきます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 私のこの手元に持っております資料によりますとですね、本当に、これは神奈川県の結果でございますけれども、覚醒剤を乱用したことがありますかという答えに、高校2年生で3.1%、また、高校3年生では2.8%という、まあ、非常に考えられないような1,000名の調査の中で考えられんような数字がこう出ております。ぜひ、この学校教育の中でしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

次、再々質問を行いたいと思えます。

子どもの薬物に関する興味や関心は、スマホやパソコンなどのインターネットからの情報も大変多いものがあります。そのような情報の制御をすることは、親の責務でもあると思っております。現在、スマホの制限は大変何か難しいものがあると聞いております。そこで学校教育の中で、PTA、家庭でのインターネットなどでのつながりなど、情報機器の使用についての教育をさらに行うことも大事なことでないでしょうか。家庭での情報機器関係のセキュリティの学習についての専門家の講演会を行ったり、親を初め、大人の継続した学習を行うことが必要であると思えますが、教育委員会としてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 子どもたちのいろいろな問題を含めまして、このネット犯罪と言いますか、これを含めての状況というのは非常にこう大きな社会問題だというふうに認識しております。そのため、各PTA単位におきまして、ネット犯罪も含む携帯電話等に関する研修、こういうものも行っているところでございます。

それから「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」というのを各家庭のほうに周知をして啓発を行っております。さらには各家庭でノースマホ、ノー携帯デーというものを設けまして、強化月間を設けている学校もあるというふうに聞いておりますので、今後も教育委員会としまして、このような指導を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ありがとうございます。ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。4回目の質問をいたしたいと思えます。

子どもたちが正しい判断に基づいて行動できるようにするためには、薬物などの害を学ばせるとともに、自分がその場所にいることを想定して、危険を回避する方法を教えたり、話し合いをする活動の、薬物の誘いを断ち切る強い意志や行動を身

につけるための活動を積極的に取り入れるなどの教育が、一層の工夫が必要であると言われております。今後とも、子どもたちの相談窓口を設けたり、先生方への指導やPTAなどへの指導等を教育委員会としては積極的に取り組んでいかれることが大切なことだと思っておりますが、教育長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 最近の児童・生徒はストレス社会の中で大人と同様に大きなストレスを抱えており、飲酒、喫煙、薬物乱用に手を出す危険性というのが大きくなっているというふうに考えております。最近では、先ほど議員もおっしゃったように、有名人や社会的地位のある人などによる薬物乱用事件が多発しまして、話題となっておりますが、薬物乱用に関して、一般社会の水面下での広がり非常に懸念されているところです。本市教育委員会としましても、飲酒、喫煙、薬物乱用に対する知識の習得や、あるいは乱用がもたらす悪影響、一回手を出してしまったら、その依存性の強さと言いますか、なかなかやめるのは難しいとかいうようなことあたりをしっかりと子どもたちに教育をしていくとともに、家庭や学校、地域社会、また、各種組織、団体等と連携をしまして、薬物乱用は絶対にしない、させない、許さないという強い意識で菊池市の子どもたちを薬物乱用から守っていききたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ぜひですね、この菊池市の宝であります子どもたちが、そういう刃にかからないように、ぜひ、こう子どもたちの教育をしっかり行っていただきたいと思っております。

続いて、3番目の施政方針についてお伺いをしたいと思います。

江頭市長の施政方針について、儲かる農業プロジェクトについて、まず1点目にお尋ねをいたします。

米の食味コンクールの結果については、本市代表の米が連続して金賞を受賞したことは、本市の米の質の高さを十分に全国に発信できたものと、大変喜ばしいことであると思っております。しかしながら、今後は、この受賞を受けて、本市の全体の米をどのようにPRしていくのか、また、高品質を確保して、本市全体の米の販売価格の上昇を図らなければならないと思っております。

そこで、執行部としては、本市の米の販売の底上げをねらっていくために、どのような取り組みを行っていかれるのかをお尋ねをいたします。

2点目に、インターネットショップの菊池まるごと市場についてお尋ねします。

現実として、販売の実績はなかなか上昇していないというのが現状だと思っております。本市は県内でも最大級の農産物の産地でありますし、ネットショップを生かした販売促進につなげて、方法をどのように本市全体の販売の促進を行っていくかというのが大事なことではないかと思っております。インターネットショップにする、これは本市の膨大な生産量からいえば、限られた量でございますので、本市全体の販売をいかに有利に展開していくかというのが一番大きな課題ではないかと思っておりますので、ぜひ、このインターネットショップをいかにつなげていくかということを考えていただきたいと思いますが、執行部のご見解をお願いしたいと思います。

3点目に、就農希望者への支援についてですが、具体的には、どのような支援を行っておられるのかをお尋ねします。私の知人が新規就農者として農業に従事しております。農業に従事すると同時に、法人化を友人と行いまして、新規就農の補助金を受けられないという状況も発生しております。そのようなこともありますので、新規就農者についての支援事業についてはしっかりとした市の指導も必要と思いますが、どのような支援を考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトについてお伺いします。その中でも、観光戦略についてお尋ねをいたしたいと思っております。

施政方針の中に、菊池川流域3市1町との取り組みについて述べてありました。県北本部の呼びかけで取り組みが実現したと伺いましたが、具体的にはどのような連携を実現していくのかお示しをいただきたいと思っております。ただ、このことは、昨日も城議員の質問にもあっておりますが、重ねて執行部のご意見をお願いしたいと思います。

2点目に、施政方針の中で、台湾等へのプロモーション活動を行うと明言されておりますが、具体的にはどのような活動を行われるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、施政方針の中の儲かる農業プロジェクトの具体的な取り組みについてと、もう一つ、観光戦略「癒しの里構築」プロジェクトの具体的な取り組みについてお答えいたします。

まず、儲かる農業プロジェクトのほうでございます。1点目の全体的な底上げでございますが、過去の菊池米食味コンクールにおける食味値の平均値は、第1回大会で71点、第2回大会で73点、昨年第3回大会では77点となっております。着実に菊池米のおいしさが向上していると認識しているところでございます。また、

出品数におきましても、第1回大会が62点から、昨年は520点となり、米どころ菊池市としての確立が図られてきているところでございます。

コンクールはJAを初め、市認定農業者連絡協議会などの関係団体の協力により運営をしておりますが、昨年からJA菊池が食味分析計器を導入され、菊池米の食味向上に向けた取り組みを行うなど、全体の底上げとなるような展開を実施されているところでございます。本市といたしましても、菊池米食味コンクールにおいて、個人表彰部門だけではなく、集落表彰部門を設けたことによりまして、出品数の拡大がいたしまして、市内におけるおいしい米どころの掘り起こしと生産者の良食味に対する意識の向上が図られてきているというふうに感じているところでございます。

次に、インターネット販売の拡大に関しましては、これまでは県内や九州圏内が主だった農産物の販売が大きく拡大し、全国に広がっていることが効果の一つと捉えているところでございます。七城の米、旭志牛、肥後グリーンメロンなど、県内でのブランド化はある程度図られているものの、全国的にはまだ知名度が不十分な農産物におきましては、ネットショップがPRの機能を果たしまして、関東圏や関西圏からの引き合いもふえてきているところでございます。また、ネットショップは、いつ、誰もがどこからでも見られますために、バイヤー等への説明の際にはカタログの機能を果たしており、業者間の取引の拡大にもつながっているところでございます。

現状では、米、肉、メロンといった主要な農産物が全体を牽引しており、それに付随いたします加工品の売れ行きが好調でございますが、販売農産物の基準である菊池基準を新たなブランド化の軸としていることによりまして、安心・安全を求める方の注文もふえているというところでございます。現在、398名の生産者が菊池基準登録農家となっておりますが、今後はJAを初め、各物産館と連携いたしまして、出荷登録までつなげることで、農産物に対する安心・安全なイメージを強固にし、本市が持つ豊かな自然環境と合わせたブランドイメージをつくり上げることで、農産物全体の波及効果をねらってまいりたいと考えております。

次に、就農希望者等への支援でございますが、就農時経営安定のため、年間150万円が最長5年間給付されます、国の事業である青年就農給付金を実施しているところでございます。あわせまして、新規就農者の方々への30万円を交付いたします本市単独の事業であります新規農業就業奨励金を実施してまいっているところでございます。

また、平成26年に協定を締結いたしましたアグリフューチャージャパンとの共催で、実践農業者経営力養成セミナーを継続実施し、若手農業者等の経営力向上や、

農業ビジネス戦略を習得していただける機会を提供してまいっているところがございます。そのほかに、認定新規就農者向けの就農支援資金制度でございます、青年等就農資金や、国・県の各種補助事業についても、的確な情報提供に務めてまいりたいと考えているところがございます。

本市の農業を継続、発展させ、儲かる農業を実現するためには、担い手の確保、育成が最重要課題であると認識しているところがございます。今後におきましても、本市農業の未来を支え、将来的には農業のリーダーとなる農業者を支援してまいりたいと考えているところがございます。

次に、観光戦略での癒しの里プロジェクトでございますが、菊池川流域3市1町の広域連携に取り組む計画でございます。外国観光客増加に向けました事業につきましてご説明をいたします。

今回の事業は、単独自治体では実施が難しい外国人観光客誘致に4市町と観光協会、旅館組合、大学等が連携いたして取り組みまして、観光客の動向の把握を初め、魅力発信の強化、おもてなしを含めました観光素材の磨き上げなどの取り組みを一体的に行うものでございます。

具体的には、まず、台湾旅行者への合同プロモーション活動を行政及び民間団体と行いまして、魅力発信の強化を図ってまいります。また、受け入れ体制など、課題を明らかにするために、台湾や香港の旅行者を招請するモニターツアーを開催いたしまして、実際に4市町の観光素材を見てもらいながら、意見をいただくことを考えているところがございます。

さらに、このモニターツアーの結果を踏まえまして、宿泊関連事業者や飲食店、交通事業者等を対象に、外国人から見たおもてなしの向上をさせるためのセミナーの開催や、大学との連携により留学者の協力を得た、多言語のパンフレットの作成も計画をしているところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ありがとうございます。

私どもはですね、今、再質問いたしたいと思いますが、昨年11月に菊池市と台湾との友好を進める議員の会というのを結成しまして、14名の方が賛同されて、今、活動を行っております。台湾との友好を進める中において、やはり、今後、農産物の輸出、あるいは、またインバウンドを取り込み、観光客の誘致をぜひ我々としても協力できるならと思っております。

先日ですね、泉田議員と台湾の南部地区、震災についての義援金を有志の方から

いただきましたので、台湾の福岡領事館のほうへ持参いたしました。そのとき、領事館の戎所長が、ぜひですね、菊池市、ことしの10月に台湾で旅行博が行われるということで、菊池市としてもぜひブースを設けないかというご提案をいただきました。台湾領事館としても、そういう気持ちがあるならば、全面的に我々も協力をしますよという言葉でございました。また、それとは別にですね、私どもは農業を考える議員の会で政務活動によりまして、国会に陳情をしまいいりました。その際に、各省庁の担当者から勉強することができましたが、その中で農水省の担当の話では、海外見本市等などに出展する際に、ブース出展の補助金も活用できるのではないかというお話もございました。ぜひ、この台湾の見本市に出展して、本市の農産物の宣伝、あるいは、また、観光地の宣伝などをぜひ図っていただきたいと思っております。多少の予算は伴いますが、ぜひ、はまって取り組んでいただきたいと思っております。執行部のご見解はいかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） 大賀議員のご質問にお答えをいたします。

まずはですね、先ほど、経済部長のほうで答弁をいたしましたように、平成28年度におきましては、菊池川流域4市町の広域連携事業と、こういうもので推進をしていきたいということで答弁をしたわけでございます。そういう中でですね、現在、海外におけるその物産展示会の開催というのは予定はしてございませんけれども、海外への販路開拓ということは大変大事でございますので、県を初め、関係機関との連携の中で、情報収集に努めるということはもとよりでございますけれども、本年8月には、東京ビッグサイトにおきまして、第1回の海外バイヤープレミアム商談会というのが開催予定でございます。これを利用してですね、海外における消費ニーズなどの各種情報の収集に努めてまいりたいというふうに思っております。また、先ほど言いましたように、台湾の旅行業者への観光プロモーションの際にもですね、現地動向あたりも調査をさせていただきたいと思っておりますし、先ほど、お話がありました、台北駐福岡経済文化弁事処からの情報収集もいただいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） ここで、昼食等のため休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。



休憩 午前11時48分



○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さんこんにちは。質問の前に、今月末をもって市役所を退職、また、退任をされる21名の方々に対しまして、長い間、菊池市のためにご尽力をいただき、心より敬意と感謝を申し上げたいと思います。今後は、これまでの行政経験を生かして、菊池市発展のためにさらにご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

特に、城議会事務局長におかれましては、12年間の長きにわたり、議会事務局として、執行部と議会のそれぞれの立場の中で、知識と経験に基づいたご指導をいただき、心より感謝いたしております。今後も菊池市のため、また、個人的にもご指導をよろしくお願いいたします。大変お疲れさまでした。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、市の公園の現状と今後の計画と維持管理についてお尋ねをいたします。

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のためには、快適な住環境を創出する必要がありますが、現在、市としても観光戦略、癒しの里構築プロジェクトのもとに、日本一の桜の里、森の中のまち、ホテル王国の施策が推進されております。長期プロジェクトとはいえ、現在の公園の管理も含め、新しく計画をされている公園についても、今後の維持管理費等を大変心配しております。

これまでも一般質問で既存の公園の管理も十分にできていない状況の中で、公園をふやすことに対しては優先順位の観点からも指摘をしてまいりましたが、今回、改めて質問しますのは、先般、合志市において、合志市、菊池市、菊陽町、大津町の議員の勉強会が行われましたが、演題は地方創生における議会の役割、議会改革についてでありました。講師の方は27歳で徳島県の川島町の町長に当選された経験のある中村健氏で、現在は早稲田大学マニフェスト研究所事務局長で、さすが首長を2期された方ですので、事前に各地区のデータは調査されており、特に公共施設の管理費について触れられ公園等を尋ねられましたが、私も含め答えることのできた議員はいませんでした。講師の方も、公園等の維持管理費については問題視され、議会としてのチェックの重要性を指摘されました。特に菊池市は他の合志市、菊陽町、大津町に比べ、今後、財政的にもしっかり考えてやっていかなければ大変なことになりますので、改めて確認も含め、お尋ねをいたしますが、市の公園の現状と今後の計画と維持管理費について詳しくお示しをしていただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、菊池市の公園の現状について説明したいと思います。

都市計画区域内の公園が全部で26カ所、都市計画区域外の公園が7カ所ございます。地域別に申しますと、菊池地域に民間の宅地開発による公園、これ12カ所ありますが、それも含めまして22カ所、泗水地域に4カ所、七城地域に7カ所となっております。

それから、お尋ねの維持管理費でございますが、平成26年度の決算額で申しますと、年間に5,300万円ほどの費用がかかっております。内訳を申しますと、菊池地区の公園管理費としまして約4,100万円、泗水地区約550万円、七城地区約660万円となっております。

それから、今後の計画でございますが、菊池公園が平成27、28年度の2カ年の事業で約5,300万円ほどを予定しております。七城の鴨川河畔公園整備が平成27年度から5カ年事業で約2億円、亀尾城址公園整備に4カ年事業で約5,000万円、西郷憩いの森広場整備に2カ年の事業で約3,000万円の公園整備を予定しているところでございます。それから、現在、花房展望所の整備につきましてもいろいろ要望も含めて、現在検討中でございます。

また、森の中のまちプロジェクトで、街なかに緑地を整備しておりますが、現在6カ所、事業費約1,400万円、平成28年度におきましても、御所通りと隈府中央線交差点付近の整備を予定しているところでございます。

維持管理費につきましては、地域の方々にもボランティアサポートプログラム等によりまして、協定を結び、お願いをしております。

それから、ラブベンチにつきましては、院の馬場ポケットパーク、御所通り入り口ポケットパークの2カ所に整備しております、平成26年、27年度合わせて約220万円程度の費用となっております。

以上、報告させていただきます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今の数字を聞いてですね、今現在でも年間に維持管理費が5,300万かかっていると。それにそれぞれの計画がございますので、それに基づく維持管理費がどんどんふえていくと思います。それと、足湯等も含めてですね、費用対効果の面から

考えると、市民目線、または民間感覚から言うと、非常にやっぱり負担が重くなってきているように感じます。先般、荒木議員からもですね、やっぱり費用対効果、これがやっぱり一番の問題になってくると思います。きちんとした住民の理解のもとにですね、あとあとの、言うなれば管理をしていただくことが約束できているのであればですね、私は問題ないと思いますけれども、今現状では、それぞれボランティアサポートとか、そういうふうにしておっしゃいますが、現状はなかなか地元の方々にきちんとした管理をしていただいているような状況じゃないというのが現実だと思います。今後はですね、そういう問題点も含めてですね、やはり、今回はもう市長にですね、そういう将来のことも含めてお聞きしたかったんですけども、市長は不在でございますので、何かこのことについて将来的なことも含めてですね、お答えできるのであればお答えをいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） 木下議員の質問にお答えしたいと思います。

公園関係のことではございました。公園緑地の効果は、一般的に存在効果と利用効果ということに大別をされます。存在効果というのは、都市形態育成、環境衛生、防災のほか、心理的、経済的な効果。利用効果というのは、心身の健康維持増進、子どもの健全育成の効果のほか、スポーツ運動の場、余暇活動の場、コミュニティ活動の場などでございますけれども、このようなことから、公園はやすらぎの空間や豊かな住環境創出の場など、健康増進やコミュニティの場として役割を果たしているのではないかなと思っております。そうしたことから、市民の皆様、場合によっては観光客の皆様にも喜んでいただいているのではないかと受けとめております。

ところでですね、菊池市の公園の、いわゆる公園法ということで標準面積が定められておりますけれども、住民1人当たり10平米以上というふうになっておりますが、本市はですね、7.45平米ということでございます。都市公園以外の公園を含めますとですね、6.64平米で、類似団体からしますと、約半分程度の状況でございます。そういう中でもですね、維持管理については当然のことながら、一定の経費がかかるということは不可避でございますけれども、経費節減ということについてはですね、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えてございます。

答弁のほう、以上とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしてもですね、足湯と、それとラブベンチの問題についてもですね、

しっかり住民の意見とですね、やっぱり必要性も含めてですね、検討をしていただきたいと思います。

実はですね、きのう、私は市のさくらサポーターというのに登録しております、春の城山の日の開催についてということでご案内が来ました。で、寄附金状況についてというのも一緒に入っておりましたので、ちょっと申し上げてみたいと思いますけれども。私は1,000円のさくらサポーターの会員でございますけれども、14名でございます。その賛同者がですね。それを考えてもですね、いろんなことも一生懸命やってらっしゃることも十分理解はできますけれども、私みたいなさくらサポーターがたった14名ではですね、今後を含めて成り立ちませんので、そういうことも含めて、やっぱりまずはそういう、先ほどから申し上げますように、住民のやっぱり理解と、それとやっぱりちゃんとした説明を果たしながらやっぱり税金をきちんと使っていくという形にしていきたいと思いますので、このことはまた市長がですね、改めて出てこられたときにまたいろんなお願いをしたいと思います。

それでは、次に、菊池市老人福祉センター跡地の高野瀬公民館建設と周辺整備についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで何度も質問、要望を続けておりますが、当初は高野瀬区としては、市の老人福祉センターが高野瀬区から移転するということを踏まえ、平成24年度から老人センター跡地に関する要望書が市長に対して提出され、その当時の老人福祉センターの建物及び土地を無償で貸していただき、高野瀬区の公民館として利用したいとのことでありましたが、市としては、老朽化しており改修もできないので解体する方向で進められ、その後の公民館建設についてはコミュニティ事業で対応していくこととなり、地元県議のご尽力により事業の助成金の採択がされ、高野瀬区の公民館の建設が進んでおりました。

改めて、公民館建設に対して努力をされましたこれまでの区長様を初め、関係者の方々に敬意を表するものであります。その後、平成27年7月には地鎮祭、8月には上棟式がとり行われ、特に上棟式では葉室区長を初めとする役員の方々の計らいで、新公民館の名称は高野瀬区公民館孔子堂と決定され、また、地区の子どもたちが誇りと品格を持った青年になってほしいと、孔子にゆかりのある高野瀬区として論語から引用した文字を記した石を床下に埋設する一字一石論語塚事業も行われ、また、女性部によるもち投げもあり、子どもたちもすばらしい記念になったと思われれます。その後も着実に工事が進み、先日、2月14日に高野瀬区公民館孔子堂の落成式祝賀会が盛会にとり行われました。特に、葉室区長より新しい高野瀬区公民館の落成を記念して、高野瀬区の歴史や文化を学び、自分たちの住んでいる地域に

誇りを持ち、礼節正しい品格のある子ども、青年に育つ場を提供するために、子ども孔子堂基金を設立されたとのことでもあります。

このように、高野瀬区としても新しい取り組みも始まっておりありますが、高野瀬区としてはまだ周辺の整備についてはとても心配をされておられます。先般の私の質問に対する答弁では、周辺整備については必要性の認識はされているとのことでありましたので安心はしておりますが、今回、改めて確認も含め、お尋ねをいたしますが、予算、整備の時期を詳しくお示しいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） それでは、業務及び予算が複数課にまたがっておりますけれども、私のほうでまとめて状況を説明させていただきたいと思っております。

まず、旧菊池市老人福祉センター敷地内の生涯学習課所管の車庫の撤去につきましては、今議会に予定しております平成28年度一般会計予算に撤去費用を計上しており、5月末までには解体、撤去を実施したいと考えておるところでございます。予算額は45万6,000円です。

次に、財政課所管の敷地内工事の内容を申し上げますと、道路雨水等を処理しています敷地北東側の側溝の埋め戻しと、それから、北側ブロック積み工及びフェンスの設置工約43メートル、敷地内雨水処理のための側溝敷設工、工事に影響する低木の除去、それから、敷地内雨水処理のために必要な敷地東側部分の盛土整地工となっております。それ以外にも工事に影響があります敷地南東側のカイノキ1本の移設並びに高野瀬区からの要望がありました敷地内西側の桜の木の間伐に伴う樹木撤去5本を予定しているところでございます。

それから、敷地内の施工並びに樹木の撤去等につきましては、高野瀬区長様並びに役員の方に事前に立ち会いをいただき、確認をいただいたところでございます。

工事につきましては、本定例会に工事請負費852万円と樹木撤去等の委託料27万5,000円を計上しているところでございます。

周辺の道路工事につきましては、年度当初に測量設計業務を発注するとともに、敷地内の改修工事に先立ち、現在、敷地内を流れている雨水排水路を切りかえるために、敷地東側の道路側溝工事を先行して行う予定でございます。この側溝工事終了後に、財政課にて敷地内の改修工事を行い、敷地内改修工事終了後に、土木課において周辺の道路工事を行う予定でございます。所管が違ふところから発注部署が複数となるかもしれませんが、相互調整を行い連携をとることで年度内には全ての工事を完了する予定でございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。詳しく説明をしていただきまして、ありがとうございます。年度中には、全ての周辺整備が整うということですので、地元の方々もしっかり安心されたと思います。

いずれにしても、周辺整備がきちんとできたことによって、また公民館の価値観も上がってくると思いますので、今後ともどうぞよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、次に小学校閉校後の跡地の活用の進捗状況についてお尋ねをいたします。この件につきましても、何度も質問、要望を行いましたが、なかなか対応が進んでいない状況ですので、改めて質問をさせていただきます。

平成25年4月1日から統合された小学校4校のうち、現在、旧水源小学校は美少年酒蔵として活用され、地元の米も利用した清酒づくりにも取り組んでいただき、地域の活性化にも貢献をしております。しかしながら、旧龍門小学校は、平成27年6月に移住者の受け入れを促進する集落定住支援センターが開設はされましたが、直接地域の活性化には結びついてはいないようであります。

私は、統合される前から地域から小学校がなくなることによって、地域社会に多大な影響を及ぼすことを指摘し、早急に地元との協議を行い、跡地利用については同時進行で取り組みをされるように強く要望しておりましたが、なかなか成果は出ていないようであります。

旧迫水小学校、旧河原小学校は手つかずのままであり、閉校後の学校の活用が長引けば長引くほど、地域の活力はもちろん建物の老朽化、維持管理費の負担も増加してまいります。市として、このような観点からも最優先に取り組む必要があると思われませんが、閉校後の跡地の活用の進捗状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） 皆様、こんにちは。それでは、ただいま木下議員のほうからありました進捗状況についてお答えさせていただきます。

閉校した3校の現状でございますが、これまでもお答えさせていただいておりますとおり、先ほど議員のほうからありましたように、龍門小学校におきましては、昨年6月に移住・定住の拠点として集落定住支援センター「きくち暮らし」を開所し、移住希望者の受け入れ体制を充実させ、本市の魅力の発信や移住と地域を結びつけるための取り組みを行っております。また、12月には「龍門くりすますまつり」として、地域おこし協力隊と地元の団体が一緒になって、空き教室を試験的に

活用し、出店希望者を募りながら、フリーマーケット、カフェ、アート、体験教室等のイベントを開催いたしております。

迫水小学校、河原小学校については、現在、社会体育施設として活用されておりますが、龍門小学校も含めまして、本年度、4回にわたる市内の学校跡地活用プロジェクトチームにより検討を重ねております。現在、市内外から地域の交流、野外体験活動、地域福祉などの拠点などアイデアが出されておりました、それに対しますニーズ、実現性、効果、コストなど七つの視点で考え方や方向性の整理を行っており、総合的な見地で進めている状況でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。基本的には、何も進展していないということですよ。

改めてですね、今回、学校跡地問題について質問させていただいた理由は、今回、市長がいらっしゃらないですから非常に残念なんですけれども、市長の施政方針の中に、私は先般も学校跡地問題については一般質問の中で、市長の施政方針の中に平成26年度は3行書いてありました。平成27年度は2行でした。そのことも指摘をした上で、今年度はどういう形で施政方針の中に書いてあるかなと思ったら1行も触れてありません。そういう状況の中で、本当にやる気があるのかなということも確認をするつもりで通告をしたわけですが、市長が不在でございますので、このことについては、また改めて6月の議会でもきちんとした質問をしたいと思っております。

きょうは、実はきょうの7時から、私どもの地元迫間水迫地域づくり研修会というのが、鹿児島島の「やねだん」で有名な豊重さんが来られて、3回目ですか、研修会が行われます。そういう事前のいろんな打ち合わせの中に出てくるのは、やはり地域の人たちの心配はやっぱり、学校跡地はどうなるとかいと、そういう心配が常にあるわけですね。だから、やはりなかなか、地域の方々だけで形をつくるというのは難しいと思います。きりり水源村も、東中学校跡地については、市のほうで基本的な委託料というのをお願いしながら運営をされてます。やはり経費も伴うこともたくさんございますし、やはり市のほうがやっぱり、リーダーシップを強くちゃんと持って指導もいただかないと、なかなか地域だけで、今、学校跡地、本当に3校そのままのような状態ですから、本当に施政方針のトップにでも書いて、中山間地の活性化のために全精力を、やっぱり優先順位をもってやるということの方針が入ってなきゃおかしいと思うもんですから通告をしとったんですが、非常に残念でございますが、市長がご不在でございますので、この件についてはまた改めてやり

たいと思います。

それでは、次にべんりカー、あいのりタクシー運行の再検討についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、私を初め、これまで多くの議員より、べんりカー、あいのりタクシーの見直し、拡充について要望がございました。それだけ必要性があるからこそ、皆さんが質問をされるのであります。

私の地元の中山間地の方々からは、特にあいのりタクシーについては、拡充も含め再検討のお願いが、これまで市に対しても要望されていると思いますが、市として全体的に再検討をすることとして取り組んでおられると思いますが、現在の状況を詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、べんりカー、あいのりタクシーにつきまして、運行上の再検討状況につきましてお答えさせていただきます。

きくちあいのりタクシーにつきましては、昨年度までのアンケート調査と利用者のニーズや地域需要等の意見を踏まえまして、平成28年4月の運行開始に向けまして、3点の見直しを行うことといたしております。

1点目に、公共交通空白地域の考えを、バス停から原則500メートル以上の地域と定義化いたしまして、市民の皆様にとってより利便性の高い、わかりやすい交通体系の構築を図ることといたしております。

このことによりまして、七城エリアが新しく対象区域となり、従来の菊池エリア、旭志エリア、泗水エリアの各運行区域におきましても運行のエリアが拡大することで、市民にとってより身近な制度になるものと考えております。

2点目は、アンケート調査の意見を反映しました利便性を向上させる見直しとしまして、あいのりタクシーの運行日につきまして、現在の週3日の運行から週5日の運行に拡充することで、利用機会の確保を向上させることといたしております。

具体的には、現在、水源地域線であれば、月曜・水曜・金曜日の運行、また龍門地域線であれば、火曜・木曜・土曜日と、1日置きの運行であったものを月曜日から金曜日までの毎日の運行体制とするものでございます。

3点目は、運行時間の一部変更となります。現在、1日に3便の運行を行っておりますけれども、これまでの利用状況、市民アンケート、事業所等の意見を踏まえまして、利用者の少ない出発時間を一部変更するものでございます。

このような内容に加えまして、予約システムを見直すなど、利便性を向上させ、地域に密着した交通体系の構築をしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。地域のいろんなことも含めて利便性の向上に努めていただいているようでございますが、実は、今回このことについて質問をした一つの理由が、私は毎年、年頭の初寄りのときに挨拶にずっと各地区を回るわけでございますけれども、私どもの地元のある区で年頭のご挨拶をした後、質問がございまして、高齢者の方から質問があったんですが、あのりタクシーを利用させてもらっていると。その中で、私どもの地元というのは非常にその地域地域が混在しているような地域もございまして、距離を考えると基本的には同じような場所というのがあるわけですね。その地域の方がおっしゃるのには、100円お隣の地域との料金の差があると。

だから、それを市のほうに申し上げて改善のお願いをしたということなんですが、市役所の職員が、そういう思いの中で表現したというのは、これはわかりませんけれども、私に区民の中で、皆さんの前でおっしゃったのは、たった100円ぐらいのことでいろいろ言わんでくださいみたいな表現をしたと、職員の方が。私は職員の方が一生懸命いろんな研修も受けながら、きちんとした対応をされているのは十分認識しておりますが、その私の地元のある高齢者の方がですね、非常に悔しい思いをしたという形で私にお伝えになったということは、そういうふうにしてとられたということでもございますので、そのことについてはですね、しっかり受けとめて、やはり地域の現状をまずは確認した上で、そういうことにも答えをしていただきたいというのが思いでございます。

そういうことも含めてですね、今回、何度も申しますけど、そういうことを含めて、市長がいらっしゃるときに申し上げたかったんですけども、そういう誤解がないように今後していただきたいのと、しっかりやっぱり私たちの地域も含めて弱者の立場になって行政はやっていただきたいと思っておりますので、このことについては、副市長のほうからでも一言答弁をいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） 木下議員のご質問にお答えをいたします。

利用料金につきましては、導入当初より公平となるように地域ごとに距離に応じた算出をいたしておりますので、これまで利用されてこられております市民の皆様には、一定ご理解をいただいているのではないかなというふうに思っているところでございます。

しかし、先ほどお話がありましたように、お尋ねに対しては、やはり丁寧に市民目線、それを大切にしてお答えするということは何よりも必要なことですので、職員の接遇については日ごろから言っていることではございますけれども、今後とも、申し上げたように、市民の皆様の立場に立って丁寧な説明に努めるよう指導してまいりたいと思います。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。常日ごろ、職員の方々は一生懸命やっつけていらっしゃることは私も十分理解しておりますし、認識しておりますものですから、ある面では、そういう形で市民から誤解を受けるようなことがあれば逆に残念でございますので、あえてこういう形で一般質問をさせていただいたわけでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に国有資産等所在市町村交付金、いわゆるダム交付金の一部を龍門地域の振興資金として設立できないかをお尋ねいたします。

これまで、龍門地域の活性化については、龍龍館の再開等も含め何度も質問、要望を続けておりますが、今回は改めまして、平成16年度からダムがある地域に限って交付されている国有資産等所在市町村交付金についての要望ですが、この交付金は、ダム建設においてご協力をいただいた水没者を初め龍門地域の皆様のおかげであり、金額は年度によって違うようではありますが、多いときは1億円を超えています。現在は一般財源としての取り扱いですので、特にダム関係、龍門地域に活用されていない状況ですので、私からもこれまで行政として龍龍館等も含め地域への支援を強くお願いしておりましたが、具体的にはできていない状況であります。

そこで、今回はダム交付金の一部を龍門地域の振興基金として設立できないか、お尋ねをしたいと思います。また、これまでダム交付金の推移もお答えをいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、私のほうから交付金の交付実績のほうを回答させていただきます。

今回、ご質問のダム市町村交付金につきましては、先ほど議員のほうから申されましたように、国有資産等所在市町村交付金法に基づいて交付される交付金でございます。いわゆる、国、県が所有してあります固定資産に対して、国や地方税法で定める固定資産税のかわりに市町村に交付されるものでございます。

この交付金の実績としましては、平成16年度からでございますので、平成16

年度から随時実績の数値を述べさせていただきます。

平成16年度が9,128万2,700円、平成17年度が8,894万1,900円、平成18年度が8,666万6,600円、平成19年度が8,445万5,000円、平成20年度が8,230万5,200円、平成21年度が1億1,648万2,700円、平成22年度が1億1,343万6,300円、平成23年度が1億1,004万7,500、すいません、1億1,004万7,000、5,300円、平成24年度が1億759万6,900円でございます。平成25年度が1億479万400円、平成26年度が1億3,354万6,200円となっております。最後に、平成27年度は1億3,002万2,000円を見込んでいます。

以上、お答えします。

[「合計は」と呼ぶ者あり]

○市民環境部長（倉原良則君） 平成26年度までの合計としまして、11億1,997万9,200円となります。平成27年度の見込みを合算しますと、12億5,000万1,200円となる見込みでございます。

すみません、訂正をさせていただきます。

平成23年度の数字を少し間違えてました。平成23年度が1億1,047万5,300円となります。申しわけございません。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。平成16年度から平成27年度までのということで、これまで12億5,000万円強の交付金が入ったわけでございます。しかしながら、一般財源で入ってきて、それが言うならば一般財源としての中で使われてますので、基本的には何も残ってないわけですね。これだけダム交付金という形の中で地域、ダムのおかげできてる交付金でございますので、これもまた市長がいなくて何の判断もできないと思いますので、また改めということになりますが、この一部を本当に振興基金みたいな形で積み立てていけば、また、いろんなことに活用ができるんじゃないかなと思って質問を通告しとったわけでございます。

先般、水上隆光議員と竜門ダム湖畔に山桜を植えに行きました。そのときに、私たちが水上議員と一緒に1,000円をカンパしまして、1株券を買わせていただきました。これは、あくまでも木を植えるお金じゃなくて、下草刈りの経費に使うという形の協力会費でございますけれども。

本当にやはりこういう維持管理、また、ずっと未来につなぐためには、やはり経

費がかかると思うんですね。ですから、最初はみんな一生懸命やりますけれども、それを毎年毎年継続していくというのが非常に大変です。だから、私の考えは、そういう基金をつくれれば、また竜門ダムに理解のあるほかの市町村からも受け皿として活用できるんじゃないかということと、それと、先ほどさくらサポーターのことも言いましたけれども、最初にやっぱりきちんとした形をつくっていかないと、なかなかやっぱり続かないということも含めて、市長に6月、また改めてこのことについては質問させていただきたいと思いますが、ぜひとも検討をしていただきたいと思います。

せっかくですので、この基金がつくれるかつかれないかという形の確認は、答弁できますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） 国有資産等所在市町村交付金のその一部を基金としてということで、できるかできないかということでございますけれども、基金というのは当然のことながら目的があります。ですから、その目的に沿った必要な基金であるかどうかということでございますけれども、そこが大前提になろうかというふうに思います。

ですから、一概にできるできないというのはお答えしにくいのかなと、そのように理解をしているところでございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。この件につきましては、また6月の議会で改めて質問させていただきたいと思いますので、事務局としても、執行部としてもしっかり検討をしていただきたいと思います。

それでは、最後に水迫地区の活性化についてお尋ねですが、初めに旧市営牧場跡地の環境整備基金での買い戻しの時期についてですが、この件は、これまで何度も確認、要望を続けてまいりましたが、平成27年9月定例会の答弁では、平成27年6月に保安林の指定の申請を行っており、11月には県森林保全課の審査を経て国への申請が行われ、平成28年1月から指定目的、指定区域の予定公告、確定公告など、工事期間を含めて法的手続が完了後、本年3月末までに保安林指定の確定の見込みであり、平成28年度に環境整備基金を取り崩して買い戻しの予定であるとのことでありました。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、旧市営牧場跡地の環境整備基金での買い戻しの進捗状況をお示してください。

次に、環境整備基金の水迫地区への活用についてお尋ねをいたしますが、この件につきましても、これまで何度も要望してまいりましたが、これまでの答弁で確認済みですが、使途目的も決まっており、九州産廃の周辺地域、水迫地区の環境整備及び環境保全等に活用することとなっております。

しかしながら、これまで具体的に活用はされておられません。高齢化、過疎化が進む地域でもございますので、早急に対応する必要があると思われませんが、市として環境整備基金の活用について、今後の対応も含め現状をお示しいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

旧市営牧場跡地に係ります保安林指定の時期についてでございますが、昨年9月の議会の一般質問でお答えいたしましたとおり、平成27年4月に県北広域本部へ保安林指定申請書を提出いたしておりますが、県北広域本部による現地調査、進達のための保安林指定調査の作成が行われ、県庁での審査、国への申請を経て確定となります。その後、確定告示等の事後手続が行われまして、環境整備基金での買い戻しを行う運びとなっております。

保安林指定の進捗状況を県北広域本部に確認いたしましたところ、現在は保安林指定調書の作成中ということでございまして、保安林指定申請書を提出後、数回にわたりまして申請区域の現地調査が行われましたが、約50ヘクタールの広大な申請区域でありまして、かつ地籍調査が未完了の場所になりますために、境界の確定や指定調書の作成などの必要作業が通常よりもかなりの時間を要している状況だと聞いているところでございます。

通常でありますならば、申請からおおむね1年程度で指定が確定されると聞いておりましたが、本件においては早くも平成28年度中に確定される見込みです。今後も、現地確認や資料作成には積極的に協力をして、可能な限り早く確定されるよう県にお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、私のほうから環境整備基金の活用についてということで、現在の積み立て状況、使途状況、今後の活用についての考えということで述べさせていただきます。

まず、1点目の、今の積み立て状況についてでございますが、環境整備基金の本

年2月末時点での積立額は、約4億2,200万円となっております。今後、平成27年度、市外からの一般廃棄物の搬入に伴います環境保全協力金として3,000万円ほどを見込んでおりますので、平成27年度の積立総額としましては、4億5,000万円になるというふうに見込んでおります。

次に、これまでの基金の用途についてでございますが、九州産廃株式会社 of 最終処分場の操業短縮に伴う補償金ということで、12億669万1,000円がありますが、そのうち平成27年度として、6億6,341万2,000円を平成27年5月に支払っております。

なお、市が支払いました補償金の2分の1に当たる3億3,170万6,000円は、県のほうから助成金として受け入れておりますので、その額が加算をされております。

今後の基金の用途につきましては、先ほど経済部長のほうで答弁しました旧市営牧場の買い戻しの財源としまして約4,600万円。それと九州産廃株式会社 of 最終処分場の補償金の残額がございます、その2分の1に当たる市の負担分として2億7,150万円。また、同じく同社の熔融キルン式焼却施設に係る新しい焼却施設を建てさせないというための補償金でございますが、これは約1億7,900万円に充てる予定としております。

議員から言われました産廃施設があります地元水迫地区への活用につきましては、これまで答弁をさせていただきましたように、地域の住民の皆さんと十分協議をしながら、基金条例の目的であります、地域における環境保全活動に関する事業や廃棄物処理施設周辺地域の環境整備に関する事業等の財源として活用してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

それぞれの負担といいますか九州産廃の補償金、それを支払った後でも、この環境整備基金に入ってくる協力金については、一般廃棄物の持ち込みに対する協力金でございます。産業廃棄物は、今現在とまっておりますし、熔融キルンのほうは5年延長という形でもうしばらく活用されるんですが、正直な話、一般廃棄物の搬入は、これから何十年も基本的には続くわけですね。ですから、最終的な解決には地元としてはやっぱり成り立っていないというのが現状です。一般廃棄物の抑止力のために協力金という形でつくり上げたものでございますので、それを地元で、今、具体的にまだ活用できてないというのが現状でございますので、私としては、市営

牧場跡地の買い戻しにまず活用していただいて、それから順次、ほかの地域のためにもしっかり活用していただきたいという思いでおりましたけれども、今、また報告を聞いてみますと、ちょっとまたおくれるみたいでございます。

ですから、ほかの地域も、実は戸城区においては、この環境整備基金を活用して水道事業、基本的には個人的な部分の負担に対しての補助というのをお願いをされて、その旨で事業採択になり、また戸城区は平成20年度から水道事業が、もう基本的には配管が終わっております。

しかしながら、いろいろございまして、今、とまっているような状態でございますので、そういう地域も含めてですね、9地区あるんですが、それぞれの地区ごとにやっぱり思いが違うんですね。やっぱり本当に九州産廃がある柏区の思いと、そういうちょっと距離感があるところの思いというのは、また違うと思います。

ですから、今後は校区全体の物事というよりも、各区ごとにきちんとした聞き取りといいますか、それをやっていただいて、本当に高齢化が進んでおります。これまで何十年も水迫地区の方々には迷惑をかけっ放しでございますので、何か、こういう基金をちゃんとしてありますので、地元の要望に応えるような状況をやりたいと思います。このこともまた市長が出てこられたときに、また改めて質問をしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時50分

開議 午後1時58分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 皆さんこんにちは。菊池市議会毎定例会の開会日には、国歌斉唱をして始めるべきだと考えている、議席番号1番の平直樹です。政治理念、菊池市民がうれしいこと。政治目標、政治をもっと近くに。判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうか。この三本柱で日々の政治活動をやっております。

私は、この一般質問は菊池をよくしたいという志を持って、その一つの方法として議員という仕事を選択し、それこそいろいろひっかかれて選挙に手を挙げ、市民からの負託を受け、ようやくこの場に立たせてもらい、自分の考えや市民の声を届

けることのできる大切な場、そして真剣勝負の場だと考えております。

そのことを踏まえまして、通告しております3点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、本市の保育園についてお尋ねいたします。

私は、平成27年7月17日の菊之池保育園を皮切りに、川辺保育園、福本保育園、砦保育園、泗水東保育園、北合志保育園、新明保育園、第2さくら幼楽園、吉富保育園、花房保育園、菊池幼楽園、ルンビニ保育園、富原保育園、田島保育園、菊池さくら保育園、菊池みゆき保育園、以上16園のご協力を得て研修に行き、実際に保育体験をさせてもらいました。

なぜかと申しますと、保育園のことをまず学ぼうと思って児童福祉法を読み始めましたが、まず最初に現場を知ったほうがいいんじゃないかというふうに思いまして、園長会にお邪魔してその思いをお伝えしたら、さきの16園様が来てもいいよと手を挙げていただきました。これは、今思えば、知ってほしいという園の望みでもあったのかなと考えております。

どの保育園も、非常に真摯に子どもたちと向き合っておられました。各園それぞれの保育の形があって、プライドを持って保育に当たられておられました。一緒に保育のお手伝いをしながら、子どもたちの笑顔に元気をもらいながら、園長と話したり保育士の皆さんと話したり、さまざまな思いや考え、そして悩みも聞かせてもらうことで、保育園の現状が少しばかり見えたような気がします。この場をおかりしまして、受け入れていただいた16園の園長、保育士の皆さん、保護者の皆さん、そして元気いっぱいの子どもたち、本当にありがとうございました。この貴重な体験をもとに3点質問をさせていただきます。

1点目、現在、全国的に保育士不足と言われて、特に都市部では深刻な社会問題となっているようですが、本市では保育士の数は足りてますでしょうか。

2点目に、執行部がとられている保育園の現状の課題はありますか。あれば、それはどんなものでしょうか。さらに、その課題、どのように把握をされておられますか。

3点目、もしその課題があるとするならば、今後、どのようにしていこうと考えられていますか、質問をいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず、本市の保育士の数ということでございますが、その前に全国的なことをちょっとお話しさせていただきますと、全国的に見れば、保育士不足は新聞等、テレビ等で放送されているとおりでございます。

この原因につきましては、給与・賞与等の問題、あるいは仕事量の問題、職員数の問題、未消化休暇の問題、勤務シフトの問題、職員間コミュニケーションの問題と、多方面にわたっているということを伺っております。

そのため、国といたしましては、人材育成、就業継続支援、再就職支援、賃金等の改善も含めた、働く職場の環境改善を四つの柱といたしました保育士確保プランを打ち出しまして、保育士不足に取り組んでいるところでございます。現在、県、市も推進しているところでございます。

また、保育園の保育士の数につきましては、児童福祉法によって決められております。現在、菊池市内の各園とも、その基準に沿って運営をしております。本市では園児に対する保育士の数は適正に配置されているところでございます。しかしながら、保育園によりましては、年度途中に出産、あるいは離職等によりまして保育士が不足するということが懸念されております。

次に、2点目、保育園の課題及び課題の把握についてですが、まず少子化によりまして保育園体制の課題があると思っております。10年後、20年後、このまま子どもの数が減少すれば、当然、定員に満たない保育園が予想されるところでございます。状況に応じた保育園の体制の検討が必要になってくると考えております。

次に、良質な保育環境の維持の向上でございます。

保育士は、常にスキルアップが求められております。平成25年度厚生労働省の統計情報部の情報によりますと、経験年数につきましては、保育の経験年数が低い層の保育士が非常に多いと、保育経験7年以下の保育士が保育士全体の約半数を占めているという現状がございます。そのために、やはりベテラン保育士からのアドバイスは当然のことながら、保育士のスキルアップ、保育の質の向上というのが大変重要でございます。

そこで、本市といたしましては、県や保育協会が行っております各種研修会に積極的に保育士が参加できるように指導しているところでございます。

最後に、課題の把握につきましては、日ごろから園との密接な情報交換を通じて把握しているところでございます。

また、今後の保育園の体制及び保育環境の向上につきましては、常に子どもたちの就園状況を把握することに努め、さらなる情報交換を図りながら、子ども・子育て会議等において意見を聞きながら改善策を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ほぼ今の答弁で網羅されておりますが、私のほうが体験の中で

ちょっと学んだこととかそのお話から、ちょっともう一つ再質問をさせていただきたいと思うんですが、体験をしてて保育園の園長先生とお話をして、もちろん、今、答弁いただいたように保育士の数は現在足りてますと、どこの保育園も足りているというふうに言われました。

本当、答弁にあったとおりになんですけども、ただ常にハローワークに募集はかけてますと。それはどういうことですかと言ったら、今の保育士の方が、例えば子どもを産むために休職をされたりとか仕事をやめられるとなったときに、実は人数的にかつかつであって、やりくりが物すごく大変なんだというふうに言われておりました。これは全部の園ではなくて複数の園という、園長先生のお言葉ということなんですけども、これは表面的には足りてますけど、潜在的には間違いなく保育士不足だという認識で、私はとりました。これ、本当大変なんだなというふうに思ったんですね。

さらにですね、新卒の応募どころか、昔みたいに実習に来る数も減ったと。昔はたくさん実習生が来て、その中からうちに来てくれるという人たちがいっぱいいたんだけど、今は、それすらちょっとなかなかですねというようなお悩みを抱えていらっしやいました。何よりですね、やっぱり1回やめられた先生の復帰がちょっと見込めないというようなお話が、本当にたくさんの園長先生から聞かせていただくことができました。

これは、私が体験してやっぱり思うんですけど、答弁の中にもありましたけども、単に、まずは仕事量が物すごく多いんですよ。その仕事量に対して給料が見合っていないから新しく来ない、復帰しないという、こういうロジックだと思うんですけども。子どもたちの笑顔は確かに好きだけど、それを全て「やりがい」という言葉に置きかえることができないと、ある元保育士さんから教えていただきました。復帰となると、あの仕事量を独身とは違う状況で、時間的にも、体力的にも制約があるので、たとえ復帰したくても復帰はできないと、また違う保育士さんからお話をいただきました。

例えば、イベントです。保護者からしたらですね、保育園のイベントがあったほうが、それはたくさんあったほうが我が子の成長も見れるし、やっぱりうれしいもんです。子どもたちにとっては、間近な目標ができて、それに対して努力をして、そして達成感を持つと、そういったことで人間的な成長を見込めます。保育園からすればですね、それが一つのセールスポイントにもなっていると思います。ただし、イベントをする以上、その分の膨大な仕事量が生まれるんですね。それを一手に引き受けるのが保育士さんです。

さまざまな保育士さんにお話を聞かせていただきましたけども、ある保育士さん

は、持ち帰りその仕事が全くない月から、ある月もありますと。かと思えば、月に40時間以上の持ち帰りの仕事があるんだよという保育士さんもいらっしゃいました。さまざまで、それぐらい各園でやり方が違います。ですが、それが現実的にございます。

何で持ち帰りの仕事が発生するのかと申しますと、朝の登園から子どもたちが保育園に来てからお昼寝まで、まずお迎えをして、活動をして、朝のお集まりをして、給食の準備をして、それで給食を食べて片づけをして、お布団の準備をして歯磨き、トイレ等々、本当にあっという間に午前中が終わります。すぐ終わります。そしてお昼寝ですね。お昼寝の時間は何をやっていらっしゃるかというと、保護者の方々との大事な連絡で、お手帳を書かれたりとか、そういったことをされております。

そして、お昼寝が終わられたら次が、またおやつを食べて、そして活動をしてとなってくると、そしてお迎えの時間がやってくるわけです。あっという間に日が暮れます。それに、会議なんかも入ってまいります。だからこそ、イベントの準備なんかを独身の方以外は、家に持って帰ってやらざるを得ません。もちろん保育園の運営というのは、委託先である保育園のやり方ですので、市の管轄外なのかなあといい気持ちもわかります。そもそもですね、そういったやり方をされる園が悪いというお話でもありません。

児童福祉法第24条で、地方自治体の保育の義務が明記されております。ですが、子ども・子育て支援法の第3条と第4条を読めば、この潜在的な保育士不足になっている原因を探って、改善策を保育園とともに考える責務が、私は市にはあるんじゃないのかなというふうに捉えております。

先ほどの、どうやってその問題を把握されておられますかという問いに対してですね、密接な情報交換や会議だというふうに言われておりました。そのほかにも監査というのがあります。監査の場合は、県の担当の職員さんにも教えていただきましたが、県のほうが保育園の監査をして、市のほうは法人格の監査をするんだと、保育園の保育士さんの中身の監査のほうには、市のほうは入りませんというお話がありました。

そして、先日の、猿渡議員が学校の先生のことでもちょっとお尋ねをされてましたけども、そのときの教育長のお答えは、タイムカードを使って在校時間を調べてるようというふうにおっしゃいましたけども、保育園には公立の保育園が二つあって、そこと、あと一つ民営化の保育園、その三つしかタイムカードはございません。あとは出勤簿です。出勤簿しかありません。出勤簿だけ見て、ああこの保育園は、この保育士さんはこれぐらい仕事をされてるなあなんてというふうに把握されたら、ちょっと心外じゃないかな、さすがの部長さんでも同じことを言われたら、ちよっ

とむっとするんじゃないかなと私は思います。タイムカードもなかなかない状態で、保育士さんの仕事がどれくらいあるかというのは本当につかむの難しいと思うんですね。

そこで提案なんですけども、今後はですね、やっぱりさっきも言いました子ども・子育て法の3条と4条を照らし合わせて考えたら、やっぱり市も保育の質というものを高めていく、その原因を知ってどうやって高めていくんだという責務が私はあると思ってますんで、そのためにはですね、安易に予算をつけて保育士さんの給料を上げろというその一步手前に、年に1回でもいいです、半日でもいいです、実際、保育体験をされたらどうだろうかと思います。

これ、利点三つあります。一つはですね、実情を知るいいきっかけになります。二つ目に、関係課との信頼の増幅、保育園とのですね、につながると思います。3点目、これはちょっと大事なことですけども、特に予算が要らないと思うんですね、半日行くだけなら。特に予算は要らないので、それで実情を知ることができるのであれば、これはぜひ進めてもらいたいなと思いましたが、皆さんは6月まで待っていらっしやいますけど、私は、いらっしやいませんけどちょっと市長に聞いてみたかったんですが、ぜひですね、市長にも、もう何だったら私と一緒にエプロンをつけて、どっかの保育園に行って研修をして、そこで見て学んだことを持って帰って、予算とか政策につなげるような、そういった考え方を私はいいなあとと思ってますけども、そういった考えはございませんか。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 半日あたり、ちょっと保育園に研修をとということでございます。

健康福祉部のほうでは、法人監査室を設けておりまして、福祉課、子育て支援課、それと高齢支援課との三つで、係長級以上が県の保育園の監査と同時に、法人監査ということで保育園へ1日行っておりまして、保育園の園長先生、あるいは主任保育、副園長あたりと話す機会というのは持っておりますので、保育園の内情については、そのところでいろいろ情報交換を行っているところでございます。

ただ、これは執行部全体ということになりますと、また時間的なもの、あるいは園との調整等が必要になってくると思いますので、今、この場でお返事はちょっと控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 最終日の紙での答弁でも構いませんので、市長がそういった保育体験をする考えがあるかどうかというのは、そのときに教えてほしいなあと思います。

なぜ私はそこまで言うかということ、先ほども触れましたけども、持ち帰りの仕事がたくさんあって、寝不足になるまで深夜まで保育士が仕事をして、朝から出かけていって1日子どもたちの保育をする、これは保育の質に直結します。それを考える最初の一步がそれだと思いますので、ぜひそのことをお願いして次の質問にまいりたいと思います。

二つ目の質問です。

ふるさと納税と菊池まるごと市場についてお尋ねいたします。寄附状況をパネルで示します。

[パネルを示す]

寄附状況は、平成21年度34件、113万2,000円、平成22年度23件、107万円、平成23年度19件、92万5,000円、平成24年度、100万4,000円、平成25年度65件、166万7,000円、平成26年度からいきなり上がります。914件、1,571万2,000円、平成27年度、今年度はまだ終わってございませんが、1月末現在で3,737件、7,743万106円の寄附額でございます。

こちらを棒グラフに変えますと、このようになります。一目瞭然だと思います。平成21年から平成25年まで平均で100万円ちょっとですが、そこから平成26年度からいきなり10倍以上、本年度はまだ終わってない状況で70倍以上と、飛躍的な伸びですが、その要因は何だと捉えられておられますか。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、ふるさと納税の伸びた要因についてお答えさせていただきます。

ふるさと納税となります本市の「がんばるふるさと菊池応援寄附金」の件数が伸びた要因でございますけれども、1点目に、まるごと市場と連携し、寄附をいただいた方へお贈りするお礼の特産品の種類を、平成26年度の約20種類から平成27年度には約40種類にふやし、寄附をしていただく方が特産品を選択できるというような方法を取り入れたことでございます。

2点目に、アクセス数が多いふるさと納税専門のポータルサイトへの掲載に加え、ふるさと納税のパンフレットを新たに作成し、職員、東京菊池会、浅草の「まるごとっぽん」など、周知を行うことによりまして、情報発信に力を入れたところで

ございます。

3点目に、平成27年6月からクレジットカード決済による寄附申し込みサービスを開始し、寄附者の約7割の方にご利用いただくなど、利便性の向上を図ったところでございます。

4点目に、平成27年度の税制改正により、税金の控除を受けられる寄附額の上限が約2倍になったことや、確定申告の簡素化に合わせ、テレビや雑誌などのメディアで、ふるさと納税の特集が行われていることが後押しとなっていると考えております。

このような中、さまざまな取り組みを行った結果、平成27年4月から9月までの県内市町村の寄附実績を比較してみますと、寄附では3番目、寄附件数では2番目に多いなど、大幅な増加につながったものと考えております。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ありがとうございます。こちらにですね、今、ご紹介いただいたふるさと納税のパンフレットがあります。見ていただいて、これはちょっとちなみにですけど、きくちまるごと市場のパンフレット、どっちがいいのか、私はこっちがいいなあとと思いますけど、それは人それぞれなんで、もう少し頑張っていたらというふうに思いますが。確かにですね、本当にいろんな要因が重なって飛躍的な伸びですばらしいことだと私は思っております。

ただですね、このふるさと納税ときくちまるごと市場の組み合わせでも、まだまだ課題はあるんじゃないかなあというふうに私は思っております。

それはですね、返礼の品数やシステムそのものではないかというふうに思っています。このふるさと納税の中のパンフレットにも書いてありますけども、コースがまず大きく三つあります。1万円以上3万円未満が1コースと、3万円以上10万円未満というのに、コース的には二つ用意されております。と、10万円以上は、この中から選んでいただけますよというふうな作り方ですね。

例えば、1万円から3万円未満であれば、同じ品物が同じ数だけもらえたら、3万円する人よりも、僕だったら1万円で抑えておこうかなあ。3万円から10万円だったら、10万円よりも3万円にしとこうかな。10万円するも1,000万円するも品物は一緒なら10万円にしとこうかなというふうに、せっかく寄附の意思があっても、ちょっと縮小しちゃうんじゃないかなあと思います。

一方、「ふるぽ」というサイトがございます。これは、ふるさと納税をポイントにするという意味でございますが、全国多数の自治体に参加されておりますが、このサイトの特徴は、寄附額に対してポイント制にかえるということです。その発生

したポイント、このふるさと納税の返礼の中に、ここの返礼も全てポイントであらわすわけですね。ただ、1万円しようが3万円しようが変わらないというような不平等は出ません。

さらに、何がすごいかというと、特産品だけじゃなくなるんですね、扱える商品が。今ですね、多いのがご当地への旅行代金、これをポイントに変えて選んでいただける。もしくは、例えばこの菊池だったら、菊池の地元の飲食店の食事券なんかも商品として提案することができます。もしですね、そのようなものが選択していただけたら、寄附はいただける、このまちに遊びにまで来てくれる、そしてお金も落としてくれる、すごくいいサイトじゃないかなというふうに思います。

ちなみにですね、九州では福岡が3、佐賀が2、大分が1、長崎が5、宮崎が1、鹿児島が2市町村の登録で、熊本県では南小国町と小国町の2町が登録をされています。

既に、答弁にもありましたように、本市では返礼を、きくちまるごと市場を利用してあります。全国を見回しても、ふるさと納税と市がやっている、委託とはいえ市がやっているネットショップのこのポイント制とのかけ合わせというのは、まだないんじゃないかというふうに思っております。

先ほど質問で、大賀議員の質問で、なかなか思うような売り上げが、まるごと市場は上がってないよというようなご指摘もありました。私も、まさにそう思います。売り上げが全然足りないと思います。民間から言えばですね、まだ建てて何年ですかからなんていうような感覚は、正直ぬるいんですね。目標額を立てたら、何が何でもその売上額を達成するというのが民間の感覚です。きれいごとは置いて、とりあえず頑張ってもらいたい。

だからこそですね、だからこそ儲かる農業のフラッグシップとして始まった、このまるごと市場にしても、寄附をする人、寄附者としても、市としても何より生産者や出荷者、そしてポイント制にすることで、これから考えられる新しい商品の展開先、これ、みんながいいようなウィン・ウィンですね、今の言葉で言えばウィン・ウィンの制度に、ポイント制とまるごと市場というかけ合わせにしたら、つくり出せるんじゃないかと思います。パネルを示します。

[パネルを示す]

ふるさと納税、マーケットは142億円だと言われております。2016ふるさと納税なんでもランキングというのがございますが、この全国5位の中に、何と九州が三つ入ってございます。第1位が宮崎県都城市、寄附額35億7,000万円、人口は16万9,600人でございます。第3位、長崎県平戸市、寄附額が26億7,700万円、人口が3万6,000人だそうです。第5位、長崎県佐世保市、

24億8,900万円、人口は26万1,100人。全国第5位の中に、三つ、九州が入ってます。しかも第3位は、3万6,000人の平戸市、26億円です。

本年度の予算の中で、菊池市は1億円を見込んでおられますが、やりようによってはこんなに勝てるんですね。ふるさと納税を、もともとともとあるパイの取り合いだなんていうふうにやゆされることもあります。だったら、なおのこと勝ちに行きたいと思うし、勝ちに行けると思うんですね。そのポイント制に変えることが、システム改修は200万円とか300万円とかという試算も聞いております。それは、これから考えられる売り上げの中から十分に捻出できる金額だと私は考えております。この提案、いかがでしょうか。私、わくわくします、こういうことを考えて。これですね、私が考えたんですよ、俺がしたと言いたいところですが、実は違います。これですね、実はある市民の方のお知恵をおかりしまして、それに賛同して、この場で市民の声を私が代弁をしているだけでございます。この寄附のポイント制と、まるごと市場の利用の考えはありませんか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、平議員のご質問にお答えいたします。

いろいろご提案いただき、ありがとうございます。まず、私たちのほうで考えております課題について、先に述べさせていただきます。

近年のふるさと納税への関心の高まりによりまして、各自治体においても寄附者への返礼品の充実などを取り組まれておるのは、先ほど議員もおっしゃったとおりでございます。今後、この本市のふるさと納税を推進していくには、独自の工夫を行うなど、他の自治体と差別化を図ることが必要であると考えております。

本市が掲載しております、ふるさと納税専用のポータルサイトにおきましても、今現在、1,700の自治体がふるさと納税の返礼を記載しているところでございます。近年の寄附者の申し込みの増加によりまして、一部の人気の特産品が品切れになるという状況も出ております。そのため、生産者の確保、返礼品の充実、情報発信の方法も課題となっていると考えております。

この課題の解決に向けましては、返礼品となる特産品の見直しを行い、平成28年度は、特産品の種類を現在の40種類から80種類にふやし、品切れ状態の緩和と他の自治体との差別化を図っていきたいと考えております。

また、ホームページ等での返礼品となる特産品の表示方法につきましても、まるごと市場と連携し、発送のおくれを表示するなど、丁寧な対応を行いながら、できる限り多くの方に人気商品をご賞味いただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

先ほどありましたように、情報発信におきましても、新たに大手のふるさと納税専用のポータルサイトへの掲載を行い、窓口をふやすことで本市のふるさと納税のさらなるPRを行っていきたいというふうに考えております。先ほど言われました九州圏内でも、多くの自治体のほうが高額納付ということで、担当職員のほうにも、いろいろ工夫を重ねながら、現地の研修等も行いながら、今、進めているところでございます。

それから、まるごと市場の関係ですけれども、ふるさと納税によりまして特産品をアピールするため、それまでありました物産品ごとの返礼品の調達に変えまして、平成27年8月から本格的に人気商品の組み合わせや窓口の一本化などを、まるごと市場と連携してやっているとございます。現在も、ポイント制につきましては研究を進めているところでございますので、今後ともそういった方向性を持って進めたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 先ほども言いましたけども、民間の感覚で言えば、まるごと市場のほうは売り上げが足りておりませんし、まずインターネットショップの場合は、あまたありますから、どうやって知ってもらうかというところが一番最初の努力するところなのかなあというふうに思います。どんなきっかけであれですね、まず、まるごと市場のサイトを見てもらう、知ってもらうきっかけにもなりますんで、一日も早い研究をしていただいて実行していただければと思います。

ちなみに、皆さんご案内かとは思いますが、ふるさとチョイスというサイトに検索カテゴリーランキングというのがあります。どんなものが一番興味を持って見られているかというのが、第1位が牛肉です。第2位、米。第3位、電化製品。そして第4位に宿泊券とあります。1位の牛肉と2位の米と4位の宿泊券は、この本市でも十分にできると思いますので、ぜひご参考にされて前向きに取り組んでいただければというふうに思いまして、三つ目の質問に移っていきたいと思います。

最後の質問は、投票率と若い世代の政治参加についてであります。

初日の城議員への質問で、ある程度、私が聞きたいことはもうご答弁をいただいておりますし、残念なご答弁だと私は考えております。

そもそもなんですが、選挙管理委員会の皆様は投票率が高いほうが良いと考えられているのか、低いほうが良いと考えられているのか、そこをまず教えてください。

○議長（森 清孝君） 選挙管理委員会委員長、中村道夫君。

[登壇]

○選挙管理委員会委員長（中村道夫君） 選挙管理委員会の委員長の中村でございます。

選挙管理委員会の所管事項についてのお尋ねでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

日本は、国民が主権を持つ民主国家、ご承知のとおりでございますが、そして選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としての意思を政治に反映させることのできる最も重要な基本的な機会でございます。

多くの意思が政治に反映されるためには、投票率は高いほうが良いと考えております。そのため、委員会では、菊池市明るい選挙推進協議会を中心に、各選挙の都度、投票に行きましょうという呼びかけを実施しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 答えが一緒でよかったです。私も高いほうが良いと思っております。城議員と一緒にですが、熊日新聞に1月12日、ことしの1月の初めのほうにですね、12日に、大津町では、大津町の選挙管理委員会では大津高校と翔陽高校に期日前不在者投票所を1日限りであるが置くというような報道、私もこれからこの質問に来ておりますが、私、すぐこれから大津町の選管のほうに行きましてお話を聞かせていただいたら、公募であると。それから、じゃ県の選挙管理委員会に行ってお話を聞かせていただいたら、ぜひ今回の18歳の投票権の引き下げをきっかけにいろいろ知ってほしいと、投票率を上げたいという思いがあるから、こういうことをしていますと。

いろいろ勉強させていただくと、聞けばですね、県の選挙管理委員会から予算をつけると、高校に期日前投票所をつくることに関しては予算はちゃんと用意しています。菊池の選挙管理委員長は、投票率が高いほうが良いと考えている。大津はやる。何で初日の答弁で、しないという答えになるのか、ちょっと私にはよくわかりませんが、今までの答弁書なんかも、昔の一般質問の議事録なんかも読むと、投票率を上げるためにいろいろ頑張っていきたいというようなことが複数書いてあります。この議会で私が何か言うても答弁が変わるとは思っておりませんが、やる方向の答えというか、材料がたくさんあるのに、出前講座だけやって投票率を上げていこうというのは、ちょっと納得がいかないというか消化不良な感じがします。

ちなみにですね、菊池高校と菊池女子高は、菊池市からのそういった期日前不在者投票所の設置のお願いがあったときには、前向きに検討をしたいというふうなお答えもいただいております。

ぜひですね、まだ時間がありますんで、今議会では答えは変わらないと思いますが、もしかしたら6月ぐらいにはやっぱりやるというような答えが出るかもしれま

せんので、もう一回、何のために選挙をするのか、投票率がなぜ高いほうがいいのかというのを委員さんで考えていただけたらというふうに思います。

投票率が上がるということは、私にとっては政治への関心が高まるということだと思えます。政治への関心が高まるということは、翻って自分のまちや自分の国、そして自分のことを考えることだというふうに考えるからこそ、投票率が高いほうがいいと私は思っております。

そこで、若い世代、18歳に引き下げになったから高校への設置ということになるんですけども、若い世代の政治参加ということで、この話をしようと思ったら、凶らずも初日と2日目に、菊池南中学校の3年生の生徒の皆さんが傍聴に来ていただきました。これは、聞くところによると中学校から何か傍聴したいということで、うれしいご依頼を受けたというふうに聞いております。

私、やがて2年前ですかね、議会広報特別委員会で鹿児島の出水市議会というところに広報の研修に行ったときに、そこの議員さんとの意見交換会の中で、実は出水市議会では年に1回、小学校の6年生の子どもたちが、公民の授業の一環として傍聴に来ますという話を聞いて、すごくいいなあと思ってですね。それからいろいろ調べておりましたが、各自治体、いろいろそうやって授業の一環として、その公民という授業がありますから、多分、今回来ていただいたのもそれだと思えますけども。

教育とは人間の根幹をなすものです。その中に政治にもっとかかわっていけるようなそのきっかけの一つとして、中学生であればですよ、子ども議会をさせてるじゃないですか、すばらしい取り組みだと思えますよ。それで、今回みたいに、こうやって来ていただければ、やっぱりそのときに質問されていた議員さんも、いつもよりちょっと胸を張って立派に質問をされてたと思えますよ。すばらしいことだと思えます。

だからこそ、教育長、授業の一環として、各小学校、中学校の生徒・児童さんに年に1回はですね、定例会は年に4回やっているんで、授業の中に組み込むというような考え方はありませんか。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃいましたように、政治につきましては、小学校6年生の社会科で日常生活における政治の働きについて学習をします。中学校3年生の社会科の公民的分野で、民主政治と政治参加について学習をするようになっております。

ご質問の本市の小・中学校の授業の一環で定例会の傍聴を取り入れる考えはない

かということですが、昨日、一昨日と南中の生徒が傍聴に来ましたように傍聴は可能ですので、授業の中に市議会の傍聴等が取り入れやすくなるように、小・中学校に対しまして開催期間や時間等の情報提供を行っていきたいというふうには思っております。

ただ、距離的な問題、あるいは教育課程で、やっぱり遠いところは少なくとも2時間は必要ですので、そこら辺の時間を生み出す問題等、これからそういうことが可能かどうかというのは、各学校でやっぱり時間を今から組んでいきますので、早目に学校には知らせて、そして傍聴することは可能ですので、できれば授業で生の議場の見学をしてはどうでしょうかというような働きかけは、やっていきたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 地理的に、この議場から七城とか泗水、旭志が遠いから2時間見なきゃいけないというようなことですが、私は2時間かかってもいいと思います。その分、2時間の授業時間に当てていただく、それだけの価値が十分この市議会にはあると思います。ぜひですね、毎定例会、年に1回でいいんですね、12月ぐらい、うちの娘が、今、6年生で12月ごろに習ったというふうに言われてましたんで、12月議会の定例会ぐらいのときに来ていただければなあというふうに思います。

繰り返しになりますが、なぜ投票率が高いほうがいいのか、それは政治に参加するという最初の一步だと私は思っています。政治に参加するという事は、自分のことをしっかりと考える、自分の国を、自分のまちをしっかりと考えることだと思っております。

私、冒頭で言いました、このまちをよくしたいという志を持って市議になりました。この場にいらっしゃる、いらっしゃらない方もそうでしょうけども、菊池をよくしたい、市民の幸せを考える、これは執行部だろうが、議員だろうが、市民全員の通念だと思っております。思いは一緒だと思っております。そんな市民にとって、県民、国民にとって、この市議会というのが一番身近な政治の場であると考えております。

市民に寄り添った市民のためにあるべきこの菊池市議会、合併当時、議員数は59名、それが28名になって、23名になって、現在20名と変革してきたこの菊池市議会ですね、現在のこの変革を遂げた菊池市議会をどう捉えられてますでしょうか、そして、これからの菊池市議会に期待することは何でしょうか、
.....
.....

第 5 号

3 月 8 日

平成28年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成28年3月8日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第22号 平成27年度菊池市一般会計補正予算（第10号）、議案第26号 平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）、議案第27号 平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第28号 平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第29号 平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）の訂正について

説明・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第22号 平成27年度菊池市一般会計補正予算（第10号）、議案第26号 平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）、議案第27号 平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第28号 平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第29号 平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）の訂正について

説明・採決



出席議員（20名）

1番	平	直	樹	君		
2番	東	奈	津子	さん		
3番	坂	本	道	博	君	
4番	水	上	隆	光	君	
5番	出	口	一	生	君	
6番	猿	渡	美	智子	さん	
7番	松	岡		讓	君	
8番	荒	木	崇	之	君	
9番	柁	原	賢	一	君	
10番	工	藤	圭	一	郎	君

11番	城	典	臣	君	
12番	大	賀	慶	一	君
13番	岡	崎	俊	裕	君
14番	水	上	彰	澄	君
15番	泉	田	栄	一朗	君
16番	森		清	孝	君
17番	樋	口	正	博	君
18番	木	下	雄	二	君
19番	山	瀬	義	也	君
20番	境		和	則	君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市	長	江	頭	実	君	
副	市	木	村	利	昭	君
政策企画部	長	小	川	秀	臣	君
総務部	長	馬	場	一	也	君
市民環境部	長	倉	原	良	則	君
健康福祉部	長	木	原	雄	二	君
経済部	長	松	野	浩	一	君
建設部	長	樫	川	博	久	君
七城総合支所	長	榎	田	邦	昭	君
旭志総合支所	長	水	上	満	弘	君
泗水総合支所	長	上	田	讓	二	君
財政課	長	中	村	喜	範	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局	長	徳	永	孝	博	君
市長公室	長	上	田	俊	介	君
教育	長	原	田	和	幸	君
教育部	長	松	岡	千	利	君
農業委員会事務局	長	原		和	徳	君
水道局	長	藤	本	辰	広	君
監査事務局	長	松	永	隆	則	君

事務局職員出席者

事務局 長	城 主 一 君
議 会 課 長	德 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 議案第22号 平成27年度菊池市一般会計補正予算（第10号）、議案第26号 平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）、議案第27号 平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第28号 平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第29号 平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）の訂正について
説明・採決

○議長（森 清孝君） 日程第1、議案第22号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第10号）、議案第26号、平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）、議案第27号、平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第28号、平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第29号、平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）、以上5案件の訂正の件を一括して議題とします。

この件について、会議規則第157条の規定に基づき、資料の配付を許可しております。

執行部の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、議案第22号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第10号）、議案第26号、平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）、議案第27号、平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第28号、平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第29号、平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補

正予算（第3号）の訂正についてご説明申し上げます。

各会計補正予算の地方債の前々年度末における現在高並びに全年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の記載に誤りがありましたので、その訂正をお願いするものでございます。

今回の件につきましては、事務処理上の確認不足によるものであり、深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

内容の詳細につきましては、この後総務部長が説明をいたしますので、訂正につきましては、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。

それでは、議案の訂正につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書その2をお願いいたします。

まず、議案第22号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第10号）でございます。

お手元に配付しております資料とあわせましてごらんいただければと思います。

72ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書について、訂正をお願いするものでございます。

別紙地方債調書の訂正についての1ページをごらんください。

訂正をお願いします箇所は、左から3列目の前年度末現在高、一番右の当該年度末現在高見込み額のアンダーラインの箇所でございます。

1行目の左から3列目、291億6,048万3,000円を282億9,878万3,000円に、同じく一番右の315億9,594万3,000円を307億3,424万3,000円に、最下段左から3列目、291億6,048万3,000円を282億9,878万3,000円に、同じく一番右の315億5,264万3,000円を306億9,094万3,000円に訂正をお願いするものでございます。

次に、議案第26号、平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）でございます。

議案書その2の124ページをお願いいたします。

同じく地方債に関する調書でございます。

別紙のほうは2ページをごらんください。

訂正をお願いします箇所は、1行目、左から3列目、14億3,235万9,0

00円を、14億3,085万9,000円に、同じく一番右の14億4,027万1,000円を14億3,877万1,000円に、最下段左から3列目、14億3,235万9,000円を14億3,085万9,000円に、同じく一番右の14億2,927万1,000円を14億2,777万1,000円に訂正をお願いするものでございます。

次に、議案第27号でございます。平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

議案書その2のほうは138ページでございます。

同じく地方債に関する調書でございます。

別紙資料は3ページをお願いいたします。

訂正をお願いします箇所は、1行目、左から3列目、40億3,029万9,000円を40億1,089万9,000円に、同じく一番右の39億6,188万8,000円を39億4,248万8,000円に、最下段左から3列目、40億3,029万9,000円を40億1,089万9,000円に、同じく一番右の39億1,758万8,000円を38億9,818万8,000円に訂正をお願いするものでございます。

次に、議案第28号、平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

議案書その2の152ページでございます。

同じく地方債に関する調書でございます。

別紙資料は4ページでございます。

訂正をお願いします箇所は、1行目、左から3列目、39億525万5,000円を、38億8,875万5,000円に、同じく一番右の38億6,017万1,000円を38億4,367万1,000円に、最下段左から3列目、39億525万5,000円を38億8,875万5,000円に、同じく一番右の38億2,117万1,000円を38億467万1,000円に訂正をお願いするものでございます。

次に、議案第29号、平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

議案書は、166ページでございます。

同じく地方債に関する調書でございます。

別紙資料は5ページでございます。

訂正をお願いします箇所は、1行目左から3列目、3億5,664万1,000円を、3億3,714万1,000円に、同じく一番右の3億8,415万2,0

00円を3億6,465万2,000円に、最下段左から3列目、3億5,664万1,000円を3億3,714万1,000円に、同じく一番右の3億7,815万2,000円を3億5,865万2,000円に訂正をお願いするものでございます。

今回の訂正につきましては、前年度末の起債残高見込み額を予算額で計上したことによりミスでございます。決算額でとるべきところを予算額でとってしまったという単純なミスでございます。事務処理上の確認不足によるものでございます。深くおわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

今後、このようなことがないように、さらに気を引き締めまして十分に気をつけてまいりたいと考えております。

訂正につきましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上でご説明を終わります。

○議長（森 清孝君） 説明が終わりました。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号の訂正について、承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号の訂正については、承認することに決定しました。

ここで議長より申し上げます。

議案の提出に当たっては、責任の所在を明確にし、議案の精査を徹底して行い、今後、議案の訂正等が発生しないような万全の業務体制をとっていただくよう強くお願いをいたします。

次に、発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） ただいま承認いただきました議案につきましては、後ほど議案の訂正をさせていただきたいと思っております。

この後、各委員会が始まります前に議員さん各位におかれましては、議席の上に置いたままにさせていただいて、修正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森 清孝君） 本件につきましては、各常任委員会に付託をしておりますが、

訂正後の議案に基づき、審査をお願いいたします。

次に、発言の申し出がっておりますので、これを許します。

平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） おはようございます。

3月4日の本会議、私の一般質問において、一部不適切な発言がありました。質問事項の投票率と若い人の政治参加についてにおける発言であります。

おわびして、議長におかれましては、発言の取り消しなどしかるべき措置をとっていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（森 清孝君） ただいま、平直樹君から、3月4日の一般質問の発言中、一部不適切な発言があるとのことで、取り消しの申し出がありました。

平直樹君の3月4日の一般質問の発言につきましては、後日、会議録を精査し、不適切発言等あった場合には、善処したいと思います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前10時11分

第 6 号

3 月 1 7 日

平成28年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成28年3月17日（木曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議事第 1号 議会改革検討特別委員会の設置について
第2 議案第47号 平成27年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
上程・説明・質疑・討論・採決

○

本日の会議に付した事件

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
追加日程第1 議事第 1号 議会改革検討特別委員会の設置について
追加日程第2 議案第47号 平成27年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
上程・説明・質疑・討論・採決

○

出席議員（20名）

1番	平	直 樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂 本	道 博	君
4番	水 上	隆 光	君
5番	出 口	一 生	君
6番	猿 渡	美智子	さん
7番	松 岡		讓 君
8番	荒 木	崇 之	君
9番	柁 原	賢 一	君
10番	工 藤	圭一郎	君
11番	城	典 臣	君
12番	大 賀	慶 一	君

13番	岡崎俊裕君
14番	水上彰澄君
15番	泉田栄一朗君
16番	森清孝君
17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
政策企画部長	小川秀臣君
総務部長	馬場一也君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	櫛川博久君
七城総合支所長	榎田邦昭君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田譲二君
財政課長	中村喜範君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永孝博君
市長公室長	上田俊介君
教育長	原田和幸君
教育部長	松岡千利君
農業委員会事務局長	原和徳君
水道局長	藤本辰広君
監査事務局長	松永隆則君

事務局職員出席者

事務局 局長
議 会 課 長
議 会 係 長
議 会 係

城 主 一 君
德 永 裕 治 君
松 原 憲 一 君
新 永 晶 子 さん

○議長（森 清孝君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第1、去る3月2日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第4号から議案第46号まで、及び請願第1号並びに陳情第1号から陳情第3号までの47案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、工藤圭一郎君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（工藤圭一郎君） おはようございます。本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案9件、予算案件2件、議決案件2件、陳情2件の計15案件でございます。

現地調査を踏まえ、3日間にわたり慎重に審議しましたので、その主なものについて、経過と結果について報告いたします。

まず、議案第4号は、菊池市行政不服審査会の設置に伴い、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第5号は、菊池市いじめ調査委員会を設置するに伴い、重大事態に係る事実関係を明確にするために、学校の設置者またはその設置する学校が行った調査の結果について調査・審議するとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、教育委員会ではなく、総務課から提案されている理由は何か、また今、いじめ調査委員会を設置しなければならない理由があるのかとの質疑に対し、教育委員会から、いじめに対して市長に報告されるが、市長がもう少し調査をしたほうがよいという判断があった場合に、市の附属機関の中で行える、現在いじめがあつていているということではなく、設置するタイミングであるとの答弁がありました。

次に、議案第6号は、地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第11号は、菊池市行政不服審査会、いじめ調査委員会、地下水対策協議会及び空家等対策協議会の設置並びに監査委員及び地域密着形サービス運営委員会委員の報酬改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明を受け、質疑はありませんでした。

次に、議案第12号は、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるとの説明を受け、質疑はありませんでした。

次に、議案第13号は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、関係条例を改正する必要があるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第14号は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づき実施された公務員の給与改定に準じて、本市一般職の職員の給与を改定するため、条例の一部を改正する必要があるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、2年間の現給保障で見直しがされるということであるが、そこに追いつかない年齢層が出てくると思うが、その年齢層はどれくらいかの質疑に、高齢者層になると思うが、具体的には出していないとの答弁がありました。

また、委員より2年後は引き下げになるが、金額の試算はできているのかとの質疑に、執行部より、採用とか退職等もあり、昇格等もあり、2年後の試算はしていないとの答弁がありました。

反対討論がありましたので申し上げます。今回の条例は、一方で引き上げる条例と、もう一方で引き下げる条例になっていて、下げ幅が上がる幅より大きくなっている。官民格差が一層開くことになり、人材確保や地域経済振興の面で条例の改正には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号は、一般職の給与改定に伴い、特別職の職員の給与を改定するため、条例の一部を改正する必要があるとの説明を受け、質疑はありませんでした。

次に、議案第16号は、航空写真の写しの交付に当たり、条例の一部を改正する必要があるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第22号中、付託分について、そのほとんどが事業実績もしくは見込みによる減額補正であります。歳入について、県支出金、県補助金、総務費補助金の増額のうち、92万9,000円はスクラムチャレンジ補助金であります。この補助金は、菊池映画祭実行委員会に対する補助金であります。12月の定例会で3

60万円計上されてますが、今回、出演者が確定し、今回追加で計上されたものです。事業費の10分の10が県から補助されます。

地方債補正について、委員より義務教育施設整備事業を全国防災事業に振りかえてあるが、平成27年度から始まった事業なのかとの質疑に、平成23年度に緊急防災・減災事業債が新設されていて、その事業から分かれて、平成24年度、全国防災事業ができていたとの答弁がありました。

委員より、以前からあった事業ということであれば、財源を充当する際には、そこまで調査してほしいとの意見がありました。

繰越明許費の教育費、社会教育費、文化会館整備事業4,514万4,000円について、委員より、工期内に工事が完了するという計画であるので、文化会館にあきがないからで、繰り越しの理由になるのか、わかっている工期が設定されているので、安易に繰り越しを認めていないかとの質疑に、文化会館と打ち合わせしながら、早目に工期が終了するようすべきであったとの答弁がありました。

教育費、教育総務費、事務局費、奨学資金貸付金について、委員より1,333万2,000円の減額になっているが、見込みより半分以下になっているが、申込者が減った理由は何か、また認定の基準はどうなっているのかとの質疑に、分析していないのでわからない、収支については学校を通して行っていた、基準については、低所得者、経済的困窮家庭ということで、要保護、準要保護者が基準になっていると答弁がありました。

次に、議案第33号中、付託分について、その主なものを申し上げます。

歳入については、寄附金、一般寄附金、がんばるふるさと菊池応援寄附金1億円を見込んであります。平成28年度は、返礼品を5段階に拡大し、特産物の種類をふやし、また返礼品の割合を現在の3割から4割に上げて、リピーターの確保を図る計画であります。

委員より、ふるさと納税は限度がないので、寄附する方をふやしてほしいとの意見がありました。

交通コミュニティ対策事業について、平成28年度から新たに七城地域への導入、全地域で週3日運行を週5日運行になります。

次に、庁舎整備事業について、継続費で承認されています平成28年度の事業費は10億8,648万2,000円で、財源は合併特例債が10億3,210万円、庁舎建設基金5,438万2,000円で、一般財源の充当はありません。平成28年度の事業内容は庁舎増改築工事、増築棟完成に伴う引っ越し、増築棟の業務開始に伴うオープニング費用であります。

委員より、庁舎整備事業に係る工事で菊池市内の業者が何者下請を行っているの

かとの質疑に、菊池市内の業者は3者であるとの答弁がありました。

次に、学校ICT教育推進事業について、校務用パソコンの導入及びシンクライアントICT教育環境整備事業支援システムの導入、電子黒板及び実物投影機等の導入を行うものであります。

事業費は、小・中学校合わせて1億1,453万7,000円であります。

次に、生涯学習センター整備事業について、平成28年度の事業費は10億6,659万1,000円であります。主なものは、建設工事等管理業務委託であります。

次に、本年5月に開催されます全国マスターズレガッタ大会に係る経費について、958万7,000円計上されています。

委員より、現在の進捗状況と課題はあるかとの質疑に、宿泊について400名程度申し込みが来ている。締め切り近くには1,000名程度になると思われる。準備として3部会を立ち上げ、それぞれの部会で動いている。ボートも老朽化していて、借艇を各県にお願いしている。課題を早期に発見して解決していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第43号、財産の無償譲渡については、東原区に貸し付け、当該区の公民館及び児童公園用地として利用されていた土地を、東原区からの要望を受け、自主的な自治運営を支援するために財産を無償譲渡するとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、譲渡の相手方は区長となっているが、地縁団体の認可ができていないということであれば、登記された場合、個人名となることに不安がある。平成26年12月の議案には、甲森北区の代表者という地縁団体に議案として提案されている。財政課として、地縁団体の認可を取得した上で、議案を提案されるよう指導すべきとの意見がありました。

また、委員より、議案が否決となった場合には、この土地において事故があった場合の責任の所在はどこにあるかとの質疑に、3月末で賃貸借が切れるので、契約の期間を延長して、区に管理をしていただくとの答弁がありました。

反対討論がありましたので申し上げます。東原の区長に会って話をしたが、地縁団体の登録は、区民に諮って行うつもりであったが、順序が逆転していることについて気になっていたということであった。また、3月の総会で区長も交代されるという話であるので、今の区長の名前で譲渡するのはおかしいと思うとの反対討論がありました。

採決の結果、全会一致で否決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号、辺地総合整備計画の変更については、辺地総合整備計画を

変更するに当たっては、議会の議決を経る必要があるとの説明がありました。

今回変更する箇所は、龍門辺地、杉生辺地、桜ヶ水辺地の3カ所であります。それぞれ防火施設整備及び林道用作業道路を整備するものとの説明を受け、質疑はありませんでした。

次に、陳情第2号、旧旭志幼稚園跡地利活用に関する陳情について、この要望書は旧旭志幼稚園跡地利活用検討会で跡地について検討を重ねられ、意見がまとまり陳情されたものであります。

検討会での結論として、幼稚園跡地に図書館及び子育て支援センターとして利活用してほしいという陳情であります。

委員より、旭志地区には学童保育の施設はないのかとの質疑に、執行部より、学校内ではないが、社会福祉法人で学童保育されているとの答弁がありました。

次に、陳情第3号、泗水小学校北側畑地の購入に関する陳情について、この陳情は、泗水小学校の職員の駐車場が不足することや、北門側道路の道幅が狭く、児童の通学に危険があり、北側の農地の購入をお願いする陳情であります。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第4号から議案第6号、議案第11号から議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第22号、議案第33号、議案第44号及び陳情第2号並びに陳情第3号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告といたします。

引き続き、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

委員会における調査の経過と結果について申し上げます。

実施日は1月19日と3月10日であります。所管事務調査の内容は、平成27年6月に提言を行いました戸崎小学校区及び花房小学校区の人口増対策についての取り組みであります。

提言後の現在の執行部の取り組み状況を調査しました。

執行部より、今後空き家調査及び登録を進めていきたい、また子育て世代の定住促進事業への取り組みを行う、戸崎・花房校区の公民館支館運営協議会に出向き、空き家バンクの説明会を実施する予定であるとのことでありました。

早目に今後の学校のあり方の基本方針、基本構想を協議して、議会に報告したい。今後、横断的な組織である政策調整会議にてプロジェクトチームを編成し、各部連携のもとに協議を進めていきたいとのことでありました。

執行部におかれましては、この人口増対策について、各部署が連携して取り組ま

れるようお願いしまして、所管事務調査報告とします。

○議長（森 清孝君） 次に、福祉厚生常任委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） おはようございます。本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案6件、予算案10件、陳情1件です。

現地調査を踏まえ、3日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第7号は、深刻化する消費者生活に対応するために、消費生活相談体制の強化を目的として、消費者安全法が改正されたことに伴い、条例を制定するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第8号は、指定管理者の収益から納付金を積み立てて、施設整備の財源に充てるための基金を設けるため、条例を制定するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、積み立てるのは使用料の何%などと明確に決められているのかとの質疑に対し、利益の3割以上としているとの答弁がありました。

次に、議案第9号は、硝酸性窒素の削減等を初め、地下水の水質保全の総合的かつ計画的な対策を講ずるため、協議会を設置するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、委員15名以内で組織するという中に住民代表とあるが、特化された者がいるのかとの質疑に対し、住民代表は区長協議会の代表者、七城の区長会の代表者、女性団体の代表者、生活環境委員の代表者等を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第17号は、平成27年度の税制改正により納税者の負担軽減と早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税の猶予性などの見直しが行われ、換価の猶予の申請、担保の要件等、一定の事項については各地域の実情に応じ、条例で定めることとされたため、条例改正するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第18号は、介護保険法の改正に伴い、これまでは県の指定や指導の範囲であった1日18名以下の利用が見込まれる小規模型通所介護事業所が、地域密着型サービスの事業所として変更されるに当たり、県から市へと担当業務が変更になったため、条例改正するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第19号は、介護保険法の改正により、これまでの認知症型グループホームや地域密着型多機能介護事業所で実施していた運営推進会議を介護予防認知症対応型通所介護も実施することとなったため、条例改正するものとの説明を受け、

特に質疑はありませんでした。

次に、議案第22号中、付託分については、そのほとんどが事業実績もしくは見込みによる減額補正であります。

委員より、市民課はマイナンバー関連で時間外手当が増になっているとのことだが、もうちょっと詳しく説明してほしいとの質疑に対し、執行部より、マイナンバーカードについては、申請数は予想を上回っており、交付事務を土曜・日曜や、希望があれば、平日5時過ぎにも対応したいと考えているとの答弁がありました。

委員より、社会福祉施設整備補助金の繰越明許の理由を詳しくとの質疑に対し、当初5月に国庫補助金の内示がある予定で、9月の着工、3月15日に竣工の予定であった。実際は、7月29日に国の内示があり、3月1日に着工ということで、大幅におくれて、10月末に竣工予定となっているとの答弁がありました。

さらに、委員より、平成22年から財務省のガイドブックで繰越明許については、期間が緩和されている。3月に一括して上げなくても、わかった時点で理由を明確にして繰越明許をかけるようにしてほしいという意見がありました。

次に、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第31号については、そのほとんどが事業費の確定及び実績見込みによる減額であり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第33号中、付託分について、その主なものを申し上げます。

委員より、主要事業一覧で、環境課分は再生可能エネルギー利活用事業と地下水対策事業の二つであるが、予算書ベースでは、RDFに幾らかかっているのかわからないため、事業費ベースでわかるように主要事業に上げてほしい。ほかにも、九州産廃の補償金や環境整備基金積立金も主要事業に入れてほしいとの要望がありました。

また、委員より、地籍調査について、現在の進捗率と全市完了まであと何年かかるのかとの質疑があり、執行部より平成28年3月末の進捗率見込みで64.2%、補助金にもよるが、このままでいくとあと20年程度かかるとの答弁がありました。

また、委員より、高齢化が進んでいるため、生活扶助費を抑え、医療扶助費を上げるという説明だったが、他自治体ではケースワーカーがパチンコに行っている生活保護受給者に何回もやめるよう勧告してもやめなくて、生活保護を停止したところもある。本当に困っている方にお金を使うべきだと思うが、市では支出を抑える取り組みをしているのかという質疑に対し、執行部より、そういう情報があった場合にはケースワーカーが出向いて、注意をして、今後の生活において改めていただくよう対処している。ほかにも、就労関係で生活保護就労支援員を中心に、ハローワーク等の仕事のあっせんをしているとの答弁がありました。

委員より、子ども医療費は菊陽町でも無料だったが、1医療機関当たり500円支払うことを義務づけている。財政が豊かな自治体が次の少子高齢化に向けて備えているのに、当市でもそのような取り組みをすべきではとの質疑に対し、執行部より菊陽町では、子どもがどんどんふえており、窓口での支払いがない現物給付に移行するに当たって、医療費がふえることを抑制するため、500円の自己負担をお願いした経緯があるようで、背景が当市とは違うとの答弁があり、さらに委員より、現物給付は菊池市も条件は同じで、一番心配するのは、子どものためだと言って借金をして医療費を無料にしても、その借金を子どもたちに払わせるのなら、今の親で払って、後世に借金を残さないというやり方が正しいのではないかとの意見がありました。

次に、議案第34号について、主なものは、委員より、国保加入者の減で繰越金がふえている中、市の取り組みはとの質疑に対し、執行部より、今検討しているのがポイント付与制度で、健康づくり事業等に参加した場合にポイントをためていき、物産館などで商品に交換できるものである。また、医療費適正化ということで、多受診、頻回受診者に対し、健康相談も行っている。平成30年には国民健康保険は熊本県を保険者として一元化されるので、そういうことも見据えながらやっていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第35号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第36号について、その主なものは、委員より介護保険は郡市で一番高い基準額だが、ピークを迎えるときに、どのぐらいの予算規模になるのかという質疑に、執行部より、今は第6期の1年目であるが、やはり給付費は伸びている。高齢者もふえていて、本当に必要な人に必要なサービスをとるように計算しても、このままでは足りなくなる。第7期には、また増額になると思うとの答弁がありました。

さらに、委員より、シミュレーションして、高齢化のピークを考え、どのぐらい基準額を設定する必要があるのか、想定しておくべきとの意見がありました。

次に、議案第41号については、委員より償還金について、あと何回償還していかなければならないのかとの質疑に対し、執行部より、平成39年度までの償還で、つまごめ荘建設に伴う平成18年度から20年間の償還金であるとの答弁がありました。

次に、陳情第1号、陳情書は、参考人として陳情者をお呼びして、慎重に審査しました。

まず、執行部に同様の内容で要望書が出ているということで、現在の状況の説明を受けました。項目の一つにあるおのおの開催されていた慰霊祭、招魂際、追悼式

を1回に集約することについては、本年度から行うよう準備を進めている。慰霊碑の移転については、問題点として、泗水遺族会の総会での同意はまだとれていないこと、国有地のため、契約変更が必要なことなどがある。また、実際に移転するとなった場合、なぜ国の土地に慰霊碑を建てるのか、また政治的に中立であるのかというところを所管の管轄の財務省と協議していかなければならないとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、三つの慰霊碑を移転するとして、どのくらい費用がかかるのかとの質疑に対し、執行部より、合わせて655万5,000円との見積もりが出ているとの答弁がありました。

次に、陳情者より趣旨説明を受けました。戦後70年が過ぎ、遺族会は会員が高齢化で毎年減少の一途をたどっている。将来に至っては、慰霊碑等の管理もできなくなるのではと懸念しており、泗水、旭志、七城の慰霊碑を平和塔に移転して、市で管理してほしい。泗水遺族会の決定がおくれているが、役員会で決定しており、総会の決定は間違いないと確認しているとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、国有地に慰霊碑を移転できるのかという問題はあるが、遺族会から国に働きかけはできているのかとの質疑に対し、陳情者より、国がするのが当然であり、遺族会で行こうと思っているとの答弁がありました。

また、委員より、遺族の家の利用状況はどの質疑に対し、陳情者より、今現在はほとんど使っておらず、市に管理をお願いしたいとしているが、すぐにというわけではなく、行く行くは取り壊してもいいと思っているとの答弁がありました。

以上、慎重審議をしました結果、当委員会に付託されました議案第7号から議案第9号、議案第17号から議案第19号、議案第22号から議案第25号、議案第31号及び議案第33号から議案第36号並びに議案第41号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

討論がありました陳情第1号について申し上げます。

遺族会から提出された陳情書の内容については、配偶者は90歳以上、遺児も70歳以上ということで、大変な苦勞をされており、合併して11年でもあるので、ぜひ旧4市町村の遺族の方々の意を酌むべきとの賛成討論があり、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同いただきますようお願いを申し上げ、福祉厚生常任委員長の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 皆様、おはようございます。それでは、経済

建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例3件、予算案13件、議決案件2件、請願1件です。

現地調査も踏まえ、3日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第10号について、管理がなされていない危険な空き家が社会問題となっているため、国が空家等対策の推進に関する特別措置法を制定したことに伴い、市が実施すべき必要な事項について制定するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、更地にした場合に、固定資産税は上がらないということかとの質疑に対し、執行部より、現状では建物が建っている場合は固定資産税の減免が6分の1までされているが、解体が必要でも、本人がやらない場合、空き家の撤去を推進するために、6分の1の減免措置を除外するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第20号について、市営住宅の債権管理の適正化を図るため、関係条例の一部を改正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、公営住宅というものは、福祉的な要素が多いため、今まで延滞金を取るための条例を市が制定していなかったのではないかとの質疑に対し、執行部より、条例を制定していなかった根拠については、明確な理由を確認できていないが、ご指摘のとおり、福祉的な要素が強く、低所得者に対して低廉な家賃で賃貸するということが大きな目的であるので、そういった要素もあったのではないかと考えるとの答弁がありました。

次に、議案第21号について、今回、七城町にある雇用促進住宅の専用水道を上水道に統合するため、条例を改正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、なぜ雇用促進住宅の水道が入ってくるのかとの質疑に対し、執行部より、今までは簡易水道として特別会計で徴収を行っていたものを、今回上水道に一本化するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第22号については、そのほとんどが事業費確定によるものですが、委員より繰越明許費について、それぞれの事業で問題点があるとは思いますが、ある程度きちんとした見込みを含めた上で予算立てしていかないと、事業に対する見込みの甘さを指摘せざるを得ないとの意見がありました。

次に、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第32号ですが、そのほとんどが事業費確定によるものであります。

次に、議案第33号中、付託分について、その主なものを申し上げます。

農林業後継者対策推進事業において、委員より、農業後継者にしても、林業後継者にしても、それぞれの職業に対してプライドや自覚があると思うので、同じ名目での祝金ではなく、それぞれの名目に分けた形で交付してはどうかとの質疑に対し、執行部より、補助金の意味合いも込めたところで取り組んでいきたいとの答弁がありました。

有害鳥獣捕獲事業委託料150万8,000円において、委員より中山間地においてイノシシや鹿等による被害がどんどんふえてくると思うので、電気木柵の設置や捕獲隊員の増員も大事だが、それ以外でも、ジビエ料理など、市独自でいろいろ考えて調査、検討してみてもどうかとの質疑に対し、執行部より防御については、電気木柵により対応している。捕獲については、捕獲隊員の人数が減ってきているが、募集してもなかなか集まらないため難しい状況である。ジビエ料理については、山鹿市など、既に取り組んでいるところがあるので、今後調べてみたいとの答弁がありました。

まるごとにつぼん事業において、委員より、この事業に係る金額はトータルで幾らになるのかとの質疑に対し、執行部より、東京の浅草にオープンした商業施設、まるごとにつぼんを会場に、1カ月間菊池フェアを開催する。イベントにかかる旅費が約90万円、役務費が20万円、菊池フェア委託料が216万円、年間建物使用料が270万円、合同イベントの負担金が100万円で、合計約700万円になるとの答弁がありました。

また、委員より、大変な経費をかけて菊池の魅力を発信してもらおう事業であるので、きちんと費用対効果が出るように頑張ってもらいたいとの意見がありました。

道路等環境整備委託料1,429万7,000円において、委員より市道の草刈り管理について、菊池地域と七城地域へは委託料を払っていない。今後、調査して検討することだったが、状況はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、菊池地域と七城地域へは市道の草刈り管理を委託していなかったため、各区长へアンケート調査を依頼しており、4月1日までに回答をいただくようになっている。なるべく早く集計して、方針を決定していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、合併後、そういう格差があってはいけないので、平等を基本にして最優先でやっていただきたいとの意見がありました。

小規模水道施設整備等補助金3,400万円について、昨年、小規模水道施設整備補助金交付要綱と浄水器設置補助金交付要綱を改正して、3分の1補助から2分の1補助へ変更している。小規模水道施設整備補助金交付要綱については、改修及び増設の限度額を200万円から500万円に引き上げており、3カ所分で1,500万円を計上している。

また、浄水器設置補助金交付要綱については、限度額を10万円から20万円に引き上げており、要綱に該当する95カ所分の1,900万円を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、浄水器とは別に、ある程度大規模な補助についても予算化してあるのかとの質疑に対し、執行部より、小規模水道施設整備補助金は、地区有から5戸以上の共有で井戸を掘ったりした場合の改修等に出す補助金であり、限度額の500万円を3カ所分見込んで1,500万円を計上しているとの答弁がありました。

次に、議案第37号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第38号については、委員より、汚泥処理の委託業者は九州産廃なのかとの質疑に対して、執行部より、公共下水道事業の場合は産業廃棄物扱いとなるため、九州産廃であるとの答弁がありました。

次に、議案第39号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第40号については、委員より、汚泥引抜業務委託では、九州産廃に出しているのかとの質疑に対し、執行部より、農業集落排水事業は、一般廃棄物扱いになっているため、クリーンセンター花房に持ち込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第42号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第45号及び議案第46号は、関連があるため、一括して質疑を行いました。

主なものは、県道熊本菊鹿線のバイパス道路の開通に伴い終点を変更するため、市道路線の廃止と認定を行うものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、請願第1号、七城地区の地下水汚染に係る早急な対策に関する請願は、経済建設常任委員会と福祉厚生常任委員会の双方に関連があるため、連合審査会を開催して、審査を行いました。

まず、紹介議員から説明を受け、慎重に審査しました。昨年6月より七城町の38の行政区において硝酸態窒素の濃度の検査を実施していただいている。その結果、複数の行政区において硝酸態窒素の値が10ミリグラム・パー・リットルの基準値以上を示した世帯が多く見られた。市民が毎日飲み続けている水であるので、健康被害を引き起こす前に、早急に実施するよう理解いただきたいとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、請願の事項に恒久対策として七城地域の現状に応じた水道事業の推進とあるが、この七城地域の現状というものは、七城全域として捉えているのか、それとも違う部分があるのかとの質疑に対し、紹介議員より、現在38行政区のうち、6行政区で高い値が出ているが、まだ七城地域全体の詳細な把握はできていない。

もし、物すごく汚染が広がっていったら、これから先の対策をしていかなければならないとなれば、水道事業の推進に理解いただきたいという気持ちはあるものの、今のところ、結論は出ていない状況であるとの答弁がありました。

委員より、水道法では硝酸態窒素濃度が10ミリグラム・パー・リットル以上が対象となっているが、浄水器設置補助金交付要綱を見ると、8ミリグラム・パー・リットル以上となっている。対象基準は8ミリグラム・パー・リットル以上で考えているのかとの質疑に対し、執行部より、厚生労働省が定めている10ミリグラム・パー・リットルよりも、さらに基準を下げて、菊池市では8ミリグラム・パー・リットルを超えた場合、すぐに補助金交付要綱に適用させるという趣旨でやっているとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第20号及び請願第1号を除く議案第10号、議案第21号、議案第22号、議案第26号から議案第30号、議案第32号、議案第33号、議案第37号から議案第40号、議案第42号、議案第45号及び議案第46号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、討論のあった議案第20号について申し上げます。

議案第20号、菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定は、反対理由は、住民の暮らし、福祉の増進という、本来の地方自治体の役割に本条例の制定が反するという点である。公平・公正というかけ声のもとに、自治体の役割を放棄していくことは許されないとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、討論のあった請願第1号について申し上げます。

請願第1号、七城地区の地下水汚染に係る早急な対策に関する請願書は、水道事業に関しては、受益者負担との意見もあるが、安心・安全の飲料水を提供する責務は地方自治体にある。経済的な理由で浄水器設置をためらう世帯が生まれることは避けなければならないし、飲み続けていくことの危険性が明らかになっているもので、対策を緊急に講じることは当たり前のことだと考えるとの賛成討論がありました。

採決の結果、全員異議なく、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから委員長報告が否決であります議案第43号、財産の無償譲渡についてを除き、討論を行います。

議案第4号から議案第42号まで、議案第44号から議案第46号まで及び請願第1号、陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号、以上46案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） おはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

議案第13号、第14号、第20号、第33号、第34号、第35号、第36号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第13号、菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

反対の理由は、今回の改正により、地方公務員法改定によって導入された人事評価制度が新たに公表の項目に加えられている点です。

人事評価制度は、住民に寄り添い問題を解決していくという、本来の地方自治体のあり方をゆがめるものです。地方公務員の仕事に成果主義はなじみません。上司の顔色ばかりを伺うことになり、公務員の目が住民に向かなくなる懸念があります。人事評価を行うことによって、職員のモチベーションが上がるとの意見もありますが、実際に人事評価制度の相対評価を導入した大阪府では、評価者の74%、被評価者の70.4%が資質・能力・執務意欲向上につながるとは思わない、こう回答しています。逆に、職員の意欲低下につながりかねないものです。

以上の理由から、反対とします。

次に、議案第14号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

私の本会議での質疑でも明らかになりましたが、本条例の改正によって、職員の給与体系は結果として下がることとなります。今回の改正によって、職員の将来設計にも影響を与えることはもちろん、その影響は菊池市の地域経済にも及びます。

以上の理由から、反対とします。

次に、議案第20号、菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

反対の理由は、住民の暮らし・福祉の増進という、地方自治体の本来の役割に反

するという点です。公営住宅法第1条には、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという公営住宅の目的が書かれてあります。

委員会の中での質疑でも、今まで延滞金を徴収してこなかった理由に、福祉的要素が強いという理由もあったとの答弁がありました。また、委員会の中で提出された資料でも明らかになりましたが、菊池市の公営住宅に入居されている77%の方の月の収入が14万4,000円以下となっています。他市で延滞金を徴収している自治体も、市レベルでは14市中3市しかありません。効果という点でも、実施している自治体からの回答では、明確な効果という回答ではありませんでした。

公平・公正な徴収業務というのは大事であるとの認識は、私にももちろんあります。しかし、公平・公正というかけ声のもとに、自治体本来の役割が放棄されることは許されません。

以上の理由から、反対とします。

次に、議案第33号、平成28年度菊池市一般会計予算についてです。

反対の理由の1点目は、本予算に情報漏えいなど多くの問題を抱えているマイナンバー関連の予算が計上されている点です。

反対の理由の2点目は、部落解放同盟への直接的な補助金を含めた関連予算についてです。

昨年度の決算でも指摘しましたが、本年度の予算でも改善は見られません。このような予算の計上は、部落差別を逆に固定化させるものであると考えます。

反対の理由の3点目は、本予算の職員研修費の中に、人事評価関連の予算が計上されている点です。

人事評価の問題点は、先ほどの議案第13号の反対討論の中で述べましたので省略します。

次に、議案第34号、平成28年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算についてです。

市民の暮らしの実態を踏まえるならば、他市と比べても高過ぎる国保税は、据え置きではなく、一般会計からの繰り入れなども行い、引き下げに踏み切るべきです。

以上の理由から反対とします。

次に、第35号、平成28年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。

県全体で、来年度からの保険料の値上げは見送られましたが、本制度そのものが高齢者を年齢で差別し、給付を抑制し、負担をふやしていく問題のある制度であると考え、その制度そのものに反対する立場から、反対とします。

次に、第36号、平成28年度菊池市介護保険事業特別会計予算についてです。

来年度からは、要支援者の介護保険外しの事業がスタートします。また、2割負担の引き続く導入など、負担増と給付削減が介護分野を襲っています。大もとには国の責任がありますが、実施主体である菊池市が、さらなる市民の負担軽減措置を講じ、必要なサービスを十分行うべきと考え、反対とします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（森 清孝君） ただいま、議案第13号、議案第14号、議案第20号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第13号に対する討論を行います。

議案第13号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第13号に対する討論を終わります。

次に、議案第14号について、反対討論がありましたので、議案第14号に対する討論を行います。

議案第14号について、ほかに討論はありませんか。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） おはようございます。猿渡美智子です。

議案第14号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、私も東議員と同様、反対の立場から討論をさせていただきます。

熊本県人事委員会は、熊本における官民の給与格差を調査し、公務員のほうが1,268円、平均で安かったとの結果に基づいて、0.38%の賃上げを勧告しています。

その勧告に基づいた給与表が議案第14号の一つ目の給与表です。

ところが、同時に、公務員給与の総合的見直しによる2%引き下げが提案されています。平成26年度、1回前の勧告で、7年ぶりに、やっと公務員給与は0.55%の賃上げができました。しかし、総合的見直しで2%を下げるのであれば、26年度勧告以前より、もっと賃金は下がることになってしまい、人事院勧告の意味がありません。

政府は企業に対しては、経済の好循環を生むためだとして、賃上げを呼びかけているのに、公務員給与に対しては、50歳代後半、つまり定年前の何年かが民間より高い傾向にあるということを理由として、全体の引き下げをするというのは矛盾しているのではないかと思います。

緩和措置として、2年間の現給保障をすることになっていますが、2年間の昇給を経た後でも、45歳ぐらいからは、実質的に給与が減ってしまいます。子どもの

教育費や住宅ローンなど、出費のかさむこの時期に、この年代に減給するというのは、現職員にとっては、大変に厳しいばかりではなく、地域経済振興にとってもマイナスと考えます。

よって、議案第14号には反対いたします。

○議長（森 清孝君） 議案第14号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第14号に対する討論を終わります。

次に、議案第20号について、反対討論がありましたので、議案第20号に対する討論を行います。

議案第20号について、ほかに討論はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 議案第20号、菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

菊池市の未回収の債権、税金とか、合わせて今取れてない債権というのが、平成26年度決算で17億1,000万円あります。そのうち、公営住宅の滞納額は6,150万円にも上ります。それを踏まえて賛成討論いたします。

公営住宅の延滞金は、昭和59年に私債権、私ごとの債権ですから、きちっと条例を定めなさいという最高裁の判決が出ております。また、平成25年の公営住宅の管理本には、準用、一つ、税条例があるなら、その条例を準用するのではなく、個別に定めるべきと、この管理本の中では定めています。

そもそも延滞金をなぜ取るのかといいますと、きちっと払った人と、そうでない人を区別するために、延滞金を徴収するわけです。権利を主張するならば、まずは義務を果たしてからと、私は考えます。公正・公平な徴収というのは、行政の基本であります。

以上の理由で、賛成討論といたします。

○議長（森 清孝君） 議案第20号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで、議案第20号に対する討論を終わります。

次に、議案第33号について、反対討論がありましたので、議案第33号に対する討論を行います。

議案第33号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで、議案第33号に対する討論を終わります。

次に、議案第34号について、反対討論がありましたので、議案第34号に対する討論を行います。

議案第34号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで、議案第34号に対する討論を終わります。

次に、議案第35号について、反対討論がありましたので、議案第35号に対する討論を行います。

議案第35号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第35号に対する討論を終わります。

次に、議案第36号について、反対討論がありましたので、議案第36号に対する討論を行います。

議案第36号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第36号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） まず、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 次に、賛成者の発言を許します。

平直樹君。

○1番（平 直樹君） おはようございます。請願第1号、七城地区の地下水汚染に係る早急な対策に関する請願書について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

元来、七城地区は、潤沢な湧水地であり、上水道を整備しなくとも、これまでこられた経緯があります。ですが、平成10年あたりから硝酸性窒素等の問題が出てきて、特に近年は、基準値を超えるエリアが出てまいりました。日本国憲法第25条の観点に立って考えたとき、そして特に七城地区、全区の区長さんの印鑑がついてあるという意味を考えたときに、もし仮に上水道整備ということになれば、もちろん加入率は高い加入率が見込めるであろうと考えました。

さらに、そもそもの請願書というものを議員としてどう捉えればいいのかという点からも、請願者の皆さんの願意を酌むという、以上3点の理由で賛成といたします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

請願第1号、七城地区の地下水汚染に係る早急な対策に関する請願書について、賛成の立場から討論を行います。

水道事業に関しては、受益者負担との意見もありますが、安心・安全な飲料水を提供する義務は地方自治体にあります。経済的な理由で浄水器の設置をためらう世帯が生まれることは避けなければなりません。経済建設委員会の審議の中でも、請願項目1に関し、他地域との公平性という問題が指摘されましたが、事は毎日の飲料水です。飲み続けていくことの危険性、特に小さいお子さんを抱えていらっしゃるご家庭の危険性を考えるならば、速やかな対応が求められます。個々の責任や判断に委ねる問題ではありません。

以上の理由から、賛成討論とします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

ただいま反対討論がありました議案第13号、議案第14号、議案第20号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号を除き、一括採決します。

議案第4号から議案第12号まで、議案第15号から議案第19号まで、議案第21号から議案第32号まで、議案第37号から議案第42号まで、議案第44号から議案第46号まで及び請願第1号、陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号、以上の39案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、以上の39案件については、各常任委員長の報告のとおり可決、採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第13号、議案第14号、議案第20号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決す

ることに決定しました。

次にお諮りします。議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第33号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第34号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第34号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員長報告が否決であります議案第43号、財産の無償譲渡について、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は、起立によって行います。

議案第43号、財産の無償譲渡について、委員長の報告は否決であります。よって、可を諮る原則により原案について採決します。

お諮りします。議案第43号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立ありません。よって、議案第43号は否決することに決定しました。



日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（森 清孝君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

○

休憩 午前 11 時 10 分

開議 午前 11 時 17 分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

追加日程第 1 議事第 1 号 議会改革検討特別委員会の設置について

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第 1、議事第 1 号、議会改革検討特別委員会の設置についてを議題とします。

少子高齢化が急速に進展する中であって、景気の低迷など依然として厳しい状況が続いています。

議会としてもこのような社会状況に正面から取り組み、議員定数の検討など早急に取り組まなければなりません。

また、市民の議会に対する不信感を払拭し、信頼を取り戻すべく議会の原点に立ち返る必要があります。

そのために、議会機能の充実・活性化を図り、議会運営なども含め議会改革について総合的に検討し、より市民に開かれた議会を目指すために、本特別委員会を設置するものです。

お諮りします。議会改革検討特別委員会の設置について、10名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会の設置について、10名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内とすることに決定しました。

ただいま設置されました議会改革検討特別委員会の委員については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付しております特別委員会の名簿のとおり

指名します。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、議会改革検討特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩します。

○
休憩 午前11時20分

開議 午前11時21分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定に基づき、議会改革検討特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、工藤圭一郎君。副委員長、木下雄二君。

以上です。

○
追加日程第2 議案第47号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第2、議案第47号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第47号、菊池市一般会計補正予算（第11号）でございます。本年1月20日に成立しました国の補正予算であります、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を受けてのもので、一億総活躍社会関連予算として1億9,386万8,000円、環太平洋連携協定（TPP）関連予算として5,398万7,000円、災害復旧・防災・減災事業として1,522万円など、総額2億6,867万5,000円を追加するものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。それでは、追加議案についてご説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第47号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第11号）でございます。
2ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に2億6,867万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ298億8,755万2,000円とするものでございます。
内容につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。1枠目の款14国庫支出金、項2国庫補助金の計1億57万7,000円の増額は、緊急経済対策に係る財源分として交付されるものでございます。

2枠目の款15県支出金、項2県補助金の計1,492万6,000円の増額につきましては、緊急経済対策等に係る財源分としまして、県を通じて交付されるものでございます。

最下段の款21市債、項1市債の計6,000万円の増額につきましては、緊急経済対策事業として実施します情報セキュリティ対策強化事業、農業農村整備事業及び学校施設環境改善事業に対する市債でございます。

なお、3枠目の款18繰入金、項3基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、今回の予算の財源調整を行うため、9,317万2,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。1枠目の款2総務費、項1総務管理費、目11情報化推進費4,874万3,000円の増額は、情報セキュリティ対策強化のための業務委託料でございます。

同じく、目18総合戦略推進費8,672万8,000円の増額は、地方創生加速化交付金事業として取り組む事業費の補正となっております。

主な内容といたしましては、官民協働による菊池ブランド力加速化推進事業、健康医療関係産業と観光・農業等の連携による地域の新事業創出、女性活躍地域創造事業及び外国人観光客増加に向けた総合的な取り組みなどの広域連携事業分として補正をするものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

1枠目の款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費1,300万円の増額は、保育園の業務効率化の推進を図るための管理システム構築及びカメラ設置に対する補助金でございます。

2枠目の款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費1,522万円の増額は、お茶の摘み取り時に活用する乗用型摘採機能付除灰機2台の購入費でございま

す。

同じく、目8農地費5,398万7,000円の増額は、現在実施しております花房中部2期地区畑地帯総合整備事業及び七城地区の農業水利施設保全合理化事業、菊池3地区、菊池A地区に対する負担金等でございます。

3枠目の款6商工費、項1商工費、目4観光費560万の増額は、菊池溪谷内の浄化槽放流管の埋設に係る工事請負費でございます。

最下段の款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費4,000万円の増額は、泗水小学校エレベーター設置に対する設計監理業務委託並びに工事請負費でございます。

それでは、4ページに戻っていただきたいと思います。

第2表繰越明許費の補正でございます。国の補正予算による緊急経済対策事業につきましても、繰り越して事業を実施する必要がある場合がございますので、対象事業費の全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

ただし、先ほど説明いたしました花房中部2期地区畑地帯総合整備事業並びに七城地区の農業水利施設保全合理化事業につきましても、県に対する負担金等がございますので、年度内執行が可能ということで繰り越しはいたさないというところでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正でございます。先ほど歳入予算でご説明しましたとおり、緊急経済対策事業としまして実施します情報セキュリティ対策強化事業、農業農村整備事業及び学校施設環境改善事業の財源としまして、市債を発行するものでございます。

以上、議案第47号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時28分

開議 午後 零時22分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第47号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を

省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

今回の補正予算に反対の立場で討論を行います。

反対の理由は、本補正予算に、先ほども述べましたけれども、情報漏えいなど多くの問題を抱えるマイナンバー関連の予算が計上されている点です。

以上で反対をいたします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りします。議案第47号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成28年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

閉会 午後零時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 森 清 孝

菊池市議会議員 坂 本 道 博

菊池市議会議員 水 上 隆 光

付 録

平成28年第1回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(2月23日・3月17日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(菊池市一般会計補正予算第9号)	原案承認
議案第4号	菊池市行政不服審査会条例の制定について	原案可決
議案第5号	菊池市いじめ調査委員会条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市職員の退職管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市消費生活センター条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市老人福祉センター施設整備基金条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市地下水対策協議会条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市空家等の適切な管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第11号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第12号	行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第13号	菊池市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第14号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第15号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第16号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第18号	菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第19号	菊池市指定地域密着型予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第20号	菊池市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第21号	菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第22号	平成27年度菊池市一般会計補正予算(第10号)	原案可決
議案第23号	平成27年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第24号	平成27年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第25号	平成27年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第26号	平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第27号	平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第28号	平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第29号	平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第30号	平成27年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第31号	平成27年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第32号	平成27年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第33号	平成28年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第34号	平成28年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第35号	平成28年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第36号	平成28年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第37号	平成28年度菊池市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第38号	平成28年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第39号	平成28年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算	原案可決
議案第40号	平成28年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第41号	平成28年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第42号	平成28年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第43号	財産の無償譲渡について	原案否決
議案第44号	辺地総合整備計画の策定について	原案可決
議案第45号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第46号	市道路線の認定について	原案可決
議案第47号	平成27年度菊池市一般会計補正予算(第11号)	原案可決
議 事		
議事第1号	議会改革検討特別委員会の設置について	原案可決
請 願		
請願第1号	七城地区の地下水汚染に係る早急な対策に関する請願書	採 択
陳 情		

議案番号	件名	審議結果
陳情第 1 号	陳情書	採 択
陳情第 2 号	「旧旭志幼稚園跡地利活用」に関する陳情	採 択
陳情第 3 号	泗水小学校北側畑地の購入に関する陳情	採 択
報 告		
報告第 1 号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第 2 号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第 3 号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告

菊池市議会会議録
平成28年第1回2月臨時会
平成28年第1回3月定例会

平成28年6月発行

発行人 菊池市議会議長 森 清 孝
編集人 菊池市議会事務局長 徳 永 裕 治
作 成 神戸総合速記株式会社

電 話 (078) 321-2522

菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888
電 話 (0968) 25-2325